

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設  
プロジェクト

計画段階環境配慮書

令和 7 年 5 月

ENEOS Power 株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院の地理院タイル及び基盤地図情報を加工して作成したものである。

## 目 次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1- 1( 1 )
第2章 第一種事業の目的及び内容	
2.1 第一種事業の目的	2- 1( 3 )
2.2 第一種事業の内容	2- 2( 4 )
2.2.1 第一種事業の名称	2- 2( 4 )
2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類	2- 2( 4 )
2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力	2- 2( 4 )
2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	2- 2( 4 )
2.2.5 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2- 6( 8 )
2.2.6 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項	2- 9( 11 )
2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	2- 13( 15 )
2.2.8 その他第一種事業に関する事項	2- 14( 16 )
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	3. 1- 1( 19 )
3.1.1 大気環境の状況	3. 1- 1( 19 )
3.1.2 水環境の状況	3. 1- 40( 58 )
3.1.3 土壤及び地盤の状況	3. 1- 65( 83 )
3.1.4 地形及び地質の状況	3. 1- 70( 88 )
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3. 1- 75( 93 )
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3. 1-111( 129 )
3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況	3. 1-116( 134 )
3.2 社会的状況	3. 2- 1( 136 )
3.2.1 人口及び産業の状況	3. 2- 1( 136 )
3.2.2 土地利用の状況	3. 2- 11( 146 )
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3. 2- 15( 150 )
3.2.4 交通の状況	3. 2- 18( 153 )
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3. 2- 24( 159 )
3.2.6 下水道の整備状況	3. 2- 34( 169 )
3.2.7 廃棄物の状況	3. 2- 35( 170 )

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容・3.2- 40(175)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果 ······	4.1- 1 (235)
4.1.1 計画段階配慮事項の選定 ······	4.1- 1 (235)
4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由 ······	4.1- 8 (242)
4.2 調査、予測及び評価の手法 ······	4.2- 1 (245)
4.2.1 調査、予測及び評価の手法 ······	4.2- 1 (245)
4.2.2 調査、予測及び評価の選定の理由 ······	4.2- 1 (245)
4.3 調査、予測及び評価の結果 ······	4.3- 1 (246)
4.3.1 大気環境・大気質（窒素酸化物） ······	4.3- 1 (246)
4.3.2 景観 ······	4.3- 14 (259)
4.4 総合的な評価 ······	4.4- 1 (265)

第5章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ······ 5- 1 (267)

# 第 1 章

第一種事業を実施しようとする者の名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地



## 第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 香月 有佐

主たる事務所の所在地 : 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

(空白ページ)

## 第 2 章

第一種事業の目的及び内容



## 第2章 第一種事業の目的及び内容

### 2.1 第一種事業の目的

2025年2月18日に第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、「S+3Eの原則」※1のもと、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示された。

非効率な石炭火力のフェードアウトが促進される一方、将来の電力需要増加※2が見込まれる中において、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用やCCUS※3の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されている。そのため、供給力確保を目的として2023年度より開始された長期脱炭素電源オーケーションにおいては、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースについても支援がなされることとなった。

このような背景のもと、2024年4月からENEOSホールディングス株式会社の100%出資会社として電気・都市ガス事業を担う当社は、川崎臨海地域のENEOS株式会社川崎事業所の遊休地に、環境性および経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約75万kW）を1基新設することを計画している。建設候補地は、近隣にある既存LNG基地からパイプラインにより天然ガスの供給を受けることが可能な立地環境にある。

政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」や、経済産業省と関係省庁で策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」※4等を背景に、ENEOSグループでは2050年度のカーボンニュートラル社会実現に向けて、「カーボンニュートラル基本計画」を策定し、温室効果ガス排出削減を製造・事業の効率化やCCS※5、森林吸収等によって進めるとともに、社会の温室効果ガス排出削減に貢献するため、水素・カーボンニュートラル燃料・再生可能エネルギー等の供給による「エネルギートランジション」の推進と、リサイクルやシェアリング等による「サーキュラーエコノミー」の推進を掲げ、具体的な目標やロードマップを定めている。

当社としても「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト」の脱炭素化に向けて、S+3Eを前提にLNG・水素の混焼発電やCCSなど事業環境を踏まえた取りうる選択肢を将来的に検討していくことから、本事業は政府のエネルギー政策に合致するものと考えている。

本事業の運転開始時期は2033年頃を予定している。本事業の実現を通じ、国内における電力の安定供給に貢献するとともに、川崎臨海地域の活性化への寄与も目指したい。

※1 安全性(Safety)を大前提に、エネルギー安定供給(Energy Security)を第一として、経済効率性の向上(Economic Efficiency)と環境への適合(Environment)を図る

※2 電力広域的推進機関が2025年1月に公表した「全国及び供給区域ごとの需要想定(2025年度)」においては、2024年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新增設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034年度にかけて電力需要が増加すると想定されている

※3 CCUS：二酸化炭素回収・利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization & Storage)

※4 2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速させ、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策

※5 CCS：二酸化炭素回収・貯留(Carbon dioxide Capture & Storage)

## 2.2 第一種事業の内容

### 2.2.1 第一種事業の名称

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト（以下「本事業」という。）

### 2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

### 2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力

約 75 万 kW とした。

### 2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

第一種事業実施想定区域の位置：神奈川県川崎市川崎区扇町 12 番 1 号

ENEOS 株式会社 川崎事業所（以下「川崎事業所」という。）の敷地内

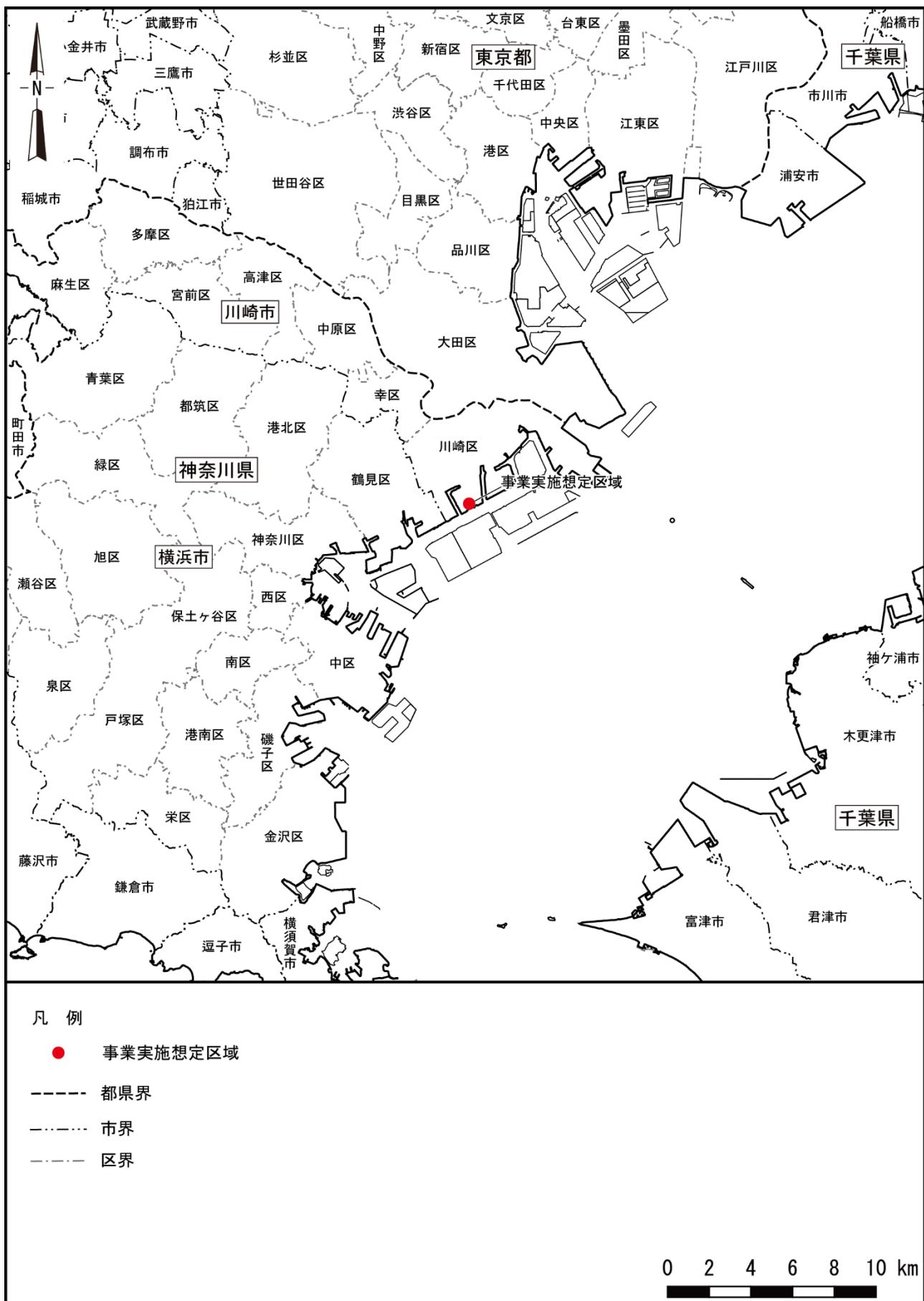
第一種事業実施想定区域の面積：約 17.2 万 m<sup>2</sup>

第一種事業実施想定区域（以下「事業実施想定区域」という。）は川崎事業所の遊休地とした。

現在、川崎事業所には使用されていないタンクや配管等が存在しているが、本事業は ENEOS 株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画である。

事業実施想定区域は工業専用地域であり、周辺の住居系地域から約 1.4km 離れている（「第3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況 第 3.2-2 図」）。

事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況は第 2-1 図～第 2-3 図のとおりである。



第2-1図 事業実施想定区域の位置



第2-2図 事業実施想定区域の位置及び周囲の状況（周辺地域及び周辺海域）



第 2-3 図 事業実施想定区域の位置及び周囲の状況（衛星写真）

## 2.2.5 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は規模に関する複数の案について検討した結果は、以下のとおりである。

### 1. 発電設備等の位置及び規模等に関する計画

発電設備等の位置については、既設の川崎市工業用水道及び燃料用パイプライン等の有効活用が可能な川崎事業所の敷地内とした。

敷地内には、三協興産株式会社、川崎バイオマス発電株式会社、ジャパンバイオエナジー株式会社、川崎天然ガス発電株式会社、太平電業株式会社が含まれるが、これらは事業実施想定区域には含めないこととする。

発電設備等の規模については、川崎事業所内で利用できる敷地の面積及び電力系統連系可能な規模等を考慮して、総出力約 75 万 kW とした。

### 2. 発電設備等の配置に関する計画

発電設備の配置案は、第 2-4 図のとおりである。

タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界における騒音・振動対策面を考慮した配置とする。

### 3. 発電設備等の構造に関する計画

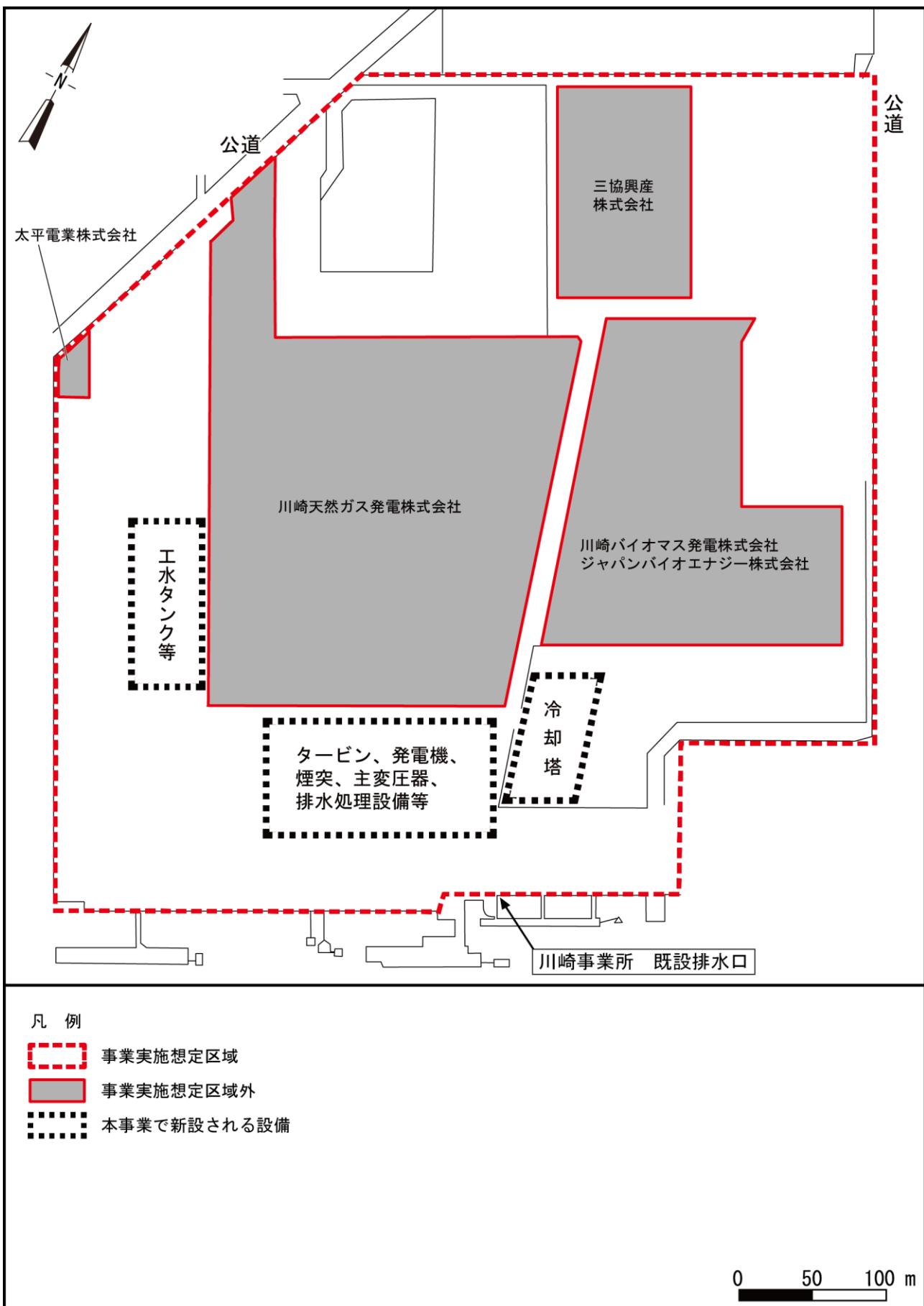
発電所の設備の概要是、第 2-5 図のとおりである。

復水器の冷却方式は、温排水の発生しない冷却塔による淡水循環冷却方式とした。

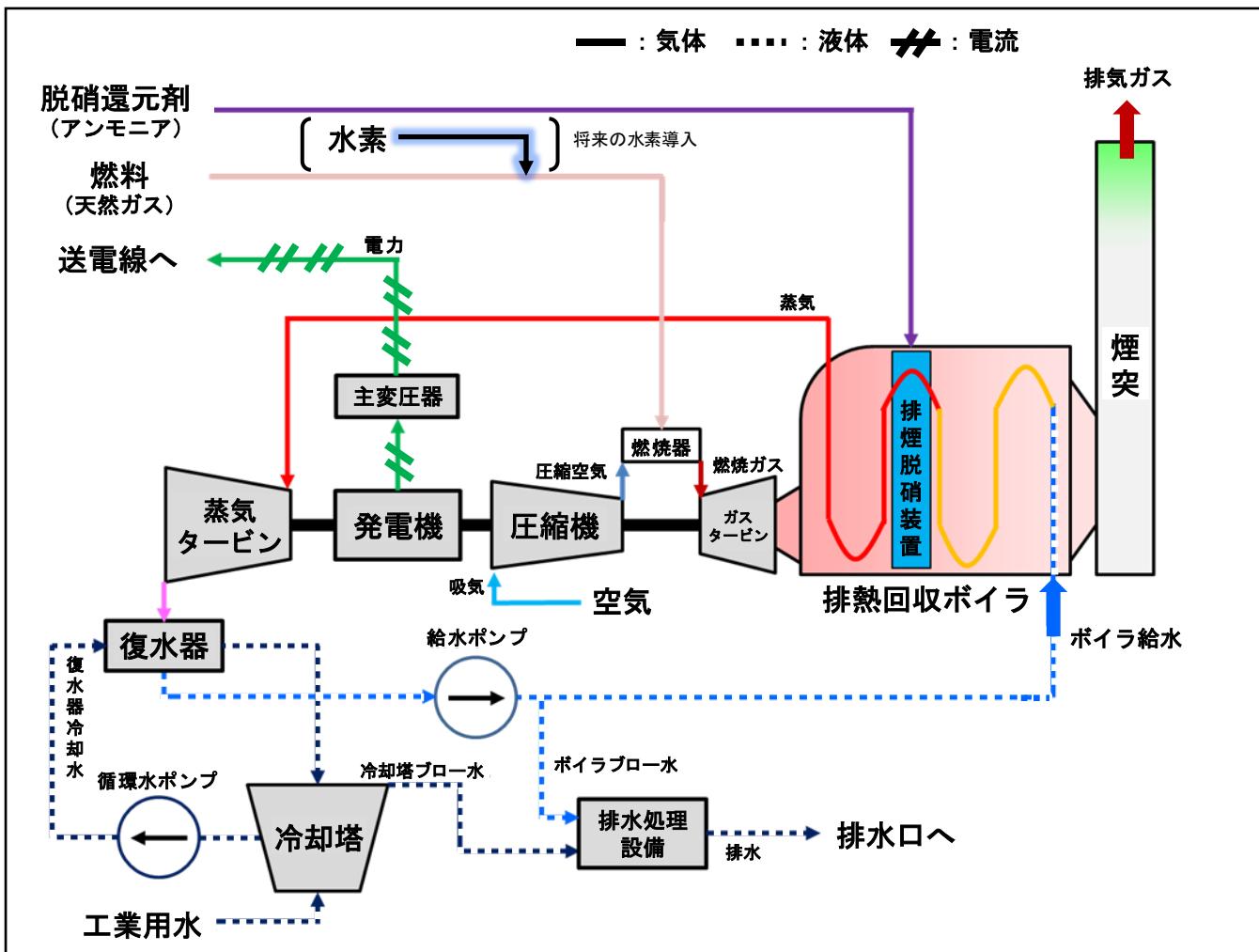
排水は、川崎事業所の既設排水口を使用する計画とした。

本事業では、窒素酸化物（以下、NOx という。）を排出することと煙突が視認性の高い構造物であることから、周辺地域の大気環境に加え眺望景観への影響に配慮し、構造の複数案として煙突高さを選定した。

煙突の高さは 80m 及び 100m の 2 案を設定し、周辺大気環境への影響並びに眺望景観への影響を比較検討する。



第 2-4 図 発電設備配置計画概要



第 2-5 図 発電設備の概要

## 2.2.6 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

### 1. 主要な機器等の種類

本事業の主要機器等の種類は第 2-1 表のとおりである。

第 2-1 表 主要機器等の種類

主要機器等	数量	概 要
ボイラ	1 台	排熱回収自然循環型
タービン	1 式	1 軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型
発電機	1 台	横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機
主変圧器	1 台	導油風冷型三相変圧器

### 2. 発電用燃料の種類

発電用燃料は天然ガスとし、近隣の LNG 基地からパイplineにより供給される計画である。

なお、脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入を検討する。

### 3. ばい煙に関する事項

ばい煙に関する事項は、第 2-2 表のとおりである。

燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物(NOx)が発生する。そのため、NOx 排出抑制対策として、低 NOx 燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する計画である。

第 2-2 表 ばい煙に関する事項

項目		単位	A 案	B 案
排出 ガス量	湿りガス	m <sup>3</sup> N/h	3,000,000	同左
	乾きガス	m <sup>3</sup> N/h	2,475,000	同左
実酸素濃度（設計値）		%	11.8	同左
煙 突	種類	—	鋼製円筒型	同左
	地上高	m	100	80
	頂部口径	m	6.6	同左
煙突出口のガス温度		°C	80	同左
煙突出口のガス速度		m/s	31.7	同左
窒素 酸化物	排出濃度	ppm	5 以下	同左
	排出量	m <sup>3</sup> N/h	22.8	同左

注：1. 排出濃度は、乾きガスベースであり、O<sub>2</sub>濃度 16% の換算値である。

2. 排出量は、以下の式により算定した。

$$\text{窒素酸化物排出量[m}^3\text{N/h]}$$

$$= \text{乾き排出ガス量[m}^3\text{N/h}] \times \text{排出濃度[ppm]} \times (21 - \text{実酸素濃度[%]}) / (21 - 16) / 10^6$$

### 4. 復水器の冷却水に関する事項

復水器の冷却水に関する事項は、第 2-3 表のとおりである。

復水器の冷却は冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑え、環境影響を低減する。

第 2-3 表 復水器の冷却水に関する事項

項目	内 容
冷却方式	機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）
白煙対策方式	乾湿併用式

## 5. 用水に関する事項

発電所で使用するプラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道から供給を受ける計画である。

## 6. 一般排水に関する事項

発電所からの排水は、冷却塔ブロード水、ボイラブロード水、純水装置からの排水、プラント雑排水等の発電設備からの排水及び生活排水がある。

発電設備からの排水は新設する排水処理設備、生活排水は合併処理浄化槽により、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に基づく規制基準を満足する水質に処理した後、川崎事業所の既設排水口（以下「既設排水口」という。）から海域に排出する計画である。

## 7. 騒音・振動に関する事項

発電所の稼働に伴い、冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等が新たな騒音・振動発生源となる。

これらの機器については、防音壁の設置、低騒音型機器の採用、強固な基礎とする等、防音・防振対策を適切に講じることにより騒音・振動の低減を図る計画である。

## 8. 交通に関する事項

### (1) 工事中の交通に関する事項

#### ① 陸上輸送

工事中の主要な陸上交通ルートは、第 2-6 図のとおりである。一般工事用資材及び小型機器等の搬出入車両は、主として県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する計画である。

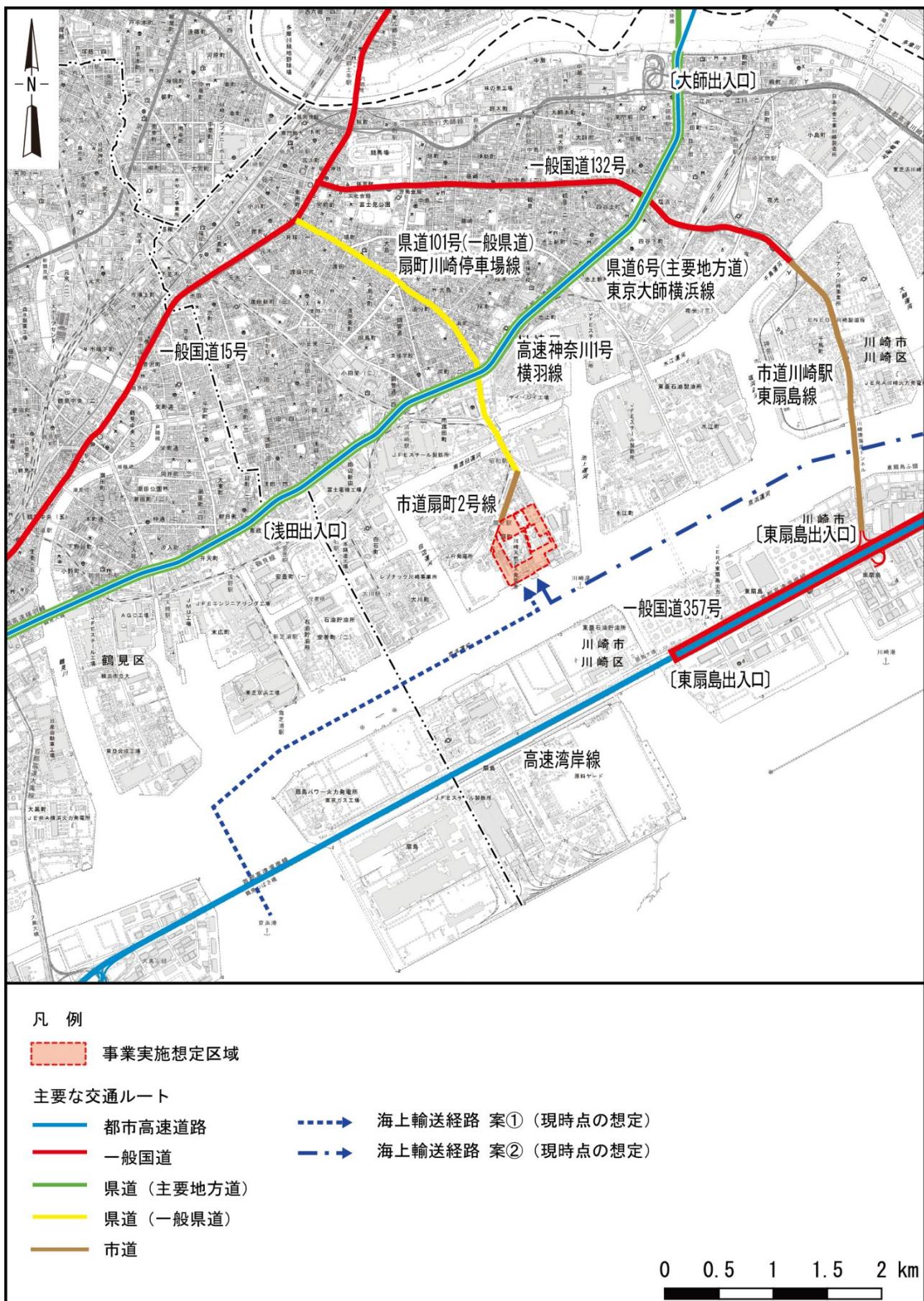
#### ② 海上輸送

発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である（第 2-6 図）。

### (2) 運転開始後の交通に関する事項

運転開始後の主要な交通ルートは、工事中の主要な交通ルートと同じである。

運転開始後の車両としては、通常時は通勤車両、定期点検時には定修関係者の通勤車両ならびに資機材の運搬車両が加わることとなる。



第2-6図 工事及び運転開始後における主要な輸送経路

## 2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要

### 1. 主な工事の内容

本事業における主な工事としては、土木建築工事、機器据付工事及び試運転がある。

土木建築工事では、タービン、発電機等の主要機器の配置に基づいて、機器などの据付に必要な杭打ち、掘削、建屋工事等を行う。

機器据付工事では、搬入したタービン、発電機等の主要機器を組立、設置し、配管工事、配線工事を行う。

その後、機器類の調整等のための試運転を行った後、2033年より営業運転を開始する予定である。

なお、復水器の冷却は冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し海水を使用しないため、取放水設備を設置しないこと、一般排水等の排水は既設排水口を利用し新設排水口を設置しないことから、海域の工事は行わない予定である。

### 2. 工事の期間

工事工程は、第2-4表のとおりであり、着工から運転開始まで約4年を予定している。

着工：令和11年（2029年）前半（予定）

運転開始：令和15年（2033年）前半（予定）

第2-4表 工事工程

主な工事	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和13年 (2031年)	令和14年 (2032年)	令和15年 (2033年)
土木建築工事	■	■			
機器据付工事 (機電工事)			■	■	
試運転				■	■

## 2.2.8 その他第一種事業に関する事項

### 1. 工事中の建設機械の稼働（大気質、騒音、振動）

工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努め、大気質、騒音及び振動への影響を低減する計画である。

### 2. 悪臭

試運転及び運転開始後において、排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持、管理によって漏洩を防止する。

### 3. 地盤沈下

工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。

### 4. 工事中の排水、水の濁り

工事排水及び雨水排水は仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。

### 5. 土壤汚染

工事中及び運転開始後において、土壤汚染の原因となる物質は使用しない。必要に応じて「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく対策を実施する計画である。

### 6. 緑化計画

「工場立地法」（昭和34年法律第24号）、「川崎市工場立地に関する市準則を定める条例」（平成12年川崎市条例第48号）、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年川崎市条例第48号）、「川崎市環境影響評価等技術指針」（川崎市、令和3年3月改訂）及び「川崎市緑化指針」（川崎市、平成8年策定・令和4年一部改正）、『「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画』に基づき、発電所敷地内に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。

### 7. 景観

景観の保全については、「景観法」（平成16年法律第110号）、「川崎市景観計画」（川崎市、平成30年）等に基づいたものとし、建物の色彩等は「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成8年）に基づき周辺環境との調和に配慮する。

## **8. 廃棄物**

工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、可能な限り発生の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難な廃棄物については「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）に基づいて極力再資源化に努めるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて適正に処理する計画である。

## **9. 残 土**

基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は、盛土等に有効利用する計画である。

なお、有効利用が困難な場合は関係法令に基づいて適正に処理する計画である。

## **10. 温室効果ガス**

最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。また、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成 21 年川崎市条例第 52 号）を考慮して進めることとする。

(空白ページ)

## 第 3 章

事業実施想定区域及びその周囲の概況



## 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲の概況については、既存資料等により整理した。

### 3.1 自然的状況

#### 3.1.1 大気環境の状況

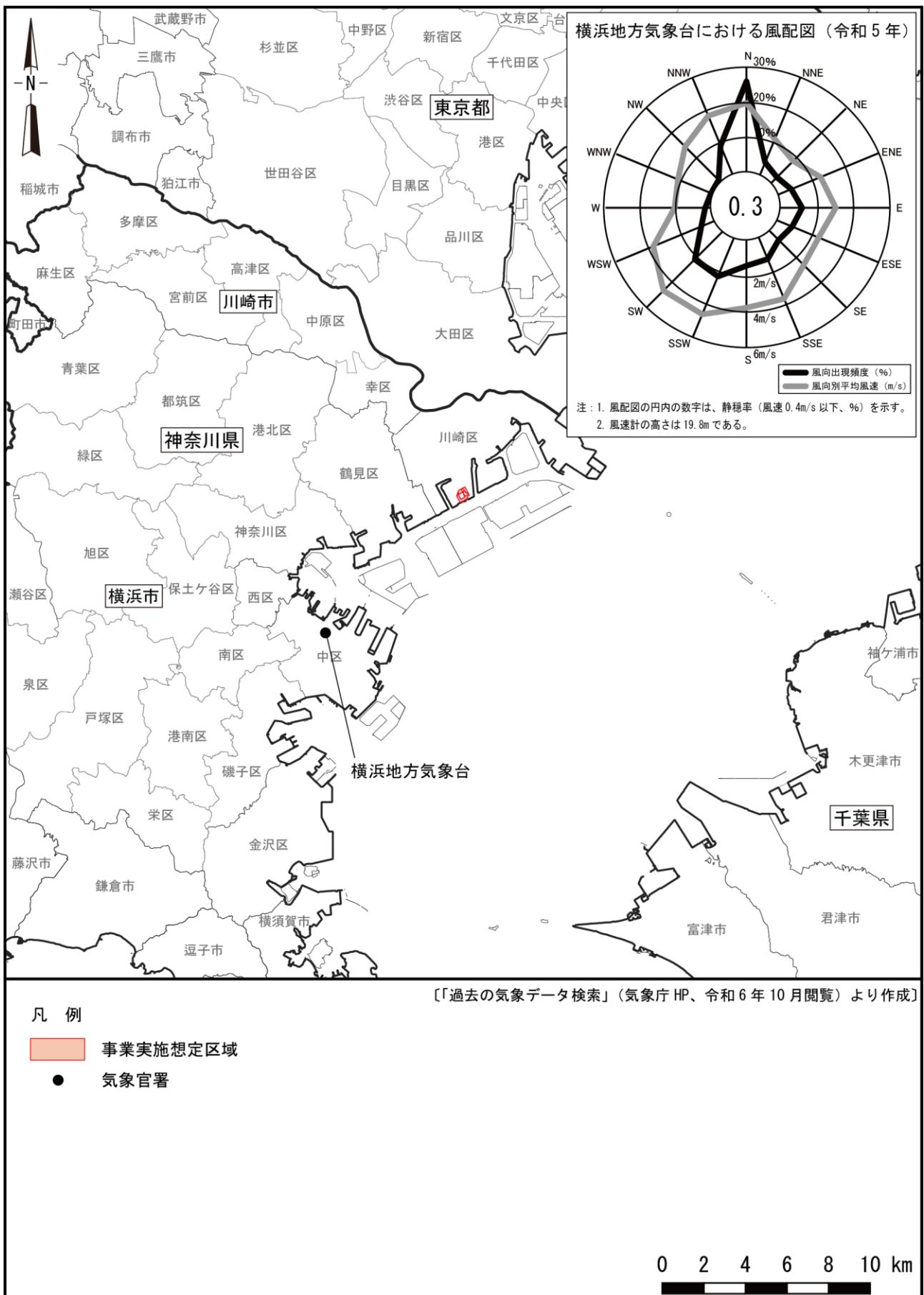
##### 1. 気象の状況

事業実施想定区域の位置する川崎市及びその周辺は、東日本型の東海関東型に属しており、比較的温暖な気候を有している。

〔「川崎市緑の基本計画」（川崎市、平成 30 年）より作成〕

事業実施想定区域の最寄りの気象官署は横浜地方気象台で、第 3.1-1 図のとおり事業実施想定区域の南西約 9km に位置している。令和 5 年の風配図については、年平均風速は 3.6m/s であり、風向頻度は北の出現が多くなっている。

横浜地方気象台の平年値（統計期間 平成 3～令和 2 年）は、第 3.1-1 表のとおりであり、最多風向は北、平均風速は 3.5m/s、平均気温は 16.2°C、平均湿度は 67%、年間降水量は 1,730.8mm となっている。



第3.1-1図 気象官署の位置

第3.1-1表 横浜地方気象台の気象概況（月別平年値）

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均	°C	6.1	6.7	9.7	14.5	18.8	21.8	25.6
	日最高の平均	°C	10.2	10.8	14.0	18.9	23.1	25.5	29.4
	日最低の平均	°C	2.7	3.1	6.0	10.7	15.5	19.1	22.9
相対湿度		%	53	54	60	65	70	78	78
最多風向		—	北	北	北	北	北	南西	南西
風速		m/s	3.6	3.7	3.9	3.9	3.6	3.2	3.4
降水量		mm	64.7	64.7	139.5	143.1	152.6	188.8	182.5
降水 日数	降水量 1.0mm 以上	日	5.1	5.4	10.0	9.5	9.8	11.9	10.3
	降水量 10.0mm 以上	日	2.2	2.1	4.8	4.4	4.9	5.8	4.5
	降水量 30.0mm 以上	日	0.6	0.6	1.3	1.4	1.5	1.8	2.0
日照時間		時間	192.7	167.2	168.8	181.2	187.4	135.9	170.9

項目		月	8月	9月	10月	11月	12月	全 年	統計期間
気温	平均	°C	27.0	23.7	18.5	13.4	8.7	16.2	1991～ 2020 (平成3～ 令和2 年)
	日最高の平均	°C	31.0	27.3	22.0	17.1	12.5	20.2	
	日最低の平均	°C	24.3	21.0	15.7	10.1	5.2	13.0	
相対湿度		%	76	76	71	65	57	67	
最多風向		—	南西	北	北	北	北	北	
風速		m/s	3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.5	
降水量		mm	139.0	241.5	240.4	107.6	66.4	1,730.8	
降水 日数	降水量 1.0mm 以上	日	7.5	11.5	10.7	7.7	5.5	105.0	
	降水量 10.0mm 以上	日	3.2	6.1	5.4	2.9	2.1	48.5	
	降水量 30.0mm 以上	日	1.3	2.4	2.3	1.1	0.4	16.7	
日照時間		時間	206.4	141.2	137.3	151.1	178.1	2,018.3	

注：全年の欄の値は、四捨五入の関係により、合計等が一致しない場合がある。

〔「過去の気象データ検索」（気象庁HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

## 2. 大気質の状況

### (1) 大気汚染発生源の状況

川崎市川崎区における令和5年3月末時点の「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正:令和4年6月17日)に基づくばい煙発生施設届出工場又は事業場の数は、191となっている。

また、ばい煙発生施設届出数は903で、このうちボイラーが273(30%)で最も多く、次いでディーゼル機関が230(25%)、石油加熱炉が106(12%)となっている。

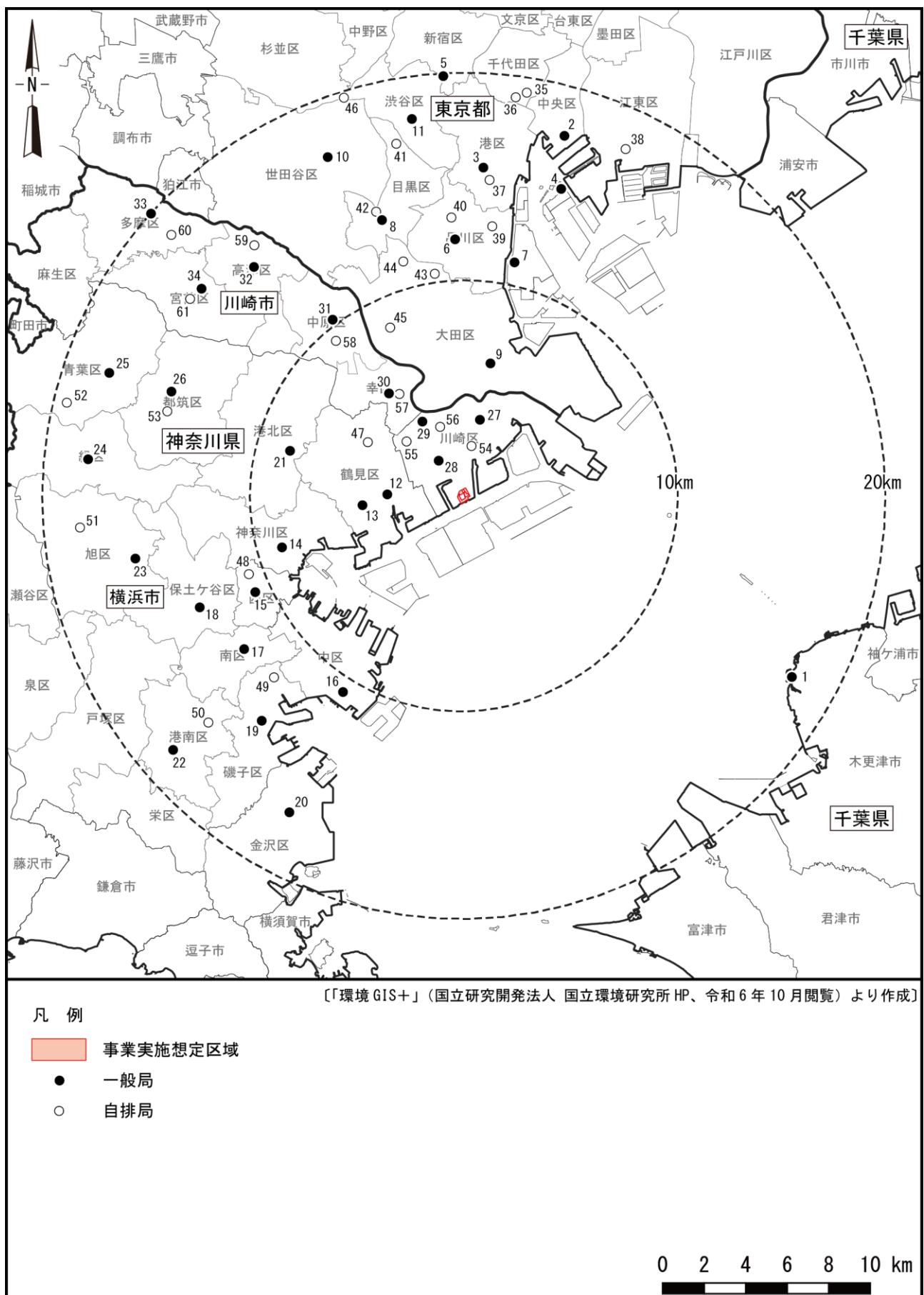
〔「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組(令和4(2022)年度の実績)」  
(川崎市、令和6年) より作成〕

### (2) 大気質の状況

事業実施想定区域から半径約20kmの範囲(以下「20km圏内」という。)における二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質については、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)34局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)27局で、測定が行われている。

測定局の位置は第3.1-2図、測定局の測定項目等の概要は第3.1-2表のとおりである。

また、環境基準が定められている有害大気汚染物質については、一般局及び自排局において定期的に測定が行われている。



第 3.1-2 図 大気質測定局の位置

第3.1-2表(1) 大気測定局の概要及び測定項目（一般局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目						
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	
						SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>	CO	SPM	Ox	PM 2.5	
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	木更津市	○	○	-	○	-	-	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	東京都	○	○	-	○	○	○	
	港区	3	港区高輪	住	東京都	-	○	-	○	○	○	
		4	港区台場	住	東京都	○	○	-	○	○	○	
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	国（国設）	○	○	○	○	○	○	
	品川区	6	品川区豊町	住	東京都	-	○	-	○	○	○	
		7	品川区八潮	住	東京都	○	-	-	○	○	○	
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	東京都	-	○	-	○	○	○	
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	東京都	○	○	○	○	○	○	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	東京都	○	○	○	○	○	○	
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	東京都	-	○	-	○	○	○	
神奈川県	横浜市鶴見区	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	横浜市	○	○	-	○	○	○	
		13	<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	横浜市	-	○	-	○	○	-	
	横浜市神奈川区	14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市西区	15	西区平沼小学校	商	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市中区	16	中区本牧	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市南区	17	南区横浜商業高校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市保土ヶ谷区	18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市磯子区	19	磯子区総合庁舎	商	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市金沢区	20	金沢区長浜	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市港北区	21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市港南区	22	港南区野庭中央公園	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市旭区	23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市緑区	24	緑区三保小学校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市青葉区	25	青葉区総合庁舎	住	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	横浜市都筑区	26	都筑区総合庁舎	商	横浜市	○	○	-	○	○	○	
	川崎市川崎区	27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	川崎市	○	○	-	○	○	○	
		28	<b>国設川崎</b>	住	国（国設）	○	○	○	○	○	○	
		29	<b>川崎市役所第4庁舎</b>	商	川崎市	○	○	-	○	○	○	
	川崎市幸区	30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	川崎市	○	○	-	○	○	○	
	川崎市中原区	31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	川崎市	○	○	-	○	○	○	
	川崎市高津区	32	生活文化会館	商	川崎市	○	○	-	○	○	○	
	川崎市多摩区	33	登戸小学校	住	川崎市	○	○	-	○	○	○	
	川崎市宮前区	34	宮前平小学校	住	川崎市	○	○	-	○	○	○	
測定期数						29	33	4	34	33	32	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定期局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定期局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. 測定期欄の「○」は測定が行われていること、「-」は測定が行われていないことを示す。

〔「環境GIS+」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
 「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧） より作成〕

第3.1-2表(2) 大気測定局の概要及び測定項目（自排局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目						
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	
						SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>	CO	SPM	Ox	PM 2.5	
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
		36	国設霞が関	商	国(国設)	○	○	○	○	○	○	
	港区	37	第一京浜高輪	商	東京都	—	—	—	—	—	—	
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
	品川区	39	北品川交差点	商	東京都	○	○	○	○	—	○	
		40	中原口交差点	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
		42	環七通り柿の木坂	住	東京都	—	○	—	○	—	○	
	大田区	43	環七通り松原橋	商	東京都	○	○	○	○	—	○	
		44	中原街道南千束	住	東京都	—	○	—	○	—	○	
	渋谷区	45	<b>環八通り千鳥</b>	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
神奈川県	横浜市鶴見区	47	<b>鶴見区下末吉小学校</b>	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市西区	48	西区浅間下交差点	商	横浜市	—	○	○	○	—	○	
	横浜市磯子区	49	磯子区滝頭	商	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市港南区	50	港南中学校	住	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市旭区	51	旭区都岡小学校	住	横浜市	—	○	○	○	—	—	
	横浜市青葉区	52	青葉台	住	横浜市	—	○	○	○	—	○	
	横浜市都筑区	53	資源循環都筑工場前	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	川崎市川崎区	54	<b>池上新田公園前</b>	工	川崎市	—	○	○	○	—	○	
		55	<b>日進町</b>	商	川崎市	—	○	○	○	—	○	
		56	<b>富士見公園</b>	商	川崎市	—	○	○	○	—	○	
	川崎市幸区	57	<b>遠藤町交差点</b>	商	川崎市	—	○	○	○	—	—	
	川崎市中原区	58	<b>中原平和公園</b>	住	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市高津区	59	二子	準工	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市多摩区	60	本村橋	住	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市宮前区	61	宮前平駅前	商	川崎市	—	○	—	○	—	○	
測定期数						3	26	16	26	1	20	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 第一京浜高輪測定局は、移設に伴い令和3年1月より測定を停止していたが、令和5年4月に運用を再開した。有効測定日数が少ないため、令和4年度データとしては採用しない。
3. **太字**で示した測定期局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定期局を示す。
4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

5. 測定期欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

〔「環境GIS+」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和6年10月閲覧)  
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和6年10月閲覧)  
 「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省HP、令和6年10月閲覧) より作成〕

## ① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄の状況は、20km 圏内における一般局 29 局、自排局 3 局で測定が行われております、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-3 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、事業実施想定区域から半径約 10km の範囲（以下「10km 圏内」という。）の一般局 8 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-3 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

### ※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第3.1-3表(1) 二酸化硫黄の測定結果（一般局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有○無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)	
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.002	0	0	0.015	0.005	○	0	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.001	0	0	0.016	0.003	○	0	
	港区	4	港区台場	住	0.001	0	0	0.019	0.004	○	0	
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.000	0	0	0.006	0.001	○	0	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.001	0	0	0.021	0.004	○	0	
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.001	0	0	0.028	0.004	○	0	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.001	0	0	0.011	0.002	○	0	
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.002	0	0	0.021	0.004	○	0	
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.025	0.004	○	0	
		15	西区平沼小学校	商	0.002	0	0	0.009	0.003	○	0	
		16	中区本牧	住	0.002	0	0	0.025	0.004	○	0	
		17	南区横浜商業高校	住	0.002	0	0	0.011	0.004	○	0	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.032	0.004	○	0	
		20	金沢区長浜	住	0.002	0	0	0.017	0.003	○	0	
		21	港北区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.020	0.003	○	0	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.002	0	0	0.034	0.003	○	0	
		23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.002	0	0	0.016	0.003	○	0	
		24	緑区三保小学校	住	0.002	0	0	0.008	0.002	○	0	
		25	青葉区総合庁舎	住	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.001	0	0	0.017	0.002	○	0	
川崎市		27	川崎区役所大師支所	住	0.001	0	0	0.019	0.003	○	0	
		28	国設川崎	住	0.001	0	0	0.029	0.002	○	0	
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.001	0	0	0.013	0.002	○	0	
		30	幸スポーツセンター	住	0.001	0	0	0.018	0.003	○	0	
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.001	0	0	0.015	0.002	○	0	
		32	生活文化会館	商	0.001	0	0	0.015	0.002	○	0	
		33	登戸小学校	住	0.000	0	0	0.011	0.001	○	0	
		34	宮前平小学校	住	0.000	0	0	0.012	0.001	○	0	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.1-3表(2) 二酸化硫黄の測定結果（自排局・令和4年度）

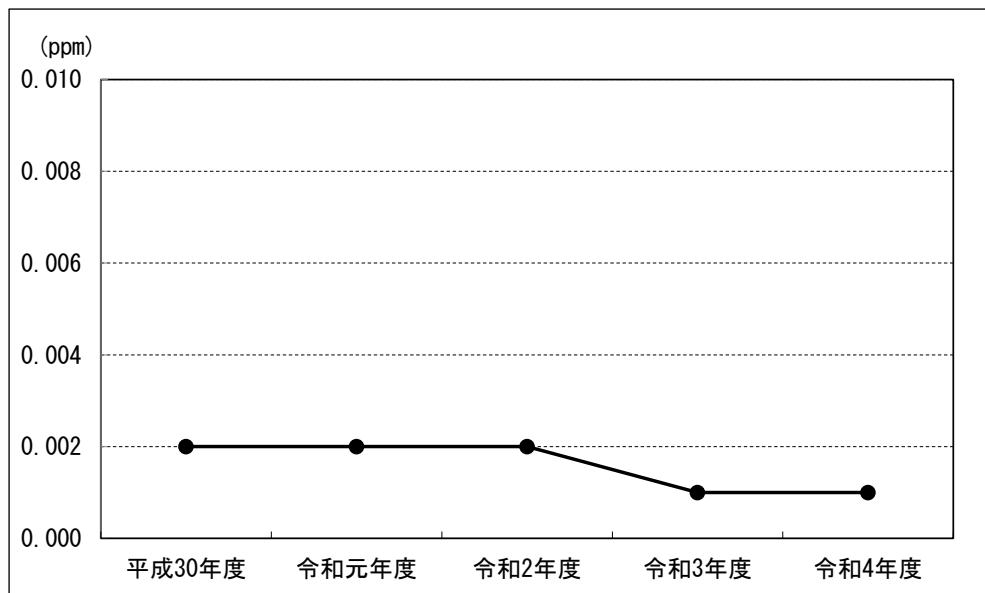
都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.001	0	0	0.018	0.004	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.002	0	0	0.013	0.003	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.001	0	0	0.011	0.003	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

商：近隣商業地域及び商業地域

[「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧)  
 「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和6年10月閲覧) より作成]



注：各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧) より作成]

第3.1-3図 二酸化硫黄の経年変化

## ② 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

二酸化窒素の状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 26 局で測定が行われております、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-4 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で適合している。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-4 図のとおりであり、横ばいで推移している。

※環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

第3.1-4表(1) 二酸化窒素の測定結果（一般局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 が 0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	1時間値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の 年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.008	0.057	0	0	0	0	0.019	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.017	0.091	0	0	0	5	0.037	0
	港区	3	港区高輪	住	0.016	0.093	0	0	0	2	0.034	0
	新宿区	4	港区台場	住	0.017	0.094	0	0	0	4	0.038	0
	品川区	5	国設東京（新宿）	住	0.012	0.075	0	0	0	1	0.028	0
	目黒区	6	品川区豊町	住	0.014	0.108	0	3	0	3	0.034	0
	大田区	8	目黒区碑文谷	住	0.014	0.068	0	0	0	1	0.033	0
	世田谷区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.017	0.075	0	0	0	1	0.036	0
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.013	0.068	0	0	0	1	0.031	0
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.015	0.074	0	0	0	2	0.033	0
	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.016	0.079	0	0	0	2	0.033	0
		13	<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	0.015	0.084	0	0	0	1	0.033	0
		14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.015	0.087	0	0	0	2	0.033	0
		15	西区平沼小学校	商	0.014	0.067	0	0	0	0	0.033	0
		16	中区本牧	住	0.015	0.077	0	0	0	1	0.033	0
		17	南区横浜商業高校	住	0.014	0.069	0	0	0	1	0.033	0
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.012	0.064	0	0	0	0	0.030	0
		19	磯子区総合庁舎	商	0.016	0.091	0	0	0	1	0.035	0
		20	金沢区長浜	住	0.011	0.057	0	0	0	1	0.026	0
		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.014	0.065	0	0	0	1	0.031	0
		22	港南区野庭中央公園	住	0.012	0.059	0	0	0	0	0.029	0
		23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.011	0.058	0	0	0	0	0.029	0
		24	緑区三保小学校	住	0.010	0.051	0	0	0	0	0.025	0
		25	青葉区総合庁舎	住	0.012	0.057	0	0	0	0	0.027	0
		26	都筑区総合庁舎	商	0.012	0.063	0	0	0	0	0.028	0
神奈川県	川崎市	27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	0.016	0.077	0	0	0	2	0.036	0
		28	<b>国設川崎</b>	住	0.016	0.072	0	0	0	2	0.036	0
		29	<b>川崎市役所第4庁舎</b>	商	0.017	0.067	0	0	0	1	0.035	0
		30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.014	0.066	0	0	0	1	0.033	0
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.013	0.071	0	0	0	1	0.032	0
		32	生活文化会館	商	0.013	0.067	0	0	0	1	0.031	0
		33	登戸小学校	住	0.011	0.061	0	0	0	0	0.030	0
		34	宮前平小学校	住	0.012	0.066	0	0	0	0	0.029	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.1-4表(2) 二酸化窒素の測定結果（自排局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 が 0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	1時間値 が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の 年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.019	0.109	0	1	0	1	0.035	0
		36	国設霞が関	商	0.017	0.086	0	0	0	1	0.034	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.020	0.088	0	0	0	8	0.041	0
		39	北品川交差点	商	0.020	0.104	0	1	0	8	0.040	0
	品川区	40	中原口交差点	商	0.020	0.078	0	0	0	7	0.039	0
		41	山手通り大坂橋	商	0.022	0.073	0	0	0	10	0.041	0
	目黒区	42	環七通り柿の木坂	住	0.020	0.074	0	0	0	3	0.038	0
		43	環七通り松原橋	商	0.028	0.092	0	0	0	68	0.050	0
	大田区	44	中原街道南千束	住	0.015	0.066	0	0	0	1	0.032	0
		45	<b>環八通り千鳥</b>	住	0.015	0.071	0	0	0	2	0.033	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.020	0.071	0	0	0	8	0.040	0
神奈川県	横浜市	47	<b>鶴見区下末吉小学校</b>	準工	0.019	0.089	0	0	0	4	0.037	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.020	0.072	0	0	0	5	0.039	0
		49	磯子区滝頭	商	0.016	0.084	0	0	0	1	0.033	0
		50	港南中学校	住	0.016	0.081	0	0	0	1	0.034	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.018	0.060	0	0	0	0	0.032	0
		52	青葉台	住	0.015	0.062	0	0	0	0	0.031	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.013	0.057	0	0	0	0	0.028	0
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	0.026	0.078	0	0	0	38	0.045	0
		55	<b>日進町</b>	商	0.017	0.068	0	0	0	2	0.034	0
		56	<b>富士見公園</b>	商	0.019	0.087	0	0	0	4	0.038	0
		57	<b>遠藤町交差点</b>	商	0.022	0.078	0	0	0	15	0.042	0
		58	<b>中原平和公園</b>	住	0.015	0.070	0	0	0	1	0.033	0
		59	二子	準工	0.023	0.080	0	0	0	13	0.041	0
		60	本村橋	住	0.014	0.053	0	0	0	0	0.029	0
		61	宮前平駅前	商	0.016	0.064	0	0	0	0	0.034	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

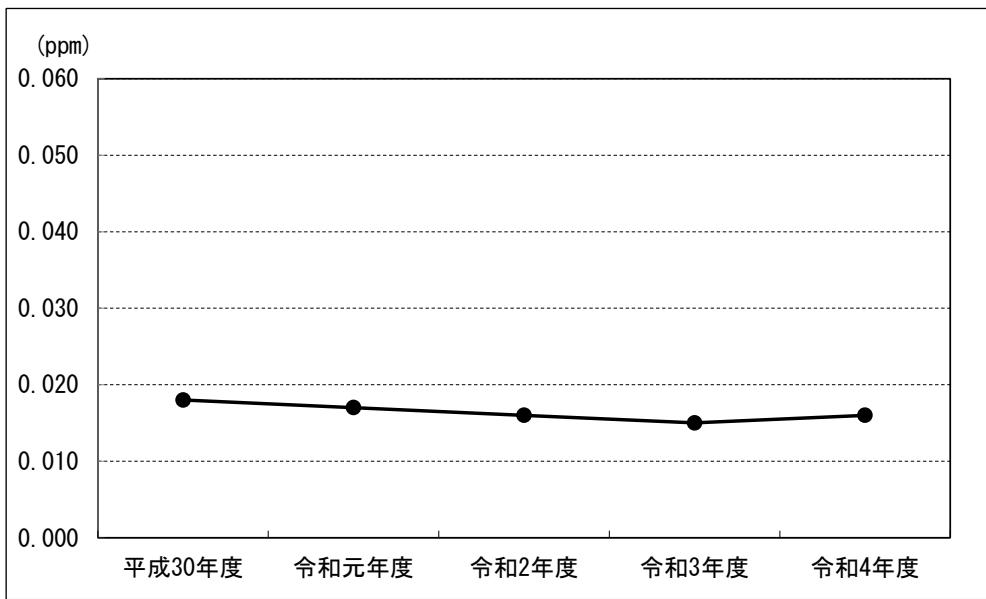
2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧)  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和6年10月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

第 3.1-4 図 二酸化窒素の経年変化

### ③ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の状況は、20km 圏内における一般局 4 局、自排局 16 局で測定が行われており、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-5 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、10km 圏内的一般局 2 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-5 図のとおりであり、横ばいで推移している。

#### ※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したこと。

第 3.1-5 表(1) 一酸化炭素の測定結果（一般局・令和 4 年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8 時間値が 20ppm を 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた 日数 (日)	1 時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)
東京都	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.3	0	0	1.7	0.6	○	0
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.3	0	0	1.0	0.5	○	0
神奈川県	川崎市	28	<b>国設川崎</b>	住	0.2	0	0	2.2	0.4	○	0

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
準工：準工業地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

第3.1-5表(2) 一酸化炭素の測定結果（自排局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppmを 超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.3	0	0	5.8	0.5	○	0
		36	国設霞が関	商	0.2	0	0	1.4	0.4	○	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.2	0	0	1.2	0.4	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.3	0	0	2.0	0.5	○	0
		40	中原口交差点	商	0.3	0	0	1.5	0.6	○	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.4	0	0	5.2	0.7	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.4	0	0	1.8	0.7	○	0
		45	<b>環八通り千鳥</b>	住	0.3	0	0	1.8	0.6	○	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.4	0	0	1.4	0.6	○	0
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	0.4	0	0	2.0	0.7	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.5	0	0	2.5	0.8	○	0
		52	青葉台	住	0.4	0	0	1.5	0.6	○	0
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	0.4	0	0	2.6	0.7	○	0
		55	<b>日進町</b>	商	0.2	0	0	1.5	0.5	○	0
		56	<b>富士見公園</b>	商	0.3	0	0	1.4	0.5	○	0
		57	<b>遠藤町交差点</b>	商	0.4	0	0	1.6	0.7	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

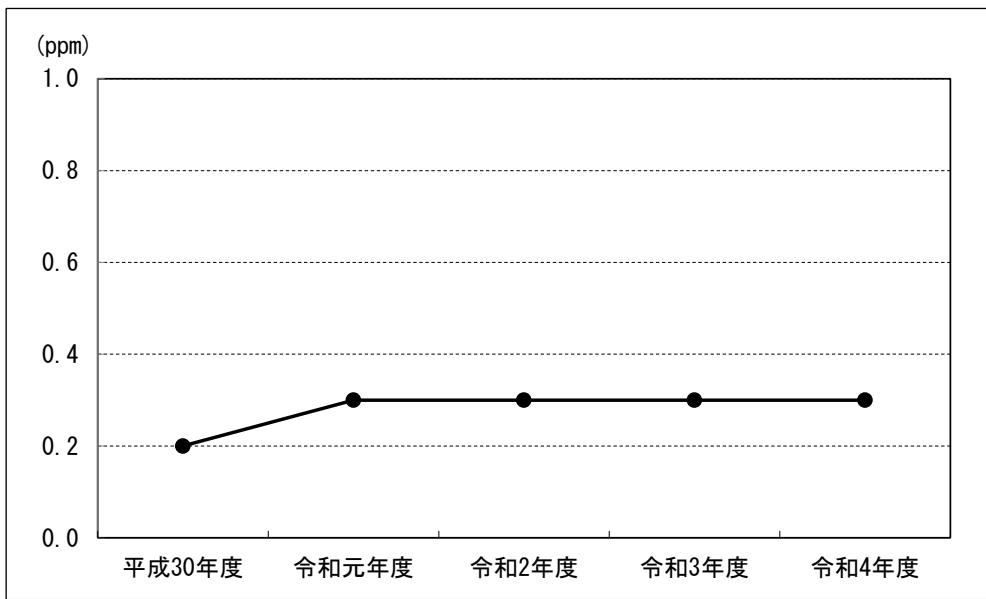
3. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧)
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和6年10月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

第 3.1-5 図 一酸化炭素の経年変化

#### ④ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 34 局、自排局 26 局で測定が行われており、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-6 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、10km 圏内的一般局 9 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-6 図のとおりであり、減少傾向から横ばいで推移している。

##### ※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2% 除外値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。ただし、1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第3.1-6表(1) 浮遊粒子状物質の測定結果（一般局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値 が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.013	0	0	0.131	0.028	○	0	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	0	0	0.065	0.031	○	0	
	港区	3	港区高輪	住	0.013	0	0	0.070	0.028	○	0	
	新宿区	4	港区台場	住	0.015	0	0	0.073	0.032	○	0	
	品川区	5	国設東京（新宿）	住	0.015	0	0	0.147	0.038	○	0	
	品川区	6	品川区豊町	住	0.013	0	0	0.068	0.030	○	0	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.012	0	0	0.075	0.029	○	0	
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	0	0	0.058	0.028	○	0	
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.014	0	0	0.081	0.031	○	0	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.014	0	0	0.067	0.029	○	0	
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.013	0	0	0.099	0.027	○	0	
神奈川県	横浜市	12	<b>鶴見区潮田交流プラザ</b>	商	0.016	0	0	0.080	0.032	○	0	
		13	<b>鶴見区生麦小学校</b>	住	0.017	0	0	0.082	0.035	○	0	
		14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.015	0	0	0.070	0.032	○	0	
		15	西区平沼小学校	商	0.016	0	0	0.198	0.031	○	0	
		16	中区本牧	住	0.014	0	0	0.073	0.030	○	0	
		17	南区横浜商業高校	住	0.015	0	0	0.074	0.031	○	0	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.014	0	0	0.059	0.029	○	0	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.095	0.035	○	0	
		20	金沢区長浜	住	0.017	0	0	0.071	0.036	○	0	
		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.016	0	0	0.084	0.032	○	0	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.015	0	0	0.081	0.030	○	0	
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.015	0	0	0.061	0.032	○	0	
		24	緑区三保小学校	住	0.016	0	0	0.100	0.031	○	0	
川崎市		25	青葉区総合庁舎	住	0.016	0	0	0.068	0.032	○	0	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.060	0.033	○	0	
		27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	0.014	0	0	0.113	0.038	○	0	
		28	<b>国設川崎</b>	住	0.014	0	0	0.106	0.031	○	0	
		29	<b>川崎市役所第4庁舎</b>	商	0.012	0	0	0.107	0.029	○	0	
		30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.012	0	0	0.104	0.028	○	0	
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.012	0	0	0.093	0.027	○	0	
		32	生活文化会館	商	0.013	0	0	0.113	0.029	○	0	
		33	登戸小学校	住	0.011	0	0	0.067	0.025	○	0	
		34	宮前平小学校	住	0.013	0	0	0.067	0.028	○	0	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.1-6表(2) 浮遊粒子状物質の測定結果（自排局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値 が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.020	0	0	0.140	0.040	○	0	
		36	国設霞が関	商	0.013	0	0	0.091	0.027	○	0	
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.015	0	0	0.109	0.031	○	0	
	品川区	39	北品川交差点	商	0.013	0	0	0.058	0.027	○	0	
		40	中原口交差点	商	0.016	0	0	0.075	0.035	○	0	
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.016	0	0	0.112	0.033	○	0	
		42	環七通り柿の木坂	住	0.013	0	0	0.088	0.027	○	0	
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.015	0	0	0.058	0.031	○	0	
		44	中原街道南千束	住	0.015	0	0	0.066	0.033	○	0	
	渋谷区	45	<b>環八通り千鳥</b>	住	0.015	0	0	0.116	0.033	○	0	
		46	甲州街道大原	商	0.014	0	0	0.059	0.030	○	0	
神奈川県	横浜市	47	<b>鶴見区下末吉小学校</b>	準工	0.015	0	0	0.104	0.037	○	0	
		48	西区浅間下交差点	商	0.015	0	0	0.088	0.030	○	0	
		49	磯子区滝頭	商	0.015	0	0	0.087	0.031	○	0	
		50	港南中学校	住	0.015	0	0	0.075	0.031	○	0	
		51	旭区都岡小学校	住	0.016	0	0	0.111	0.035	○	0	
		52	青葉台	住	0.015	0	0	0.078	0.031	○	0	
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.013	0	0	0.066	0.029	○	0	
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	0.016	0	0	0.133	0.035	○	0	
		55	<b>日進町</b>	商	0.012	0	0	0.084	0.029	○	0	
		56	<b>富士見公園</b>	商	0.016	0	0	0.131	0.043	○	0	
		57	<b>遠藤町交差点</b>	商	0.013	0	0	0.095	0.030	○	0	
		58	<b>中原平和公園</b>	住	0.013	0	0	0.110	0.028	○	0	
		59	二子	準工	0.012	0	0	0.146	0.025	○	0	
		60	本村橋	住	0.012	0	0	0.064	0.028	○	0	
		61	宮前平駅前	商	0.014	0	0	0.067	0.028	○	0	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

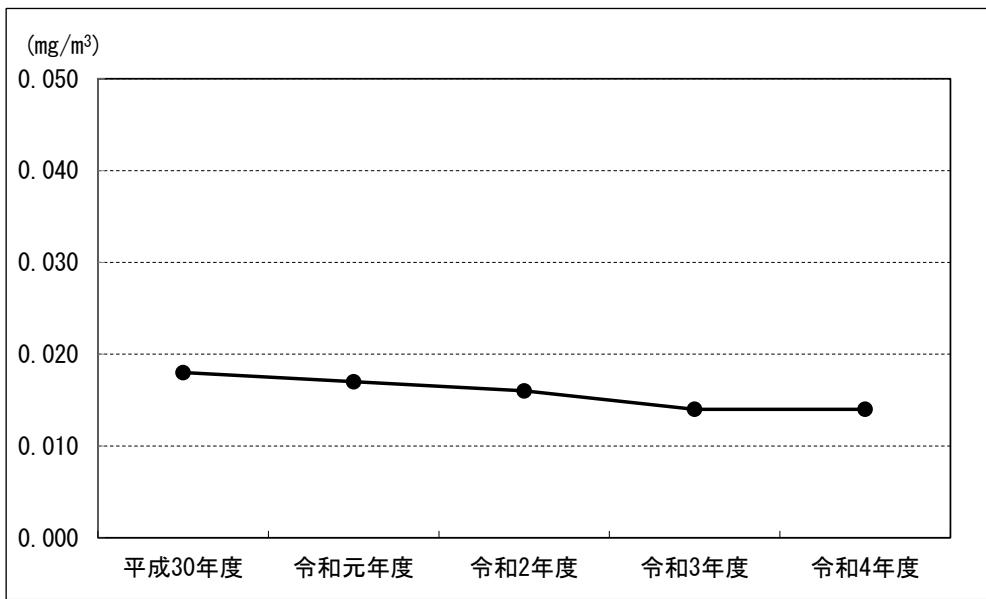
2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

第 3.1-6 図 浮遊粒子状物質の経年変化

##### ⑤ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントの状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 1 局で測定が行われており、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-7 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で適合していない。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の平成 30～令和 4 年度における昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、第 3.1-7 図のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※環境基準の評価：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

第3.1-7 表(1) 光化学オキシダントの測定結果（一般局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.030	43	175	2	7	0.163	0.043	
	港区	3	港区高輪	住	0.031	48	208	2	7	0.157	0.044	
	港区	4	港区台場	住	0.027	35	122	2	6	0.175	0.041	
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.031	47	221	2	5	0.146	0.044	
	品川区	6	品川区豊町	住	0.033	62	286	3	5	0.140	0.047	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.030	56	211	3	7	0.192	0.044	
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.033	60	288	4	7	0.153	0.046	
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.028	40	151	2	5	0.167	0.042	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.033	62	294	4	11	0.176	0.047	
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.031	59	287	5	10	0.149	0.045	
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.029	44	149	0	0	0.104	0.042	
		13	鶴見区生麦小学校	住	0.029	44	155	0	0	0.119	0.043	
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.029	52	197	0	0	0.114	0.043	
		15	西区平沼小学校	商	0.029	48	172	0	0	0.107	0.042	
		16	中区本牧	住	0.028	40	141	0	0	0.098	0.041	
		17	南区横浜商業高校	住	0.031	60	265	0	0	0.116	0.044	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.030	50	213	0	0	0.114	0.043	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.028	31	104	0	0	0.093	0.040	
		20	金沢区長浜	住	0.028	39	174	0	0	0.107	0.040	
		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	0.031	56	234	1	1	0.127	0.044	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.032	59	257	0	0	0.099	0.044	
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.033	66	311	0	0	0.109	0.046	
		24	緑区三保小学校	住	0.031	64	287	0	0	0.117	0.046	
川崎市		25	青葉区総合庁舎	住	0.031	68	311	2	4	0.135	0.046	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.033	72	328	3	5	0.133	0.047	
		27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	0.030	43	149	1	3	0.150	0.043	
		28	<b>国設川崎</b>	住	0.026	23	72	0	0	0.112	0.038	
		29	<b>川崎市役所第4庁舎</b>	商	0.028	26	92	0	0	0.104	0.039	
		30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	0.032	56	233	2	2	0.126	0.045	
		31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.033	71	324	4	8	0.144	0.047	
		32	生活文化会館	商	0.033	68	322	4	10	0.149	0.048	
		33	登戸小学校	住	0.034	71	339	3	8	0.145	0.049	
		34	宮前平小学校	住	0.033	68	326	3	6	0.144	0.048	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.1-7表(2) 光化学オキシダントの測定結果（自排局・令和4年度）

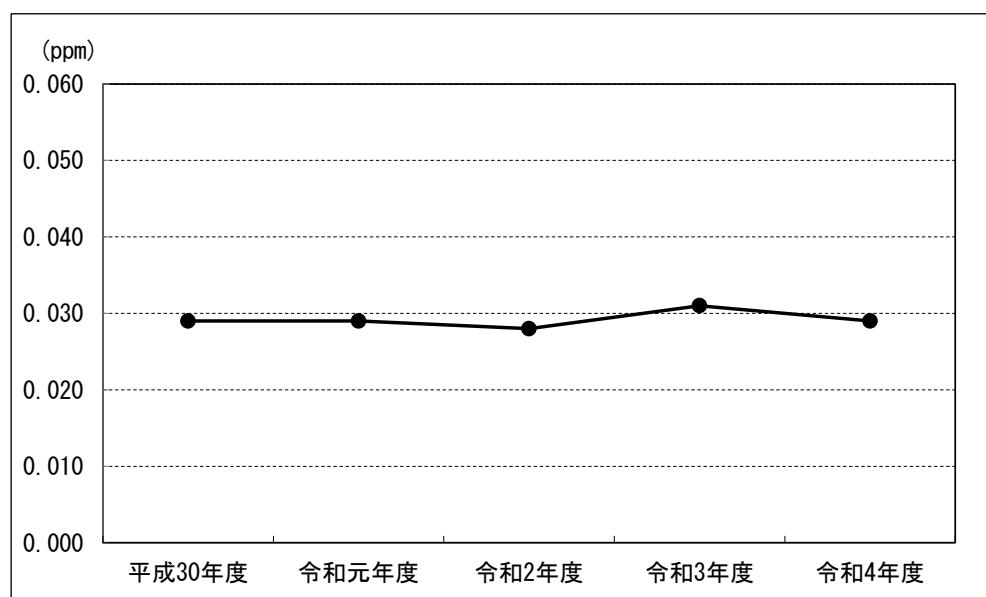
都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.023	37	104	2	6	0.141	0.037

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分による。

商：近隣商業地域及び商業地域

[「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧)  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和6年10月閲覧) より作成]



注：各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧) より作成]

第3.1-7図 光化学オキシダントの経年変化

## ⑥ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 32 局、自排局 20 局で測定が行われており、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-8 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で適合している。

また、10km 圏内の一般局 8 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-8 図のとおりであり、緩やかな減少傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が長期基準 ( $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が短期基準 ( $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

第3.1-8表(1) 微小粒子状物質の測定結果（一般局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適合
					年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適合	日平均値 の年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適合		
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	9.8	○	21.5	○	0	○
	港区	3	港区高輪	住	9.6	○	21.6	○	0	○
		4	港区台場	住	9.6	○	21.0	○	0	○
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	8.2	○	18.3	○	0	○
	品川区	6	品川区豊町	住	9.2	○	20.9	○	0	○
		7	品川区八潮	住	9.9	○	23.7	○	0	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	9.1	○	20.0	○	0	○
	大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	9.9	○	23.4	○	0	○
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	9.3	○	20.3	○	0	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	10.0	○	21.4	○	0	○
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	10.2	○	21.6	○	0	○
		14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	9.3	○	20.5	○	0	○
		15	西区平沼小学校	商	9.0	○	19.0	○	0	○
		16	中区本牧	住	7.8	○	16.2	○	0	○
		17	南区横浜商業高校	住	7.2	○	15.0	○	0	○
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	8.1	○	17.0	○	0	○
		19	磯子区総合庁舎	商	9.4	○	20.7	○	0	○
		20	金沢区長浜	住	7.0	○	15.0	○	0	○
		21	<b>港北区総合庁舎</b>	商	9.6	○	19.7	○	0	○
		22	港南区野庭中央公園	住	7.1	○	15.4	○	0	○
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	7.5	○	15.5	○	0	○
		24	緑区三保小学校	住	5.9	○	14.0	○	0	○
		25	青葉区総合庁舎	住	8.7	○	18.9	○	0	○
		26	都筑区総合庁舎	商	8.1	○	17.0	○	0	○
川崎市	川崎市	27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	9.3	○	21.4	○	0	○
		28	<b>国設川崎</b>	住	11.5	○	24.1	○	0	○
		29	<b>川崎市役所第4庁舎</b>	商	9.8	○	22.1	○	0	○
		30	<b>幸スポーツセンター</b>	住	8.0	○	18.5	○	0	○
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	8.2	○	17.9	○	0	○
		32	生活文化会館	商	9.4	○	20.4	○	0	○
		33	登戸小学校	住	8.2	○	18.5	○	0	○
		34	宮前平小学校	住	7.7	○	17.0	○	0	○

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 環境基準適合の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.1-8表(2) 微小粒子状物質の測定結果（自排局・令和4年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適合
					年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適合	日平均値 の年間 98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	環境基準 適合		
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	11.1	○	21.9	○	0	○
		36	国設霞が関	商	8.4	○	18.0	○	0	○
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	9.6	○	21.3	○	0	○
	品川区	39	北品川交差点	商	9.9	○	22.1	○	0	○
		40	中原口交差点	商	10.0	○	22.0	○	0	○
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	9.9	○	21.5	○	0	○
		42	環七通り柿の木坂	住	9.6	○	20.1	○	0	○
	大田区	43	環七通り松原橋	商	9.5	○	20.7	○	0	○
		44	中原街道南千束	住	8.4	○	18.6	○	0	○
		45	<b>環八通り千鳥</b>	住	8.1	○	18.5	○	0	○
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	9.9	○	20.8	○	0	○
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	11.1	○	20.8	○	0	○
		52	青葉台	住	11.9	○	23.6	○	0	○
	川崎市	54	<b>池上新田公園前</b>	工	9.8	○	21.1	○	0	○
		55	<b>日進町</b>	商	8.6	○	19.4	○	0	○
		56	<b>富士見公園</b>	商	10.4	○	23.1	○	0	○
		58	<b>中原平和公園</b>	住	8.4	○	18.0	○	0	○
		59	二子	準工	9.7	○	21.0	○	0	○
		60	本村橋	住	7.7	○	16.9	○	0	○
		61	宮前平駅前	商	8.9	○	18.8	○	0	○

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、事業実施想定区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

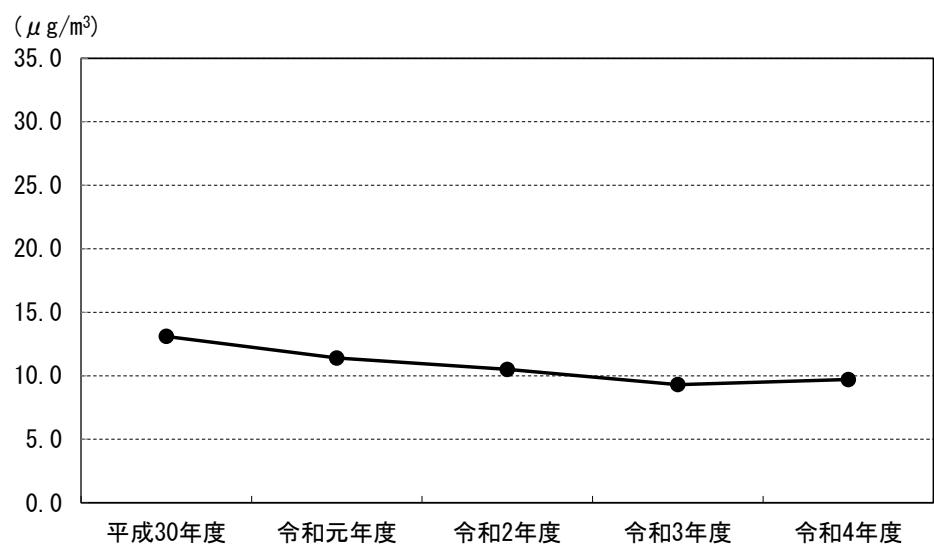
3. 環境基準適合の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、  
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

〔「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）  
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成〕



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

第 3.1-8 図 微小粒子状物質の経年変化

## ⑦ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の状況は、20km 圏内における一般局 9 測定局、自排局 1 測定局で測定が行われており、環境基準が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）の令和 4 年度の測定結果は、第 3.1-9 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内の一般局 3 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-9 図のとおりであり、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。

### ※環境基準の評価

ベンゼン : 1 年平均値が  $0.003\text{mg}/\text{m}^3$  ( $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

トリクロロエチレン : 1 年平均値が  $0.13\text{mg}/\text{m}^3$  ( $130 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

テトラクロロエチレン : 1 年平均値が  $0.2\text{mg}/\text{m}^3$  ( $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

ジクロロメタン : 1 年平均値が  $0.15\text{mg}/\text{m}^3$  ( $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

第 3.1-9 表 有害大気汚染物質の測定結果（令和 4 年度）

(単位 :  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
						年平均値	環境基準適合否	年平均値	環境基準適合否	年平均値	環境基準適合否	年平均値	環境基準適合否
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	1.0	○	0.50	○	0.11	○	1.1	○
		新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.87	○	0.60	○	0.22	○	1.3	○
		目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.76	○	0.47	○	0.14	○	1.2	○
		大田区	9	大田区東糀谷	準工	2.1	○	2.7	○	0.12	○	1.4	○
	神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.58	○	0.48	○	0.12	○	1.4	○
			24	緑区三保小学校	住	0.52	○	0.29	○	0.078	○	0.99	○
		川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	1.9	○	0.86	○	0.37	○	1.3	○
			31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.64	○	0.69	○	0.12	○	1.3	○
			33	登戸小学校	住	0.92	○	0.39	○	0.15	○	1.2	○
自排局	神奈川県	川崎市	54	池上新田公園前	工	2.2	○	0.84	○	0.17	○	1.6	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 太字で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。

3. 環境基準適合否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

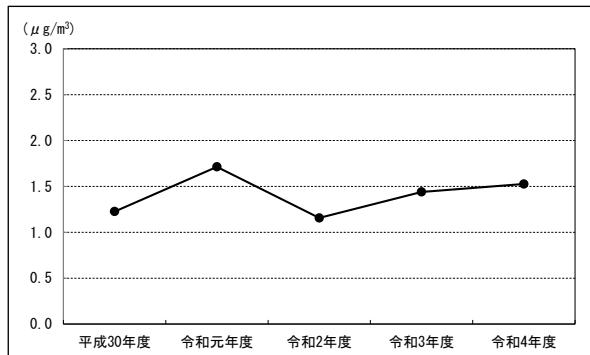
4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

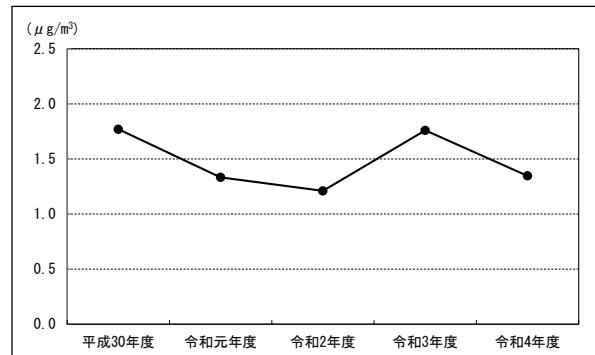
商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

[「令和 4 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

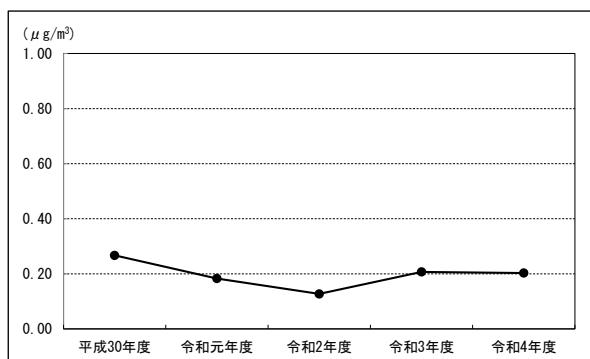
【ベンゼン】



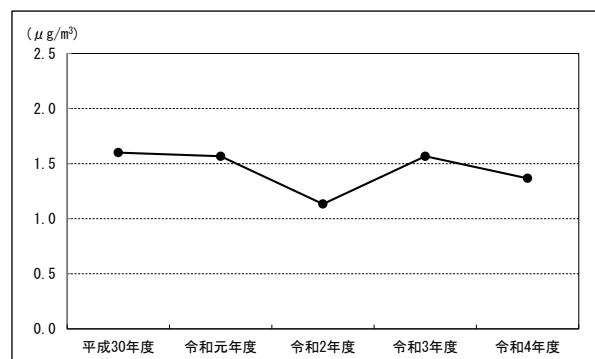
【トリクロロエチレン】



【テトラクロロエチレン】



【ジクロロメタン】



注：各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔 「平成30～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都HP、令和6年10月閲覧） より作成 〕

第3.1-9図 有害大気汚染物質の経年変化

## ⑧ ダイオキシン類

ダイオキシン類の状況は、20km 圏内における一般局 12 測定局で測定が行われており、令和 4 年度の測定結果は第 3.1-10 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内の一般局 3 測定局の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-10 図のとおりであり、ほぼ横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下であること。

第 3.1-10 表 ダイオキシン類測定結果（令和 4 年度）

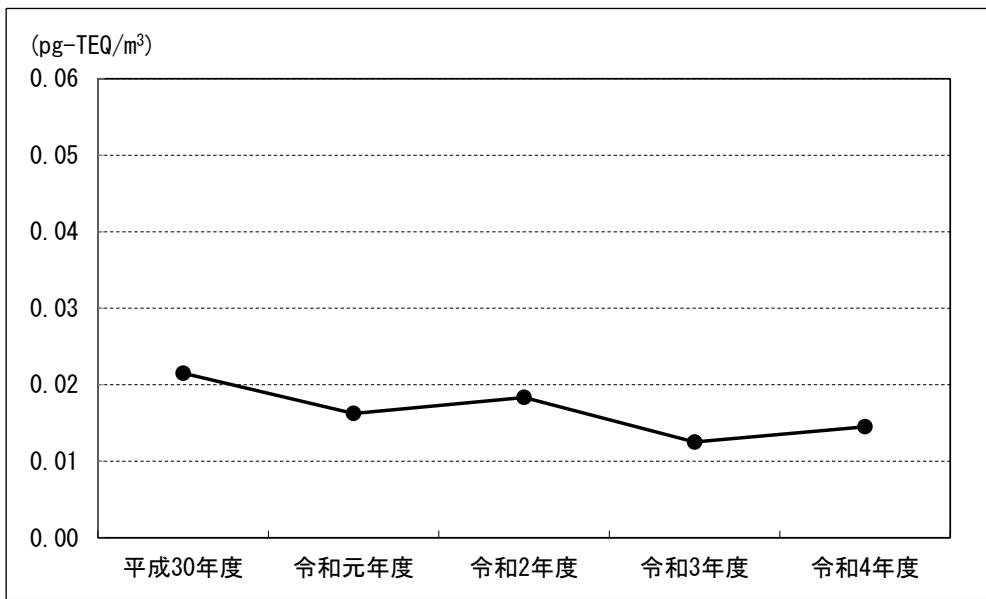
（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値	環境基準適合
一般局	千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.015	○
	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.017	○
		大田区	9	<b>大田区東糀谷</b>	準工	0.014	○
		世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.012	○
	神奈川県	横浜市	14	<b>神奈川区総合庁舎</b>	商	0.013	○
			17	南区横浜商業高校	住	0.012	○
			20	金沢区長浜	住	0.011	○
			22	港南区野庭中央公園	住	0.011	○
			23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.010	○
			26	都筑区総合庁舎	商	0.015	○
			27	<b>川崎区役所大師支所</b>	住	0.019	○
		川崎市	31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.012	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。
3. 環境基準適合の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。  
住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、  
第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域  
商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

〔「令和 5 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 6 年）  
「2022（令和 4）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都、令和 5 年）  
「令和 4 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県、令和 5 年） より作成〕



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

「令和 5 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 6 年）  
 「2022（令和 4）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都、令和 5 年）  
 より作成

第 3.1-10 図 ダイオキシン類の経年変化

### (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和4年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計802件のうち、大気汚染に係るものは、112件(14%)発生している。このうち、川崎区は19件(川崎市における大気汚染苦情の17%)、幸区は16件(川崎市における大気汚染苦情の14%)である。

横浜市における公害苦情の総計1,632件のうち、大気汚染に係るものは、459件(28%)発生している。このうち、鶴見区は21件(横浜市における大気汚染苦情の5%)である。

また、東京都(区部)における公害苦情の総計4,937件のうち、大気汚染に係るものは、461件(9%)発生している。このうち、大田区は25件(東京都区部における大気汚染苦情の5%)である。

第3.1-11表 公害苦情の発生状況(令和4年度)

(単位:件)

地域	大気汚染				水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計	
	ばい煙	粉じん	ガス	その他									
川崎市	112	40	72	0	0	22	0	459	123	0	68	18	802
川崎区	19	3	16	0	0	3	0	96	23	0	15	6	162
幸区	16	3	13	0	0	1	0	55	12	0	9	4	97
中原区	15	4	11	0	0	5	0	94	31	0	10	5	160
横浜市	459	—	—	—	—	73	—	504	195	—	391	10	1,632
鶴見区	21	—	—	—	—	—	—	47	26	—	11	1	106
港北区	44	—	—	—	—	1	—	65	28	—	39	1	178
神奈川区	25	—	—	—	—	4	—	42	15	—	22	1	109
西区	6	—	—	—	—	3	—	26	8	—	5	—	48
中区	19	—	—	—	—	1	—	51	12	—	20	—	103
東京都(区部)	461	—	—	—	—	5	9	2,901	507	—	569	485	4,937
大田区	25	—	—	—	—	—	—	147	36	—	52	48	308
品川区	22	—	—	—	—	—	1	123	33	—	16	21	216

注:1. 「—」は、出典元にその項目の記載がないことを示す。

2. 事業実施想定区域及びその周囲10km圏内に含まれる自治体の地域で整理した。

〔「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組(令和4(2022)年度の実績)」(川崎市、令和6年)  
 「横浜市統計書」(横浜市HP、令和6年10月閲覧)  
 「公害苦情統計調査」(東京都環境局HP、令和6年10月閲覧) より作成〕

### 3. 騒音の状況

#### (1) 騒音発生源の状況

川崎市川崎区における令和 5 年 3 月末時点の「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく特定工場数は、383 となっている。

また、特定施設設置届出数は 2,844 で、このうち空気圧縮機及び送風機が 2,372 で最も多く、川崎区全体の 83% を占めている。

〔「令和 5（2023）年度 大気・水環境対策の取組（令和 4（2022）年度の実績）」  
（川崎市、令和 6 年） より作成〕

#### (2) 環境騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、公表された環境騒音の測定結果は確認できなかつた。

#### (3) 自動車騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲における令和 4 年度の自動車騒音の測定は 2 地点、自動車騒音の面的評価は 1 評価区間で行われており、測定結果は第 3.1-12 表、自動車騒音の測定地点の位置は第 3.1-11 図のとおりである。

自動車騒音において環境基準値との比較は、一般国道 132 号においては夜間に環境基準を超過しているが、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間及び夜間ともに環境基準に適合している。

第 3.1-12 表(1) 自動車騒音の測定結果（令和 4 年度）

(単位：デシベル)

図中番号	路線名	測定地点	用途地域	測定結果		環境基準値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 132 号	川崎区四谷下町 10 付近	準工業地域	69	66	70 以下	65 以下	○	×
2	県道 6 号(主要地方道) 東京大師横浜線	川崎区池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	67	64			○	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-11 図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-2 図）による。
3. 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から午前 6 時までを示す。
4. 評価の欄の「○」は環境基準値に適合していること、「×」は環境基準値に適合していないことを示す。

〔「令和 5 (2023) 年度 大気・水環境対策の取組 (令和 4 (2022) 年度の実績)」  
(川崎市、令和 6 年) より作成〕

第 3.1-12 表(2) 自動車騒音の測定結果（面的評価）（令和 4 年度）

図中番号	路線名	評価区間		評価区間の延長(km)	車線数	評価結果(戸)				
		始点住所	終点住所			評価対象住居等	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
3	一般国道 132 号	川崎市川崎区 夜光 2 丁目 2	川崎市川崎区 四谷下町 1	1.5	5	253	225	28	0	0

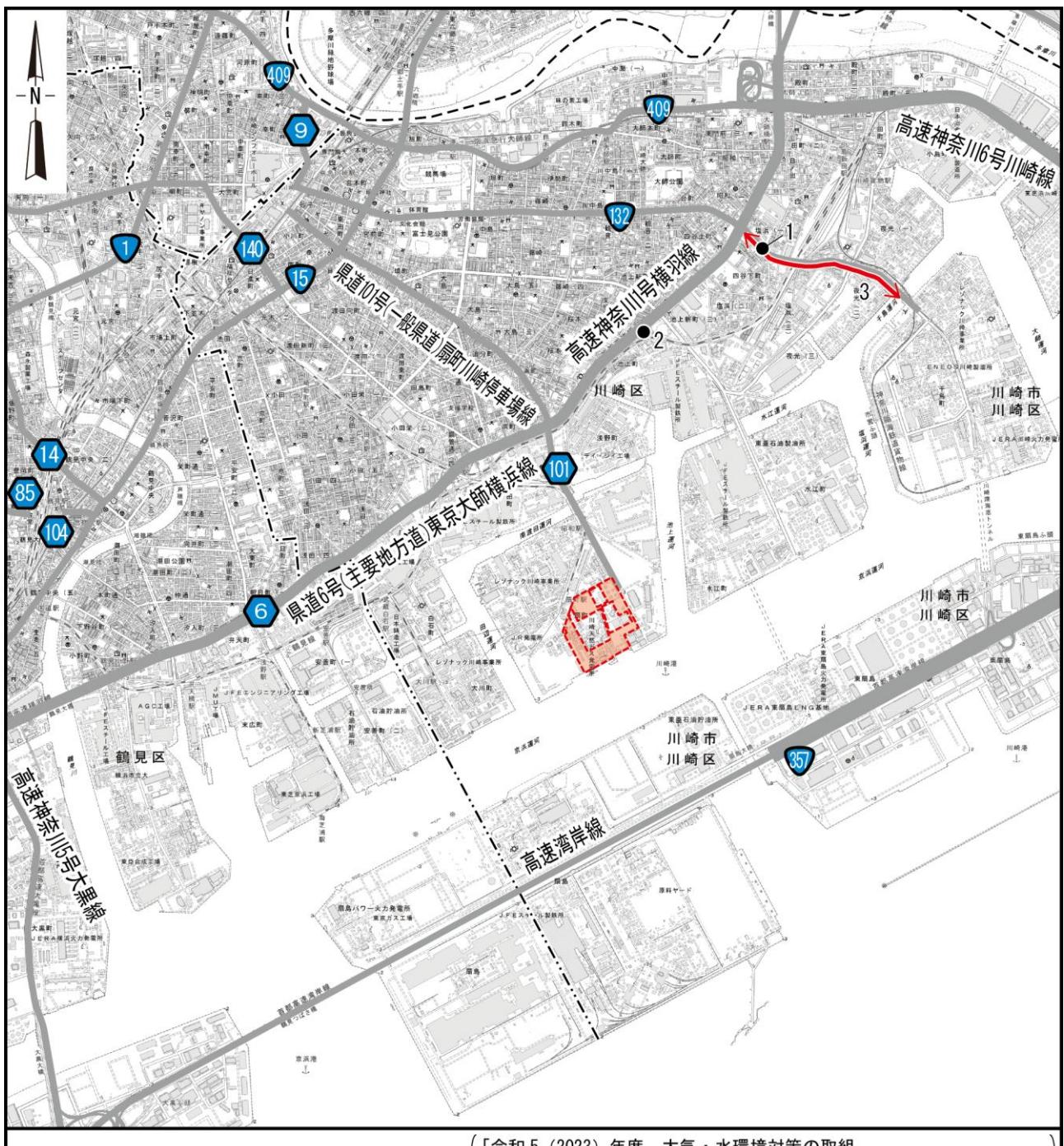
注：図中番号は、第 3.1-11 図に対応している。

〔「令和 5 (2023) 年度 大気・水環境対策の取組 (令和 4 (2022) 年度の実績)」  
(川崎市、令和 6 年)  
「環境 GIS+自動車騒音の常時監視結果」  
(国立研究開発法人国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧) より作成〕

#### (4) 騒音に係る苦情の発生状況

令和 4 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 802 件のうち、騒音に係るものは 459 件 (57%) 発生している。このうち、川崎区は 96 件 (川崎市における騒音苦情の 21%) である。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 一般国道
- 県道
- 自動車騒音測定地点
- ↔ 自動車騒音面的評価区間

「令和5（2023）年度 大気・水環境対策の取組  
 （令和4（2022）年度の実績）」（川崎市、令和6年）  
 「環境 GIS+ 自動車騒音の常時監視結果」  
 （国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧）より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-11図 自動車騒音の測定地点の位置

## 4. 振動の状況

### (1) 振動発生源の状況

川崎市川崎区における令和5年3月末時点の「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく特定工場数は189となっている。

また、特定施設設置届出施設数は715で、このうち金属加工機械が344で最も多く、川崎区全体の48%を占めている。

〔「令和5（2023）年度 大気・水環境対策の取組（令和4（2022）年度の実績）」  
（川崎市、令和6年） より作成〕

### (2) 環境振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、公表された環境振動の測定結果は確認できなかつた。

### (3) 道路交通振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲における令和4年度の道路交通振動の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-13表、道路交通振動の測定地点の位置は第3.1-12図のとおりである。

道路交通振動において要請限度値との比較は、県道6号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間及び夜間ともに要請限度値内である。

第3.1-13表 道路交通振動の測定結果（令和4年度）

（単位：デシベル）

図中番号	路線名	測定地点	用途地域	測定結果		要請限度値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	県道6号（主要地方道） 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	47	46	70 以下	65 以下	○	○

注：1. 図中番号は、第3.1-12図に対応している。

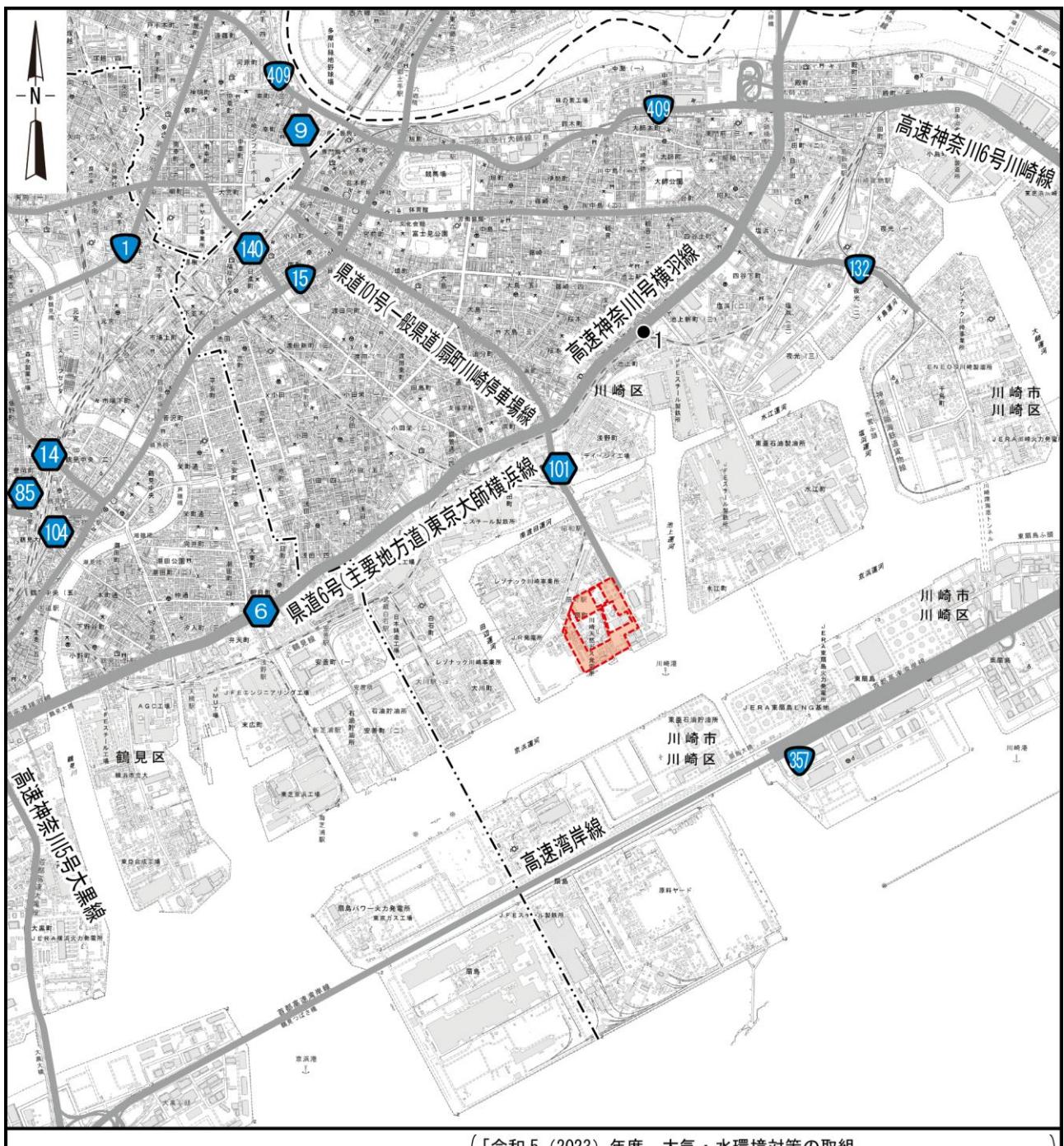
- 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」 第3.2-2図）による。
- 昼間は午前8時から午後7時まで、夜間は午後7時から午前8時までを示す。
- 評価の欄の「○」は要請限度値に適合していること、「×」は要請限度値に適合していないことを示す。

〔「令和5（2023）年度 大気・水環境対策の取組（令和4（2022）年度の実績）」  
（川崎市、令和6年） より作成〕

### (4) 振動に係る苦情の発生状況

令和4年度の振動に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計802件のうち、振動に係るものは、123件（15%）発生している。このうち、川崎区は23件（川崎市における振動苦情の19%）である。



凡 例

- 事業実施想定区域
- No 一般国道
- No 県道
- 道路交通振動測定地点

「令和5（2023）年度 大気・水環境対策の取組  
（令和4（2022）年度の実績）」（川崎市、令和6年）  
「環境 GIS+ 自動車騒音の常時監視結果」  
(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和6年10月閲覧) より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-12図 道路交通振動の測定地点の位置

## 5. 悪臭の状況

### (1) 悪臭の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、公表された悪臭の測定結果は確認できなかった。

### (2) 悪臭に係る苦情の発生状況

令和4年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計802件のうち、悪臭に係るものは、68件(8%)発生している。このうち、川崎区は15件(川崎市における悪臭苦情の22%)である。

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 水象の状況

##### (1) 海域の概況

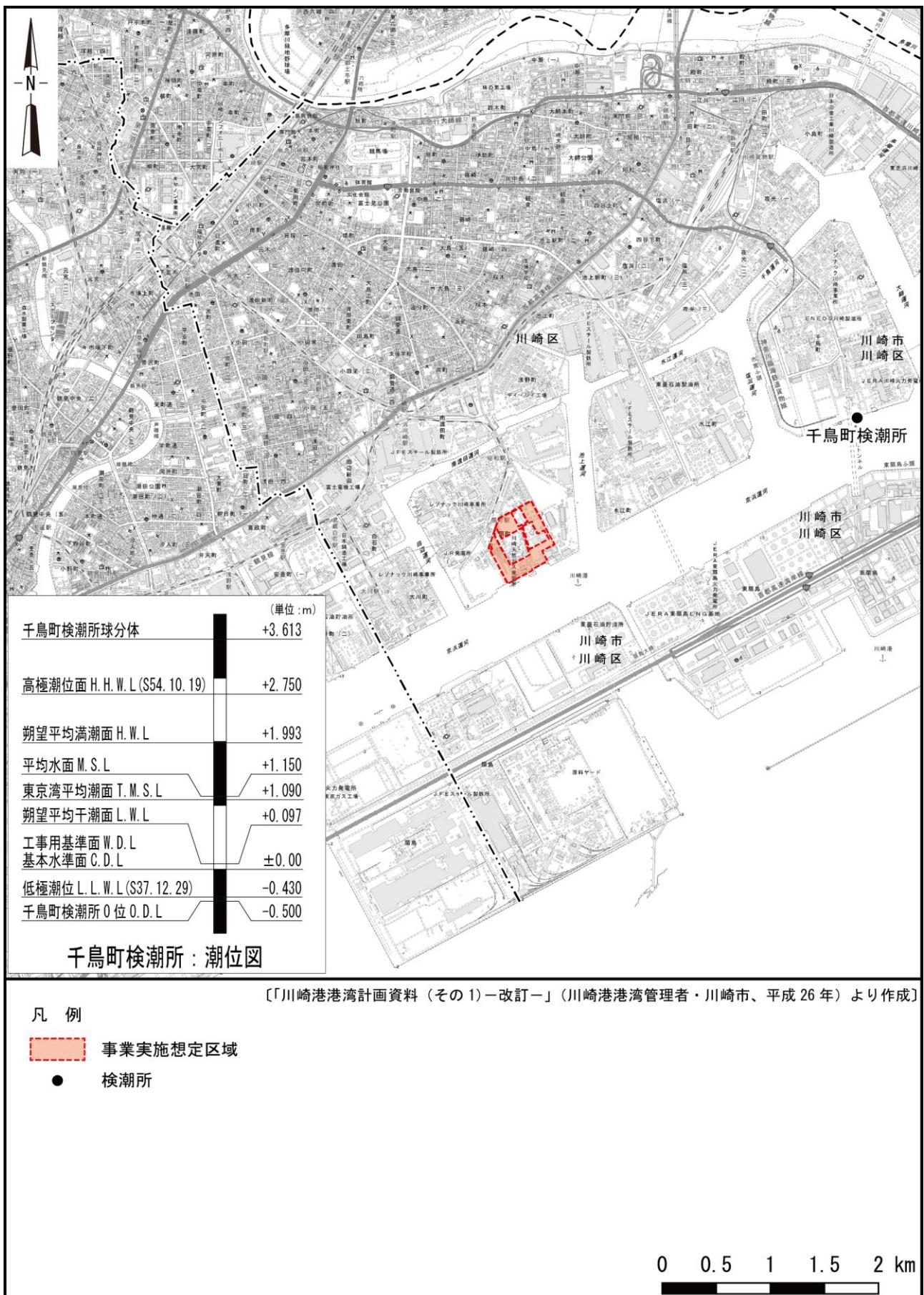
事業実施想定区域の面する東京湾は、奥行き約80km、平均幅約30km、面積約1,400km<sup>2</sup>であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか6kmで、閉鎖性の水域である。川崎市の臨海地域は京浜工業地帯の中核を成しており、北側は東京都、西側は横浜市に接し、幅は約8kmである。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小16の運河がある。

[「水環境データ集 令和4年度」（川崎市、令和6年）より作成]

##### (2) 潮位

川崎港にある千鳥町検潮所の位置及び潮位は、第3.1-13図のとおりである。

千鳥町検潮所において基本水準面（C.D.L）を基準とした平均水面（M.S.L）は+1.150m、朔望平均満潮面（H.W.L）が+1.993m、朔望平均干潮面（L.W.L）が+0.097mであり、その潮位差は1.896mとなっている。



第3.1-13図 検潮所の位置及び川崎港の潮位

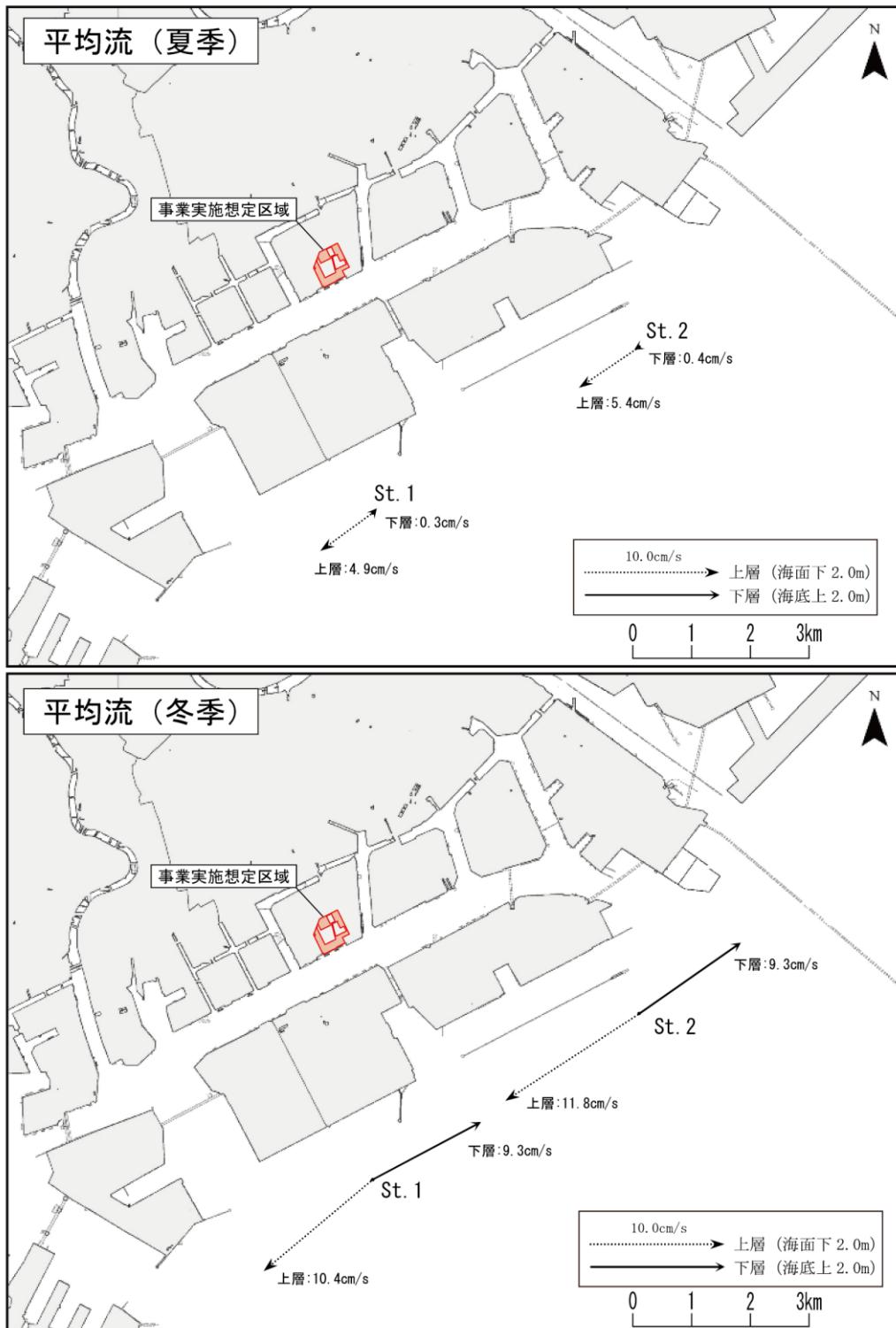
### (3) 流況

川崎港内の潮流については、川崎市港湾局が 2 地点において調査を実施している。潮流調査の詳細は第 3.1-14 表、平均流の状況は第 3.1-14 図、平均大潮期の潮流の状況は第 3.1-15 図のとおりである。平均流の状況は上層（海面下 2.0m）において、夏季では 4.9、5.4cm/sec、冬季では 10.4、11.8cm/sec となっている。

第 3.1-14 表 川崎港内における潮流調査の詳細

調査項目	調査地点	現地調査時期	調査方法
流向・流速	2 地点 (St.1・St.2)	夏季：平成 23 年 9 月 25 日～10 月 10 日 冬季：平成 24 年 1 月 12 日～1 月 26 日	電磁流速計を上層（海面下 2.0m）、下層（海底上 2.0m）に設置し、15 昼夜連続観測を行った。

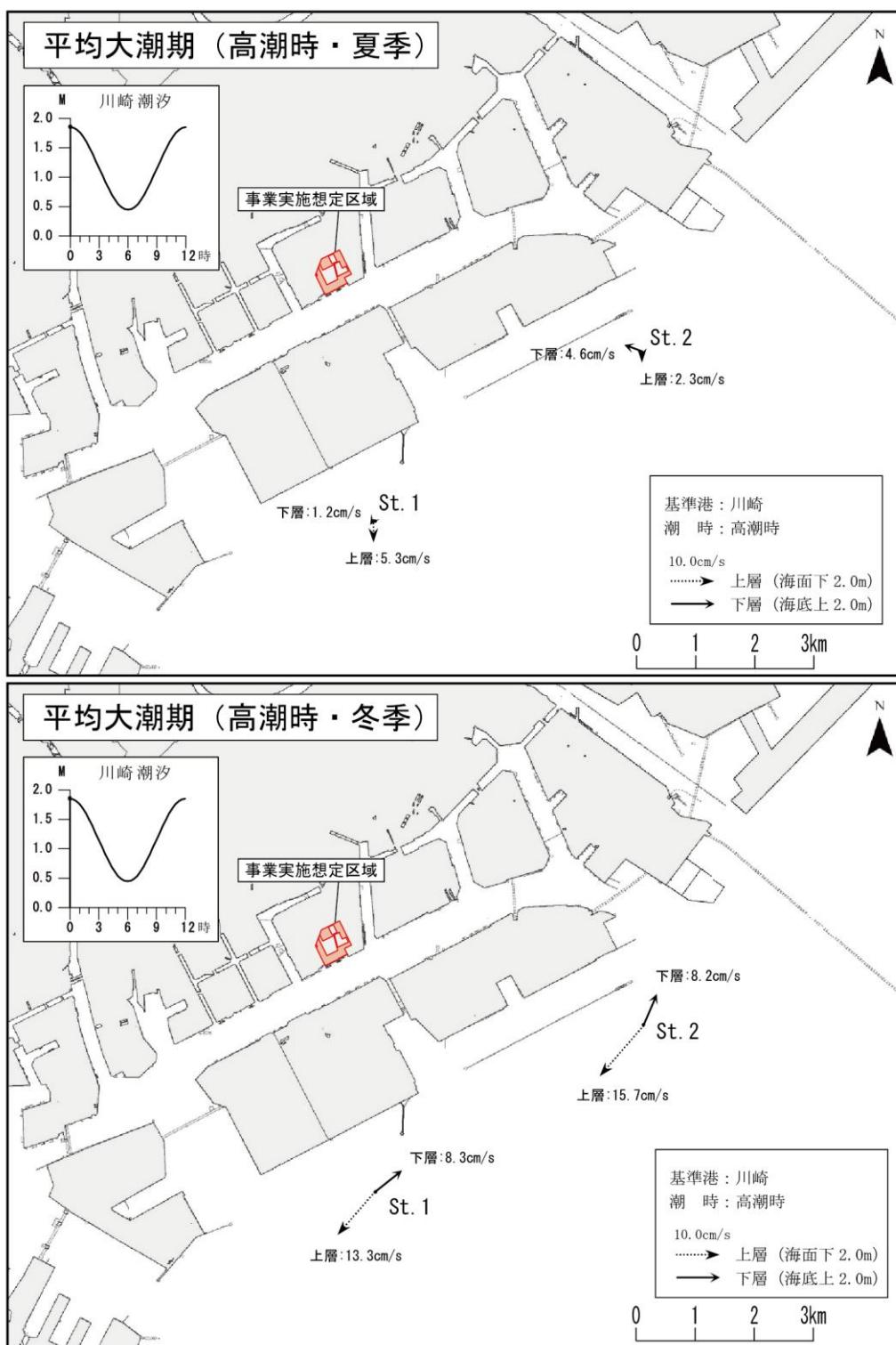
〔「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年）より作成〕



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成26年）より作成〕

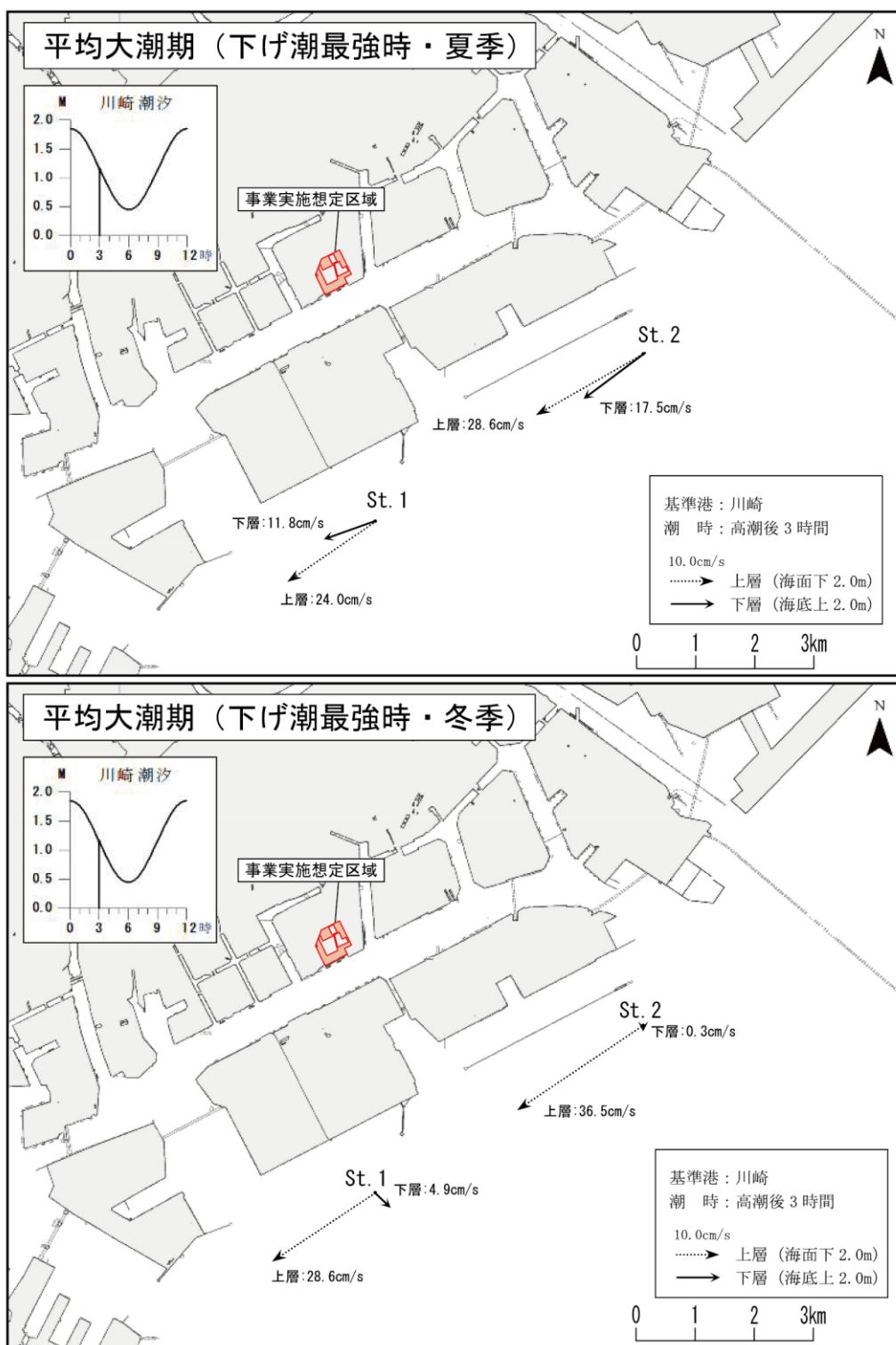
第3.1-14図 川崎港内の平均流の状況



注: 矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成26年）より作成〕

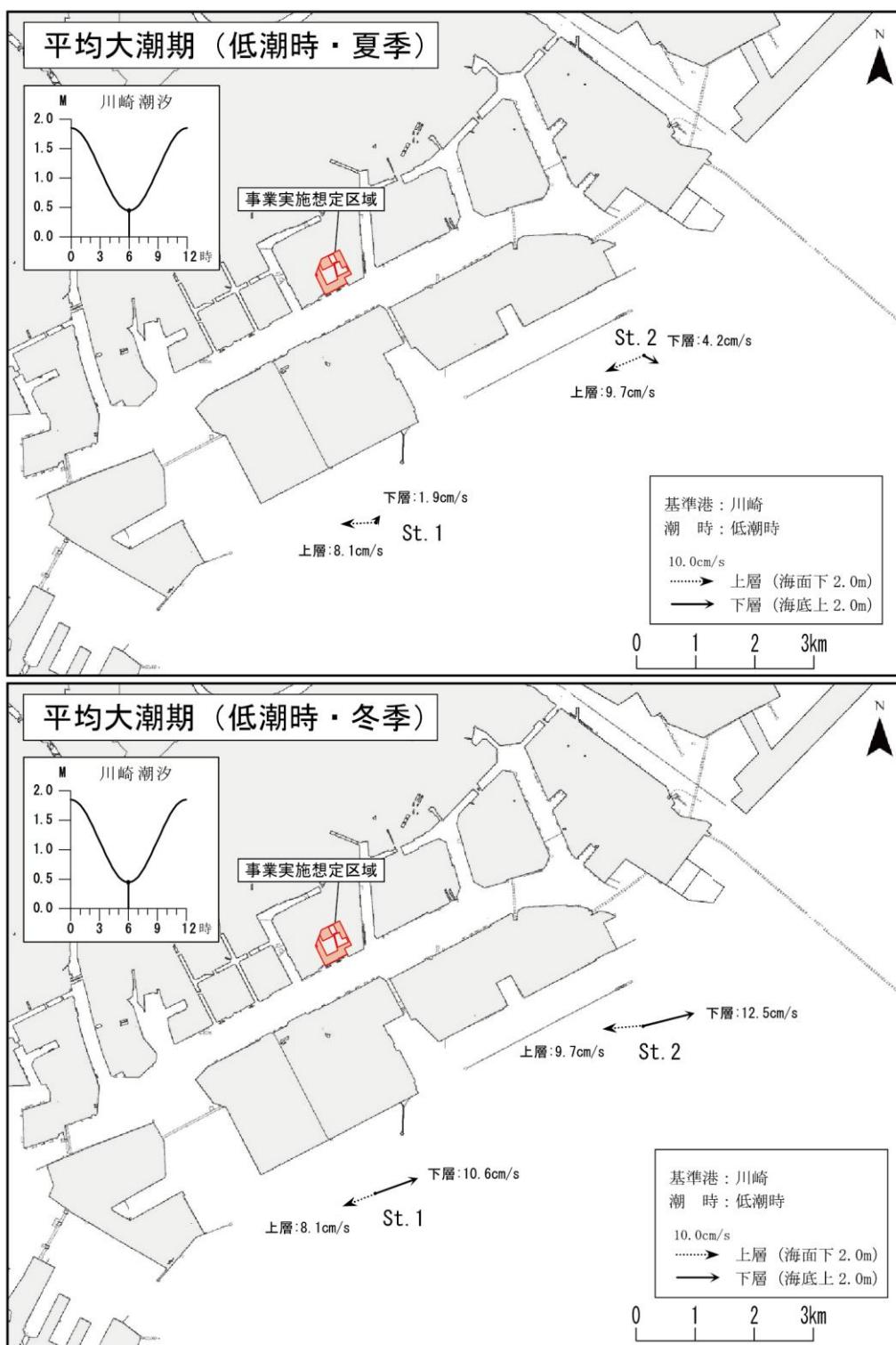
第3.1-15図(1) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（高潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成26年）より作成〕

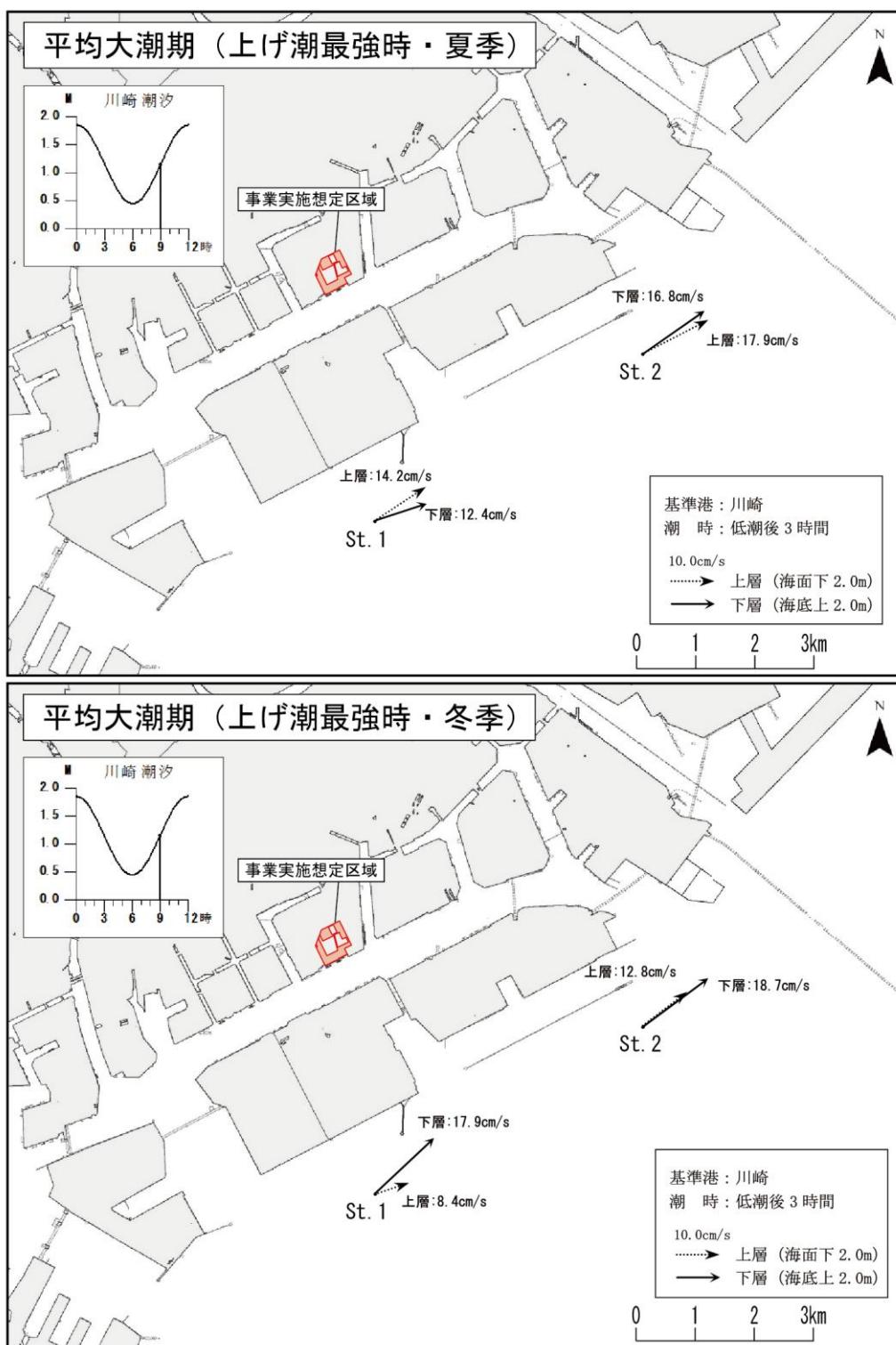
第3.1-15 図(2) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（下げ潮最強時）



注: 矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成26年）より作成〕

第3.1-15図(3) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（低潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

〔「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成26年）より作成〕

第3.1-15 図(4) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（上げ潮最強時）

#### (4) 流入河川

事業実施想定区域及びその周囲では、第 3.1-16 図のとおり一級河川の多摩川と鶴見川が流れしており、これらは東京湾に流入している。

多摩川は、流路延長 138km、流域面積 1,240km<sup>2</sup>で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を発し、途中、小菅川、秋川、浅川等が合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から 29.8km の間は、川崎市と東京都の境を流れている。川崎市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

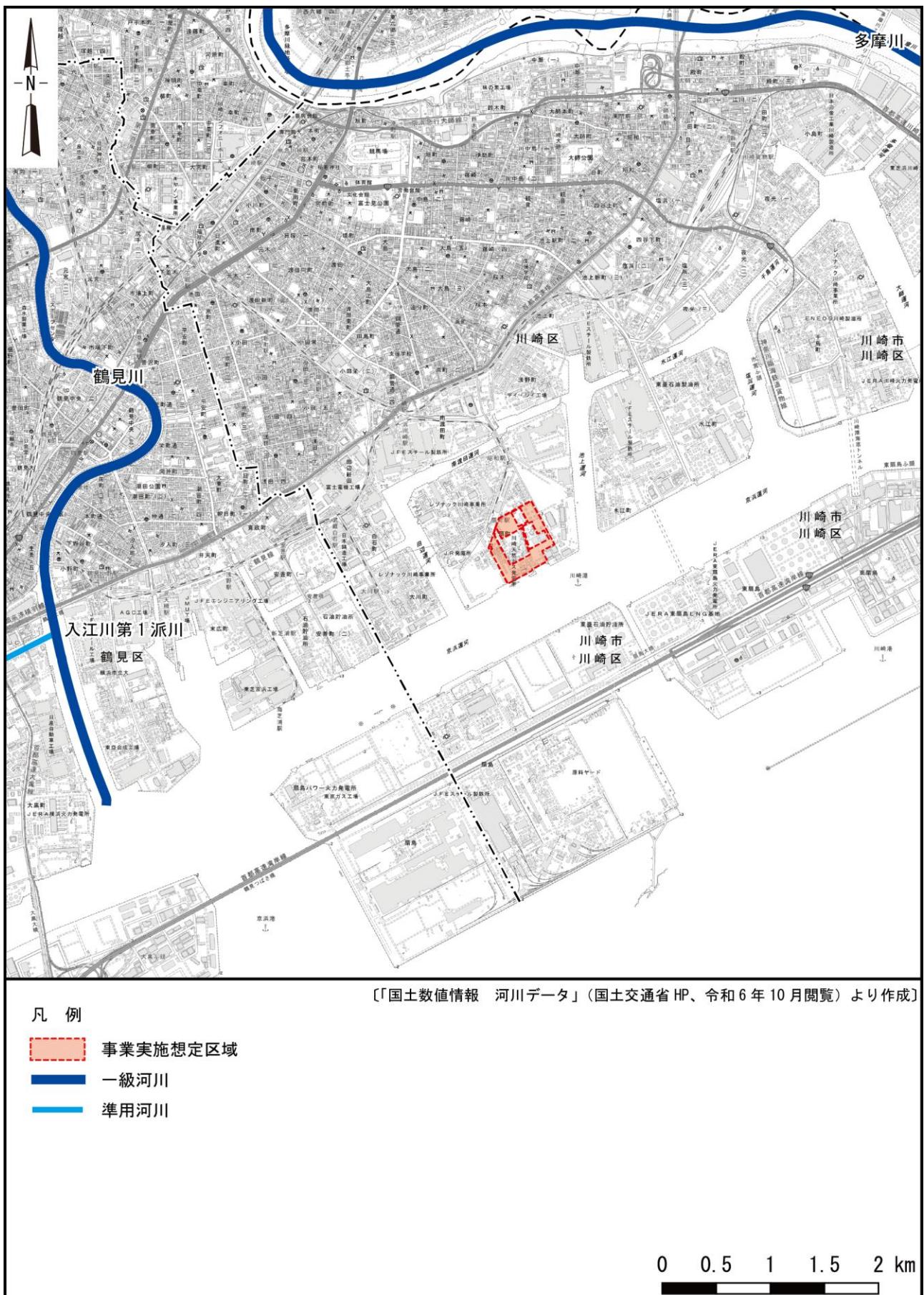
鶴見川は、流路延長 42.5km、流域面積 235 km<sup>2</sup>で東京都町田市の丘陵地にその源を発し、途中、恩田川、矢上川等が合流している。川崎市幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部（谷本川）では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

[「水環境データ集 令和 4 年度」（川崎市、令和 6 年）より作成]

#### (5) 湖 沼

事業実施想定区域及びその周囲には、主だった湖沼はない。

[「国土数値情報 湖沼データ」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]



第 3.1-16 図 主要な流入河川の位置

## 2. 水質の状況

### (1) 水質汚濁発生源の状況

川崎市における令和 5 年度末時点の「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく特定事業場数は 596、有害物質貯蔵指定事業場数は 69 となっている。

[「令和 4 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和 6 年）より作成]

### (2) 海域の水質の状況

事業実施想定区域の周辺海域では、令和 4 年度において 10 地点で公共用水域の水質測定が行われている。水質測定地点の位置及び環境基準の類型指定状況は、第 3.1-17 図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）については B 類型又は C 類型に、一般項目（全窒素・全燐）については IV 類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物 A 類型に、底層溶存酸素量については生物 1 類型及び生物 2 類型に指定されている。

#### ① 生活環境項目

周辺海域における生活環境項目に係る令和 4 年度の水質測定結果は、第 3.1-15 表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の測定結果（75% 値）は 10 地点中 9 地点で、富栄養化の代表的な指標である全窒素（T-N）の測定結果は 10 地点中 3 地点で、全燐（T-P）の測定結果は 10 地点中 4 地点で適合している。

平成 30～令和 4 年度における化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化は第 3.1-18 図のとおりであり、10 地点の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。



第3.1-17図 水質測定点位置及び環境基準の類型指定状況

第3.1-15表(1) 海域の水質測定結果（生活環境項目・令和4年度）

図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度〔pH〕 (-)					溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)					化学的酸素要求量〔COD〕 (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の 平均値 (75%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	8.0	8.4	8.2	2/12	7.0以上	3.1	8.9	6.3	0/12	1.4	4.5	2.8(3.4)	0/12	8以下	
2	東扇島防波堤西	C	8.1	8.4	8.3	5/12	8.3以下	4.9	9.0	6.9	0/12	1.4	3.9	2.7(3.3)	0/12		
3	京浜運河扇町	C	8.0	8.5	8.3	4/12	7.8以上 8.3以下	4.0	9.5	7.1	0/12	1.8	4.6	2.9(3.5)	0/12		
4	扇島沖	B	8.1	8.5	8.3	5/12	7.8以上 8.3以下	4.1	9.2	7.2	2/12	5以上	1.3	3.7	2.5(3.1)	4/12	3以下
5	末広運河先	C	7.9	8.3	8.1	0/4	7.0以上 8.3以下	3.1	7.6	5.4	0/4	2以上	1.9	3.9	2.8(2.7)	0/4	8以下
6	夜光運河先	C	7.9	8.4	8.2	1/4		3.4	8.2	6.2	0/4		2.3	4.7	3.1(2.9)	0/4	
7	桜堀運河先	C	7.9	8.4	8.2	1/4		2.7	8.7	5.9	0/4		2.2	4.9	3.2(3.4)	0/4	
8	池上運河先	C	8.0	8.4	8.2	1/4		3.7	8.8	6.3	0/4		2.3	4.1	2.9(2.7)	0/4	
9	南渡田運河先	C	7.9	8.3	8.1	0/4		2.7	9.0	5.7	0/4		2.2	3.8	2.8(2.9)	0/4	
10	鶴見川河口先	C	8.0	8.5	8.1	1/12		5.5	9.8	8.2	0/12		2.2	4.6	3.4(4.1)	0/12	

図中番号	測定地点名	類型	n-ヘキサン抽出物質〔油分等〕 (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の 平均値 (90%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12	-	<1	490	46(34)	-/12	-
2	東扇島防波堤西	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	3	1(2)	-/12	
3	京浜運河扇町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	610	64(71)	-/12	
4	扇島沖	B	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出されない こと。	<1	23	3(1)	-/12	
5	末広運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4			1	5	3(5)	-/2
6	夜光運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4			<1	3	2(3)	-/2
7	桜堀運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4			1	1	1(1)	-/2
8	池上運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4			<1	2	2(2)	-/2
9	南渡田運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4			1	4	3(4)	-/2
10	鶴見川河口先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4			9	33,000	3,400 (4,200)	-/12

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。
3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。
4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。
5. 「<」は、記載値未満であることを示す。
6. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。
7. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和4年度」（川崎市、令和6年）  
 「神奈川県水質調査年表（令和4年度）」（神奈川県、令和6年）  
 「令和4年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕

第3.1-15表(2) 海域の水質測定結果（生活環境項目・令和4年度）

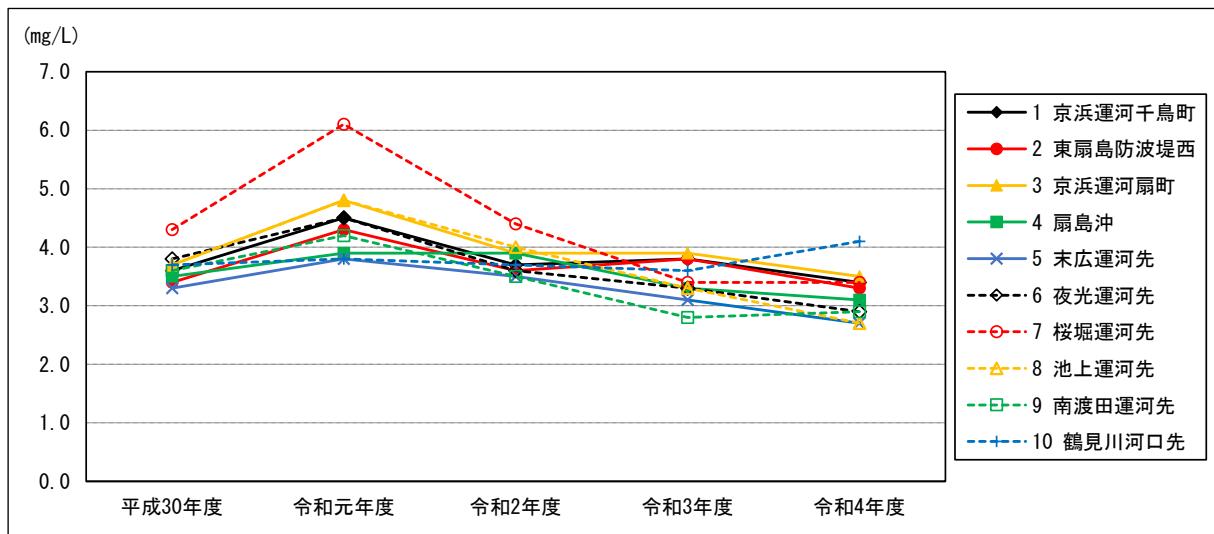
図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)						全 煉 (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	IV	0.72	1.0	0.82	1.1	6/12	1 以下	0.047	0.13	0.082	0.082	5/12	0.09 以下
2	東扇島防波堤西	IV	0.54	0.86	0.68	0.83	1/12		0.036	0.10	0.069	0.066	0/12	
3	京浜運河扇町	IV	0.67	0.94	0.80	1.0	4/12		0.049	0.12	0.081	0.086	5/12	
4	扇島沖	IV	0.43	0.71	0.58	0.76	1/12		0.026	0.11	0.058	0.058	1/12	
5	末広運河先	IV	0.82	1.6	1.3	1.8	3/4		0.062	0.14	0.10	0.11	2/4	
6	夜光運河先	IV	0.86	1.1	0.97	1.1	3/4		0.062	0.14	0.093	0.10	2/4	
7	桜堀運河先	IV	0.94	1.7	1.3	1.8	4/4		0.074	0.17	0.13	0.16	4/4	
8	池上運河先	IV	0.79	1.0	0.87	1.1	2/4		0.058	0.13	0.091	0.093	3/4	
9	南渡田運河先	IV	0.82	1.1	1.0	1.2	3/4		0.056	0.12	0.095	0.10	3/4	
10	鶴見川河口先	IV	0.97	1.8	1.3	1.9	11/12		0.061	0.14	0.099	0.13	9/12	

図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [LAS] (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	生物A	0.005	0.011	0.009	0/12	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.001 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.01 以下
2	東扇島防波堤西	生物A	0.002	0.005	0.004	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
3	京浜運河扇町	生物A	0.003	0.007	0.005	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
4	扇島沖	生物A	0.001	0.005	0.003	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
5	末広運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
6	夜光運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
7	桜堀運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
8	池上運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
9	南渡田運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
10	鶴見川河口先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	

図中番号	測定地点名	類型	底層溶存酸素量 (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	
1	京浜運河千鳥町	生物2	0.5	8.1	4.2	5/12	3.0 以上	
2	東扇島防波堤西	生物2	0.3	8.8	4.7	4/12		
3	京浜運河扇町	生物2	0.7	9.2	4.9	5/12		
4	扇島沖	生物1	0.5	8.6	5.0	4/12		
5	末広運河先	生物2	1.3	7.1	4.0	2/4	3.0 以上	
6	夜光運河先	生物2	2.6	8.0	5.2	1/4		
7	桜堀運河先	生物2	0.7	8.2	4.0	2/4		
8	池上運河先	生物2	1.1	8.0	4.3	2/4		
9	南渡田運河先	生物2	2.2	8.6	4.8	2/4	3.0 以上	
10	鶴見川河口先	生物2	3.8	9.8	7.7	0/12		

- 注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。  
 2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。  
 3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。  
 4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。  
 5. 「<」は、記載値未満であることを示す。  
 6. 全窒素及び全燐は、上層の値で環境基準値と比較した。  
 7. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。  
 8. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

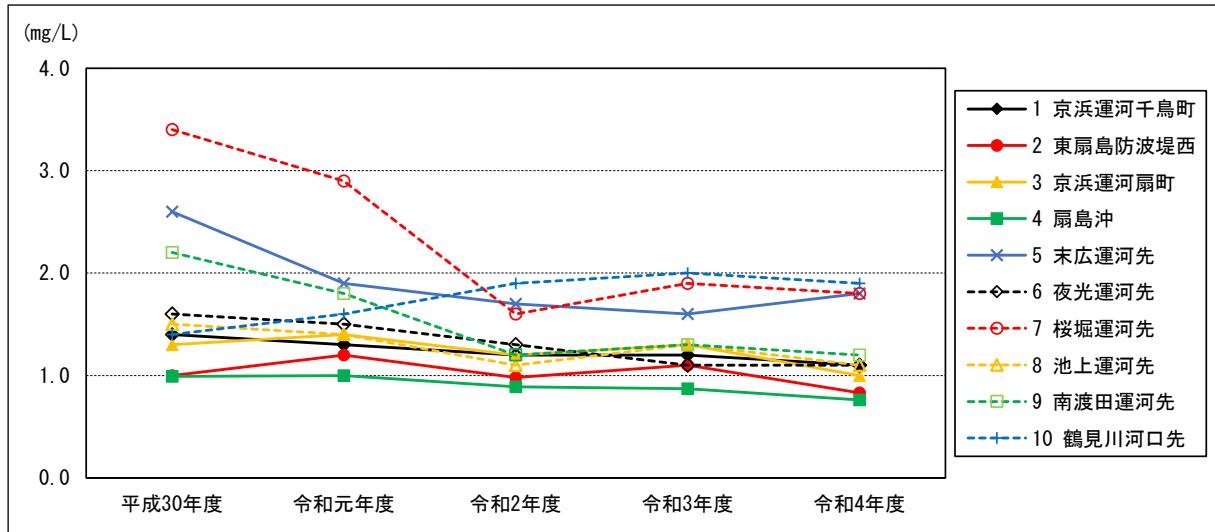
〔「水環境データ集 令和4年度」（川崎市、令和6年）  
 「神奈川県水質調査年表（令和4年度）」（神奈川県、令和6年）  
 「令和4年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
2. 図中の値は、日間平均値の 75% 値を示す。

〔「水質年報 平成 30～令和 3 年度」（川崎市、令和元～5 年）  
「水環境データ集 令和 4 年度」（川崎市、令和 6 年）  
「令和 4 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年） より作成〕

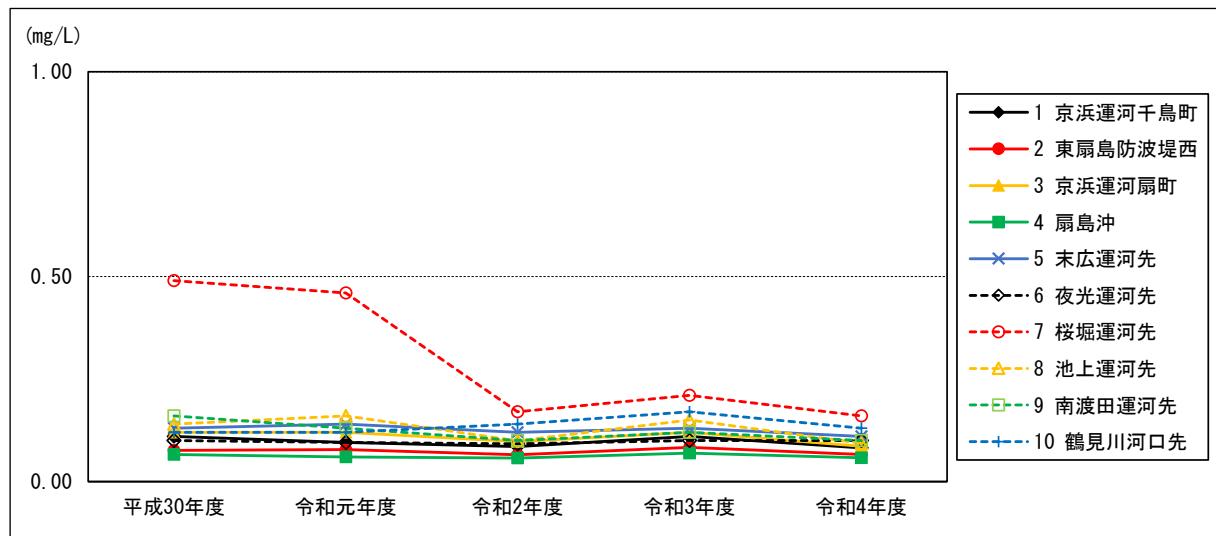
第 3.1-18 図(1) 海域の水質の経年変化（化学的酸素要求量（COD））



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

〔「水質年報 平成 30～令和 3 年度」（川崎市、令和元～5 年）  
「水環境データ集 令和 4 年度」（川崎市、令和 6 年）  
「令和 4 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年） より作成〕

第 3.1-18 図(2) 海域の水質の経年変化（全窒素）



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。

2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

「水質年報 平成 30～令和 3 年度」（川崎市、令和元～5 年）  
 「水環境データ集 令和 4 年度」（川崎市、令和 6 年）  
 「令和 4 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年）より作成

第 3.1-18 図(3) 海域の水質の経年変化（全燐）

## ② 健康項目

周辺海域における健康項目に係る令和4年度の水質測定結果は、8地点において測定されており、第3.1-16表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点で環境基準に適合している。

第3.1-16表 海域の水質測定結果（健康項目・令和4年度）

(単位: mg/L)

図中番号	1	2	3	4	5	6	9	10	基準値
測定地点名	京浜運河 千鳥町	東扇島 防波堤西	京浜運河 扇町	扇島沖	末広 運河先	夜光 運河先	南渡田 運河先	鶴見川 河口先	
項目									
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.0005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01	0.02以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0005	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.0003	0.02以下
ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	0.01以下
亜硝酸性窒素	0.05	0.05	0.05	0.05	<0.05	<0.05	—	0.05	-
硝酸性窒素	0.29	0.23	0.31	0.19	0.25	0.30	—	0.72	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.35	0.28	0.36	0.24	0.30	0.35	—	0.79	10以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005	0.05以下

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 「-」は、測定が行われていないことを示す。

3. 「<」は、記載値未満であることを示す。

4. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和4年度」(川崎市、令和6年)  
「神奈川県水質調査年表(令和4年度)」(神奈川県、令和6年) より作成〕

### ③ ダイオキシン類

周辺海域におけるダイオキシン類については、令和4年度において4地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-17表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

第3.1-17表 周辺海域の水質測定結果（ダイオキシン類・令和4年度）

(単位: pg-TEQ/L)

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
2	東扇島防波堤西	0.11	1以下
3	京浜運河扇町	0.13	
4	扇島沖	0.088	
10	鶴見川河口先	0.071	

注: 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

[「令和5年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和6年)より作成]

#### ④ 水温

周辺海域における令和4年度の水温は、第3.1-18表及び第3.1-19図のとおりである。

周辺海域の月別水温の平均は11.4~26.2°Cの範囲であり、8月に最高となり、2月に最低となっている。

第3.1-18表 周辺海域の水温の月別測定結果（令和4年度）

(単位：°C)

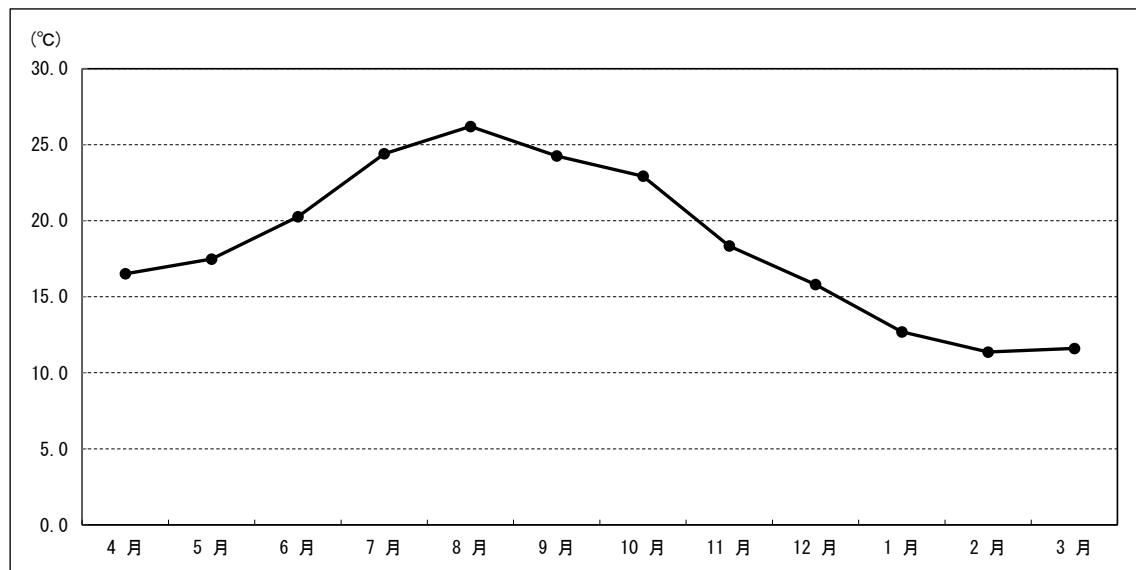
図中番号	測定地点名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	京浜運河千鳥町	16.3	17.2	20.1	21.9	26.1	24.0	22.6	19.0	15.8	13.0	11.8	11.7
2	東扇島防波堤西	15.1	17.0	19.3	21.4	25.0	23.8	22.7	18.2	16.2	12.5	11.6	11.6
3	京浜運河扇町	16.0	17.6	20.3	22.7	26.0	23.9	22.5	18.4	15.8	12.6	12.0	11.9
4	扇島沖	15.1	17.0	19.2	21.4	23.8	23.7	22.1	18.2	16.2	12.4	11.4	11.1
5	末広運河先	16.5	—	—	27.0	—	—	23.8	—	—	13.8	—	—
6	夜光運河先	17.2	—	—	26.6	—	—	23.6	—	—	12.8	—	—
7	桜堀運河先	17.2	—	—	25.3	—	—	23.2	—	—	12.6	—	—
8	池上運河先	16.1	—	—	23.8	—	—	22.7	—	—	12.7	—	—
9	南渡田運河先	17.8	—	—	27.6	—	—	24.6	—	—	13.7	—	—
10	鶴見川河口先	17.8	18.6	22.4	26.3	30.1	25.9	21.5	17.9	15.0	10.8	10.0	11.7
平均		16.5	17.5	20.3	24.4	26.2	24.3	22.9	18.3	15.8	12.7	11.4	11.6

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 記載値は、上下層の平均値である。

3. 「—」は、測定が行われていないことを示す。

[「神奈川県水質調査年表（令和4年度）」（神奈川県、令和6年）より作成]



[「神奈川県水質調査年表（令和4年度）」（神奈川県、令和6年）より作成]

第3.1-19図 周辺海域の水温の月別平均値（令和4年度）

### (3) 河川の水質の状況

事業実施想定区域の周囲において、令和4年度の河川の水質の測定は多摩川の六郷橋、大師橋及び鶴見川の臨港鶴見川橋にて行われており、水質測定地点の位置及び類型指定は第3.1-17図のとおりである。

#### ① 生活環境項目

事業実施想定区域の周囲における生活環境項目に係る令和4年度の水質測定結果は、第3.1-19表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の測定結果(75%値)は、すべての地点において環境基準に適合している。

平成30～令和4年度における生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化は第3.1-20図のとおりであり、多少の濃度変動はあるもののすべての地点で概ね横ばい傾向で推移している。

第3.1-19表 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和4年度）

水 域	図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度〔pH〕 (一)					溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)					生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値(75%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	7.4	7.9	7.7	0/12	6.5 4.9	9.6	7.9	0/12	5以上	0.7	3.2	1.8(2.5)	1/12	3以下	
	②	大師橋	B	7.4	8.6	7.8	1/24		11	7.8	1/24		0.8	5.8	2.0(2.1)	3/24		
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	C	7.4	8.3	7.7	0/24	8.5以下	3.9	11	6.7	6/24	0.6	4.8	1.8(2.0)	0/24	5以下	

水 域	図中番号	測定地点名	類型	浮遊物質量〔SS〕 (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値(90%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	2	5	3	0/12	25以下	4	4,300	1,000(3,900)	3/12	1,000 以下
	②	大師橋	B	2	19	7	0/24		<1	6,000	1,000(4,900)	2/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	C	1	10	3	0/12	50以下	48	83,000	9,700(10,000)	-/12	-

水 域	図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)					全 磷 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	-	2.6	5.5	4.6	-/12	-	0.16	0.38	0.29	-/12	-
	②	大師橋	-	2.6	5.1	3.7	-/24		0.15	0.36	0.26	-/24	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	-	2.2	7.7	5.4	-/24	-	0.11	0.47	0.27	-/24	-

水生生物保全項目

水 域	図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩〔LAS〕 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	生物B	0.011	0.033	0.018	2/12	0.03 以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05 以下
	②	大師橋	生物B	0.008	0.100	0.025	2/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.002	<0.0006	0.0019	0.0009	0/4	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	生物B	0.009	0.073	0.025	1/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	以下	<0.0006	0.0029	0.0013	0/4	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 「-」は、測定が行われていないことを示す。

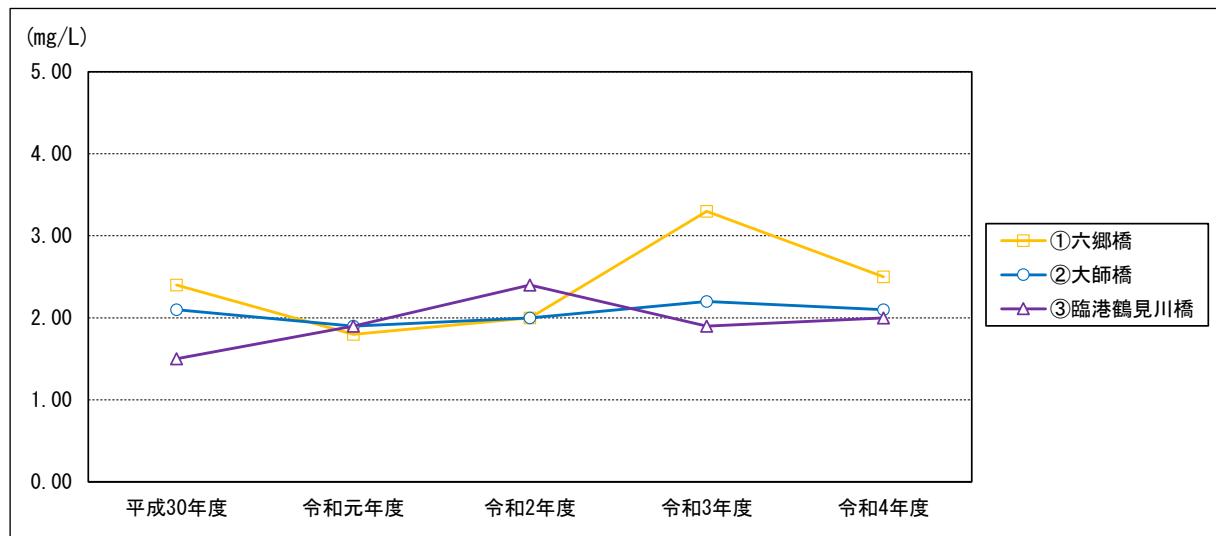
3. 太字表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。

4. 「<」は、記載値未満であることを示す。

5. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。

6. 基準値の「-」は環境基準が定められていないことを、類型の「-」は類型が定められていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和4年度）」（神奈川県、令和6年）  
「令和4年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。  
2. 図中の値は、日間平均値の 75% 値を示す。

[「令和 4 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年）より作成]

第 3.1-20 図 河川の水質の経年変化（生物化学的酸素要求量（BOD））

## ② 健康項目

流入河川における健康項目に係る令和4年度の水質測定結果は、第3.1-20表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点において環境基準に適合している。

第3.1-20表 河川の水質測定結果（健康項目・令和4年度）

(単位: mg/L)

水域名	多摩川		鶴見川	環境基準	
図中番号	①	②	③		
測定地点名	六郷橋	大師橋	臨港鶴見川橋		
項目					
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
全シアン	—	<0.01	<0.01	検出されないこと。	
鉛	—	<0.001	<0.001	0.01以下	
六価クロム	—	<0.005	<0.005	0.02以下	
砒素	—	0.001	0.001	0.01以下	
総水銀	—	<0.0003	<0.0003	0.0005以下	
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。	
PCB	—	<0.0003	<0.0003	検出されないこと。	
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02以下	
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.006以下	
トリクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下	
テトラクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下	
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006以下	
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
チオベンカルブ	—	<0.0003	<0.0003	0.02以下	
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下	
セレン	—	<0.001	<0.001	0.01以下	
硝酸性窒素	2.7	2.4	3.5	-	
亜硝酸性窒素	0.14	0.10	0.17	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.8	2.4	3.7	10以下	
ふつ素	—	—	—	0.8以下	
ほう素	—	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05以下	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 測定結果の値は、平均値である。
3. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。
4. 「<」は、記載値未満であることを示す。
5. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

[「神奈川県水質調査年表（令和4年度）」（神奈川県、令和6年）より作成]

## ③ ダイオキシン類

事業実施想定区域の周囲における河川では、ダイオキシン類の測定は行われていない。

[「令和5年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和6年）より作成]

#### (4) 地下水の水質の状況

川崎市内において令和4年度は、9地点で定点調査が、8地点で継続監視調査が、9地点でメッシュ調査が行われており、うち川崎区内では1地点で定点調査が、1地点で継続監視調査が、1地点でメッシュ調査が行われている。

川崎区内で行われた測定結果は第3.1-21表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

第3.1-21表 地下水の水質測定結果（令和4年度）

(単位: mg/L)

調査区分	定点調査	継続監視調査	メッシュ調査	環境基準
測定地点名	川崎区大島	川崎区浜町	川崎区中島	
深度区分	浅井戸	浅井戸	深井戸	
用途区分	生活用水	生活用水	営業用水	
測定年月	令和4年10月	令和4年10月	令和4年10月	
カドミウム	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.1	—	<0.1	検出されないこと。
鉛	<0.005	—	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.01	—	<0.01	0.02以下
砒素	<0.005	—	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。
PCB	<0.0005	—	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.0002	—	<0.0002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	—	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	0.0013	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	—	<0.0002	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0004	—	<0.0004	0.002以下
チウラム	<0.0006	—	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	—	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.0002	—	<0.0002	0.01以下
セレン	<0.002	—	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.10	—	1.9	10以下
ふつ素	0.16	—	0.12	0.8以下
ほう素	0.08	—	0.37	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	—	<0.005	0.05以下

注：1. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。

2. 「<」は、記載値未満であることを示す。

[「令和4年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和6年)より作成]

また、事業実施想定区域及びその周囲における地下水では、ダイオキシン類の測定は行われていない。

[「令和5年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和6年)より作成]

##### (5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和4年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況

(3)大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計802件のうち、水質汚濁に係るものは、22件(3%)発生している。このうち、川崎区は3件(川崎市における水質汚濁苦情の14%)である。

### 3. 水底の底質の状況

事業実施想定区域の周辺海域におけるダイオキシン類については、令和4年度において4地点で測定されている。水底の底質測定結果は第3.1-22表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

第3.1-22表 水底の底質測定結果(ダイオキシン類・令和4年度)

(単位: pg-TEQ/g)

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
2	東扇島防波堤西	11	150以下
3	京浜運河扇町	21	
4	扇島沖	18	
10	鶴見川河口先	5.9	

注: 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

[「令和5年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和6年)より作成]

### 3.1.3 土壤及び地盤の状況

#### 1. 土壤の状況

##### (1) 土壤汚染の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、幸町公園で令和4年度のダイオキシン類の調査が行われている。測定結果は第3.1-23表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-23表 土壤の測定結果（ダイオキシン類・令和4年度）

（単位：pg-TEQ/g）

測定点名	測定結果	環境基準
幸町公園	1.6	1,000 以下

〔「令和5年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和6年）より作成〕

「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく要措置区域は、事業実施想定区域が位置する川崎区には存在しない。事業実施想定区域は、第3.1-24表のとおり、同法に基づく形質変更時要届出区域（指-65号、68号）に指定されている。

「令和5（2023）年度 大気・水環境対策の取組（令和4（2022）年度の実績）」（川崎市、令和6年）によると、令和4年度の「土壤汚染対策法」に基づく調査での土壤汚染の判明件数は、川崎市全体で21件、事業実施想定区域が位置する川崎区で11件である。

第3.1-24表 事業実施想定区域における「形質変更時要届出区域」の指定

自治体 指定 番号	指定 年月日	区域の 所在地	区域の 概況	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質				地下水 汚染の 有無	14条 申請	調査 省略 の 有無	備考
					含有	溶 出	第二 溶出	物質名				
指- 65号	平成29年 1月16日	川崎区扇町16番 1ほか21筆の 一部	事業所 の敷地	31644.60	— ○ ○ ○ ○ ○ — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○	ベンゼン シアン化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明	—	○	管理 実施中
指- 68号	平成29年 4月28日	川崎区扇町16番 1の一部	事業所 の敷地	2078.6	— ○ —	○ ○ ○	— — —	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	○	—	管理 実施中

〔「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和7年2月19日現在）」  
(川崎市、令和7年) より作成〕

## (2) 事業実施想定区域の土地利用履歴

事業実施想定区域が位置する扇町地区は、昭和 2 年に埋立てが完了した埋立地である。昭和 6 年には、三菱石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。

事業実施想定区域は、石油精製関連の装置群及びタンク群が順次建設され、1990 年代には、原油処理能力が日量約 75,000 バーレルの製油所として使用していたが、川崎製油所は平成 11 年 9 月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。事業実施想定区域には、停止した石油精製装置群の一部及びタンク群の一部が残っている。

川崎事業所では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壤調査等の結果として、平成 21 年 9 月 3 日に川崎市川崎区扇町 12 番 1 号（川崎事業所内）で基準に適合しない特定有害物質（鉛と砒素）が確認され、応急対策実施済みと報告されている。

また、平成 29 年には、第 3.1-24 表のとおり、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域（指-65 号、68 号）に指定されている。

## (3) 土壤に係る苦情の発生状況

令和 4 年度の土壤汚染に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 802 件のうち、土壤汚染に係るものは 0 件で発生していない。

## 2. 地盤の状況

### (1) 地盤沈下の状況

川崎市の地盤沈下区域の経年推移の状況を第 3.1-21 図に、主要水準点の位置等と累積地盤変動量の経年推移を第 3.1-22 図に、臨海地域における標高の経年推移を第 3.1-25 表に示す。

川崎市が令和 4 年度に行った精密水準測量結果では、前年度と標高差の比較ができた有効水準点数 206 点のうち 56 点で沈下を示しており、56 点すべての地点において前年度と比較して 20mm 未満の沈下である。

[「水環境データ集 令和 4 年度」(川崎市、令和 6 年) より作成]

第 3.1-25 表 臨海地域における標高の経年推移

(単位 : m)

図中番号	水準点	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	累積変動量
A	川崎区浮島町	2.6463	2.6436	2.6414	2.6367	2.6364	2.6289	2.6324	2.6324	2.6329	2.6302	-0.0161
B	川崎区浮島町	1.4683	1.4629	1.4624	1.4587	1.4554	1.4458	1.4493	1.4492	1.4483	1.4428	-0.0255
C	川崎区千鳥町	2.4367	2.4335	2.4333	2.4319	2.4308	2.4190	2.4237	2.4229	2.4239	2.4259	-0.0108
D	川崎区千鳥町	3.2261	3.2252	3.2247	3.2239	3.2245	3.2145	3.2169	3.2171	3.2192	3.2203	-0.0058
E	川崎区水江町	2.7079	2.7053	2.7081	2.7093	2.7065	2.6962	2.7033	2.7012	2.7082	2.7063	-0.0016
F	川崎区水江町	2.6031	2.6024	2.6045	2.6028	2.5998	2.5810	2.5906	2.5870	2.5913	2.5870	-0.0161
G	川崎区扇町	2.7155	2.7115	2.7170	2.7181	2.7145	2.7005	2.7107	2.7095	2.7145	2.7148	-0.0007
H	川崎区扇町	1.9618	1.9581	1.9633	1.9654	1.9605	1.9502	1.9562	1.9594	1.9591	1.9605	-0.0013
I	川崎区大川町	1.9572	1.9548	1.9583	1.9601	1.9538	1.9506	1.9571	1.9548	1.9553	1.9569	-0.0003
J	川崎区東扇島	3.6641	3.6618	3.6592	3.6573	3.6560	3.6479	3.6513	不測	3.6489	不測	-0.0152

注：図中番号は、第 3.1-22 図に対応している。

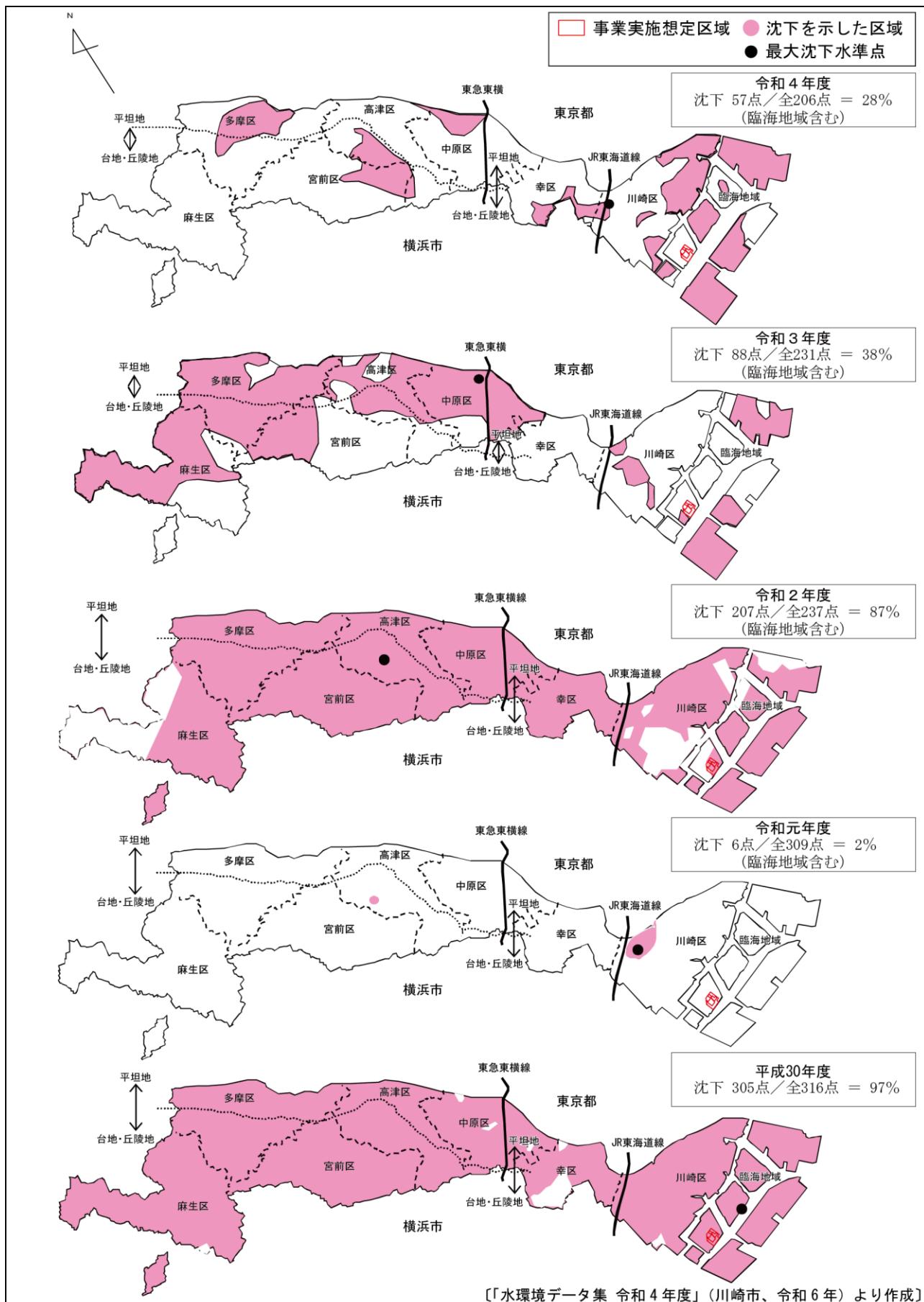
[「水環境データ集 令和 4 年度」(川崎市、令和 6 年) より作成]

### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

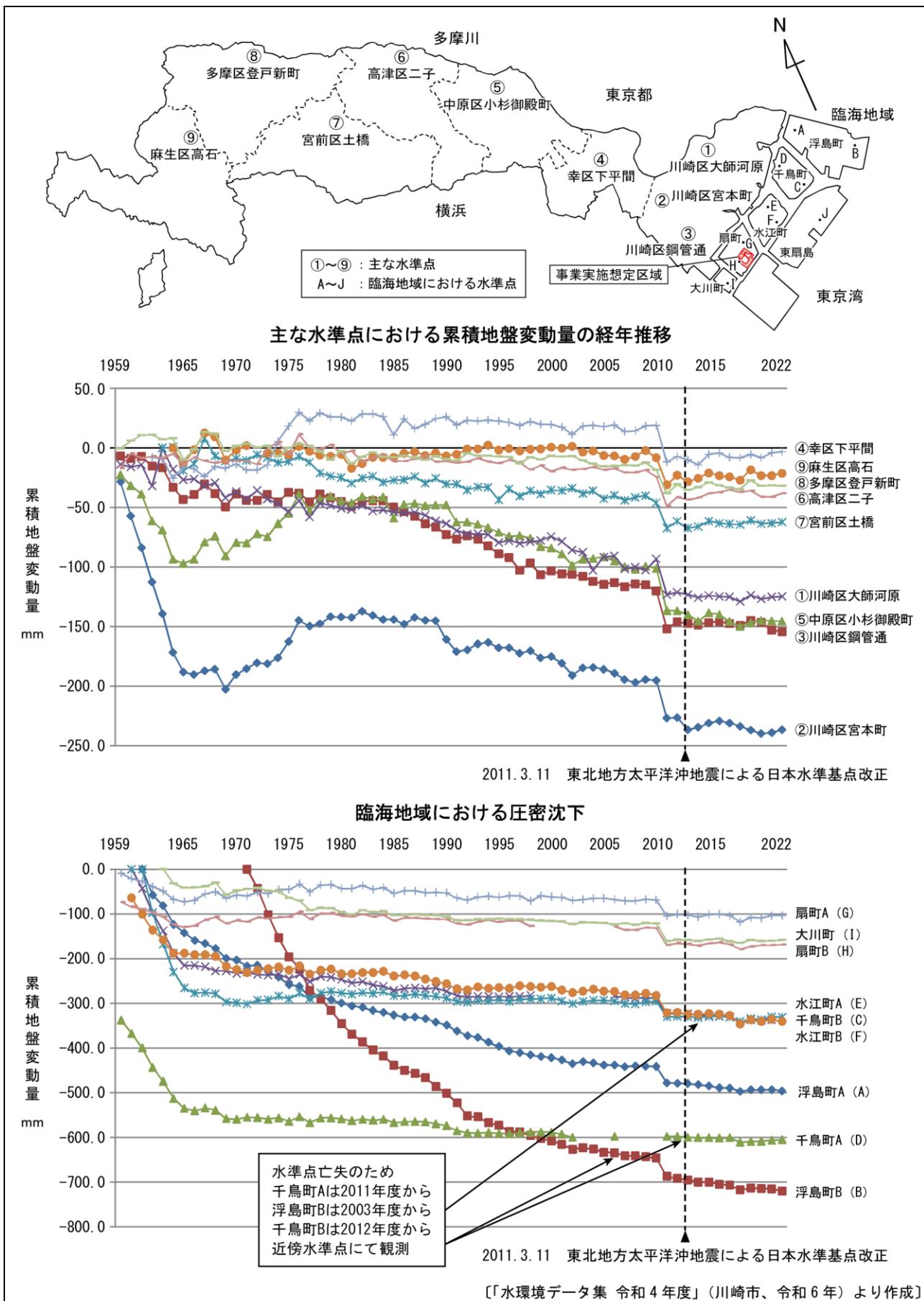
令和 4 年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 802 件のうち、地盤沈下に係るものは 0 件で発生していない。



第3.1-21図 地盤沈下の経年推移の状況



第3.1-22図 主要水準点等の位置と累積地盤変動量の経年推移

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

##### (1) 陸上の地形

事業実施想定区域及びその周囲における陸上の地形の状況は、第 3.1-23 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、埋立地である。

##### (2) 海底の地形

事業実施想定区域及びその周囲における海底の地形の状況は、第 3.1-24 図のとおりである。

事業実施想定区域地先の周辺海域は、10m 以深の水深である。

#### 2. 地質の状況

##### (1) 陸上の状況

事業実施想定区域及びその周囲における表層地質の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

事業実施想定区域は、埋め立て土である。

また、事業実施想定区域及びその周囲における土壤の状況は、第 3.1-26 図のとおりである。

事業実施想定区域を含む川崎臨海部は人工改変土であり、事業実施想定区域は埋立地である。

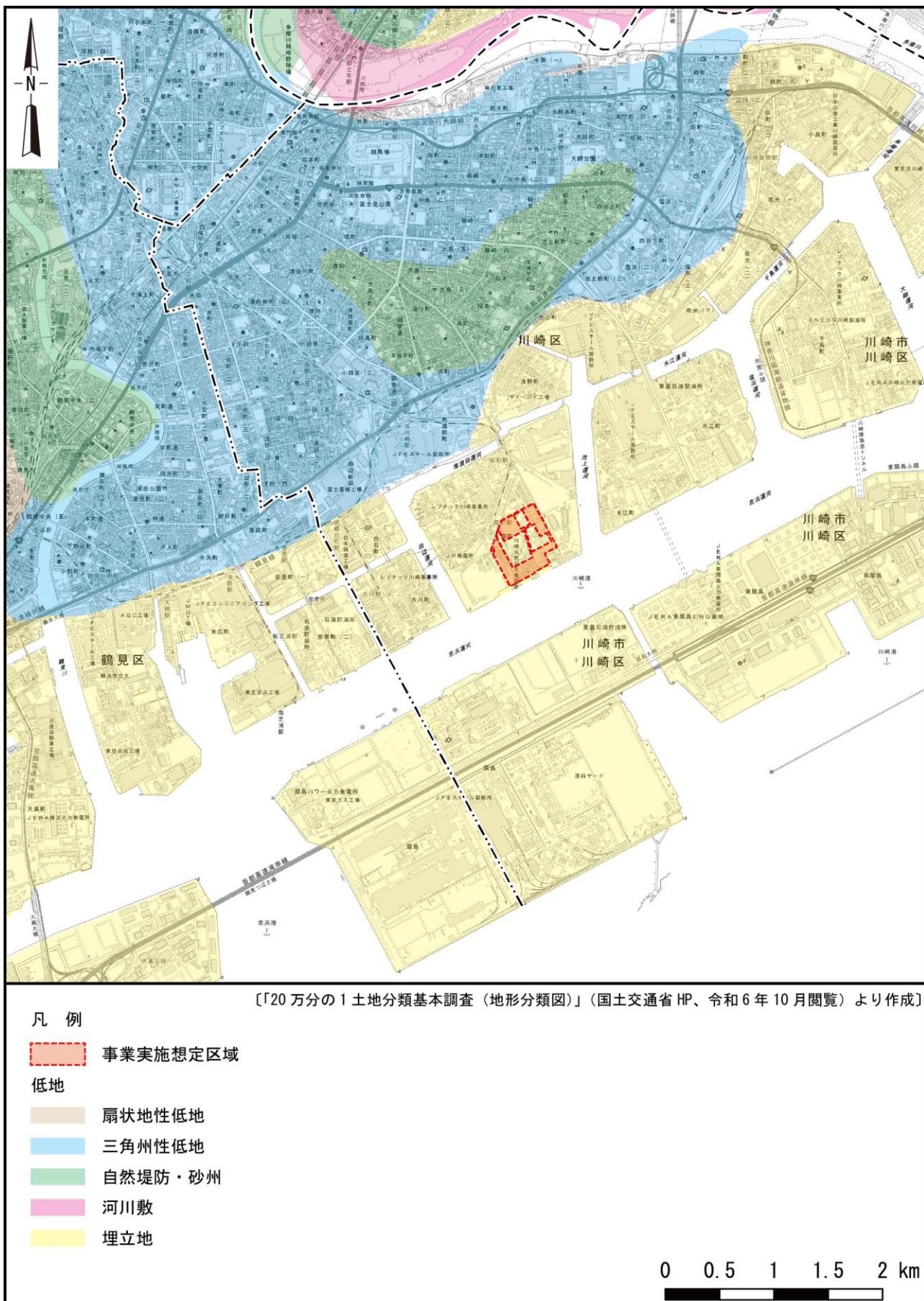
##### (2) 海底の状況

事業実施想定区域及びその周囲における海底の底質の状況は、第 3.1-24 図のとおりである。

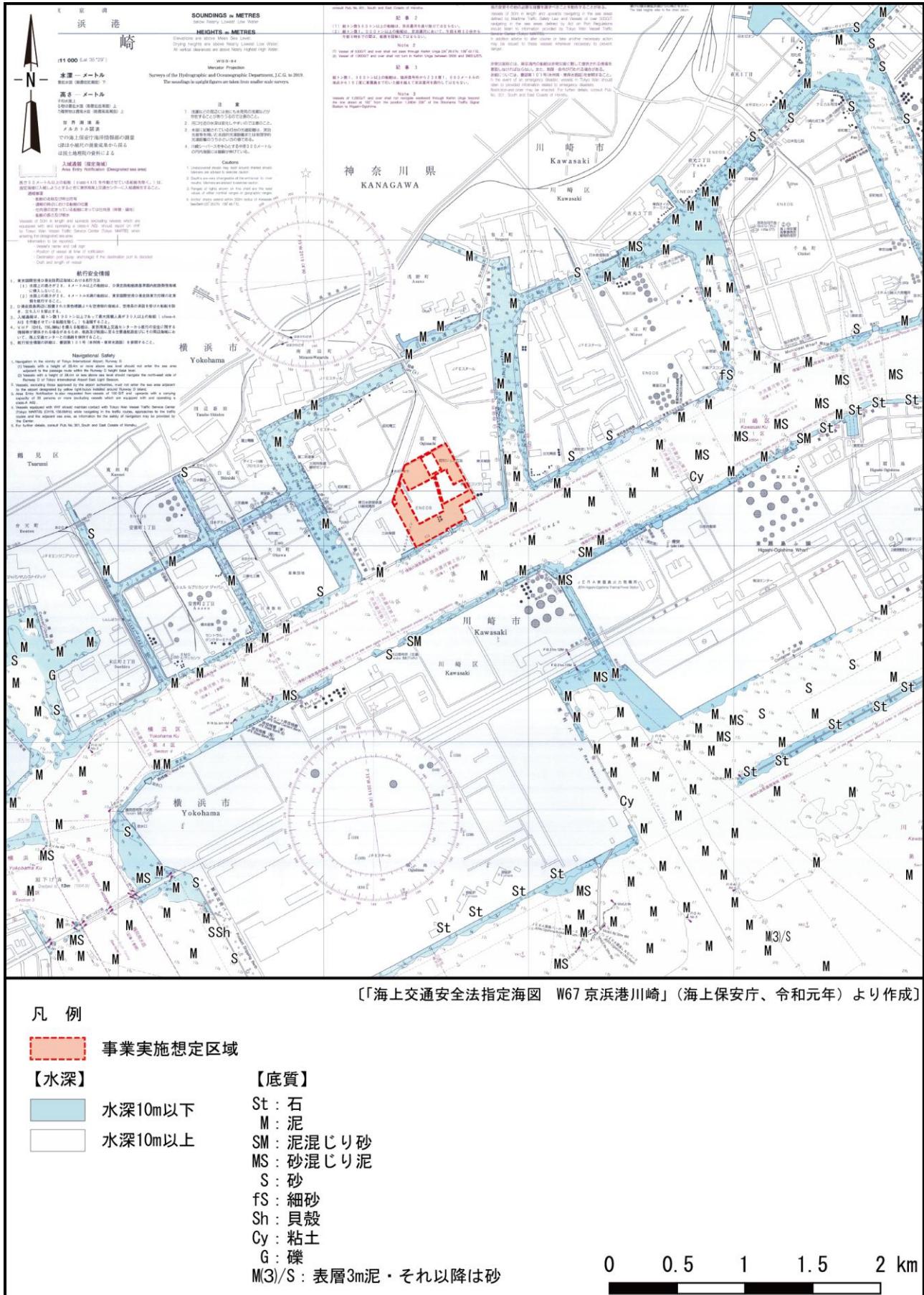
事業実施想定区域地先の海底の底質は、主に泥である。

#### 3. 重要な地形及び地質

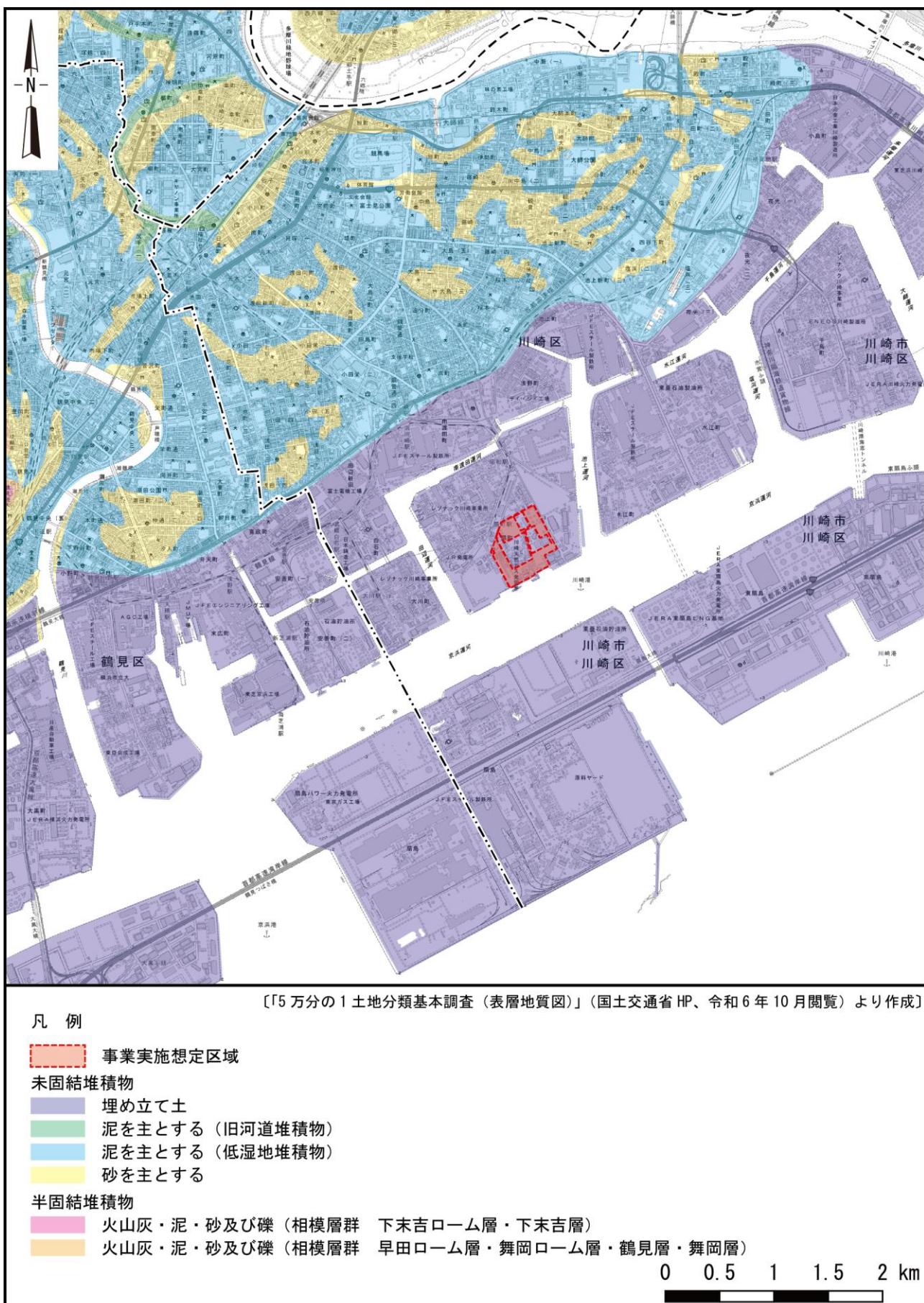
「日本の典型地形について」（国土地理院 HP、令和 6 年 10 月閲覧）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）、「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－新装版」（古今書院、平成 12 年）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集－保存すべき地形－新装版」（古今書院、平成 14 年）において、事業実施想定区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。



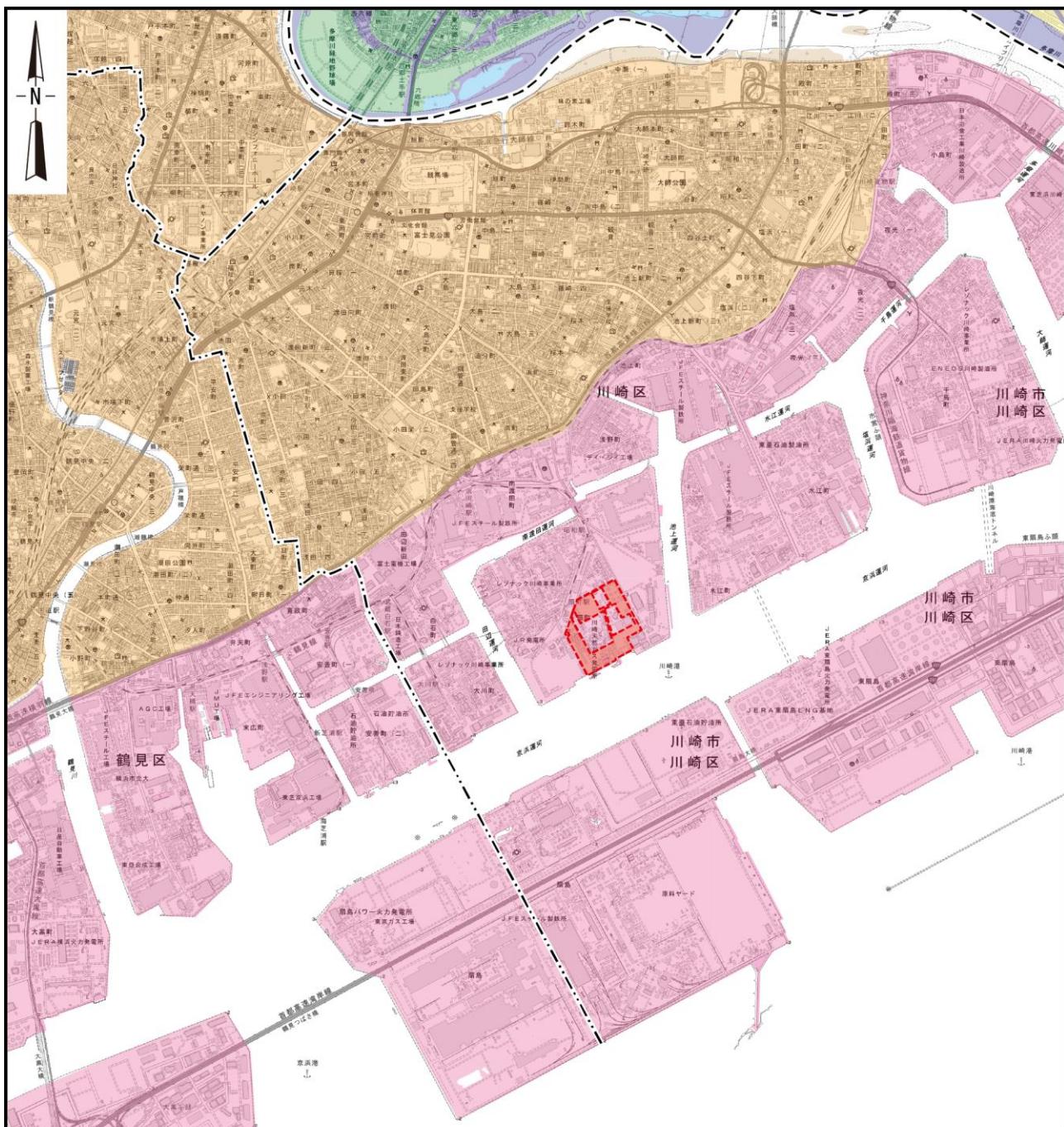
第3.1-23図 地形の状況



### 第3.1-24図 海底の地形及び底質の状況



第 3.1-25 図 表層地質の状況



[「5万分の1 土地分類基本調査（土壤図）」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）より作成]

#### 凡例

<span style="background-color: #c0392b; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	事業実施想定区域
<span style="background-color: #d9c38d; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	未熟土
<span style="background-color: #a0c4ff; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	低地未熟土壤
<span style="background-color: #fbc02d; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	人工改変土
<span style="background-color: #fbc02d; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	人工改変低地土
<span style="background-color: #ff69b4; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	埋立地
<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	人工改変地土
<span style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	人工改変地土壤埋立地
<span style="background-color: #9acd32; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	潜在褐色・灰色低地土壤
<span style="background-color: #800080; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	その他
<span style="background-color: #6a5acd; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span>	道路・水部・人工改変地等

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-26図 土壤の状況

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況

##### (1) 動物相の概要（陸域）

事業実施想定区域及びその周囲における陸域に生息する動物の状況は、第3.1-26表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を整理して把握した。

なお文献その他の資料において、地域を限定できない場合は、最大の範囲として川崎市及び横浜市全域とした。

第3.1-26表 文献その他の資料（動物：陸域）

No.	文献名	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類
1	「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査（第4回～第6回）」 (生物多様性情報システム 自然環境調査Web-GIS、令和6年10月閲覧)	○		○	○	○
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省HP、令和6年10月閲覧)	○	○	○	○	○
3	「モニタリング1000シギ・チドリ類調査」 (環境省モニタリングサイト1000HP、令和6年10月閲覧)		○			
4	「ガンカモ類の生息調査」 (環境省生物多様性センターHP、令和6年10月閲覧)		○			
5	「神奈川県の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書（平成4年3月）」 (神奈川県HP、令和6年10月閲覧)	○	○			
6	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年)	○	○	○		
7	「神奈川県昆虫誌2018」（神奈川昆虫談話会、平成30年）					○
8	「川崎市における注目すべきハチ類の記録（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
9	「川崎のセミの鳴き声調査（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
10	「川崎の直翅類（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
11	「多摩川河口大師河原の野鳥-4（第8次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成28年)		○			
12	「川崎の直翅類（追加記録）（第8次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成28年)					○

## ① 陸域の動物相の概要

陸域の動物相の概要は、第 3.1-27 表のとおりである。

哺乳類ではハツカネズミ、アズマモグラ、ニホンイタチ等の 13 種、鳥類ではカルガモ、キジバト、ハクセキレイ等の 124 種、爬虫類ではニホンイシガメ、ニホンカナヘビ等の 7 種、両生類ではアズマヒキガエル、ウシガエル等の 3 種、昆虫類ではアジアイトンボ、アキアカネ、モンシロチョウ等の 3,587 種が確認されている。

第 3.1-27 表 陸域の動物相の概要

項目	確認種
哺乳類	ハツカネズミ、アズマモグラ、ヒナコウモリ科、タヌキ、ニホンイタチ 等 (13 種)
鳥類	カルガモ、キジバト、カワウ、コチドリ、チュウシャクシギ、ユリカモメ、トビ、モズ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒバリ、メジロ、ハクセキレイ、カワラヒワ 等 (124 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ (7 種)
両生類	アズマヒキガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル (3 種)
昆虫類	アジアイトンボ、アキアカネ、ハマベハサミムシ、エンマコオロギ、アブラゼミ、マルカメムシ、ヤマトシジミ本土亜種、モンシロチョウ、ナミアゲハ、モモスズメ、ナミハナアブ、キンバエ、エリザハンミョウ、ナミテントウ、クロヤマアリ、キムネクマバチ 等 (3,587 種)

- 注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-26 表のとおりである。  
2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）及び「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）を参考にした。

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域）

① 動物の重要な種（陸域）

事業実施想定区域及びその周囲において確認された種について、第 3.1-28 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

事業実施想定区域及びその周囲において確認された重要な種は、第 3.1-29 表～第 3.1-33 表のとおりであり、哺乳類 2 種、鳥類 65 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 176 種である。

第 3.1-28 表 重要な種の選定根拠（陸域）

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物  「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種  「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
III	「レッドリスト 2020」（環境省）に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年）
IV	「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）、「川崎市文化財保護条例」（昭和 34 年川崎市条例第 24 号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年横浜市条例第 53 号）等に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物  「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
V	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの  なお、鳥類については、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合があり、その場合は、「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足 A DB：情報不足 B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）

第3.1-29表 確認された重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	—	—	VU	—	VU
2	ネコ（食肉）	イタチ	ニホンイタチ	—	—	—	—	NT
合計	2目	2科	2種	0種	0種	1種	0種	2種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-28表に基づくものである。  
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。  
 3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和6年10月閲覧）を参考にした。

第3.1-30表(1) 確認された重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カモ	カモ	オシドリ	—	—	DD	—	希少/減少
2			ウミアイサ	—	—	—	—	NT
3	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	—	—	VU	—	—
4			ケリ	—	—	DD	—	希少/NT
5		チドリ	ムナグロ	—	—	—	—	減少
6			ダイゼン	—	—	—	—	減少
7			イカルチドリ	—	—	—	—	NT/注目
8			コチドリ	—	—	—	—	注目
9			シロチドリ	—	—	VU	—	VU/NT
10			オオメダイチドリ	—	国際	—	—	—
11			メダイチドリ	—	国際	—	—	NT
12		シギ	チュウシャクシギ	—	—	—	—	VU
13			ホウロクシギ	—	国際	VU	—	CR+EN
14			ダイシャクシギ	—	—	—	—	CR+EN
15			オオソリハシシギ	—	国際	VU	—	VU
16			オグロシギ	—	—	—	—	VU
17			キヨウジョシギ	—	—	—	—	VU
18			オバシギ	—	国際	—	—	VU
19			エリマキシギ	—	—	—	—	NT
20			ウズラシギ	—	—	—	—	NT
21			サルハマシギ	—	国際	—	—	VU
22			ヒバリシギ	—	—	—	—	NT
23			トウネン	—	—	—	—	VU
24			ミュビシギ	—	—	—	—	CR+EN
25			ハマシギ	—	—	NT	—	VU
26			タシギ	—	—	—	—	注目
27			ソリハシシギ	—	—	—	—	VU
28			イソシギ	—	—	—	—	希少/注目
29			キアシシギ	—	—	—	—	VU
30			アカアシシギ	—	—	VU	—	NT
31			コアオアシシギ	—	—	—	—	NT
32			タカブシギ	—	—	VU	—	NT
33			ツルシギ	—	—	VU	—	NT
34			アオアシシギ	—	—	—	—	NT
35		ツバメチドリ	ツバメチドリ	—	—	VU	—	—
36		カモメ	オオセグロカモメ	—	—	NT	—	—
37			コアジサシ	—	—	VU	—	CR+EN

第3.1-30表(2) 確認された重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
38	ペリカン	トキ サギ	ヘラサギ	—	—	DD	—	—
39			ササゴイ	—	—	—	—	VU
40			アマサギ	—	—	—	—	減少
41			チュウサギ	—	—	NT	—	—
42	タカ	ミサゴ タカ	ミサゴ	—	—	NT	—	VU/NT
43			ハイタカ	—	—	NT	—	DD/希少
44			オオタカ	—	—	NT	—	VU/希少
45			チュウヒ	—	国内	EN	—	VU
46			ノスリ	—	—	—	—	VU/希少
47	フクロウ	フクロウ	フクロウ	—	—	—	—	NT
48	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	—	国内	VU	—	CR+EN/希少
49	スズメ	モズ	モズ	—	—	—	—	減少
50		ヒバリ	ヒバリ	—	—	—	—	減少
51		ツバメ	ツバメ	—	—	—	—	減少
52		ムシクイ	センダイムシクイ	—	—	—	—	NT
53		ヨシキリ	オオヨシキリ	—	—	—	—	VU
54		セッカ	セッカ	—	—	—	—	減少
55		ヒタキ	コサメビタキ	—	—	—	—	CR+EN
56			オオルリ	—	—	—	—	NT
57			キビタキ	—	—	—	—	減少
58			ルリビタキ	—	—	—	—	VU
59		セキレイ	キセキレイ	—	—	—	—	減少
60			セグロセキレイ	—	—	—	—	減少
61			ピンズイ	—	—	—	—	VU
62		アトリ	カワラヒワ	—	—	—	—	減少
63		ホオジロ	ホオアカ	—	—	—	—	CR+EN
64			アオジ	—	—	—	—	VU
65			オオジュリン	—	—	—	—	VU
合計	7目	22科	65種	0種	8種	20種	0種	59種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-28表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「日本鳥類目録 改訂第8版」(日本鳥学会、令和6年)を参考にした。

4. 選定根拠のVについては、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。

第3.1-31表 確認された重要な種(爬虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	—	—	NT	—	CR+EN
2	有鱗	ナミヘビ	アオダイショウ	—	—	—	—	要注意
3			シマヘビ	—	—	—	—	要注意
合計	2目	2科	3種	0種	0種	1種	0種	3種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-28表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省HP、令和6年10月閲覧)を参考にした。

第3.1-32表 確認された重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	—	—	—	—	要注意
合計	1目	1科	1種	0種	0種	0種	0種	1種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-28表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和6年10月閲覧）を参考にした。

第3.1-33表(1) 確認された重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	トンボ (蜻蛉)	アオイトンボ	ホソミオツネントンボ	—	—	—	—	要注意
2			オツネントンボ	—	—	—	—	VU
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ	—	—	—	—	DD
4			キイトトンボ	—	—	—	—	EN
5			ベニイトトンボ	—	—	NT	—	CR
6			ヒヌマイトンボ	—	—	EN	—	EX
7			モートンイトトンボ	—	—	NT	—	EN
8			クロイトトンボ	—	—	—	—	要注意
9			セスジイトトンボ	—	—	—	—	要注意
10			オオセスジイトトンボ	—	—	EN	—	EX
11			オオイトトンボ	—	—	—	—	CR
12		モノサシトンボ	モノサシトンボ	—	—	—	—	NT
13			オオモノサシトンボ	—	—	EN	—	EX
14		カワトンボ	ハグロトンボ	—	—	—	—	要注意
15		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	—	—	NT	—	CR
16			アオヤンマ	—	—	NT	—	EX
17			コシボソヤンマ	—	—	—	—	要注意
18			カトリヤンマ	—	—	—	—	NT
19			ミルンヤンマ	—	—	—	—	要注意
20			サラサヤンマ	—	—	—	—	EN
21		サナエトンボ	ヤマサナエ	—	—	—	—	要注意
22			タイワンウチワヤンマ	—	—	—	—	DD
23			ホンサナエ	—	—	—	—	VU
24			ナゴヤサナエ	—	—	VU	—	DD
25			コサナエ	—	—	—	—	EN
26		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	—	—	—	—	VU
27		エゾトンボ	コヤマトンボ	—	—	—	—	NT
28			タカネトンボ	—	—	—	—	要注意
29		トンボ	コフキトンボ	—	—	—	—	要注意
30			ヨツボシトンボ	—	—	—	—	VU
31			ハラビロトンボ	—	—	—	—	要注意
32			シオヤトンボ	—	—	—	—	要注意
33			チョウトンボ	—	—	—	—	EN
34			キトンボ	—	—	—	—	EX
35			ナツアカネ	—	—	—	—	要注意
36			マユタテアカネ	—	—	—	—	要注意
37			マイコアカネ	—	—	—	—	DD

第3.1-33表(2) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
38	トンボ (蜻蛉)	トンボ	ヒメアカネ	—	—	—	—	要注意
39			ミヤマアカネ	—	—	—	—	NT
40			リスアカネ	—	—	—	—	要注意
41	バッタ (直翅)	クツワムシ	クツワムシ	—	—	—	—	要注意
42		キリギリス	オナガササキリ	—	—	—	—	要注意
43			イズササキリ	—	—	DD	—	—
44			ヒガシキリギリス	—	—	—	—	要注意
45		ケラ	ケラ	—	—	—	—	要注意
46		マツムシ	ヒロバネカンタン	—	—	—	—	NT
47			マツムシ	—	—	—	—	要注意
48		バッタ	ヤマトマダラバッタ	—	—	—	—	EX
49			カワラバッタ	—	—	—	—	CR+EN
50			ショウリヨウバッタモドキ	—	—	—	—	要注意
51		イナゴ	ハネナガイナゴ	—	—	—	—	NT
52		ヒシバッタ	ニセハネナガヒシバッタ	—	—	—	—	希少
53	カメムシ (半翅)	セミ	ヒメハルゼミ	—	—	—	—	NT
54			ハルゼミ	—	—	—	—	要注意
55		サシガメ	アシマダラアカサシガメ	—	—	—	—	DD
56			アカヘリサシガメ	—	—	—	—	DD
57		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ	—	—	—	—	DD
58		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ	—	—	—	—	DD
59		カメムシ	ヒメナガメ	—	—	—	—	VU
60		アメンボ	オオアメンボ	—	—	—	—	NT
61			エサキアメンボ	—	—	NT	—	CR
62			ババアメンボ	—	—	NT	—	EN
63			ハネナシアメンボ	—	—	—	—	CR
64		ミズムシ	ミヅナシミズムシ	—	—	NT	—	—
65		コオイムシ	コオイムシ	—	—	NT	—	EN
66			タガメ	—	国内	VU	—	EX
67	アミメカゲ ロウ(脈翅)	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	—	—	—	—	EX
68	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	—	—	NT	—	NT
69			ミヤマチャバネセセリ	—	—	—	—	要注意
70			オオチャバネセセリ	—	—	—	—	VU
71		シジミチョウ	シルビアシジミ	—	—	EN	—	CR
72		タテハチョウ	スミナガシ本土亜種	—	—	—	—	要注意
73			アサマイチモンジ	—	—	—	—	VU
74		シャクガ	シロオビアオシャク	—	—	—	—	希少
75		ヒトリガ	マエアカヒトリ	—	—	NT	—	CR+EN
76			ヤネホソバ	—	—	NT	—	—
77		ヤガ	ナミグルマアツバ	—	—	—	—	NT
78			ハマオモトヨトウ	—	—	—	—	NT
79			コシロシタバ	—	—	NT	—	—
80			ウスミミモンキリガ	—	—	NT	—	—
81			ミスジキリガ	—	—	NT	—	—
82	ハエ (双翅)	デガシラバエ	オオハチモドキバエ	—	—	—	—	DD
83	コウチュウ (鞘翅)	ホソクビゴミムシ	ヒメホソクビゴミムシ	—	—	—	—	VU
84		オサムシ	オオヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	VU
85			ヨツモンカタキバゴミムシ	—	—	—	—	NT

第3.1-33表(3) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
86	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	ハマベミズギワゴミムシ	—	—	—	—	NT
87			フタボシチビゴミムシ	—	—	—	—	NT
88			ヒツメアオゴミムシ	—	—	NT	—	EX
89			ツヤヒメヒヨウタンゴミムシ	—	—	—	—	DA
90			オオアオホソゴミムシ	—	—	—	—	CR+EN
91			キイロホソゴミムシ	—	—	EN	—	CR+EN
92			コチビヒヨウタンゴミムシ	—	—	—	—	NT
93			オオヒラタトクリゴミムシ	—	—	CR	—	EX
94			ヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	NT
95			トカラコミズギワゴミムシ	—	—	—	—	DD
96			クロサヒラタアトキリゴミムシ	—	—	—	—	要注意
97			ヒロムネナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
98			オオナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
99			オオキンナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
100			アシミゾナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
101			ヨコハマナガゴミムシ	—	—	CR	—	CR+EN
102			クロサマメゴモクムシ	—	—	—	—	NT
103			タオマメゴモクムシ	—	—	—	—	NT
104			クビナガヨツボシゴミムシ	—	—	DD	—	VU
105			キュウシュウツヤゴモクムシ	—	—	—	—	NT
106	ハンミョウ	ホソハンミョウ	—	—	VU	—	CR+EN	
107	ゲンゴロウ	クロズマメゲンゴロウ	—	—	—	—	VU	
108		シマケシゲンゴロウ	—	—	—	—	DB	
109		ゲンゴロウ	—	国内	VU	—	EX	
110		コガタノゲンゴロウ	—	—	VU	—	EX	
111		マルガタゲンゴロウ	—	国内	VU	—	CR	
112		シマゲンゴロウ	—	—	NT	—	EN	
113		コマルケシゲンゴロウ	—	—	NT	—	—	
114		ケシゲンゴロウ	—	—	NT	—	CR	
115		ツブゲンゴロウ	—	—	—	—	EX	
116		コウベツツブゲンゴロウ	—	—	NT	—	DB	
117		ルイスツツブゲンゴロウ	—	—	VU	—	EX	
118		シャープツブゲンゴロウ	—	—	NT	—	EX	
119	ミズスマシ	オオミズスマシ	—	—	NT	—	CR	
120		コミズスマシ	—	—	EN	—	VU	
121		ミズスマシ	—	—	VU	—	NT	
122	コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ	—	—	—	—	EX	
123		マダラコガシラミズムシ	—	—	VU	—	DD	
124		コガシラミズムシ	—	—	—	—	EN	
125	コツブゲンゴロウ	コツブゲンゴロウ	—	—	—	—	VU	
126	ガムシ	タマガムシ	—	—	—	—	EN	
127		マルヒラタガムシ	—	—	NT	—	DA	
128		スジヒラタガムシ	—	—	NT	—	—	
129		コガムシ	—	—	DD	—	NT	
130		ガムシ	—	—	NT	—	CR	
131		クナシリシジミガムシ	—	—	—	—	DB	
132		シデムシ	オニヒラタシデムシ	—	—	—	—	EX
133		ヒメヒラタシデムシ	—	—	—	—	VU	
134	ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ	—	—	—	—	NT	
135	クワガタムシ	ヒラタクワガタ本土亜種	—	—	—	—	VU	

第3.1-33表(4) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
136	コウチュウ (鞘翅)	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ	—	—	—	—	NT
137			ヤマトケシマグソコガネ	—	—	—	—	NT
138			ヒグコガネ	—	—	—	—	VU
139			シラホシハナムグリ	—	—	—	—	EX
140		タマムシ	ウバタマムシ	—	—	—	—	NT
141			タマムシ	—	—	—	—	要注意
142			クロチビタマムシ	—	—	—	—	CR+EN
143		コメツキムシ	ウバタマコメツキ	—	—	—	—	NT
144		ホタル	ヘイケボタル	—	—	—	—	NT
145			スジグロボタル	—	—	—	—	NT
146		ツツキノコムシ	トカラナガツツキノコムシ	—	—	—	—	VU
147		ホソカタムシ	ハヤシヒメヒラタホソカタムシ	—	—	—	—	VU
148		ゴミムシダマシ	ツメアカマルチビゴミムシダマシ	—	—	—	—	NT
149		カミキリムシ	オオマルクビヒラタカミキリ	—	—	—	—	DB
150			ルリカミキリ	—	—	—	—	VU
151			シロスジカミキリ	—	—	—	—	要注意
152			オオアオカミキリ	—	—	—	—	DA
153			ミドリカミキリ	—	—	—	—	NT
154			クロトラカミキリ	—	—	—	—	VU
155			キイロトラカミキリ	—	—	—	—	要注意
156			ナカバヤシモブトカミキリ	—	—	—	—	VU
157			ムネアカクロハナカミキリ	—	—	—	—	NT
158			カタキハナカミキリ	—	—	—	—	NT
159			クリストフコトラカミキリ	—	—	—	—	希少
160			ネジロカミキリ	—	—	—	—	NT
161			ヨツボシカミキリ	—	—	EN	—	CR+EN
162			モモグロハナカミキリ	—	—	—	—	NT
163			トラフカミキリ	—	—	—	—	要注意
164			ブドウトラカミキリ	—	—	—	—	NT
165		ハムシ	コヤツボシツツハムシ	—	—	—	—	CR+EN
166			ジュンサイハムシ	—	—	—	—	CR+EN
167			クロコトビハムシ	—	—	—	—	DD
168			スイバトビハムシ	—	—	—	—	DD
169			アワクビボソハムシ	—	—	—	—	NT
170			ヒゲナガゾウムシ	アサマノミヒゲナガゾウムシ	—	—	—	VU
171	ハチ (膜翅)	コマユバチ	ウマノオバチ	—	—	NT	—	VU
172		セイボウ	ミヤマツヤセイボウ	—	—	DD	—	DD
173		ギングチバチ	キユビギングチ	—	—	DD	—	—
174		ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ本土亜種	—	—	DD	—	—
175			キアシハナダカバチモドキ	—	—	VU	—	CR+EN
176		ハキリバチ	クズハキリバチ	—	—	DD	—	—
合計	8目	59科	176種	0種	3種	51種	0種	165種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-28表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省HP、令和6年10月閲覧)を参考にし、この文献にない種は各参照文献の情報を参考にした。

## ② 動物の注目すべき生息地（陸域）

事業実施想定区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地（陸域）は、第 3.1-34 表の選定根拠に基づき選定した。

その結果は、第 3.1-35 表及び第 3.1-27 図のとおり、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。

また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。

**第 3.1-34 表(1) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）**

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
2	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)
3	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
4	ラムサール条約湿地に指定されているもの	ラムサール条約登録湿地	「日本のラムサール条約湿地」（環境省、令和 4 年）
5	重要野鳥生息地（IBA）に指定されているもの	重要野鳥生息地	「重要野鳥生息地（IBA）」（公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
6	海鳥の重要生息地（マリーン IBA）に指定されているもの	海鳥の重要生息地	「マリーン IBA 白書 海鳥から見た日本の重要海域」（公益財団法人日本野鳥の会、平成 28 年）
7	生物多様性重要地域（KBA）に指定されているもの	生物多様性重要地域	「KBA」（コンサバーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 6 年 10 月閲覧）
8	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）に指定されているもの	シギ・チドリ類ネットワーク ツル類ネットワーク ガンカモ類ネットワーク	「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
9	海鳥コロニーデータベースに指定されているもの	海鳥の繁殖地	「海鳥コロニーデータベース」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
10	生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）

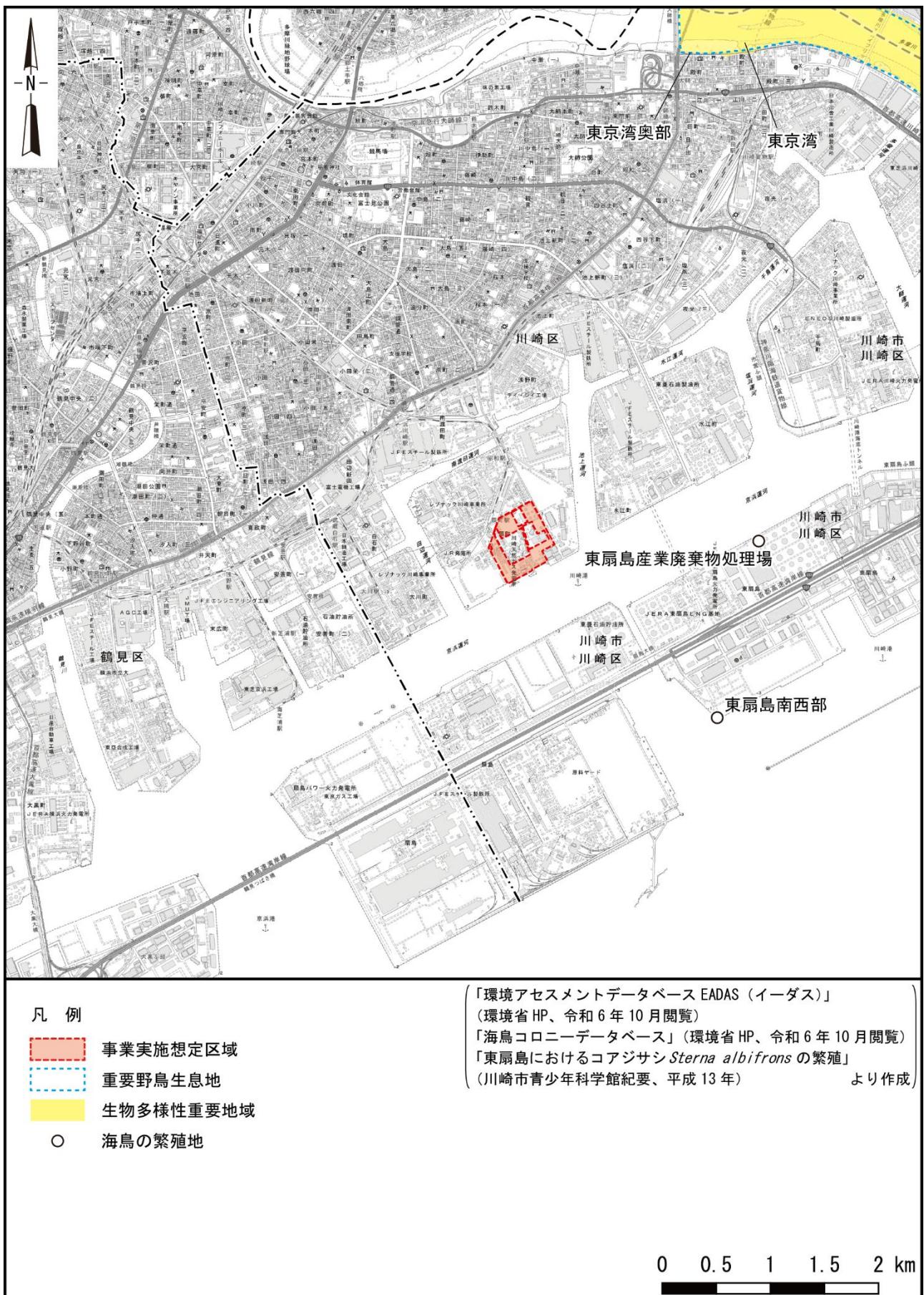
第 3.1-34 表(2) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
12	「神奈川県立自然公園条例」(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
13	「自然環境保全条例」(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)により指定されているもの	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
14	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
15	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)に記載されているもの	コアジサシ繁殖地	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)

第 3.1-35 表 確認された注目すべき生息地の概要

名称	選定根拠	概要
東京湾奥部	重要野鳥生息地 (IBA)	重要鳥類生息地 (IBA) として、おもに群れをつくる水鳥が生息する重要湿地として東京湾奥部が指定されており、事業実施想定区域及びその周囲に含まれる範囲は「東京湾奥部」として指定されている範囲のうち、「多摩川河口」となる。
東京湾	生物多様性重要地域 (KBA)	事業実施想定区域及びその周囲に含まれる自治体は「東京湾」として指定されている範囲のうち、「東京都大田区、神奈川県川崎市川崎区」となる。
東扇島産業廃棄物処理場	海鳥コロニーデータベース	1990 年にコアジサシのコロニー (100 羽以下の規模) が確認されている。
東扇島南西部	東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖	2000 年に川崎区東扇島南西部の埠頭予定地で、成鳥、幼鳥合わせ最大約 2,200 羽、雛及び卵多数からなるコロニーが確認されている

「重要野鳥生息地 (IBA)」(公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「KBA」(コンサバーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「東扇島におけるコアジサシ *Sterna albifrons* の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)  
 より作成



第 3.1-27 図 重要な種、注目すべき生息地の分布

### (3) 海域の動物相の概要

事業実施想定区域の周辺海域に生息する動物の状況は、第 3.1-36 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、事業実施想定区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

事業実施想定区域の周辺海域における動物相の概要は、第 3.1-37 表のとおりである。

魚等の遊泳動物ではドチザメ、メバル、マハゼ等の 100 種以上、潮間帯及び底生生物では、ムラサキハナギンチャク、アカニシ、イッカククモガニ等の 316 種以上、動物プランクトンでは *Favella ehrenbergii*、マキガイ綱のヴェリジャー幼生、カイアシ目のノープリウス幼生等 30 種以上、卵ではカタクチイワシ、ネズッポ科、メイタガレイ属等の 3 種以上、稚仔ではカタクチイワシ、ネズッポ科、ハゼ科等 9 種以上が確認されている。

第 3.1-36 表 文献その他の資料（動物：海域）

No.	文献名	魚等の遊泳動物	潮間帯及び底生生物	動物プランクトン	卵・稚仔
1	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)	○	○		
2	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)	○			
3	「水質年報 平成 20 年度、平成 30～令和 3 年度」（川崎市、平成 21 年、令和元～5 年）	○	○	○	○
4	「水環境データ集 令和 4 年度」（川崎市、令和 6 年）	○	○	○	○
5	「川崎港の生きもの」（川崎市、平成 23 年、平成 31 年）	○	○	○	
6	「川崎港の公園周辺の生きもの」（川崎市、平成 27 年）	○	○		
7	「横浜の川と海の生物 第 14 報 海域編、第 15 報 海域編」 (横浜市 HP、平成 30 年、令和 2 年)	○	○		
8	「川崎市港湾計画資料（その 2）一改訂一」 (川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年)	○	○	○	

第3.1-37表 動物相の概要（海域）

項目	確認種
魚等の遊泳動物	ドチザメ、コノシロ、カタクチイワシ、マルタ、ボラ、メバル、ハオコゼ、アイナメ、スズキ、クロダイ、ウミタナゴ、イソギンポ、マハゼ、スジハゼ、ヌマチチブ、マコガレイ、アミメハギ、クサフグ、マダコ等 (100種以上)
潮間帯動物及び底生生物	刺胞動物門（タテジマイソギンチャク、ムラサキハナギンチャク）、軟体動物門（アカニシ、レイシガイ、イボニシ、サルボウ、ムラサキイガイ、ミドリイガイ、マガキ、ホンビノスガイ、アサリ、クロヘリアメフラシ、フレリトゲアメフラシ）、環形動物門（オニスピオ、ミズヒキゴカイ、ゴカイ、エゾカサネカンザシ）、節足動物門（シロスジフジツボ、ホソヨコエビ、ユビナガホンヤドカリ、イッカククモガニ、イシガニ、ケフサイソガニ）、棘皮動物門（イトマキヒトデ、モミジガイ、サンショウウニ、マナマコ）、原索動物門（カタユウレイボヤ、エボヤ、シロボヤ）等 (316種以上)
動物プランクトン	<i>Tintinnopsis</i> sp.、 <i>Favella ehrenbergii</i> 、マキガイ綱のヴェリジャー幼生、ニマイガイ綱の殻頂期幼生、ゴカイ綱のネクトキータ幼生、 <i>Evdne nordmanni</i> 、 <i>Paracalanus parvus</i> 、カイアシ目ノープリウス幼生、ヒトデ綱のビピンナリア幼生、 <i>Oikopleura dioica</i> 等 (30種以上)
卵・稚仔	卵 カタクチイワシ、ネズッポ科、メイタガレイ属等 (3種以上) 稚仔 カタクチイワシ、メバル属、イソギンポ、ネズッポ科、ハゼ科等 (9種以上)

- 注：1. 種の確認をした出典は、第3.1-36表のとおりである。  
 2. 種の配列、種名は「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成25年）、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和6年10月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑〔I、II〕」（保育社、平成4年）、「日本近海産貝類図鑑 第2版」（東海大学出版会、平成29年）及び「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和6年10月閲覧）を参考にした。  
 3. 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。

(4) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域）

① 重要な種

事業実施想定区域の周辺海域において確認された種について、第 3.1-38 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-39 表及び第 3.1-40 表のとおりであり、確認された重要な種は、魚等の遊泳動物ではツバクロエイ、ウグイ、エドハゼ等 14 種、潮間帯動物及び底生生物では、ムラサキハナギンチャク、アカニシ等 11 種の計 25 種である。

第 3.1-38 表(1) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 國天：国指定天然記念物  「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種  「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドリスト 2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)
IV	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(環境省、平成 29 年)
V	「水産庁版海洋生物レッドリスト」(水産庁)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「海洋生物レッドリストの公表について」(水産庁、平成 29 年)
VI	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群  「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)

第 3.1-38 表(2) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
VII	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物  「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
VIII	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足 A DB：情報不足 B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）

第3.1-39表 文献その他の資料による動物の重要な種（魚等の遊泳動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	トビエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ	—	—	—	DD	—	—	—	—
2	コイ	コイ	マルタ	—	—	—	—	—	—	—	VU
3			ウグイ	—	—	—	—	—	—	—	NT
4	ボラ	ボラ	メナダ	—	—	—	—	—	—	—	DD
5	スズキ	タイ	キチヌ	—	—	—	—	—	—	—	DD
6		ハゼ	ヒモハゼ	—	—	NT	—	—	—	—	DD
7			ウロハゼ	—	—	—	—	—	—	—	注目
8			エドハゼ	—	—	VU	—	—	—	—	DD
9			スミウキゴリ	—	—	—	—	—	—	—	NT
10			ミミズハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
11			トビハゼ	—	—	NT	—	—	危急	—	EN
12			マサゴハゼ	—	—	VU	—	—	—	—	DD
13		クロユリハゼ	サツキハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
14	コウイカ	コウイカ	シリヤケイカ	—	—	—	—	—	減少	—	—
合計	5目	7科	14種	0種	0種	4種	4種	0種	2種	0種	12種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-38表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成25年）を参考にした。

第3.1-40表 文献その他の資料による動物の重要な種（潮間帯動物及び底生生物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ハナギンチャク	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク	—	—	—	—	—	減少	—	—
2	ニナ	ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ	—	—	NT	—	—	—	—	—
3	バイ	アッキガイ	アカニシ	—	—	—	—	—	減少	—	—
4	フネガイ	フネガイ	アカガイ	—	—	—	—	—	減少	—	—
5	ウグイスガイ	ハボウキガイ	タイラギ	—	—	NT	—	—	減少	—	—
6	マルスダレガイ	ニッコウガイ	サクラガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
7		シオザザナミ	マスオガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
8		カワホトトギス	マゴコロガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
9		フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
10	オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
11	エビ	イワガニ	モクズガニ	—	—	—	—	—	減傾	—	—
合計	8目	11科	11種	0種	0種	7種	0種	0種	5種	0種	0種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-38表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和6年10月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑 [I・II]」（保育社、平成4年）、「日本近海産貝類図鑑 第2版」（東海大学出版会、平成29年）及び「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和6年10月閲覧）を参考にした。

## ② 注目すべき生息地（海域）

事業実施想定区域の周辺海域における、動物の注目すべき生息地（海域）は、第 3.1-41 表の選定根拠に基づき選定した。

調査結果は、第 3.1-42 表及び第 3.1-28 図のとおりであり、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。

**第 3.1-41 表 動物の注目すべき生息地の選定根拠（海域）**

選定根拠		選定基準	参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
II	「自然公園法」により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）
III	生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い海域	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
IV	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
V	「神奈川県立自然公園条例」により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）

**第 3.1-42 表 動物の注目すべき生息地の概要（海域）**

名 称	選定根拠	概 要
東京湾奥部	III	東京湾はかつては広大な河口及び干潟が広がっていたが、現在では数カ所を残すのみとなっており、当該海域はそれらのわずかに残された干潟や河口生態系を含む。 事業実施想定区域の周囲に位置する多摩川河口は、東京湾でまとまった規模の塩性湿地を含む河口干潟が残されている唯一の水域であり、56 種のベントスが確認されるなど、さまざまな生物相が確認されている（56 種のうち 16 種が希少種・絶滅危惧種）。 同河口域は、東京湾内のいわゆる「干潟ネットワーク」の重要な生息環境の一つとなっている可能性もある。

[「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

## ③ 干潟・藻場・サンゴ礁

事業実施想定区域の周辺海域における干潟の状況は第 3.1-43 表及び第 3.1-28 図のとおりであり、多摩川河口干潟が確認されている。

藻場及びサンゴ礁は確認されていない。

**第 3.1-43 表 干潟の概要**

名 称	タイプ	底質区分	概 要
多摩川河口	河口	砂泥	多摩川河口干潟は 15ha の河口干潟である。底質は砂泥質であり、釣りに利用されている。

〔第 4 回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査） 第 1 卷 干潟〕

（環境庁・財団法人 海中公園センター、平成 6 年）

〔自然環境保全基礎調査 干潟調査（第 5 回）〕

（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 6 年 10 月閲覧）

より作成



第 3.1-28 図 注目すべき生息地の分布（海域）

## 2. 植物の生育の状況

### (1) 植物相及び植生の概要（陸域）

#### ① 植物相の概要（陸域）

事業実施想定区域及びその周囲における陸域に生育する植物相の状況は、第 3.1-44 表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を用いて整理した。

文献その他の資料により、生育が確認された植物相の概要は、第 3.1-45 表のとおりであり、シダ植物 61 種、裸子植物 3 種、被子植物の真正双子葉類 501 種、単子葉類 227 種、その他 16 種の合計 808 種が確認されている。

第 3.1-44 表 文献その他の資料（植物相：陸域）

No.	文献名
1	「神奈川県植物誌 2018」 (神奈川県植物誌調査会、平成 30 年)
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
3	「川崎市の種子植物相（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)
4	「川崎市におけるシダ植物の分布状況と希少度ランク（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)

第 3.1-45 表 植物相の概要（陸域：文献その他の資料）

分類	確認種		科数	種数
シダ植物	スギナ、カニクサ、イノモトソウ、イヌワラビ、ヒメイタチシダ、イノデ、ノキシノブ等		15	61
種子植物	裸子植物	イチョウ、クロマツ、イヌガヤ	3	3
	被子植物 真正双子葉類	クサノオウ、アオツヅラフジ、タガラシ、コモチマンネングサ、ヤブマメ、シロツメクサ、ヤマグワ、ノイバラ、スダジイ、アカメガシワ、メマツヨイグサ、ハマダイコン、シロザ、ヤブツバキ、トウネズミモチ、ヨモギ、ウラジロチコグサ、ノチドメ等	83	501
	被子植物 単子葉類	ショウブ、エビモ、ヤマユリ、キンラン、ネジバナ、ノビル、ジャノヒゲ、クサイ、イセウキヤガラ、カラスムギ、ハマエノコロ等	20	227
	被子植物 その他	フサジュンサイ、シキミ、フタリシズカ、ドクダミ、コブシ、ホオノキ、ニッケイ、タブノキ等	7	16
合計			128	808

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-44 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧) を参考にした。

## ② 植生の概要（陸域）

### a. 植生

事業実施想定区域及びその周囲の現存植生の概要は、第 3.1-46 表及び第 3.1-29 図のとおりである。

事業実施想定区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。多摩川の河川敷は、ヨシクラスや塩沼地植生等の植生自然度の高い植生が見られる。

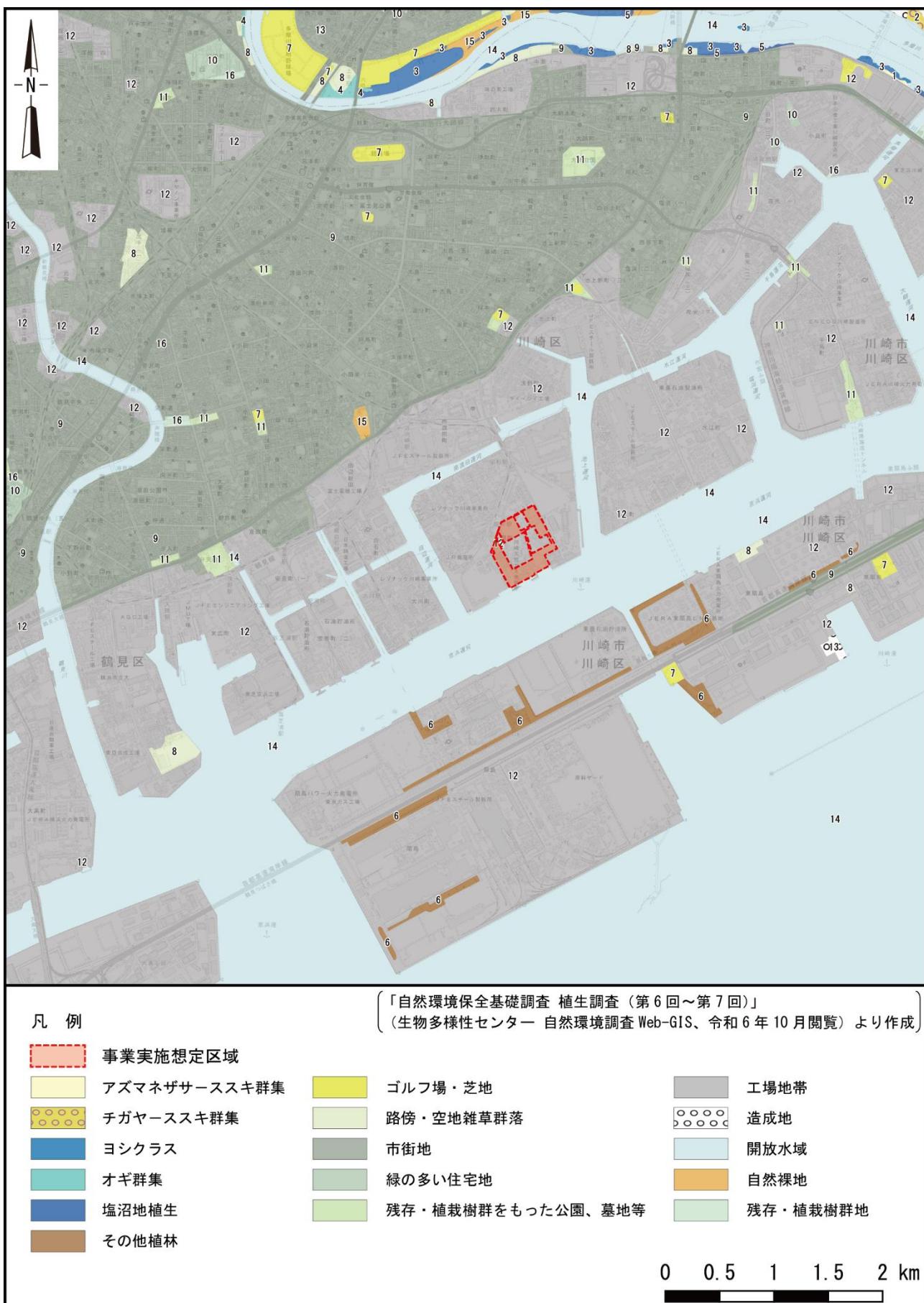
第 3.1-46 表 現存植生の概要

植生区分	大区分	図中番号	群落名	植生自然度
ヤブツバキクラス域 代償植生	二次草原	1	アズマネザーススキ群集	5
		2	チガヤーススキ群落	5
河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	湿原・河川・池沼植生	3	ヨシクラス	10
		4	オギ群集	10
	塩沼地植生	5	塩沼地植生	10
植林地・耕作地植生	植林地	6	その他植林	6
	牧草地・ゴルフ場・芝地	7	ゴルフ場・芝地	4
	耕作地	8	路傍・空地雑草群落	4
その他	市街地等	9	市街地	1
		10	緑の多い住宅地	2
		11	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		12	工場地帯	1
		13	造成地	1
		14	開放水域	—
		15	自然裸地	—
		16	残存・植栽樹群地	3

「自然環境保全基礎調査 植生調査（第 6 回～第 7 回）」

（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 6 年 10 月閲覧）

「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（平成 28 年 3 月、環生多発第 1603312 号）より作成



第3.1-29図 現存植生

### b. 植生自然度

第 3.1-47 表に示す植生自然度区分により整理した、事業実施想定区域及びその周囲の植生自然度は、第 3.1-46 表及び第 3.1-30 図のとおりである。

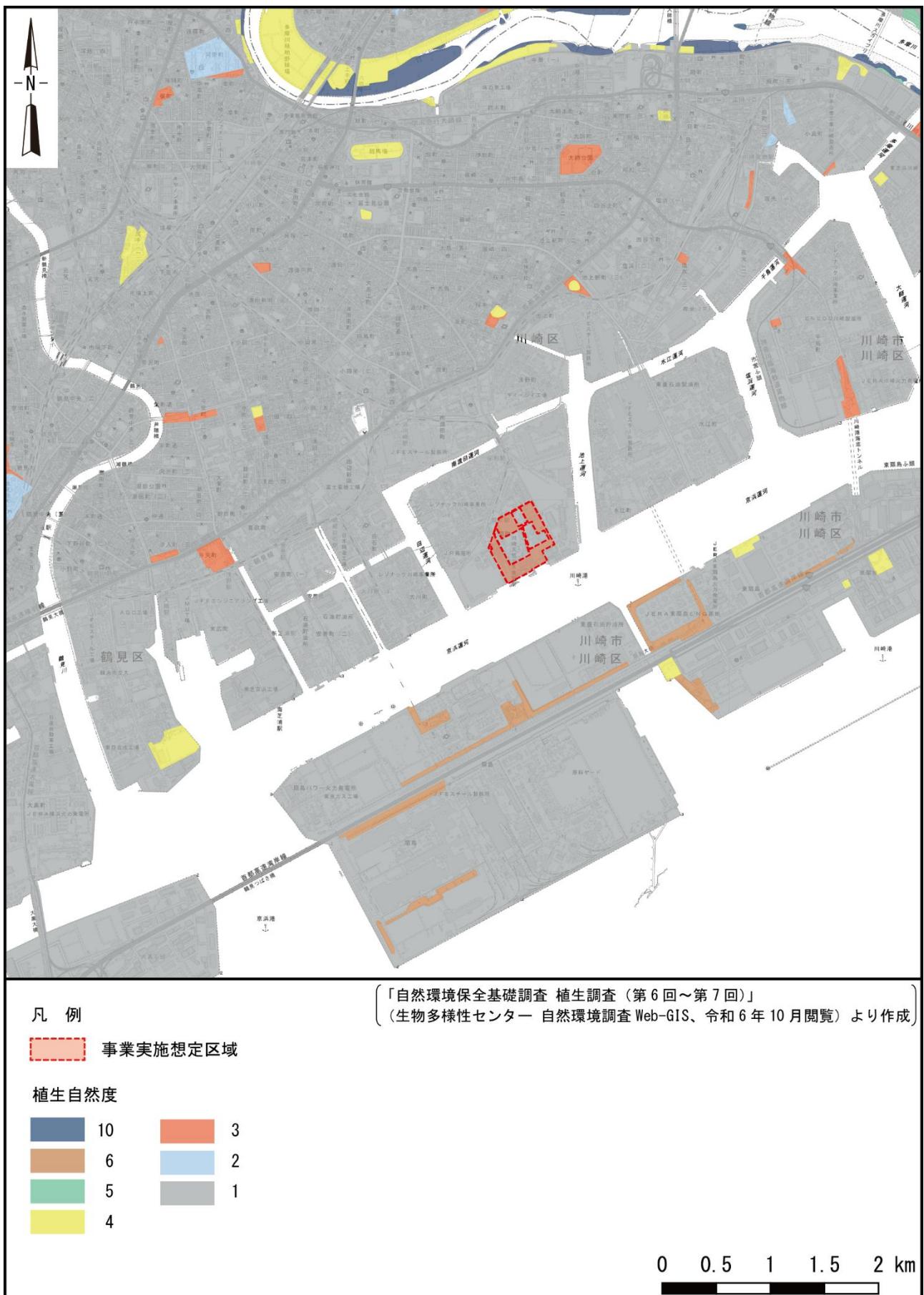
事業実施想定区域及びその周囲の植生自然度は大部分が 1 であり、その中に植生自然度 3~6 が散在している。多摩川の河川敷では植生自然度 10 がみられる。

第 3.1-47 表 植生自然度区分（凡例）

植生自然度	区分内容	区分基準	備考
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	河辺の植生は自然性の高い草原のみを植生自然度 10 とする。
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	自然低木林は植生自然度 9 とする。
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	二次林のうち、全く自然ではないが長期間放置され大径木が多く構成種が豊富な地区は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 8 とする。
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	—
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	—
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	都市河川のツルヨシ群集やオギ群集、耕作放棄地のセイタカヨシ群落等の人工的に造成された立地の群落は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 5 にする。
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雜草群落、放棄畠雜草群落	—
3	外来種植林農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畠、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	—
2	外来種草原農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畠、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	—
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	—

注：植生区分で開放水域に該当する箇所は除く。

[「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（平成 28 年 3 月、環生多発第 1603312 号）より作成]



第3.1-30図 植生自然度

(2) 重要な種及び重要な群落の概要（陸域）

① 重要な種

事業実施想定区域及びその周囲において確認された種について、第 3.1-48 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-49 表のとおりであり、キンラン、カンエンガヤツリ、ウラギク等の 23 種が確認されている。

第 3.1-48 表 重要な種（植物種）の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物  「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種  「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
III	「レッドリスト 2020」（環境省）に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物  「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
V	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA 類 EN：絶滅危惧IB 類 VU：絶滅危惧II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種

第3.1-49表 確認された重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	ウラボシ	オシダ	イヌイワイタチンド	—	—	—	—	NT
2	クサスギカズラ	ラン	キンラン	—	—	VU	—	NT
3			クゲヌマラン	—	—	VU	—	—
4			イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	—	—	—	VU
5	イネ	カヤツリグサ	イセウキヤガラ	—	—	—	—	EN
6			ジョウロウスグ	—	—	VU	—	EN
7			ヤガミスグ	—	—	—	—	VU
8			ヒメモエギスグ	—	—	—	—	EN
9			シオクグ	—	—	—	—	NT
10			カンエンガヤツリ	—	—	VU	—	EN
11			イネ	アイアン	—	—	—	VU
12	マツモ	マツモ	マツモ（広義）	—	—	—	—	EN
13	マメ	マメ	レンリソウ	—	—	—	—	EN
14	アオイ	アオイ	ハマボウ	—	—	—	—	EN
15	ナデシコ	タデ	アキノミチヤナギ	—	—	—	—	VU
16			コギシギシ	—	—	VU	—	—
17		ナデシコ	ウシオツメクサ	—	—	—	—	CR
18		ヒュ	ホソバハマアカザ	—	—	—	—	VU
19	シソ	オオバコ	トウオオバコ	—	—	—	—	VU
20			カワヂシャ	—	—	NT	—	—
21		シソ	カリガネソウ	—	—	—	—	VU
22		タヌキモ	タヌキモ	—	—	NT	—	EN
23	キク	キク	ウラギク	—	—	NT	—	EN
合計	9目	15科	23種	0種	0種	8種	0種	20種

注：1. 選定根拠は、第3.1-48表のとおりである。

2. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和6年10月閲覧）を参考にした。

## ② 重要な群落（陸域）

事業実施想定区域及びその周囲における重要な群落は、第3.1-50表の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

選定結果は第3.1-51表及び第3.1-31図のとおりであり、特定植物群落が2件指定されている。

**第3.1-50表 重要な群落の選定基準（陸域）**

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、令和6年10月閲覧)
2	「自然環境保全法」により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省HP、令和6年10月閲覧)
3	環境省の自然環境保全基礎調査に取り上げられているもの	特定植物群落 A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落の分布 全国版」(環境庁、昭和57年)、 「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 全国版」(環境庁、昭和63年)、 「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)
4	植物群落レッドデータ・ブックに取り上げられているもの	1: 要注意 2: 破壊の危惧 3: 対策必要 4: 緊急に対策必要	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J、WWF Japan、平成8年)
5	「自然環境保全条例」(により指定されているもの	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県HP、令和6年10月閲覧)
6	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和6年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会HP、令和6年10月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市HP、令和6年10月閲覧)

第 3.1-51 表 重要な群落の概要

名 称	選定根拠	選定基準	相観区分	立地区分	面 積 (ha)
多摩川口の塩生植物群落	3	D	海浜植生	河口	0.20
多摩川河口の塩生植物群落	4	3	—	—	—
六郷低水敷の汽水帶植物群落	3	D	海浜植生	—	36.4
	4	3	—	—	—

注：選定根拠は、第 3.1-50 表のとおりである。

〔「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第 2、3、5 回）」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J、WWF Japan、平成 8 年) より作成〕

### ③ 巨樹・巨木林

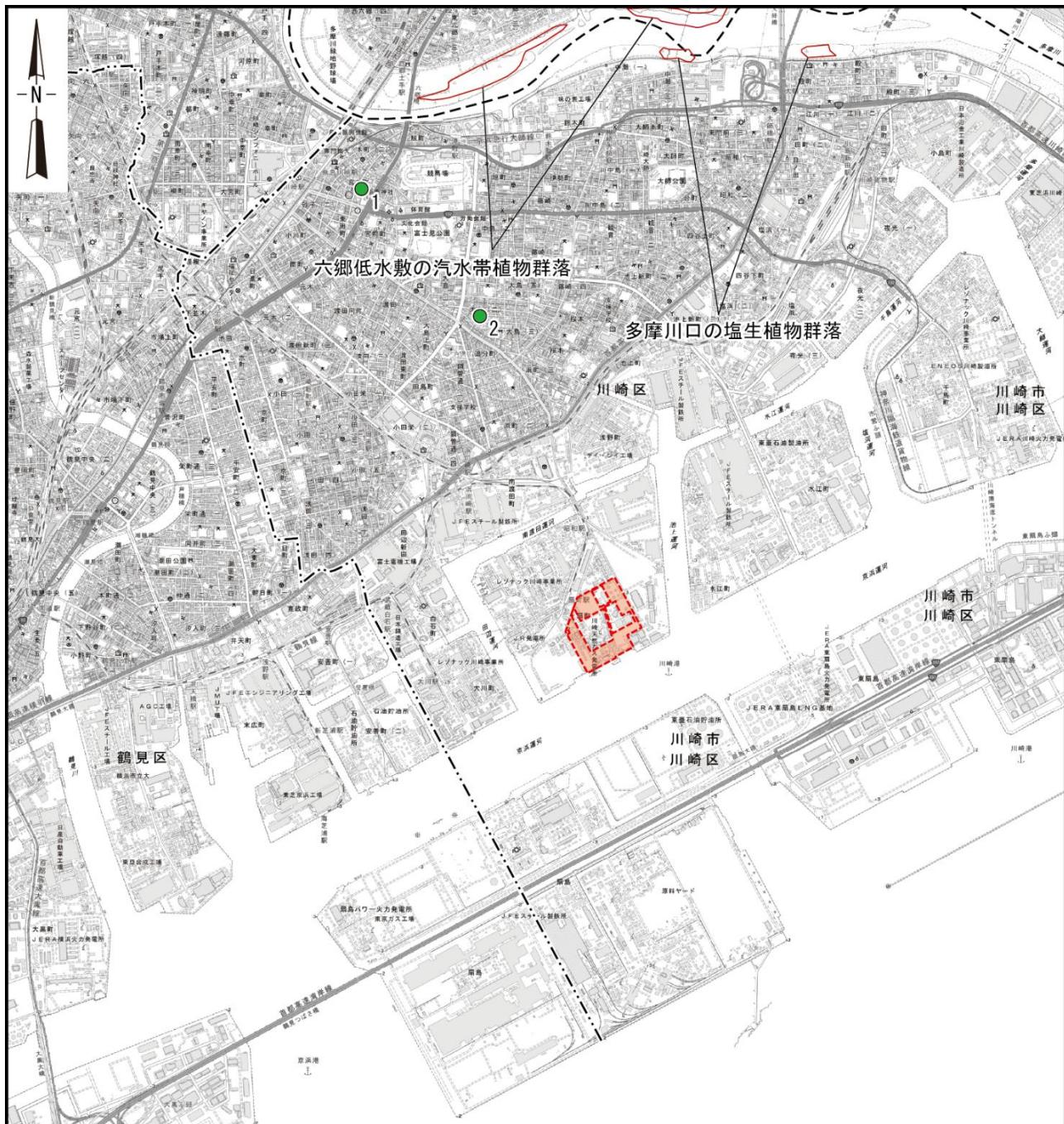
事業実施想定区域及びその周囲における巨樹・巨木林は、第 3.1-52 表及び第 3.1-31 図のとおりであり、2 件の巨樹・巨木林が確認されている。

第 3.1-52 表 巨樹・巨木林の概要

図中番号	樹 種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	イチョウ	500	10
2	イチョウ	300	13

注：図中番号は、第 3.1-31 図に対応している。

〔「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第 6 回）」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 6 年 10 月閲覧) より作成〕



凡 例

- 事業実施想定区域
- 特定植物群落
- 巨樹

「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第2,3,5回）」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和6年10月閲覧)  
 「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第6回）」  
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和6年10月閲覧)より作成

注：出典「植物群落レッド・データブック」掲載の群落については、  
 位置の詳細が不明であるため、図示していない。

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-31図 重要な群落（陸域）及び巨樹・巨木林

### (3) 海域の植物相の概要

事業実施想定区域の周辺海域に生育する植物の状況は、第 3.1-53 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、事業実施想定区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

事業実施想定区域の周辺海域における植物相の概要は、第 3.1-54 表のとおりである。

海藻草類ではアナアオサ、ワカメ、ベニスナゴ等の 14 種以上、植物プランクトンでは *Prorocentrum dentatum*、*Skeletonema costatum*\*、*Thalassiosira* 属等の 69 種以上が確認されている。

第 3.1-53 表 文献その他の資料（植物：海域）

No.	文献名	海藻草類	植物プランクトン
1	「水質年報 平成 20 年度、平成 22 年度、平成 30 年度～令和 3 年度」（川崎市、平成 22 年、平成 23 年、令和元～5 年）	○	○
2	「水環境データ集 令和 4 年度」（川崎市、令和 6 年）	○	○
3	「川崎港の生きもの」（川崎市、平成 23 年、平成 31 年）	○	
4	「川崎市港湾計画資料（その 2）一改訂一」 (川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年)	○	○

第 3.1-54 表 植物相の概要（海域）

項目	確認種
海藻草類	アナアオサ、ハネモ属、ワカメ、ススキケベニ、ベニスナゴ、ムカデノリ属、イトグサ属、珪藻綱等 (14 種以上)
動物プランクトン	ユレモ科、 <i>Prorocentrum dentatum</i> 、 <i>Gymnodinium</i> 属、 <i>Noctiluca scintillans</i> 、ペリディニウム目、 <i>Distephanus speculum</i> 、 <i>Skeletonema costatum</i> *、 <i>Thalassiosira</i> 属、 <i>Chaetoceros debile</i> 、 <i>Nitzschia</i> 属、 <i>Heterosigma akashiwo</i> 、EUGLENOPHYCEAE 等 (69 種以上)

- 注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-53 表のとおりである。  
 2. 種の配列、種名は「新日本海藻目録」（内田老鶴圃、平成 9 年）、「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) HP、令和 6 年 10 月閲覧）を参考にした。  
 3. 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。  
 4. \**Skeletonema costatum* は、近年の研究において光学顕微鏡で区別できない複数の種からなることが明らかになったが、ここでは出典の記述に従った。

#### (4) 重要な種の概要（海域）

##### ① 重要な種

文献その他の資料調査において確認された種について、第 3.1-55 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

事業実施想定区域の周辺海域において、海域に生育する植物の重要な種は確認されていない。

**第 3.1-55 表 重要な種の選定根拠**

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物  「国指定文化財等データベース」 (文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種  「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」 (平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドリスト 2020」（環境省）に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年）
IV	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁）」（財団法人日本水産資源保護協会）に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群  「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁）」（財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年）
V	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物  「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 6 年 10 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）
VI	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種  「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」（神奈川県、令和 4 年）

##### ② 藻場

「第 4 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成 7 年）によると事業実施想定区域の周辺海域において、藻場は確認されなかった。

### 3. 生態系の状況

#### (1) 事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分

##### ① 地 形

事業実施想定区域は海岸沿いの埋立地であり、また、周囲は多摩川沿い付近に形成された三角州性の低地等であり、地形の変化はなく平坦である。多摩川河口部は全て埋立地となっており、自然海岸は残されていない。（「3.1.4 地形及び地質の状況 1. 地形の状況」第 3.1-23 図 地形分類）

##### ② 土地利用

事業実施想定区域近傍の埋立地はほとんどが工業用地となっており、また、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線より内陸側は、ほとんどが住宅や商業施設である。（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-1 図 土地利用の状況）

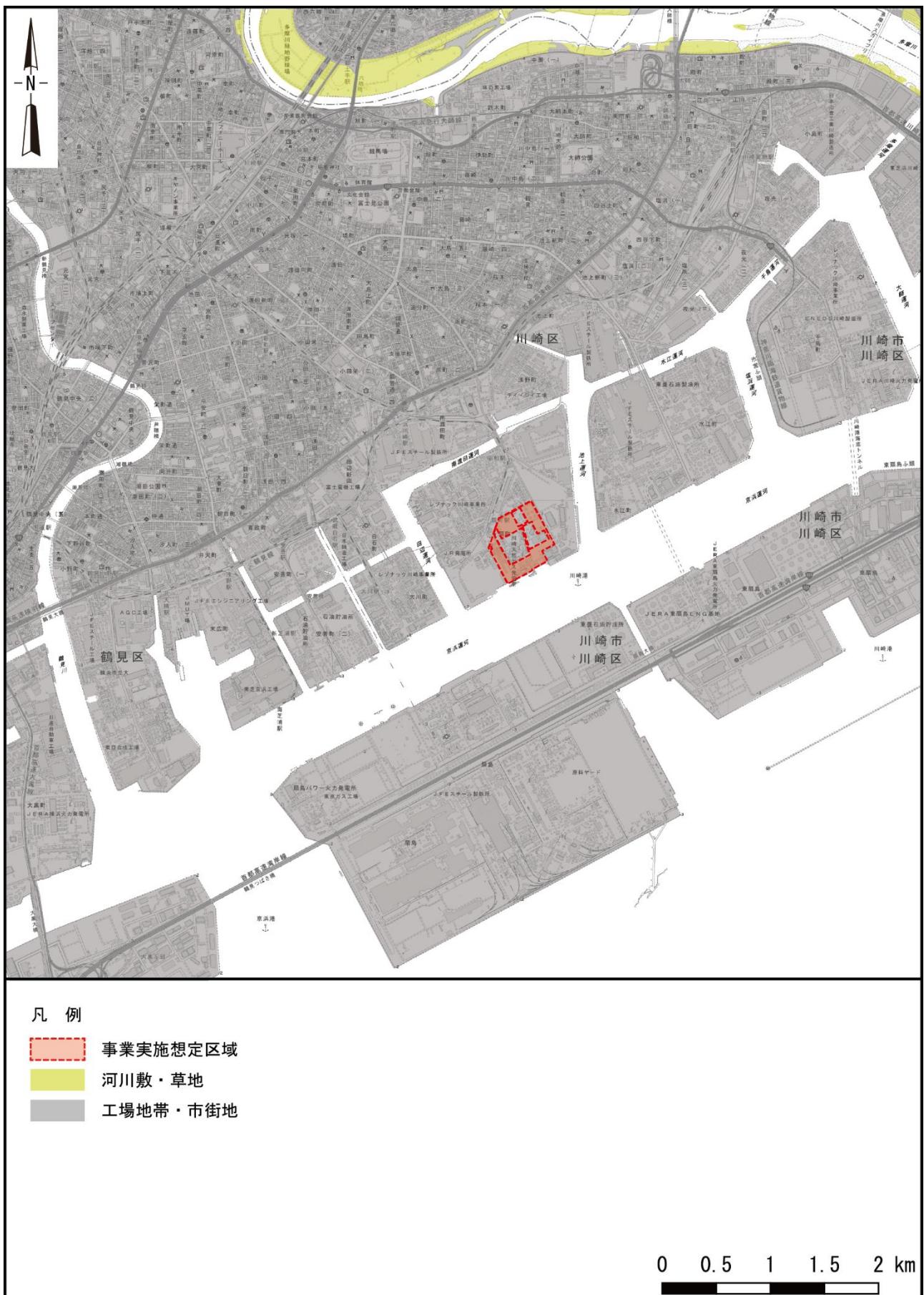
##### ③ 現存植生

土地利用と同様に、事業実施想定区域の周囲は、工場地帯・市街地が大部分となっており、自然植生はほとんど認められない。一部、多摩川沿いにヨシクラス、路傍・空地雜草群落といった河川敷に見られる植生が分布しているのみである。（「2. 植物の生育の状況 (1) 植物相及び植生の概要（陸域）② 植生の概要（陸域）a.植生」第 3.1-29 図 現存植生）

これらの情報に基づいた、事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分は第 3.1-56 表及び第 3.1-32 図のとおりで、事業実施想定区域近傍（約 1km 程度）の範囲は、全て工場地帯・市街地である。

第 3.1-56 表 環境類型区分の概要

環境類型区分	地形区分	土地利用	現存植生
河川敷・草地	自然堤防・砂州、河川敷、三角州性低地	河川敷	アズマネザサーススキ群集、チガヤーススキ群集、ヨシクラス、オギ群集、塩沼地植生、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雜草群落
工場地帯・市街地	三角州性低地、自然堤防・砂州、埋立地	市街地、工場等	その他植林、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雜草群落、市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、残存・植栽樹群他



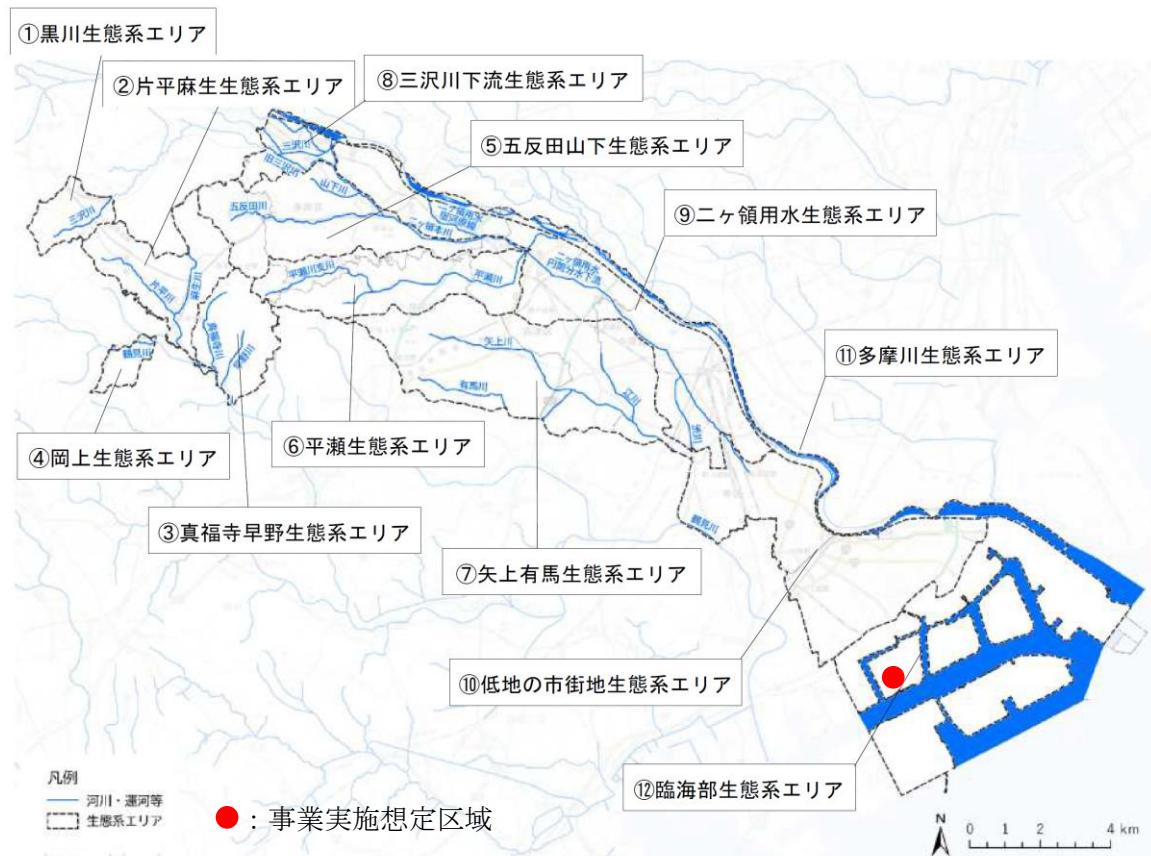
第 3.1-32 図 環境類型区分

## (2) 事業実施想定区域及びその周囲の生態系の概要

事業実施想定区域が位置する川崎市では、市内河川の流域に着目し、地域特性等を踏まえて 12 のエリアを設定している。各生態系エリアは第 3.1-33 図のとおりであり、事業実施想定区域は「臨海部生態系エリア」と位置付けられている。

「臨海部生態系エリア」の概況は、以下のとおりである。

- ・自然的環境の分布は少ないが、海域に面しており、事業所の緑地等が存在している。
- ・事業所による緑化活動が活発である。



[「生物多様性かわさき戦略」(川崎市環境局、令和 4 年)より作成]

第 3.1-33 図 川崎市の生態系エリアの設定状況

川崎市では、平成 28 年度に生物多様性の指標の一つとして、現状（平成 25～27 年度）と将来（平成 30～31 年度）の調査時に増減を比較し、生物多様性の状況把握を行うための参考種を設定している。臨海部生態系エリアの参考種は、第 3.1-57 表のとおりである。

第 3.1-57 表 臨海部の生態系エリア参照種

種群	種名（類似種、備考）
植物	イタドリ、ハマダイコン、トベラ、カジイチゴ（モミジイチゴ）、ノブドウ、ガガイモ、チガヤ
哺乳類	ヒナコウモリ科の一種（アブラコウモリ、ヒナコウモリ）
鳥類	ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、カワウ、コチドリ（イカルチドリ）、シロチドリ（イカルチドリ）、イソシギ（ハマシギ）、ユリカモメ、ウミネコ（セグロカモメ）、コアジサシ、ミサゴ、モズ、オナガ、シジュウカラ（ヒガラ）、メジロ、イソヒヨドリ、ハクセキレイ
爬虫類	ニホンヤモリ
昆虫類	シオカラトンボ（オオシオカラトンボ）、ハラビロカマキリ、エンマコオロギ、マダラスズ、ショウリョウバッタ（オンブバッタ、ショウリョウバッタモドキ）、クマゼミ、アブラゼミ、ツクツクボウシ（ヒグラシ）、アオドウガネ（ドウガネブイブイ、ヤマトアオドウガネ）、シロテンハナムグリ（シラホシハナムグリ）、アオスジアゲハ、ナミアゲハ（キアゲハ）、ベニシジミ、ツマグロヒヨウモン
底生生物	シオフキガイ（アサリ、ホンビノスガイ）、マテガイ（オオマテガイ）、ゴカイ科（イゾゴカイ、 <i>Hediste</i> 属）、フナムシ（キタフナムシ）、テナガエビ、マメコブシガニ、コメツキガニ（チゴガニ）、ケフサイソガニ（タカノケフサイソガニ）

〔「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～  
平成 28 年度取組状況報告書」（川崎市環境局、平成 30 年）より作成〕

### （3）事業実施想定区域及びその近傍の生態系

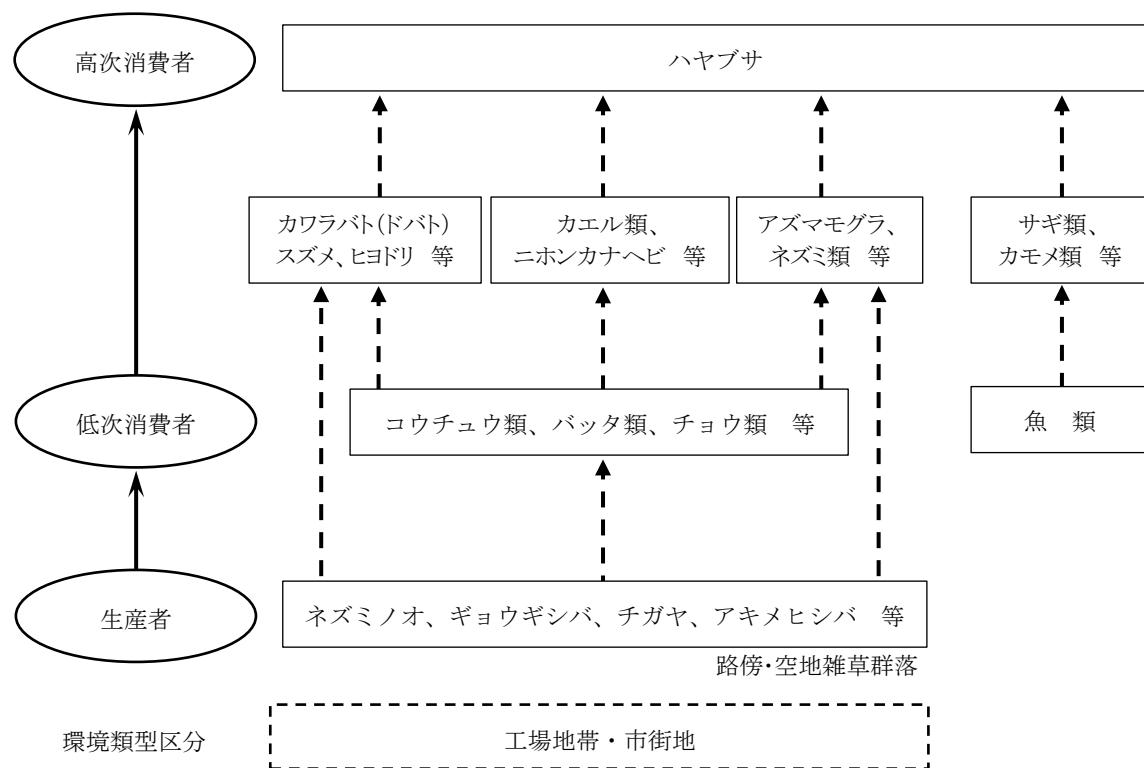
事業実施想定区域及びその近傍が該当する「工場地帯・市街地」について、一般的な生物の生息・生育基盤の種類、特性を考慮し、代表的な動植物の栄養段階に応じて主な出現種を第 3.1-58 表のとおり整理した。

事業実施想定区域及びその近傍における代表的な植生は路傍・空地雑草群落で、低次消費者としては植物食のコウチュウ類、バッタ類、チョウ類の昆虫類、その上位に昆虫類を食するニホンカナヘビ等の爬虫類、雑食性のネズミ類等の小型哺乳類、同様に雑食性のカラバト（ドバト）、スズメ等の鳥類が生息している。水域では、魚類を餌とするサギ類、カモメ類が生息している。これらの生物の最も上位に猛禽類のハヤブサが生息している。

上記の生態系を表した食物連鎖模式は、第 3.1-34 図のとおりであり、ハヤブサを頂点とする限られた構成種からなる生態系と考えられる。

第3.1-58表 栄養段階ごとの主な出現種

環境類型区分		工場地帯・造成地
栄養段階		
消費者	高次	ハヤブサ ニホンカナヘビ、ネズミ類、サギ類、カモメ類 等
	低次	カワラバト(ドバト)、スズメ、魚類 等 コウチュウ類、バッタ類、チョウ類 等
	生産者	ネズミノオ、ギョウギシバ、チガヤ、アキメヒシバ 等



第3.1-34図 食物連鎖模式

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

事業実施想定区域の周辺地域における自然景観資源及び主要な眺望点の状況は第 3.1-59 表、第 3.1-60 表及び第 3.1-35 図のとおりである。

地形、地質、自然現象に係る自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

また、一般市民による利用頻度が高く、事業実施想定区域を眺望できる主要な眺望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン、横浜マリンタワー等がある。川崎市内の主要な眺望点である、ちどり公園、川崎マリエン等は「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）において景観資源に該当している。

第 3.1-59 表 自然景観資源の状況

名 称	概 要
下末吉大地	海成段丘
本牧台地	海食崖

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

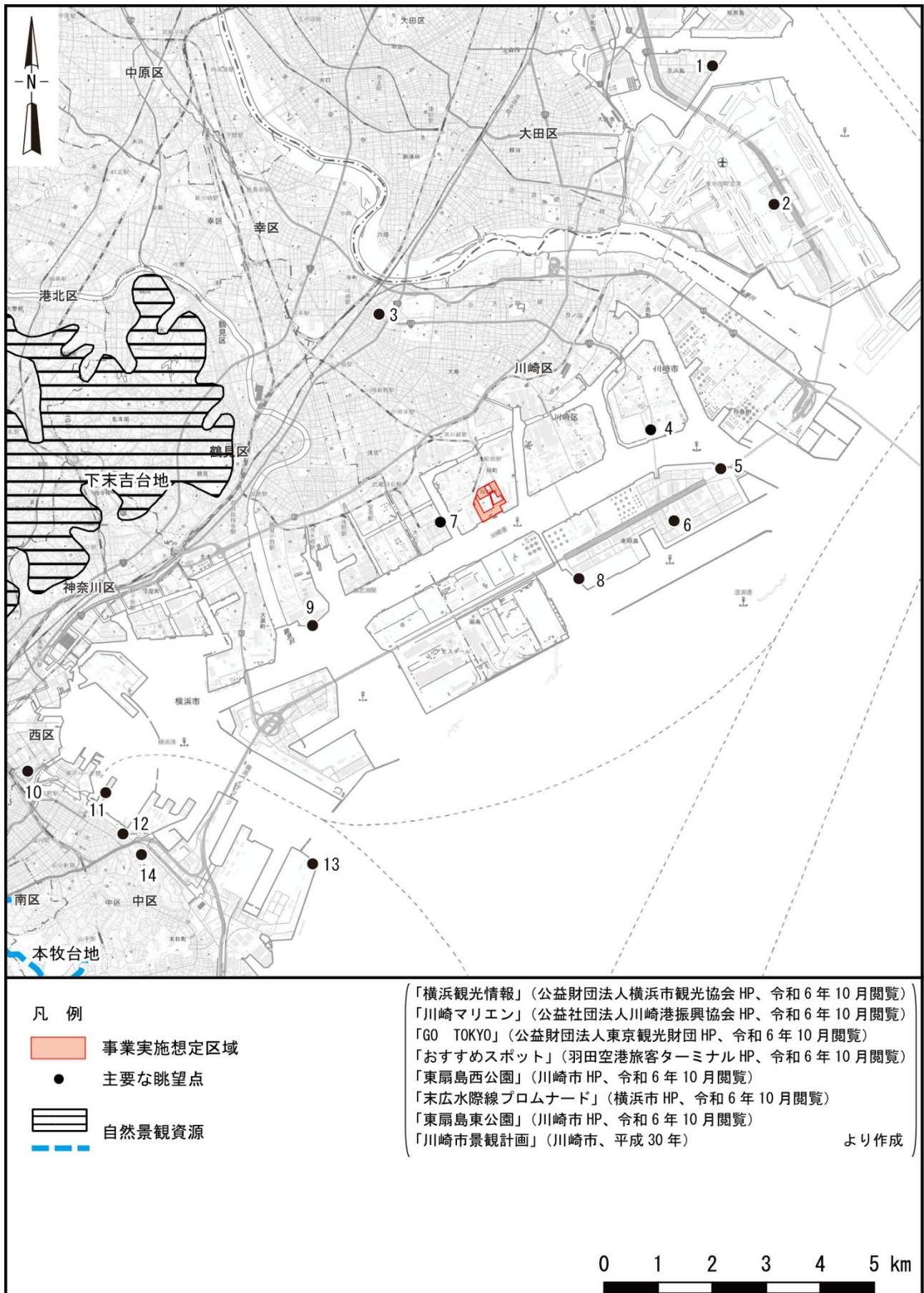
第 3.1-60 表 主要な眺望点の状況

図中番号	名称	概要
1	京浜島つばさ公園	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ	360度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	本庁舎 25 階にある展望ロビーは東側と西側にそれぞれあり、北（東京方面）を中心に、東（臨海部・羽田方面）、西（武蔵小杉方面）の景色を一望できる。スカイデッキからは東（臨海部・羽田方面）、南（横浜方面）、西（武蔵小杉方面）が一望できる。
4	ちどり公園	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台（高さ 7m）や樹木に囲まれた芝生広場がある。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
5	東扇島東公園	平成 20 年にオープンした人工海浜を有する公園。広大な園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めながら、ゆったりとした時間を過ごせる。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
6	川崎マリエン	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。 川崎市の景観資源（文化的施設）である。
7	大川町緑地	運河に沿った緑溢れる公園。
8	東扇島西公園	約 4.5 万 m <sup>2</sup> の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のボートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
9	末広水際線プロムナード	幅員 15m、延長 680m の緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	69 階の展望フロアから、眼下に 360 度の大パノラマを一望できる。天気がいい日には、東京タワーやスカイツリー、新宿新都心、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。また夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい 21 の夜景と、クルーズ船や港内観光船などが行きかう港ならではの夜景などがみられる。
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	長さ約 430m の屋上には送迎デッキを擁する広場が 24 時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
12	横浜マリンタワー	横浜開港 100 周年の記念事業として、昭和 36 年に建設された横浜のシンボル。当時は日本でも最も高い灯台であった。高さ 106m、2 層の展望フロア、360 度の大パノラマを望むことができる。
13	横浜港シンボルタワー	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
14	港の見える丘公園	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

注：図中番号は、第 3.1-35 図に対応している。

より作成

「横浜観光情報」（公益財団法人横浜市観光協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「川崎マリエン」（公益社団法人川崎港振興協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「GO TOKYO」（公益財団法人東京観光財団 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「おすすめスポット」（羽田空港旅客ターミナル HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「東扇島西公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「末広水際線プロムナード」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「東扇島東公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）



第3.1-35図 自然景観資源と主要な眺望点

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第3.1-61表及び第3.1-36図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

第3.1-61表 人と自然との触れ合いの活動の場

図中番号	区分	名称
1	総合公園	富士見公園
2	地区公園	大師公園
3	地区公園	桜川公園
4	地区公園	潮田公園
5	地区公園	入船公園
6	近隣公園	池上新田公園
7	近隣公園	渡田新町公園
8	近隣公園	小田公園
9	近隣公園	南河原公園
10	近隣公園	汐入公園
11	近隣公園	平安公園
12	近隣公園	市場旧東海道公園
13	近隣公園	元宮さわやか公園
14	近隣公園	下末吉公園
15	近隣公園	新鶴見公園
16	臨海公園	ちどり公園
17	臨海公園	東扇島北公園
18	臨海公園	東扇島中公園
19	臨海公園	東扇島緑道
20	臨海公園	東扇島西公園
21	臨海公園	大川町緑地
22	サイクリングコース	かわさき多摩川ふれあいロード

注：図中番号は、第3.1-36図に対応している。

〔「川崎の公園」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
「公園 横浜市の都市公園 データ集」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）  
「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
「港の公園について」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

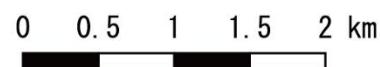


凡 例

- 事業実施想定区域
- 総合公園
- 地区公園
- ▲ 近隣公園
- 臨海公園
- かわさき多摩川ふれあいロード

「川崎の公園」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「公園 横浜市の都市公園 データ集」(横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「港の公園について」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)

より作成



第 3.1-36 図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

#### 1. 放射線の量

事業実施想定区域及びその周囲における一般環境中の空間放射線量の測定地点（モニタリングポスト）としては、神奈川県が設置している千鳥局及び大島局等4地点がある。

令和元～5年度における空間放射線量の測定結果は第3.1-62表、測定地点の位置は第3.1-37図のとおりである。

令和5年度における空間放射線量は $0.02104\text{--}0.03392\mu\text{Sv/h}$ となっており、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回っている。

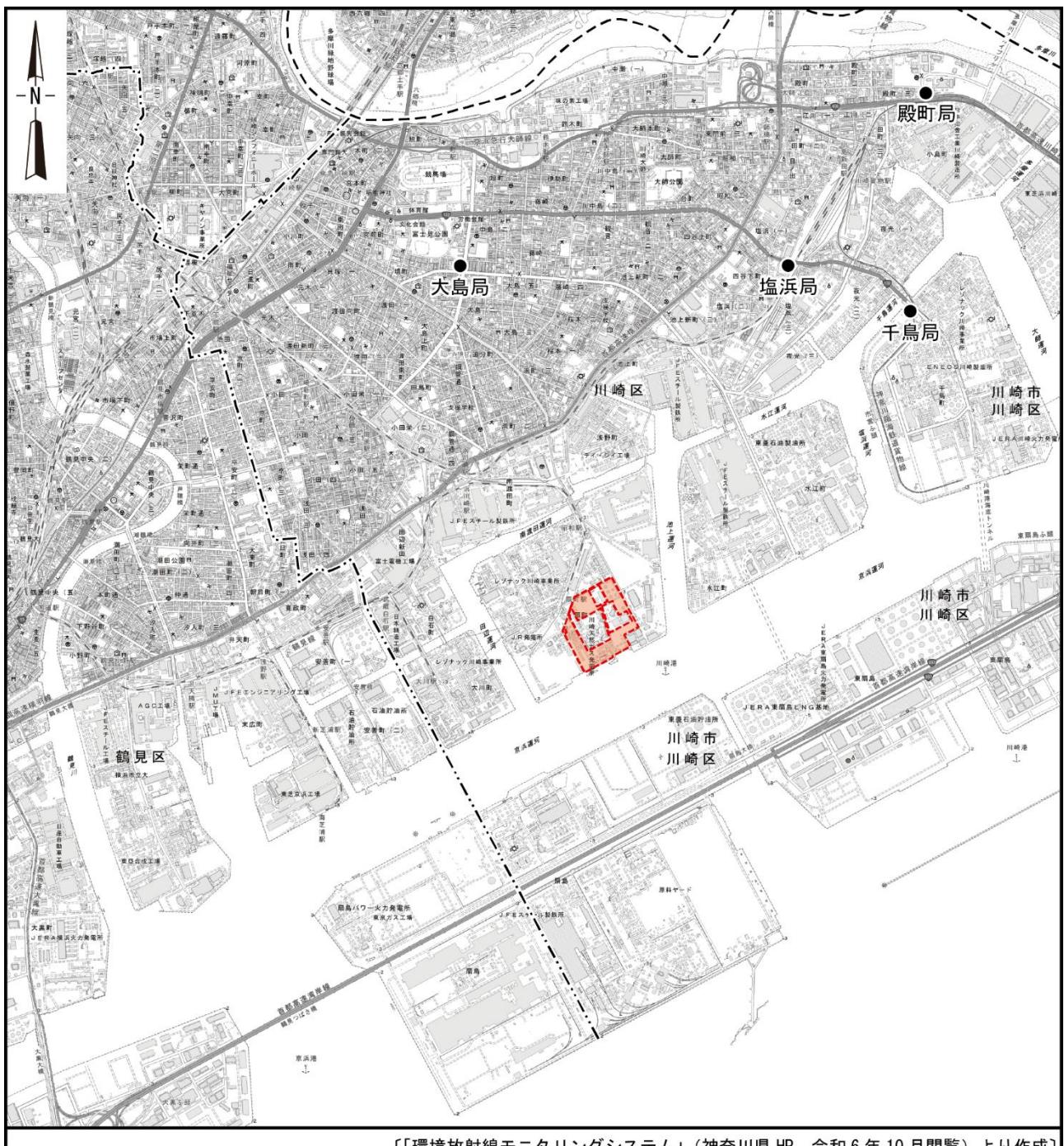
第3.1-62表 空間放射線量の経年変化

(単位： $\mu\text{Sv/h}$ )

モニタリングポスト	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千鳥局	年間平均値	0.02200	0.02176	0.02128	0.02120	0.02104
殿町局		0.02368	0.02344	0.02344	0.02344	0.02248
塩浜局		0.03352	0.03256	0.03368	0.03416	0.03392
大島局		0.03040	0.03008	0.03000	0.03024	0.03008

注：出典元での単位は「nGy/h」であったが、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である $0.23\mu\text{Sv/h}$ と比較することから「 $\mu\text{Sv/h}$ 」に換算（ $1\text{Gy/h}=0.8\text{Sv/h}$ ：原子力安全委員会（現：原子力規制委員会）策定の「環境放射線モニタリング指針（平成20年3月（平成22年一部改訂））」から引用）した。

[「環境放射線モニタリングシステム」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）より作成]



〔「環境放射線モニタリングシステム」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧) より作成〕

凡 例

- 事業実施想定区域
- モニタリングポスト

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.1-37 図 環境放射線量測定地点位置

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 1. 人口の状況

事業実施想定区域及びその周囲における令和5年の人口及び世帯数の状況は第3.2-1表、令和元～5年の人口の推移は第3.2-2表のとおりである。

川崎市の人口は増加傾向であり、川崎区の人口はほぼ横ばいで推移している。

第3.2-1表 人口及び世帯数の状況（令和5年）

地域	世帯数	人口(人)		
		総数	男	女
川崎市	772,375	1,545,604	777,714	767,890
	川崎区	126,180	231,030	124,327
	幸区	82,227	172,021	86,983
横浜市	1,799,480	3,771,766	1,859,345	1,912,421
	鶴見区	148,526	295,863	152,703
				143,160

注：令和5年10月1日時点の値である。

〔「川崎市の世帯数・人口」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
「人口・世帯」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.2-2表 人口の推移（令和元年～令和5年）

地域	(単位：人)				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
川崎市	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604
	川崎区	233,116	232,965	231,344	230,302
	幸区	170,159	171,119	170,804	171,562
横浜市	3,748,781	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766
	鶴見区	292,709	297,437	296,140	295,366
					295,863

注：各年10月1日現在の値である。

〔「川崎市の世帯数・人口」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
「人口・世帯」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

## 2. 産業の状況

### (1) 産業構造及び産業配置

事業実施想定区域及びその周囲における令和2年の産業別就業者数は、第3.2-3表のとおりである。

川崎区では第3次産業が77,280人と最も多く、次に第2次産業が24,143人、第1次産業が82人となっている。

第3.2-3表 産業別就業者数（令和2年）

（単位：人）

地域	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
川崎市	717,354	2,625	126,522	563,476	24,731
	川崎区	106,850	82	24,143	5,345
	幸 区	83,203	119	16,694	2,959
横浜市	1,688,272	7,482	301,600	1,325,603	53,587
	鶴見区	137,273	258	30,262	5,211

注：令和2年10月1日時点の値である。

〔「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

### (2) 生産量及び生産額等

事業実施想定区域及びその周囲における令和2年度及び令和3年度の経済活動別総生産額は、第3.2-4表のとおりである。

川崎市では、総生産額に対する比率は製造業、不動産業、卸売・小売業の順に高くなっている。

第3.2-4表 経済活動別総生産額（名目）

(単位：百万円)

区分	川崎市	横浜市
1 農林水産業	2,174	5,548
(1) 農業	2,142	4,393
(2) 林業	32	11
(3) 水産業	—	1,144
2 鉱業	722	—
3 製造業	1,384,916	1,415,139
(1) 食料品	89,557	193,248
(2) 繊維製品	2,653	1,685
(3) パルプ・紙・紙加工品	4,739	17,898
(4) 化学	340,876	79,157
(5) 石油・石炭製品	385,938	219,044
(6) 窯業・土石製品	11,012	38,909
(7) 一次金属	114,006	35,182
(8) 金属製品	35,634	77,275
(9) はん用・生産用・業務用機械	96,975	273,106
(10) 電子部品・デバイス	38,123	93,685
(11) 電気機械	42,009	56,919
(12) 情報・通信機器	115,256	84,606
(13) 輸送用機械	71,041	141,154
(14) 印刷業	16,312	23,805
(15) その他の製造業	20,785	79,466
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	272,903	510,450
(1) 電気業	166,113	260,298
(2) ガス・水道・廃棄物処理業	106,790	250,152
5 建設業	339,751	821,159
6 卸売・小売業	555,225	1,911,852
(1) 卸売業	301,480	820,636
(2) 小売業	253,745	1,091,216
7 運輸・郵便業	259,448	726,274
8 宿泊・飲食サービス業	88,145	233,158
9 情報通信業	546,193	1,017,062
(1) 通信・放送業	91,475	302,559
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業	454,718	714,503
10 金融・保険業	135,886	579,730
11 不動産業	1,053,386	2,499,969
(1) 住宅賃貸業	945,412	2,128,755
(2) その他の不動産業	107,974	371,214
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	524,975	1,730,200
13 公務	173,200	631,726
14 教育	193,289	494,229
15 保健衛生・社会事業	510,839	1,271,523
16 その他のサービス	219,368	638,186
17 小計	6,260,420	14,486,205
18 輸入品に課される税・関税	110,887	320,332
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	69,727	161,267
20 総生産	6,301,580	14,645,270

注：1. 川崎市は令和2年度、横浜市は令和3年度の値である。

2. 「-」は、該当数値のないものを示す。

〔「川崎市統計書 令和5(2023)年版」(川崎市、令和6年)  
「横浜市統計書」(横浜市HP、令和6年10月閲覧) より作成〕

## ① 農業

事業実施想定区域及びその周囲における令和4年度の主要な農作物収穫量は第3.2-5表、令和3年度の農業産出額は第3.2-6表のとおりである。

川崎市において、水稻の収穫量が67t、野菜の産出額が134千万円と最も多くなっている。

第3.2-5表 主要な農作物収穫量（令和4年産）

地域	水稻	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね
神奈川県	14,400	91	—	—	x	56	13	x
	川崎市	67	x	—	—	1	—	x
	横浜市	593	7	—	—	x	3	x

注：「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

[「令和4~5年（2022~2023年）関東農林水産統計年報」（関東農政局HP、令和6年10月閲覧）より作成]

第3.2-6表 農業産出額（令和3年）

地域	農業産出額	耕種										畜産					加工農産物
		米	麦類	雜穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物	
神奈川県	6,600	300	0	0	20	150	3,320	730	470	10	90	150	380	490	470	10	20
	川崎市	376	1	0	—	1	20	134	50	120	0	6	—	2	x	37	x
	横浜市	1,215	12	0	0	3	51	734	102	143	0	24	17	44	76	4	5

注：「0」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

[「令和4~5年（2022~2023年）関東農林水産統計年報」（関東農政局HP、令和6年10月閲覧）より作成]

## ② 林業

事業実施想定区域及びその周囲における令和2年の所有形態別林野面積は、第3.2-7表のとおりである。

川崎市における林野面積は773haで、すべて民有林である。

第3.2-7表 所有形態別林野面積（令和2年）

(単位：ha)

地域	合計	国 有		民 有					
		林野庁	林野庁以外の官庁	独立行政法人等	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区	私 有
川崎市	773	—	—	—	—	—	10	—	763
川崎区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幸 区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横浜市	3,662	—	4	—	—	—	70	—	3,588
鶴見区	50	—	—	—	—	—	1	—	49

注：1. 林野面積は、令和2年2月1日時点の値である。

2. 「—」は、事実のないものを示す。

[「2020年農林業センサス」（農林水産省HP、令和6年10月閲覧）より作成]

## ③ 水産業

事業実施想定区域及びその周囲における平成30年の海面漁業及び内水面漁業の漁業種類別経営体数は、第3.2-8表のとおりである。

川崎市において、海面漁業及び内水面漁業の経営体は確認されなかった。横浜市において、海面漁業経営体数は155経営体であり、内水面漁業経営体は確認されなかった。

第3.2-8表 漁業種類別経営体数（平成30年）

(単位：経営体)

地域	海面漁業			内水面漁業		
	計	漁業	海面養殖業	計	湖沼漁業	養殖業
神奈川県	1,005	897	108	24	7	17
川崎市	—	—	—	—	—	—
横浜市	155	134	21	—	—	—

注：1. 経営体数は、平成30年11月1日時点の値である。

2. 「—」は、事実のないものを示す。

[「2018年漁業センサス」（農林水産省HP、令和6年10月閲覧）より作成]

### a. 海面漁業

神奈川県における令和4年の漁業種類別漁獲量は第3.2-9表、令和4年の魚種別漁獲量は第3.2-10表のとおりである。

漁獲量の合計は、28,824tであり、かつおが最も多く9,442t漁獲されている。

第3.2-9表 漁業種類別漁獲量（令和4年）

(単位:t)

区分			神奈川県	
底びき網	遠洋底びき網		—	
	以西底びき網		—	
	沖合底びき網		x	
	小型底びき網		508	
船びき網			352	
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろまき網	x
		2 そうまき網	その他	—
	中・小型まき網		677	
刺 網	さけ・ます流し網		—	
	かじき等流し網		—	
	その他の刺網		320	
敷 網	さんま棒受網		—	
定置網	大型定置網		7,735	
	さけ定置網		—	
	小型定置網		1,281	
その他の網漁業			50	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	4,230	
		近海まぐろはえ縄	—	
		沿岸まぐろはえ縄	—	
		その他のはえ縄	398	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣	x	
		近海かつお一本釣	—	
		沿岸かつお一本釣	x	
	いか釣	沖合いいか釣	x	
		沿岸いか釣	13	
	ひき縄釣		11	
その他の釣			300	
その他の漁業			590	
漁獲量計			28,824	

注：1. 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

2. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

[「令和4年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省HP、令和6年10月閲覧）より作成]

第3.2-10表(1) 魚種別漁獲量(令和4年)

(単位:t)

魚種		神奈川県
魚類	まぐろ類	405
	くろまぐろ	—
	みなみまぐろ	—
	びんなが	340
	めばち	1,712
	きはだ	3255
	その他のまぐろ類	—
かじき類	まかじき	49
	めかじき	283
	くろかじき類	42
	その他のかじき類	13
かつお類	かつお	9,442
	そううがかつお類	550
さめ類		866
さけ・ます類	さけ類	—
	ます類	0
このしろ		530
にしん		x
いわし類	まいわし	3,365
	うるめいわし	221
	かたくちいわし	533
	しらす	351
あじ類	まあじ	611
	むろあじ類	73
さば類		1,701
さんま		x
ぶり類		885
ひらめ・かれい類	ひらめ	82
	かれい類	27
たら類	まだら	x
	すけとうだら	x
ほっけ		1
きちじ		x
はたはた		x
にぎす類		x
あなご類		70
たちうお		344
たい類	まだい	55
	ちだい	23
	きだい	0
	くろだい	52
	へだい	4
いさき		104
さわら類		115
すずき類		183
いかなご		—
あまだい類		3
ふぐ類		42
その他の魚類		1,635
	小計	27,988

第3.2-10表(2) 魚種別漁獲量(令和4年)

(単位:t)

魚種		神奈川県
えび類	いせえび	33
	くるまえび	0
	その他のえび類	3
	小計	37
かに類	ずわいがに	x
	べにずわいがに	—
	がざみ類	x
	その他のかに類	4
	小計	4
おきあみ類		—
貝類	あわび類	5
	さざえ	195
	あさり類	—
	ほたてがい	—
	その他の貝類	14
	小計	214
いか類	するめいか	x
	あかいか	x
	その他のいか類	77
	小計	197
たこ類		94
なまこ類		85
うに類		0
海産ほ乳類		2
その他の水産動物類		—
海草類	こんぶ類	—
	その他の海藻類	203
	小計	203
合計		28,824

- 注: 1. 「—」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの、「x」は個人又は法人その他  
の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。  
 2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」と「合計」と内訳は一  
致しない場合がある。  
 3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

〔「令和4年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省HP、令和6年10月閲覧)より作成〕

### b. 内水面漁業

神奈川県において多摩川における令和4年の魚種別漁獲量は第3.2-11表、令和4年の県内の養殖業の魚種別収穫量は第3.2-12表のとおりである。

多摩川における漁獲量は4tであり、あゆが最も多く4t漁獲されている。内水面養殖業の魚種別収穫量の合計は、37tである。

第3.2-11表 内水面漁業の魚種別漁獲量（令和4年）

魚種		(単位:t)
魚類	さけ類	—
	からふとます	—
	さくらます	—
	その他さけ・ます類	—
	わかさぎ	—
	あ ゆ	4
	しらうお	—
	こ い	—
	ふ な	0
	うぐい・おいかわ	0
	うなぎ	—
	はぜ類	—
	その他の魚類	—
	小 計	4
貝類	しじみ	—
	その他の貝類	0
	小 計	0
その他の水産動物類	えび類	—
	その他の水産動物類	—
	小 計	—
合 計		4

- 注：1. 「—」は、事実のないものを示す。  
 2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。  
 3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

[「令和4年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省HP、令和6年10月閲覧）より作成]

第3.2-12表 内水面養殖業の魚種別収穫量（令和4年）

魚種		(単位:t)
魚類	ます類	にじます
		12
		その他
		17
	あ ゆ	8
	こ い	—
うなぎ		—
合 計		37

- 注：1. 「—」は、事実のないものを示す。  
 2. 魚種ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、「小計」及び「合計」と内訳は一致しない場合がある。  
 3. 調査期間は、1月1日から12月31日までの1年間とした。

[「令和4年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省HP、令和6年10月閲覧）より作成]

#### ④ 製造業

事業実施想定区域及びその周囲における令和3年の製造業の状況は、第3.2-13表のとおりである。

川崎区の事業所数は345事業所、従業者数は26,443人、製造品出荷額等は、258,432,246万円である。

第3.2-13表 製造業の状況（令和3年）

地域	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
川崎市	1,032	47,466	339,987,387
	川崎区	345	258,432,246
	幸区	95	18,922,108
横浜市	2,286	89,055	351,645,434
	鶴見区	324	58,264,923

注：1. 従業者4人以上の事業所を対象としている。

2. 事業所数と従業者数は令和3年6月1日時点の値で、製造品出荷額等は令和2年1月～12月までの実績の値である。

[「令和3年経済センサス 活動調査」（総務省統計局HP、閲覧：令和6年9月）より作成]

#### ⑤ 商業

事業実施想定区域及びその周囲における令和3年の商業の状況は、第3.2-14表のとおりである。

川崎区の事業所数は1,596事業所、従業者数は19,888人、年間商品販売額は946,775百万円である。

第3.2-14表 商業の状況（令和3年）

地域	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)			
	合計	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	
川崎市	6,353	1,391	4,962	82,987	21,760	61,227	3,194,674	2,037,504	1,157,170	
	川崎区	1,596	415	1,181	19,888	6,332	13,556	946,775	688,201	258,574
	幸区	772	174	598	12,873	5,401	7,472	647,833	485,804	162,029
横浜市	19,245	4,905	14,340	237,013	68,348	168,665	10,721,961	6,875,814	3,846,147	
	鶴見区	1,306	345	961	13,425	3,490	9,935	583,474	371,554	211,920

注：事業所数と従業者数は令和3年6月1日時点の値で、年間商品販売額は令和2年1月1日～12月31日までの1年間の値である。

[「令和3年経済センサス 活動調査」（総務省統計局HP、令和6年10月閲覧）より作成]

### 3.2.2 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周囲における令和5年の地目別土地利用の状況は、第3.2-15表のとおりであり、川崎市では宅地の占める割合が高い。

事業実施想定区域及びその周囲における土地利用の状況は第3.2-1図のとおりであり、事業実施想定区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。

また、事業実施想定区域及びその周囲の「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和6年5月29日）に基づく用途地域の指定状況は第3.2-2図のとおりであり、事業実施想定区域は工業専用地域に位置している。

第3.2-15表 地目別土地利用の状況（令和5年）

(単位: ha)

地域	計	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
川崎市	8,961.05	17.38	493.93	7,483.60	—	261.62	4.57	699.96
横浜市	27,253.06	193.66	2,565.63	20,497.58	1.55	1,747.82	5.97	2,240.85

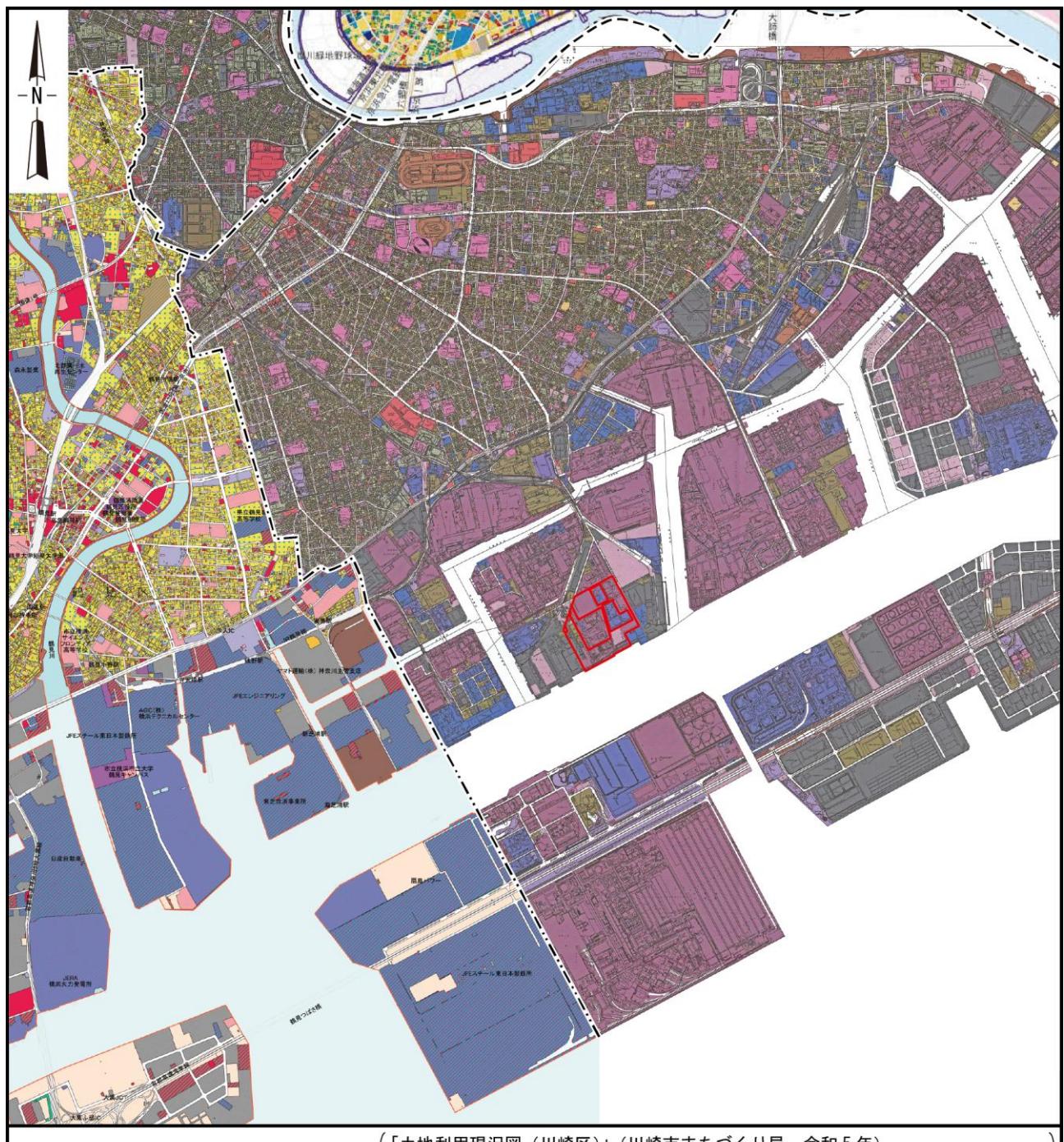
注：1. 各地目面積は、令和5年1月1日時点の値である。

2. 値は、免税点未満を含む。

3. 「—」は、該当数字のないものを示す。

4. 四捨五入の関係で総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

[「県勢要覧2023（令和5年度版）」（神奈川県、令和6年）より作成]



凡 例

事業実施想定区域

「土地利用現況図（川崎区）」（川崎市まちづくり局、令和5年）  
 「土地利用現況図（幸区）」（川崎市まちづくり局、令和5年）  
 「神奈川県土地利用現況図」（神奈川県県土整備局、令和6年）  
 「東京都土地利用現況図（令和3年現在・区部）」（東京都HP、令和6年10月閲覧）  
 より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.2-1 図(1) 土地利用の状況

【川崎市】土地利用図凡例

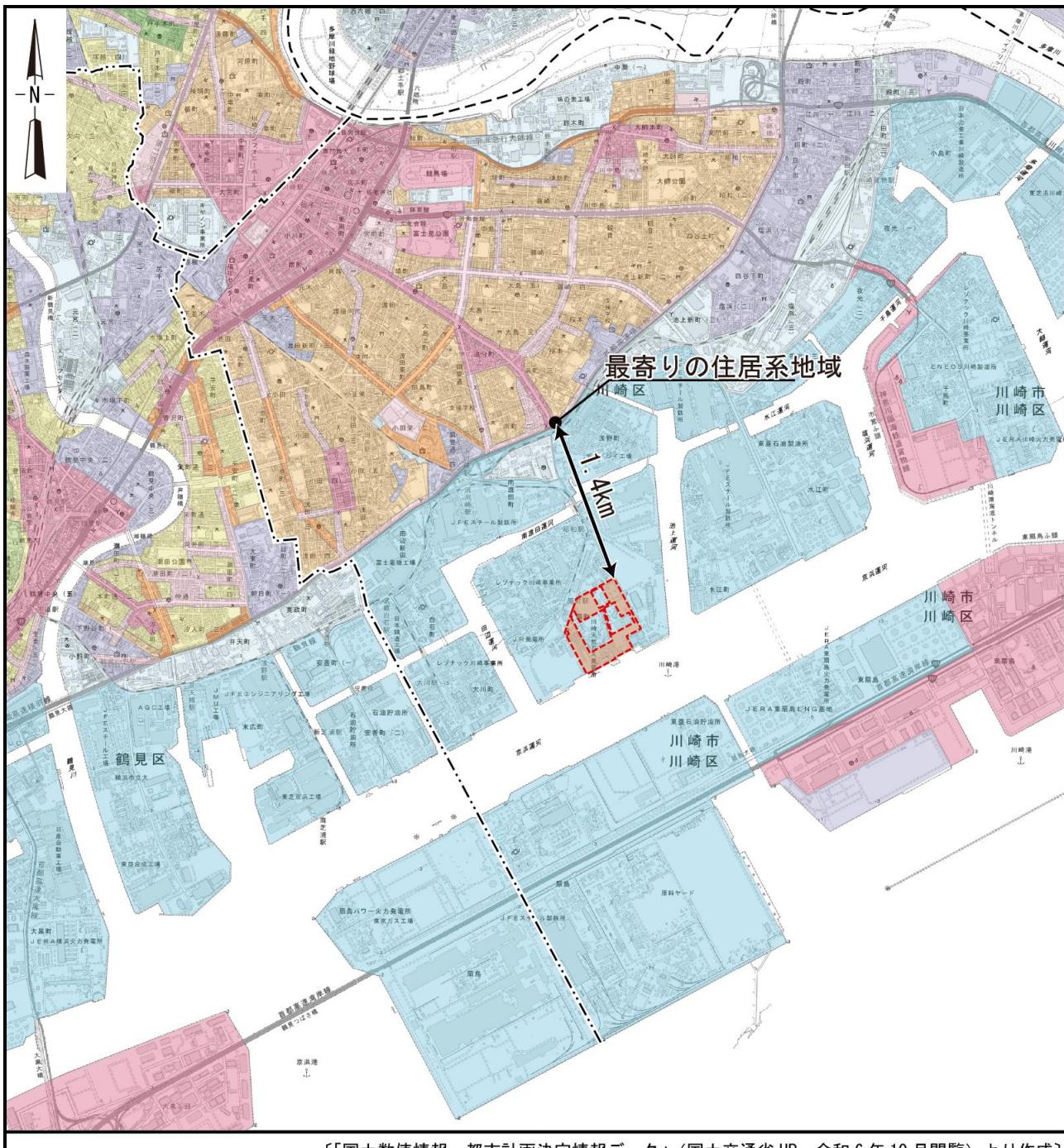
## 【横浜市】土地利用図凡例

土地利用分類		土地利用	表示
自然的 土地利用	農地	田	
	耕作放棄地	烟	
	山林	平坦地山林	
	山林	傾斜地山林	
		河川、水面、水路	
		荒地、海浜、河川敷	
		住宅用地	
		集合住宅用地	
		店舗併用住宅用地	
		作業所併用住宅用地	
都市的 土地利用		併用集合住宅用地	
		業務施設用地	
		商業用地	
		宿泊娛樂施設用地	
		重化學工業用地	
		軽工業用地	
		運輸施設用地	
		公共用地	
		供給處理施設用地	
		文教・厚生用地	
農 振 農 用 地		公共空地	
		民間空地	
		その他空地	
		防衛用地	
		道路用地	
小ゾーン		鉄道用地	

## 【東京都】土地利用図凡例

凡例		土地利用分類		彩色 Color
	Land Use Classification			
自然的土地利用	Natural Land Use	農地 Agricultural Land	田 (水田) Rice Paddy 果樹園、農業施設用地 Field/orchard/agricultural facility 耕作放棄地 Uncultivated Fields	
		山林 Forest	山地山林 (傾斜度 1 度未満の山林) Forest on the Hill Ground 傾斜地山林 (傾斜度 1 度以上の山林) Forest on the Hill or Mountain	
		河川、水面、水路 River, Lake, Waterway	平坦地山林 (傾斜度 1 度未満の山林) Forest on the Flat Ground	
		荒地、海浜、河川敷 Wasteland, Seashore, Riverbed	傾斜地山林 (傾斜度 1 度以上の山林) Forest on the Hill or Mountain	
		住宅用地 Detached House	住宅用地 Residential Land	
		集合住宅用地 Apartment House	集合住宅用地 Residential Land	
		併用住宅用地 Detached House with Stores	併用住宅用地 Residential Land with Stores	
		併用住宅用地 Detached House with a Workshop	併用住宅用地 Residential Land with a Workshop	
		商業用地 Commercial Area	商業用地 Business Area	
		宿泊兼施設用地 Hotel and Recreational Facility	宿泊兼施設用地 Business Area	
		重化学工業用地 Heavy Chemical Industry Area	重化学工業用地 Business Area	
		軽工業用地 Light Industry Area	軽工業用地 Business Area	
		運輸施設用地 Transportation Facility	運輸施設用地 Business Area	
		公共用地 Land for Public Utilization	公共用地 Business Area	
		供給処理施設用地 Public Utilities Processing Facility	供給処理施設用地 Business Area	
		教育・厚生用地 Educational and Welfare Facility	教育・厚生用地 Business Area	
		公共空地 (都市公園、広場、緑地、運動場等) Public Open Space (city park, square, green space, athletic field, etc.)	公共空地 (都市公園、広場、緑地、運動場等) Business Area	
		民衆空間 (ゴルフ場、公園、市民・大企業等のグラウンド、緑地、運動場等) Private Open Space (golf course, park, ground, green space, athletic field, etc.)	民衆空間 (ゴルフ場、公園、市民・大企業等のグラウンド、緑地、運動場等) Business Area	
		その他の空地 (未建築宅地、用途変更中の土地、屋外利用地) Other Vacant Lots	その他の空地 (未建築宅地、用途変更中の土地、屋外利用地) Business Area	
		防衛施設 (自衛隊、米軍提供施設) The Self-Defense Forces and U.S. Military Facilities	防衛施設 (自衛隊、米軍提供施設) Business Area	
		鉄道用地 Railways	鉄道用地 Business Area	
		農業用地 Agricultural Land	農業用地 Business Area	
		市街化区域と市街化調整区域の境界 Border of Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area	市街化区域と市街化調整区域の境界 Business Area	

### 第3.2-1 図(2) 土地利用の状況【凡例】



[「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧) より作成]

#### 凡 例

- 事業実施想定区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

↔ 住居系地域までの距離  
● 最寄りの住居系地域

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-2 図 都市計画用途地域の指定状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川、湖沼の利用状況

周辺海域に流入する河川において、多摩川に「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権が設定されており、その内容は第 3.2-16 表及び第 3.2-3 図のとおりである。

なお、鶴見川においては内水面漁業権の設定はされていない。

[「内水面の漁業権が設定されている河川と湖」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

第 3.2-16 表 多摩川における内水面の漁業権設定状況

免許番号	免許の内容			
	漁業種類	漁業協同組合名	魚種	免許期間
内共第 13 号	第 1 種共同	大田、多摩川、川崎河川	えむし、しじみ	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 15 年 8 月 31 日
内共第 14 号	第 1 種共同	大田、川崎河川、東京東部、 港、中央隅田、芝、佃島	えむし、しじみ	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 15 年 8 月 31 日

[「漁業権設定状況」（東京都 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

#### 2. 海域の利用状況

周辺海域における海域の利用状況は、第 3.2-3 図のとおりである。

川崎港は東京湾の北西部に位置し、「港則法」（昭和 23 年法律第 174 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく港則法区域（港名：京浜）、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく港湾区域（港湾名：川崎及び横浜）が設定されている。

川崎港は、西側は横浜港に、東側は東京港に接し、明治末期から京浜工業地帯の一大拠点として発展し、昭和 26 年に特定重要港湾に指定され、平成 23 年には長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点としての役割かつ国内外の海上貨物輸送網とを結節する役割を担う国際戦略港湾に位置付けられている。

なお、川崎港においては漁業権の設定はされていない。

[「川崎港港湾計画書一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年）  
「海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成]

### 3. 地下水の利用状況

事業実施想定区域が位置する川崎区では全域が「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域となっており、指定地域内で工業用として地下水の取水は許可制になっている。

川崎市内における令和 4 年の地下水の揚水量は、約 41,328m<sup>3</sup>/日で、用途別比率は上水道が 85%、一般事業所が 15% となっている。川崎市内地下水総揚水量の 8 割以上を多摩区の生田浄水場において、水道事業及び工業用水道事業として揚水している。

〔「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和 3 年）  
「令和 5（2023）年度 大気・水環境対策の取組（令和 4（2022）年度の実績）」  
(川崎市、令和 6 年) より作成〕



第3.2-3図 河川及び海域の利用状況

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通

##### (1) 道 路

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路は第3.2-4図のとおりであり、県道101号（一般県道）扇町川崎停車場線、県道6号（主要地方道）東京大師横浜線等がある。

令和3年度の主要な道路の交通状況は第3.2-17表、調査地点は第3.2-4図のとおりである。

事業実施想定区域の最寄りの調査地点である、県道101号（一般県道）扇町川崎停車場線（川崎市川崎区浅野町1-3）での24時間交通量は、13,497台である。

第3.2-17表(1) 主要な道路の交通状況（令和3年度）

路線名	図中番号	観測地点	昼間12時間 自動車類交通量 (上下合計)			24時間 自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
高速湾岸線	①	東扇島出入口～大黒線大黒JCT・大黒ふ頭出入口	42,727	26,261	68,988	59,249	38,771	98,020
高速神奈川1号 横羽線	②	都県境～大師JCT・大師出入口	48,262	11,106	59,368	67,444	18,633	86,077
	③	川崎線大師JCT・大師出入口～浜川崎出入口	48,610	7,106	55,716	68,578	12,581	81,159
	④	浜川崎出入口～浅田出入口	41,699	6,106	47,805	59,108	10,719	69,827
	⑤	浅田出入口～汐入出入口	52,145	8,745	60,890	72,982	14,677	87,659
	⑥	汐入出入口～生麦JCT・生麦出入口	48,345	7,226	55,571	67,940	12,356	80,296
高速神奈川5号 大黒線	⑦	生麦JCT・生麦出入口～大黒JCT・大黒ふ頭出入口	15,229	6,374	21,603	20,529	9,376	29,905
高速神奈川6号 川崎線	⑧	殿町出入口～大師JCT・大師出入口	3,861	585	4,446	5,282	762	6,044
一般国道1号	⑨	川崎市幸区神明町1-41	23,247	2,834	26,081	32,734	4,282	37,016
一般国道15号	⑩	川崎市川崎区宮前町8-6	22,517	1,386	23,903	33,696	2,398	36,094
	⑪	川崎市川崎区東田町11-27	20,943	6,046	26,989	31,483	9,001	40,484
一般国道132号	⑫	川崎市川崎区夜光2-2-6	10,288	10,299	20,587	14,749	14,868	29,617
	⑬	川崎市川崎区中島2-3-5	10,521	3,769	14,290	14,538	4,754	19,292
一般国道357号	⑭	川崎市川崎区東扇島17-1	4,894	10,697	15,591	7,782	16,696	24,478
	⑮	川崎市川崎区東扇島18-5	4,149	8,776	12,925	6,126	12,098	18,224
一般国道409号	⑯	川崎市川崎区中瀬3-20	8,673	3,457	12,130	12,889	5,064	17,953
	⑰	川崎市川崎区大師河原2-5-10	10,327	3,497	13,824	14,789	4,564	19,353
	⑱	川崎市川崎区殿町3-25-26	9,813	8,878	18,691	13,662	12,131	25,793
	⑲	川崎市川崎区駅前本町26	15,542	4,471	20,013	21,542	6,076	27,618
	⑳	川崎市幸区戸手4-7	11,325	2,488	13,813	15,101	3,408	18,509
県道6号 (主要地方道) 東京大師横浜線	㉑	川崎市川崎区大師河原1-3-2	15,750	9,763	25,513	22,576	14,980	37,556
	㉒	川崎市川崎区昭和2-17-12	10,253	7,015	17,268	14,967	8,172	23,139
	㉓	川崎市川崎区池上新町2-25-15	11,324	8,120	19,444	16,938	9,506	26,444

第3.2-17表(2) 主要な道路の交通状況(令和3年度)

路線名	図中番号	観測地点	昼間12時間 自動車類交通量 (上下合計)			24時間 自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
県道6号 (主要地方道) 東京大師横浜線	㉔	川崎市川崎区小田7-3	18,158	12,216	30,374	27,647	15,180	42,827
	㉕	—	22,700	11,851	34,551	33,798	15,610	49,408
	㉖	—	14,150	13,486	27,636	22,784	16,183	38,967
	㉗	横浜市鶴見区生麦2-3	10,834	6,120	16,954	16,022	8,901	24,923
県道9号 (主要地方道) 川崎府中線	㉘	川崎市川崎区砂子2-11-17	12,425	2,434	14,859	16,492	3,419	19,911
	㉙	—	14,052	1,390	15,442	18,273	2,419	20,692
県道14号 (主要地方道) 鶴見溝ノ口線	㉚	横浜市鶴見区豊岡町40-20	18,675	2,308	20,983	25,248	3,079	28,327
県道101号 (一般県道) 扇町川崎停車場線	㉛	川崎市川崎区浅野町1-3	3,895	6,330	10,225	6,565	6,932	13,497
	㉜	川崎市川崎区大島2-6-11	6,838	1,761	8,599	9,021	2,244	11,265
	㉝	川崎市川崎区砂子2-8-14	8,715	2,738	11,453	11,768	3,464	15,232
県道104号 (一般県道) 鶴見停車場線	㉞	—	9,391	2,117	11,508	12,471	2,835	15,306
県道140号 (一般県道) 川崎町田線	㉟	川崎市幸区大宮町28-8	20,828	4,439	25,267	29,294	6,275	35,569
	㉟	川崎市幸区南幸町3-19	12,534	3,324	15,858	16,991	4,417	21,408
	㉟	横浜市鶴見区矢向4-4	12,052	3,386	15,438	16,396	4,445	20,841
	㉟	—	15,532	4,771	20,303	21,451	6,364	27,815
市道殿町夜光線	㉟	川崎市川崎区小島町1	3,919	5,517	9,436	6,380	6,076	12,456
市道富士見鶴見駅線	㉟	川崎市川崎区大島1-31-7	5,539	1,226	6,765	7,210	1,585	8,795
	㉟	川崎市川崎区渡田東町18-8	4,220	489	4,709	5,264	669	5,933
市道臥橋水江町線	㉟	川崎市川崎区藤崎4-33-6	10,180	2,522	12,702	13,580	3,314	16,894
	㉟	川崎市川崎区池上新町3-5	7,280	6,453	13,733	11,034	7,368	18,402
市道南幸町渡田線	㉟	川崎市川崎区渡田3-4-10	13,246	2,331	15,577	17,504	3,369	20,873

注：1. 図中番号は、第3.2-4図に対応している。

2. 12時間交通量は、午前7時～午後7時に測定したものである。

3. 傾斜下線の値は、推定値を示す。

4. 観測地点の「—」は、出典元に記載がないことを示す。

〔「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」  
(国土交通省HP、令和6年10月閲覧) より作成〕



第3.2-4図 主要な道路と交通量調査地点

## (2) 鉄道

事業実施想定区域及びその周囲における主要な鉄道は、第3.2-5図のとおりである。

事業実施想定区域の北側にJR東日本鶴見線が整備されており、最寄り駅はJR東日本鶴見線扇町駅である。

扇町駅の乗車人員は、無人駅のため正確な乗車人員が把握できないとして公表されていない。

[「川崎市統計書 令和5(2023)年版」(川崎市、令和6年)より作成]



第3.2-5図 主要な鉄道の状況

## 2. 海上交通

川崎港における入港船舶の状況は、第 3.2-18 表のとおりである。

令和 4 年における川崎港の入港総隻数は、16,718 隻、総トン数は 84,848,146 トンとなっている。

第 3.2-18 表 川崎港の入港船舶の状況（令和 4 年）

種 別	総 数		トン階別			
			500 総トン未満		500 総トン以上	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	16,718	84,848,146	8,626	3,632,716	8,092	81,215,430
外 航	2,204	64,222,842	8	3,983	2,196	64,218,859
内 航	14,514	20,625,304	8,618	3,628,733	5,896	16,996,571

注：船舶は、総トン数 5 トン以上のものについて調査した。

[「川崎市統計書 令和 5（2023）年版」（川崎市、令和 6 年）より作成]

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲における学校等、病院、福祉施設の環境の保全について配慮が特に必要な施設は、第3.2-19表～第3.2-21表及び第3.2-6図～第3.2-8図のとおりであり、事業実施想定区域の最寄りの学校等は、事業実施想定区域の北約1.4kmにあいせん保育園、病院は北北西約2.2kmに日本鋼管病院、福祉施設は北西約1.4kmに有料老人ホームばんだがある。

また、最も近い住居系の用途地域は、事業実施想定区域の北約1.4kmに第二種住居地域の指定がある（「3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）。

第3.2-19表(1) 学校等の状況

区分	図中番号	名称	所在地
幼稚園	1	浅田幼稚園	川崎区浅田 2-15-5
	2	江川幼稚園	川崎区江川 2-5-5
	3	小田双葉幼稚園	川崎区小田 5-25-8
	4	川崎青い鳥幼稚園	川崎区小田 2-17-29
	5	川崎協立幼稚園	川崎区大島 3-5-6
	6	川崎さくら幼稚園	川崎区台町 20-1
	7	川崎頌和幼稚園	川崎区小川町 11-13
	8	川崎ふたば幼稚園	川崎区大師河原 2-3-20
	9	観音幼稚園	川崎区観音 2-1-7
	10	聖クララ幼稚園	川崎区貝塚 2-8-16
	11	竹園幼稚園	川崎区小田 3-13-16
	12	第一ひかり幼稚園	川崎区貝塚 1-12-12
	13	大師幼稚園	川崎区東門前 1-4-9
	14	東三輪幼稚園	川崎区浜町 1-4-15
	15	福音幼稚園	川崎区境町 3-12
	16	三輪幼稚園	川崎区渡田向町 4-5
	17	ゆりかご幼稚園	川崎区小田 1-16-16
	18	若宮幼稚園	川崎区大師駅前 2-13-16
認可保育所	1	川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園（公立）	川崎区大島 4-17-2
	2	東小田保育園（公立）	川崎区小田 5-14-1
	3	藤崎保育園（公立）	川崎区藤崎 1-7-1
	4	こあらっこはうすル・シエルブルー	川崎区旭町 1-8-6
	5	京急キッズランド京急川崎保育園	川崎区砂子 1-3-1
	6	城南ルミナ保育園川崎	川崎区駅前本町 22-9
	7	メリー★ポピンズアトレ川崎ルーム	川崎区駅前本町 26-1 アトレ川崎 4 階
	8	西大島ルーテル保育園	川崎区大島 1-24-12
	9	京進のほいくえん HOPPA 大島五丁目	川崎区大島 5-11-13 2 階
	10	東おしま保育園	川崎区大島 5-21-10
	11	保育園川崎ベアーズ	川崎区大島上町 22-12
	12	川崎おおぞら保育園	川崎区小川町 11-9
	13	アスク川崎東口保育園	川崎区小川町 13-9
	14	パピー保育園	川崎区小田 2-2-3
	15	小田さくら保育園	川崎区小田 3-17-3
	16	ベネッセ川崎新町保育園	川崎区小田栄 2-3-2
	17	大師駅前ひよこ保育園	川崎区川中島 1-21-4
	18	マジオたんぽぽ保育園観音	川崎区観音 1-8-20
	19	かんのん町保育園	川崎区観音 1-10-3
	20	京町いづみ保育園	川崎区京町 3-26-1
	21	わたりだ保育園	川崎区鋼管通 1-11-4
	22	境町パインアップル保育園	川崎区境町 11-9
	23	桜本保育園	川崎区桜本 1-9-6
	24	聖美保育園	川崎区桜本 2-41-11
	25	つめくさ保育園	川崎区昭和 1-5-8
	26	キディ鈴木町・川崎保育園	川崎区鈴木町 3-2
	27	Nest 川崎大師保育園	川崎区大師駅前 1-2-15
	28	川崎ふたば保育園	川崎区大師河原 2-2-2

第3.2-19表(2) 学校等の状況

区分	図中番号	名称	所在地
認可保育所	29	だるま国際ころころ園	川崎区大師町 3-13
	30	アスク東門前保育園	川崎区大師本町 9-11 3階
	31	大師保育園	川崎区出来野 1-17
	32	出来野ルーテル保育園	川崎区出来野 6-7
	33	ランゲージ・ハウス Nakajima 保育園	川崎区中島 2-1-8
	34	Gakken ほいくえん川崎大師	川崎区中瀬 3-14-3
	35	中瀬新生保育園	川崎区中瀬 3-20-16
	36	川崎もりのこ保育園	川崎区日進町 1-68 8号棟 2階
	37	ゆめいく日進町保育園	川崎区日進町 20-3
	38	あすいく保育園	川崎区日進町 22-14
	39	あいせん保育園	川崎区浜町 2-22-16
	40	レイモンド川崎保育園	川崎区東田町 8 パレール川崎 3階
	41	東門前保育園	川崎区東門前 1-8-2
	42	だいしの里保育園	川崎区日ノ出 1-16-11
	43	ランゲージ・ハウス Fujisaki 保育園	川崎区藤崎 1-23-6
	44	かわなかじま保育園	川崎区藤崎 2-19-2
	45	のぞみ保育園	川崎区富士見 1-6-10
	46	川崎乳児保育所	川崎区本町 1-1-1
	47	夜間保育所あいいく	川崎区本町 1-1-1
	48	京急キッズランド港町駅前保育園	川崎区港町 5-4
	49	よつば保育園	川崎区四谷上町 14-8
	50	新町しほかぜ保育園	川崎区渡田 4-9-4
	51	若草保育園 京町	川崎区渡田山王町 20-35
	52	川崎コスマス保育園	川崎区渡田東町 7-9
小学校	1	川崎市立殿町小学校	川崎区殿町 1-17-19
	2	川崎市立四谷小学校	川崎区四谷下町 4-1
	3	川崎市立東門前小学校	川崎区東門前 3-4-6
	4	川崎市立大師小学校	川崎区東門前 2-6-1
	5	川崎市立川中島小学校	川崎区川中島 2-4-19
	6	川崎市立藤崎小学校	川崎区藤崎 3-2-1
	7	川崎市立さくら小学校	川崎区桜本 1-9-15
	8	川崎市立大島小学校	川崎区浜町 1-5-1
	9	川崎市立渡田小学校	川崎区田島町 14-1
	10	川崎市立東小田小学校	川崎区小田 5-11-20
	11	川崎市立小田小学校	川崎区小田 4-12-24
	12	川崎市立浅田小学校	川崎区浅田 2-11-21
	13	川崎市立東大島小学校	川崎区大島 5-25-1
	14	川崎市立向小学校	川崎区大島 4-17-1
	15	川崎市立田島小学校	川崎区渡田 1-20-1
	16	川崎市立新町小学校	川崎区渡田新町 3-15-1
	17	川崎市立旭町小学校	川崎区旭町 2-2-1
	18	川崎市立宮前小学校	川崎区宮前町 8-13
	19	川崎市立川崎小学校	川崎区日進町 20-1
	20	川崎市立京町小学校	川崎区京町 1-1-4

第3.2-19表(3) 学校等の状況

区分	図中番号	名称	所在地
中学校	1	川崎市立大師中学校	川崎区大師河原 2-1-1
	2	川崎市立南大師中学校	川崎区四谷上町 24-1
	3	川崎市立川中島中学校	川崎区藤崎 2-19-1
	4	川崎市立桜本中学校	川崎区池上新町 1-2-4
	5	川崎市立臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22
	6	川崎市立田島中学校	川崎区小田 2-21-7
	7	川崎市立京町中学校	川崎区京町 3-19-11
	8	川崎市立渡田中学校	川崎区渡田向町 11-1
	9	川崎市立富士見中学校	川崎区富士見 2-1-2
	10	川崎市立川崎中学校	川崎区下並木 50
	11	川崎高等学校附属中学校	川崎区中島 3-3-1
特別支援学校	1	川崎市立田島支援学校	川崎区田島町 20-5
	2	川崎市立田島支援学校桜校	川崎区池上新町 1-1-3
	3	川崎市立田島支援学校さくら分教室	川崎区桜本 1-9-15 (さくら小学校内)
高等学校	1	川崎市立川崎高等学校	川崎区中島 3-3-1
	2	神奈川県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町 22-6
	3	神奈川県立大師高等学校	川崎区四谷下町 25-1
専修学校	1	外語ビジネス専門学校	川崎区駅前本町 22-9
	2	神奈川ビューティー＆ビジネス専門学校	川崎区渡田向町 15-5
	3	日本溶接構造専門学校	川崎区本町 2-11-19
	4	米山ファッショングループ・ビジネス専門学校	川崎区南町 15-2
各種学校	1	川崎朝鮮初級学校	川崎区桜本 2-43-1
大学・短期大学	1	県立保健福祉大学 川崎(殿町)キャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10
	2	慶應義塾大学 殿町タウンキャンパス	川崎市川崎区殿町 3-25-10
	3	グローバルBiz 専門職大学	川崎区駅前本町 22-1
図書館	1	川崎図書館	川崎区駅前本町 12-1 タワーリバーアクセス 4階
	2	川崎図書館 大師分館	川崎区大師駅前 1-1-5 川崎大師パーク ホームズ 2階
	3	川崎図書館 田島分館	川崎区追分町 16-1 カルナーザ川崎 4階

注：図中番号は、第3.2-6図に対応している。

「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
 「認可保育所一覧」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
 「県内大学一覧」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
 「交通アクセス」（グローバルBiz 専門職大学HP、令和6年10月閲覧）  
 「川崎市立図書館一覧」（川崎市立図書館HP、令和6年10月閲覧）より作成

第3.2-20表 病院・診療所の状況

区分	図中番号	名称	所在地
病院	1	太田総合病院	川崎区日進町 1-50
	2	恒春会 馬嶋病院	川崎区日進町 24-15
	3	総合川崎臨港病院	川崎区中島 3-13-1
	4	宮川病院	川崎区大師駅前 2-13-13
	5	川崎市立川崎病院	川崎区新川通 12-1
	6	総合新川橋病院	川崎区新川通 1-15
	7	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院	川崎区桜本 2-1-5
	8	日本鋼管病院	川崎区鋼管通 1-2-1
	9	医療法人社団慶友会 第一病院	川崎区元木 2-7-2
	10	AOI国際病院	川崎区田町 2-9-1
	11	社会医療法人財団石心会 川崎幸病院	幸区大宮町 31-27
	12	汐田総合病院	鶴見区矢向 1-6-20
	13	医療法人社団新東京石心会 横浜石心会病院	鶴見区豊岡町 21-1
	14	鶴見大学歯学部附属病院	鶴見区鶴見 2-1-3
	15	森山病院	鶴見区鶴見 1-12-31
	16	医療法人社団協友会 横浜鶴見リハビリテーション病院	鶴見区潮田町 3-145-4
	17	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	鶴見区下野谷町 4-145-1
診療所	1	大江医院	川崎区川中島 1-13-2
	2	入江医院	川崎区砂子 2-6-2 三恵ビル
	3	太田総合病院記念研究所附属診療所	川崎区日進町 1 サンスクエア川崎 7号棟 2階
	4	医療法人社団慶真会 川崎中央クリニック	幸区神明町二丁目 68-7

注：1. 図中番号は、第3.2-7図に対応している。

2. 診療所については、患者を入院させるための施設を有するものとした。

〔「病院・診療所名簿」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
 「横浜市の医療機関」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）  
 「労災保険指定医療機関検索」（厚生労働省HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.2-21表(1) 福祉施設の状況

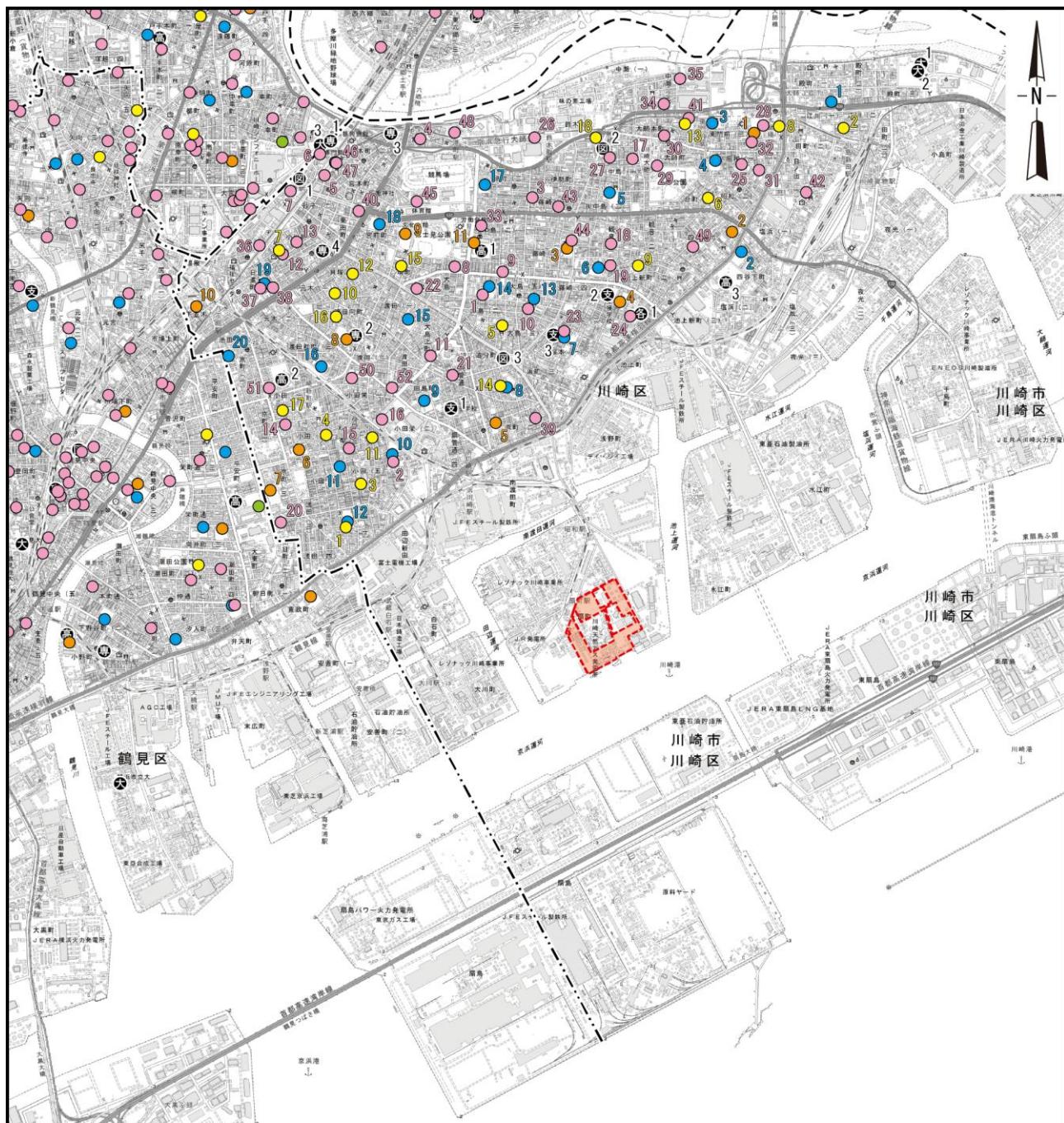
区分	図中番号	名称	所在地
特別養護老人ホーム	1	恒春園	川崎区小川町 10-10
	2	桜寿園	川崎区桜本 2-39-4
	3	大師の里	川崎区日ノ出 2-7-1
	4	しおん	川崎区本町 1-1-1
	5	ビオラ川崎	川崎区小田栄 2-1-7
	6	ゆとりあ	川崎区殿町 1-11-10
	7	境町フェニックス	川崎区境町 11-9
	8	川崎ラシクル	川崎区日進町 5-1
	9	幸風苑	幸区都町 64-1
	10	南さいわい	幸区南幸町 3-149-3
	11	クロスハート幸・川崎	幸区河原町 1-37
	12	新鶴見ホーム	鶴見区江ヶ崎町 2-42
	13	しょうじゅの里鶴見	鶴見区江ヶ崎町 2-1
	14	新鶴見ホーム新館	鶴見区江ヶ崎町 2-42
	15	わかたけ鶴見	鶴見区矢向 1-4-20
	16	しょうじゅの里小野	鶴見区下野谷町 4-145-18
有料老人ホーム	1	グッドタイムホーム・川崎大師	川崎区昭和 2-3-10
	2	フローレンスケアホーム川崎大師	川崎区昭和 2-5-6
	3	ライフミューン川崎	川崎区藤崎 3-6-1
	4	ベストライフ川崎	川崎区渡田新町 3-1-5
	5	エスペランサ川崎	川崎区榎町 2-2
	6	SOMPO ケア ラヴィーレ浜川崎	川崎区田島町 23-1
	7	グッドタイムナーシングホーム・川崎大師式番館	川崎区出来野 5-3
	8	ソラリス渡田	川崎区渡田新町 1-9-3
	9	ハートフル小田	川崎区小田 4-35-12
	10	ぱんだ	川崎区浜町 2-19-15
	11	やすらぎ	川崎区田島町 16-6 1F
	12	ドリームハウス	川崎区四谷上町 1-8
	13	ピア桜本	川崎区桜本 2-36-6
	14	高齢者・障害者ケア付住宅 達磨	川崎区大島 5-18-7 マリンプラザ 1F
	15	大島スマイルイン	川崎区大島 1-15-3
	16	浅田スマイルイン	川崎区浅田 2-12-6
	17	小川町スマイルイン	川崎区小川町 12-13
	18	にじ	川崎区藤崎 1-5-1
	19	ハピネス鋼管通	川崎区鋼管通 1-19-10
	20	ファミリエ浜町	川崎区浜町 1-16-3
	21	ほほえみの家浜町	川崎区浜町 2-9-1
	22	庵の郷 渡田	川崎区渡田 4-9-16
	23	庵の郷 大師	川崎区大師駅前 2-5-2
	24	カテナ川崎マンション	川崎区渡田向町 24-6 ファミール カテナ内
	25	ひかりコーポ渡田東町	川崎区渡田東町 18-18
	26	医療対応住宅ケアホスピス大師	川崎区四谷上町 14-22
	27	住宅型有料老人ホーム川崎真心生楽館	川崎区日ノ出 1-12-17
	28	かんな	川崎区池上新町 1-13-2
	29	K-House	川崎区伊勢町 19-9
	30	サンハイツ渡田	川崎区渡田 2-20-19

第3.2-21表(2) 福祉施設の状況

区分	図中番号	名称	所在地
有料老人ホーム	31	かえで	川崎区大島 2-13-6
	32	住宅型老人ホーム フレンズ	川崎区田島町 23-1 2階
	33	サンケアホーム小田	川崎区小田 4-13-6
	34	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームいづみ	川崎区元木 1-3-7
	35	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホームさくら	川崎区桜本 1-18-18
	36	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族 宮前町	川崎区宮前町 11-22
	37	住宅型有料老人ホーム キャンディ	川崎区鋼管通 2-2-7
	38	ほほえみの家浅田	川崎区浅田 3-10-9
	39	漣波ハウス	川崎区大島 1-21-8
	40	メディホス川崎大師	川崎区四谷上町 1-11
	41	グッドタイムホーム・川崎	幸区塚越 2-260-36
	42	SOMPO ケア ラヴィーレ川崎	幸区幸町 2-632-1
	43	花珠の家さいわい	幸区中幸町 1-53-7
	44	まどか川崎	幸区南幸町 3-119-14
	45	住宅型有料老人ホーム ふれあい家族	幸区柳町 55-3
	46	矢向スマイルイン	幸区塚越 4-333-89
	47	有料老人ホーム ルアナ矢向	幸区塚越 4-333-86
	48	花珠の家つるみ	鶴見区生麦 5-10-21
	49	鶴見の郷	鶴見区下野谷町 3-88-1
	50	高齢者マンション ミザール	鶴見区向井町 4-88-21
	51	ピア汐入	鶴見区汐入町 1-20-1
	52	住宅型有料老人ホーム 輝	鶴見区下野谷町 4-127-1
	53	ほほえみの家平安町	鶴見区平安町 1-59-5
	54	ラベンダーケア 矢向第1	鶴見区矢向 6-1-9
	55	ラベンダーケア 矢向第2	鶴見区矢向 6-10-24
	56	ピアホーム鶴見	鶴見区仲通 3-74-1
	57	みるくゆ	鶴見区仲通 2-65-11
	58	ケアホーム RM 仲通	鶴見区仲通 2-68-20-201
	59	RM 汐入	鶴見区汐入町 3-49-9
	60	RM 潮田	鶴見区潮田町 1-67
	61	ゆんたく～潮田	鶴見区潮田町 1-77-6
	62	グッドタイムホーム・多摩川	大田区西六郷 4-29-1

注：図中番号は、第3.2-8図に対応している。

〔「特別養護老人ホーム」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
 「有料老人ホーム」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
 「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）  
 「施設をお探しの方へ」（東京都福祉局HP、令和6年10月閲覧）より作成〕



#### 凡 例

- 事業実施想定区域**
- 幼稚園
  - 保育所等
  - 認定こども園
  - 小学校
  - 中学校
  - 特別支援学校

- 高等学校
- 専修学校
- 各種学校
- 大学・短期大学
- 図書館

「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「認定こども園」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「認可保育所一覧」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「えんざがしサポート★よこはま保育」(横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「大田区マップ」(大田区 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「県内大学一覧」(神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「交通アクセス」(グローバル Biz 専門職大学 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「川崎市立図書館一覧」(川崎市立図書館 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「横浜市立図書館一覧」(横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「図書館」(大田区 HP、令和 6 年 10 月閲覧)

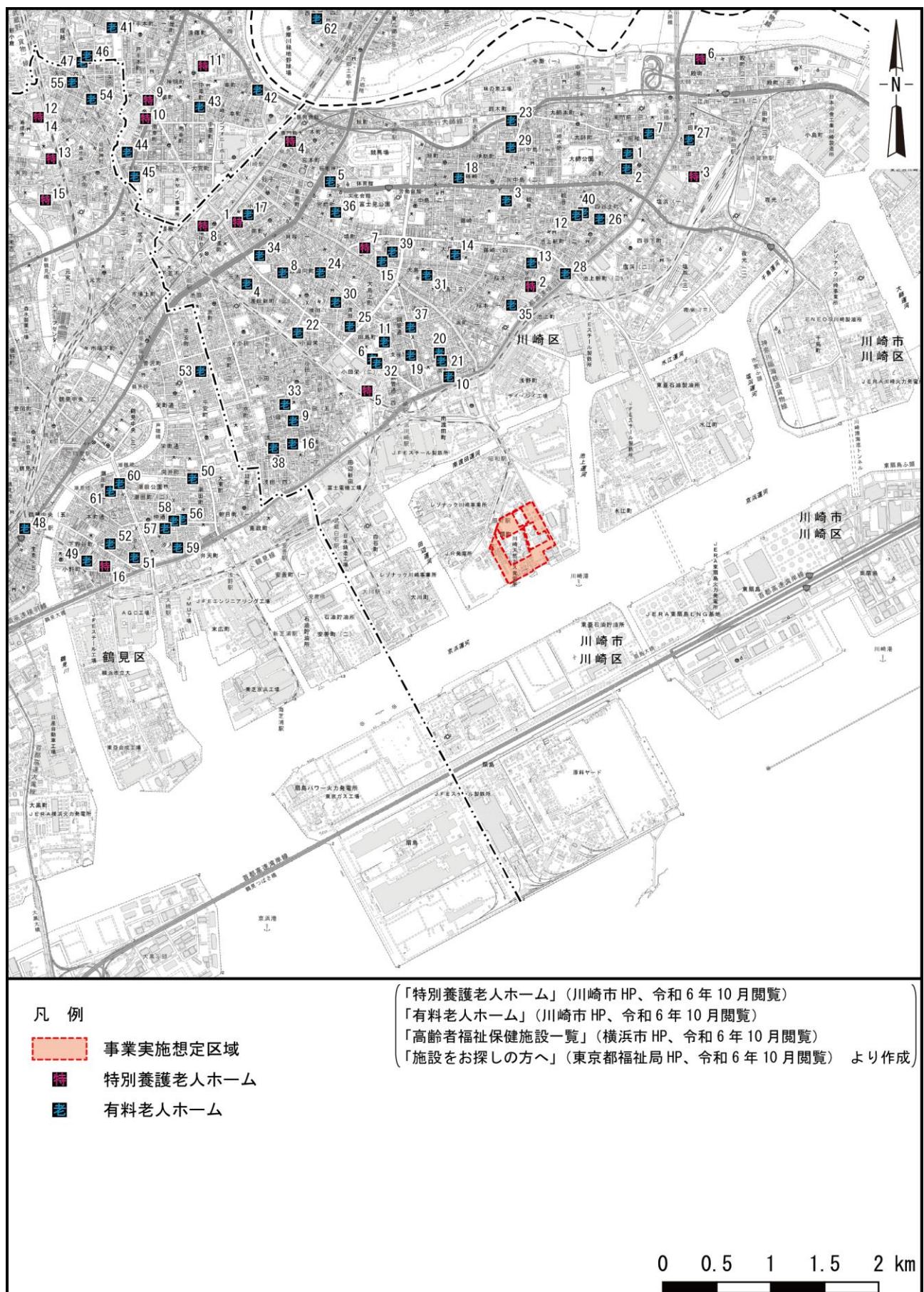
より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-6 図 学校等の位置



第3.2-7図 病院・診療所の位置



第3.2-8図 福祉施設の位置

### 3.2.6 下水道の整備状況

事業実施想定区域が位置する川崎区扇町は、下水道整備計画区域外となっている。

川崎市における令和4年度の下水道の整備状況は、第3.2-22表のとおりである。

川崎市では、処理区域の面積に対する普及率は94.9%、人口に対する普及率は99.5%である。

また、川崎区では、処理区域の面積に対する普及率は99.9%、人口に対する普及率は100.0%である。

第3.2-22表 下水道の整備状況（令和4年度）

区分	行政区域面積(ha)	市街化区域面積(ha)	認可区域面積(ha)	排水区域		処理区域		行政区域人口(人)	排水区域		処理区域		水洗化人口(人)	水洗化率(%)
				面積(ha)	普及率(%)	面積(ha)	普及率(%)		人口(人)	普及率(%)	人口(人)	普及率(%)		
川崎市	14,435	12,728	11,290	10,721	94.9	10,721	94.9	1,541,640	1,534,852	99.5	1,534,852	99.5	1,520,011	99.7
川崎区	4,025	3,605	1,395	1,395	99.9	1,395	99.9	230,342	230,342	100.0	230,342	100.0	232,440	99.9
幸区	1,009	870	875	872	99.7	872	99.7	171,686	171,537	99.9	171,537	99.9	170,994	99.8

注：行政区域人口の区別人口は計画区域人口であり、年度計には計画区域外人口177人を含む。

〔「川崎市統計書 令和5（2023）年版」（川崎市、令和6年）より作成〕

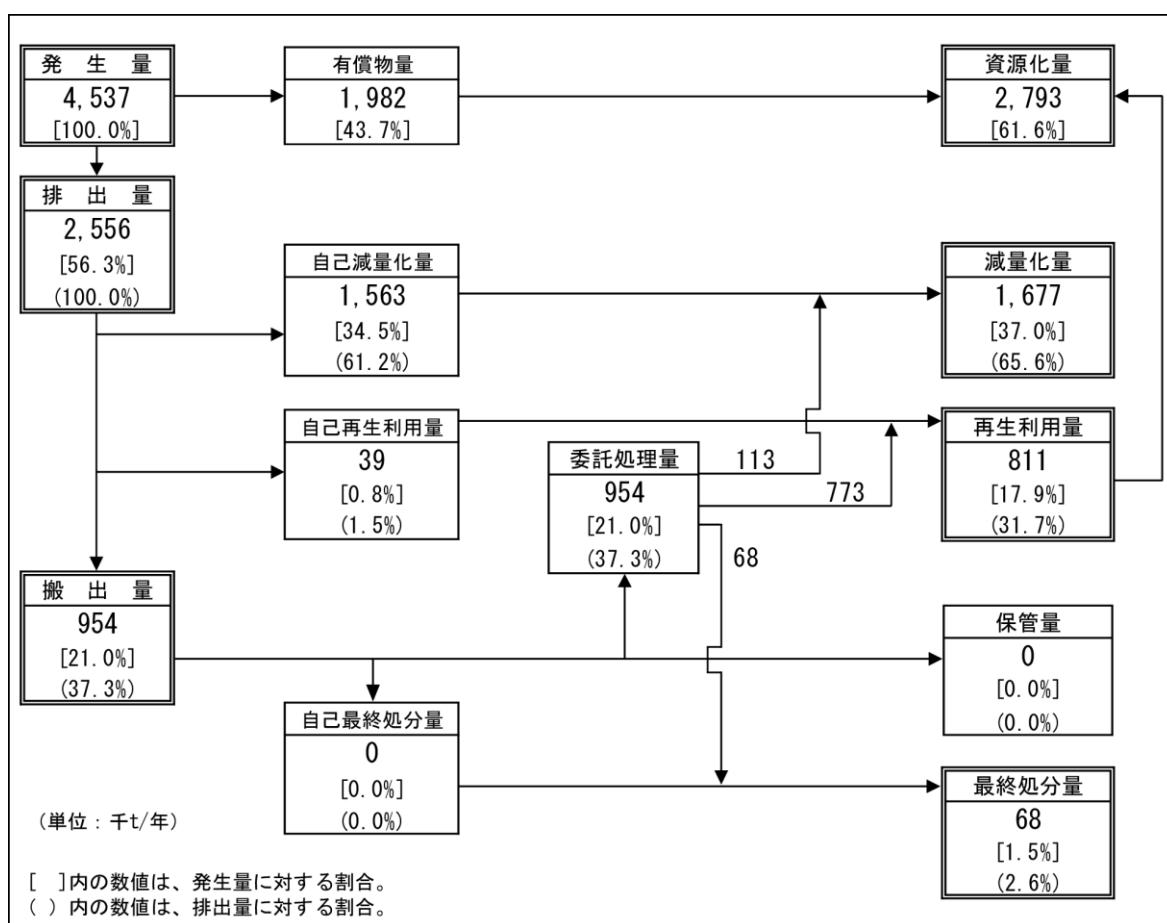
### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 産業廃棄物発生量

川崎市では、循環型社会の形成の推進を図るため、川崎市内の産業廃棄物の発生量及び処理状況等の現状を的確に把握することを目的とした川崎市産業廃棄物実態調査を5年に一度実施しており、直近では令和元年度の実績が取りまとめられている。

産業廃棄物の発生及び処理状況の概要は第3.2-9図のとおりであり、川崎市内で発生した産業廃棄物の流れをまとめると、再生利用量が811千トン（排出量の31.7%）、減量化量が1,677千トン（同65.6%）、最終処分量が68千トン（同2.6%）である。

また、種類別の発生量、排出量、搬出量及び最終処分量は第3.2-23表のとおりであり、排出量を種類別でみると、有機性汚泥が1,029千トンで最も多く、次いで無機性汚泥が631千トン、がれき類が336千トンである。



[「令和2年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（川崎市、令和3年）より作成]

第3.2-9図 産業廃棄物の発生及び処理状況の概要（令和元年度）

第3.2-23表 種類別の発生量、排出量、搬出量及び最終処分量（令和元年度）

(単位：千トン/年)

区分	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず
発生量	4,537 (100%)	7 (0.2%)	1,043 (23.0%)	679 (15.0%)	55 (1.2%)	113 (2.5%)	53 (1.2%)	44 (1.0%)	6 (0.1%)	35 (0.8%)
排出量	2,556 (100%)	7 (0.3%)	1,029 (40.3%)	631 (24.7%)	53 (2.1%)	112 (4.4%)	53 (2.1%)	43 (1.7%)	4 (0.2%)	35 (1.4%)
搬出量	954 (100%)	15 (1.6%)	31 (3.2%)	190 (20.0%)	21 (2.2%)	8 (0.9%)	19 (2.0%)	37 (3.9%)	4 (0.4%)	35 (3.7%)
最終処分量	68 (100%)	2 (2.5%)	7 (10.6%)	9 (13.2%)	—	—	—	4 (5.6%)	0 (0.2%)	0 (0.3%)

区分	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
発生量	0 (0.0%)	7 (0.2%)	—	0 (0.0%)	28 (0.6%)	87 (1.9%)	1,696 (37.4%)	349 (7.7%)	285 (6.3%)	51 (1.1%)
排出量	0 (0.0%)	7 (0.3%)	—	0 (0.0%)	18 (0.7%)	87 (3.4%)	28 (1.1%)	336 (13.1%)	64 (2.5%)	51 (2.0%)
搬出量	0 (0.0%)	7 (0.7%)	—	0 (0.0%)	18 (1.9%)	87 (9.1%)	28 (2.9%)	334 (35.0%)	69 (7.3%)	51 (5.3%)
最終処分量	—	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	1 (1.0%)	12 (18.2%)	3 (4.0%)	13 (19.0%)	1 (1.4%)	16 (24.0%)

注：1. ( )内の値は、合計に対する割合である。

2. 「—」は、出典内に値の記載がないものを示す。

[「令和2年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績）」（川崎市、令和3年）より作成】

## 2. 産業廃棄物処理施設の立地状況

事業実施想定区域を中心とした50kmの範囲にある市区町村における産業廃棄物処理施設数（中間処理施設及び最終処分場）は、第3.2-24表及び第3.2-10図のとおりであり、中間処理施設は1,443箇所、最終処分場は12箇所である。

### 第3.2-24表 産業廃棄物の処理施設数

【神奈川県】

市区町村	川崎市	横浜市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市
中間処理施設	79	158	43	23	14	2	5	17	8	0	1	14	19
最終処分場	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	愛川町	清川村	神奈川県計
中間処理施設	4	2	5	2	22	0	5	0	0	2	24	0	449
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

【東京都】

市区町村	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
中間処理施設	1	0	0	1	0	1	17	46	3	1	68	3	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	八王子市	立川市	武蔵野市
中間処理施設	1	0	1	4	4	11	1	94	10	22	31	4	0
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
中間処理施設	0	7	4	4	4	6	0	1	1	3	0	12	1
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武藏村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	東京都計
中間処理施設	1	0	0	2	4	2	7	6	7	1	23	8	428
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【千葉県】

市区町村	千葉市	市川市	船橋市	木更津市	松戸市	野田市	茂原市	佐倉市	習志野市	柏市	市原市	流山市	八千代市
中間処理施設	56	32	18	13	11	17	2	9	3	16	37	1	13
最終処分場	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0

市区町村	我孫子市	鴨川市	鎌ヶ谷市	君津市	富津市	浦安市	四街道市	袖ヶ浦市	八街市	印西市	白井市	南房総市	大網白里市
中間処理施設	2	4	0	6	9	0	4	19	4	4	27	3	0
最終処分場	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	長柄町	長南町	大多喜町	鋸南町	千葉県計
中間処理施設	8	0	1	2	321
最終処分場	0	0	0	0	10

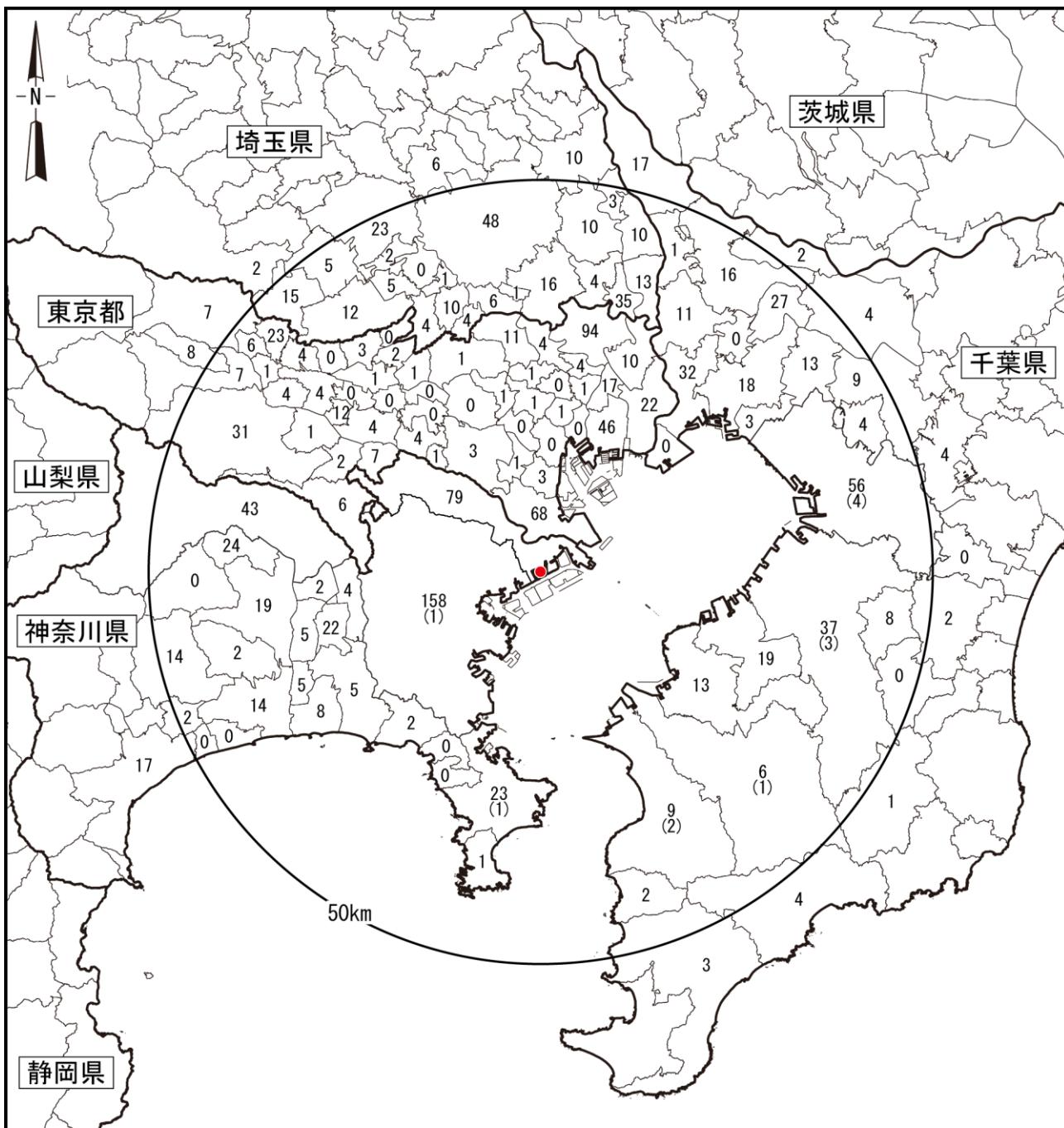
【埼玉県】

市区町村	さいたま市	川越市	川口市	所沢市	飯能市	春日部市	狭山市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市
中間処理施設	48	23	16	12	2	10	5	6	4	10	1	6	15
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市区町村	朝霞市	志木市	和光市	新座市	八潮市	富士見市	三郷市	吉川市	ふじみ野市	三芳町	松伏町	埼玉県計	合計
中間処理施設	10	1	4	4	35	0	13	10	2	5	3	245	1,443
最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12

「産業廃棄物処分業者名簿（令和5年9月30日現在）」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
「かながわ環境整備センター」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業に関する処理業者情報（令和5年4月1日現在）」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年9月2日現在）」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）  
「許可業者一覧名簿（令和6年8月30日現在）」（相模原市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月1日現在）」（横須賀市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者検索システム」（東京都環境局HP、令和6年10月閲覧）  
「八王子市産業廃棄物処分業許可業者一覧（令和6年9月18日）」（八王子市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和5年4月1日現在）」（千葉県HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年4月1日現在）」（千葉市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者（令和6年4月1日現在）」（船橋市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年3月11日現在）」（柏市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月1日現在）」（埼玉県HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処理業許可業者名簿（令和6年8月1日現在）」（さいたま市HP、令和6年10月閲覧）  
「川越市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業許可業者名簿（令和6年1月5日現在）」（川越市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年6月3日現在）」（川口市HP、令和6年10月閲覧）  
「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月5日現在）」（越谷市HP、令和6年10月閲覧）  
「処理業許可情報検索」（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、令和6年10月閲覧）

より作成



#### 凡 例

- 事業実施想定区域

「産業廃棄物処分業者名簿（令和5年9月30日現在）」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
 「かながわ環境整備センター」（神奈川県HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業に関する処理業者情報（令和5年4月1日現在）」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年9月2日現在）」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）  
 「許可業者一覧名簿（令和6年8月30日現在）」（相模原市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月1日現在）」（横須賀市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者検索システム」（東京都環境局HP、令和6年10月閲覧）  
 「八王子市産業廃棄物処分業許可業者一覧（令和6年9月18日）」（八王子市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿（令和5年4月1日現在）」（千葉県HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年4月1日現在）」（千葉市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年4月1日現在）」（船橋市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年3月11日現在）」（柏市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月1日現在）」（埼玉県HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処理業者名簿（令和6年4月1日現在）」（さいたま市HP、令和6年10月閲覧）  
 「川越市産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業許可業者名簿（令和6年1月5日現在）」（川越市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年6月3日現在）」（川口市HP、令和6年10月閲覧）  
 「産業廃棄物処分業者名簿（令和6年4月5日現在）」（越谷市HP、令和6年10月閲覧）  
 「処理業許可情報検索」（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、令和6年10月閲覧）

より作成

0 20 40km

注：図中の数字は、中間処理施設の数を示し、（）内の数字は最終処分場の数を示す。

第3.2-10図 産業廃棄物処理施設の立地状況

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令

##### (1) 環境基準等

###### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企143号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）、「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企262号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）により全国一律に定められており、その内容は第3.2-25表のとおりである。

第3.2-25表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。		
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が長期基準(15μg/m <sup>3</sup> )以下であり、かつ、1日平均の年間98パーセンタイル値が短期基準(35μg/m <sup>3</sup> )以下であること。			
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
備考					
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。					
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。					
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。					
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。					
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。					

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環大企143号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年環大企262号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(通知)」(平成21年環水大総発第090909001号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)

より作成

また、「川崎市環境基本条例」（平成3年川崎市条例第28号、最終改正：令和3年3月24日）に基づく環境目標値、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年川崎市条例第50号、最終改正：令和6年10月29日）に基づく対策目標値及び地区別の対策目標量が定められている。

川崎市環境目標値及び対策目標値は第3.2-26表、地区別の対策目標量は第3.2-27表のとおりである。

**第3.2-26表 川崎市環境目標値及び対策目標値**

物 質	川崎市環境目標値		川崎市対策目標値	
二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下	1時間値	0.10ppm以下
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	1時間値の1日平均値	0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	0.0125mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値の1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
備 考	浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。			
	「環境目標値の設定について」（平成12年川崎市告示第599号） 「対策目標値の設定について」（平成28年川崎市告示第512号）より作成			

**第3.2-27表 地区別の対策目標量**

物 質	対策目標量		
	川崎区（大師及び田島支所の所管区域に限る。）の地区	川崎区（大師及び田島支所の所管区域を除く。）及び幸区の地区	川崎市域のうち川崎区及び幸区の地区以外の地区
硫黄酸化物	1,990t/年 以下	20t/年 以下	40t/年 以下
窒素酸化物		9,330t/年 以下	
粒子状物質		2,120t/年 以下	
	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」 （平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和6年10月29日）より作成		

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）により、第3.2-28表のとおり定められており、事業実施想定区域及びその周囲における地域の類型指定状況は、第3.2-29表及び第3.2-11図のとおりである。事業実施想定区域は工業専用地域のため地域の類型は指定されていない。

第3.2-28表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。  
 6. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注：幹線交通を担う道路とは、「道路法」（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）  
 〔「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企257号）〕

より作成

第3.2-29表 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定  
(川崎市及び横浜市)

地域の類型	用途地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

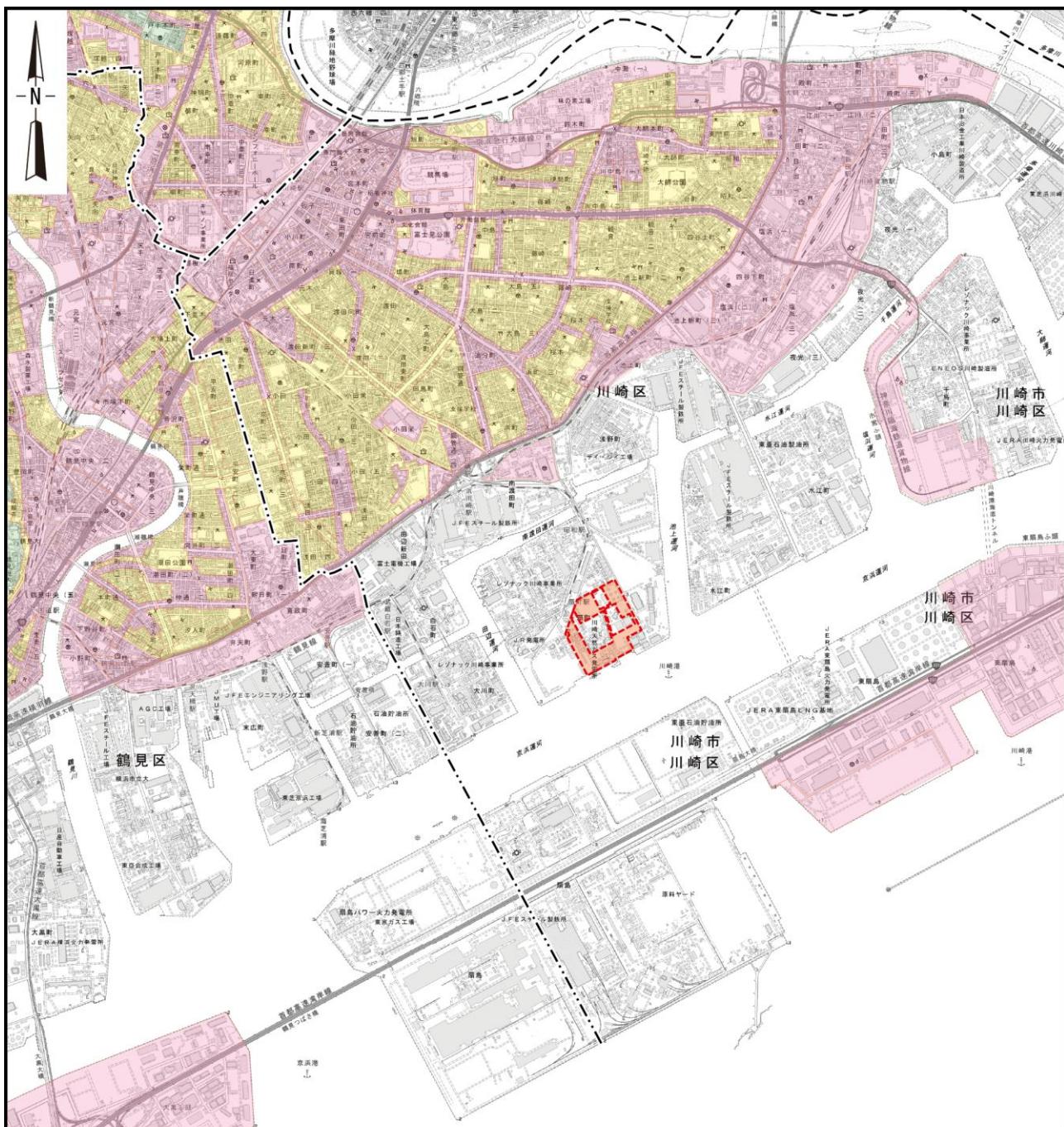
注: 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」  
(平成24年川崎市告示第135号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」  
(令和3年川崎市告示第131号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
(平成24年横浜市告示第82号)

より作成



**凡 例**

**事業実施想定区域**

「国土数値情報・都市計画決定情報データ」(国土交通省HP、令和6年10月閲覧)  
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」  
 (平成24年川崎市告示第135号)  
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正」  
 (令和3年川崎市告示第131号)  
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年横浜市告示第82号)  
 より作成

**【類型】**

- : A類型 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域)
- : B類型 (第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域)
- : C類型 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.2-11図 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

### ③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年4月1日）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和7年4月1日）により、公共用水域については第3.2-30表、地下水については第3.2-31表のとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周囲において、類型指定が行われている河川及び海域の状況は第3.2-12図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）についてはB類型又はC類型に、一般項目（全窒素・全燐）等についてはIV類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物A類型に、底層溶存酸素量については生物1類型及び生物2類型に指定されている。

第3.2-30表(1) 水質汚濁に係る環境基準

#### 1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

#### 備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年4月1日) より作成

第3.2-30表(2) 水質汚濁に係る環境基準

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用する目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日) より作成

第3.2-30表(3) 水質汚濁に係る環境基準

(2) 海域

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
- B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点におけるCODの測定方法は、アルカリ性法とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については大腸菌数300CFU/mL以下とする。
- 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全 煙
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

## ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考		基準値は、年間平均値とする。		

## エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値			
		底層溶存酸素量			
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上			
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上			
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上			
備考					
1. 基準値は、日間平均値とする。					
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。					

「水質汚濁に係る環境基準について」  
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日) より作成

第3.2-31表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、平成9年環境庁告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」  
(平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和7年4月1日) より作成



第3.2-12図 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

#### ④ 土壌汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和7年4月1日）により、第3.2-32表のとおり定められている。

第3.2-32表 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	
1.	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2.	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3.	「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環境庁告示第46号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4.	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5.	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集めている施設に係る土壤については、適用しない。

〔「土壤の汚染に係る環境基準について」  
(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和7年4月1日) より作成〕

## ⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）により、第 3.2-33 表のとおり定められている。

第 3.2-33 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

### 備 考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を平成 11 年環境庁告示第 68 号別表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成〕

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準等が定められている。対象事業の実施に当たっては、政令に定めるばい煙発生施設（ガスタービン）を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受ける。川崎市及び横浜市は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域となっている。

また、事業実施想定区域は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）の対策地域に指定されている。さらに、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）により、条例に規定する排出基準を満たさないディーゼル車の県内全域での運行を禁止する規制を実施している。

#### a. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針」（平成 22 年川崎市告示第 281 号）により、施設の種類及び規模ごとに排出基準及び指針値が定められている。対象事業に適用される規制基準及び指針値は、第 3.2-34～第 3.2-37 表のとおりである。

第 3.2-34 表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設	排出ガス量	窒素酸化物の量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	70cm <sup>3</sup>	16%

備考  
この表の窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

$$C = ((21 - O_n) / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)  
O<sub>n</sub> : 標準酸素濃度 (%)  
O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。)  
C<sub>s</sub> : 規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)

〔「大気汚染防止法施行規則」  
(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日) より作成〕

第3.2-35表 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準

規制市域	対象工場の規模	総量規制基準
川崎市域	重油換算合計量 4.0kL/h 以上	$Q=1.37W^{0.95}+0.96\{(W+W_i)^{0.95}-W^{0.95}\}$ <p> <math>Q</math> : 排出が許容される窒素酸化物の量 (<math>m^3_N/h</math>)  <math>W</math> : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (kL/h)  <math>W_i</math> : 特定工場等に昭和 57 年 4 月 1 日以後新たに設置された窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量と特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設のうち、昭和 57 年 4 月 1 日以後に構造等の変更がされた窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量を合計した量 (kL/h)         </p>

〔「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」  
(昭和 57 年神奈川県告示第 309 号、最終改正：平成 11 年 9 月 24 日) より作成〕

第3.2-36表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく  
窒素酸化物の規制基準

作業	区分	総量規制基準
	日規制基準 (1 日に排出を許容される窒素酸化物の量)	使用熱量 $10^5 kJ$ 当たり $3.8g$ 以下
発電の作業※ (ガスタービン、ディーゼルエンジン、ガスエンジン)	年規制基準 (1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量)	$Q=\sum Q_i$ $Q_i=\alpha \times \beta \times H$ <p> <math>Q</math> : 指定事業所が 1 年間に排出を許容される窒素酸化物の量 (t/年)  <math>Q_i</math> : 排出区分ごとの窒素酸化物の量 (t/年)  <math>\alpha</math> : 排出区分ごとの使用熱量 (<math>10^{10} kJ</math>) 当たりの窒素酸化物の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.463)  <math>\beta</math> : 排出区分ごとの係数 (本事業では 0.7)  <math>H</math> : 1 年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (<math>10^{10} kJ</math>/年)         </p>

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が  $0.63 \times 10^{10} kJ$  以上の指定事業所

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成〕

第3.2-37表 環境への負荷の低減に関する指針の窒素酸化物

施設種別	指針値	標準酸素濃度
ガスタービン	5ppm 以下	16%

〔「環境への負荷の低減に関する指針」(平成 22 年川崎市告示第 281 号) より作成〕

### b. ばいじん・粒子状物質

ばいじんについては、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。

また、粒子状物質については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により排出基準が定められている。対象事業に適用される規制基準は、第3.2-38表及び第3.2-39表のとおりである。

**第3.2-38表 大気汚染防止法に基づくばいじんに係る排出基準**

ばい煙発生施設	排出ガス量	ばいじんの量	標準酸素濃度
ガスタービン	—	0.04g	16%

**備考**  
この表のばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

$$C = ((21 - O_n) / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

C : ばいじんの量 (g)  
 O<sub>n</sub> : 標準酸素濃度 (%)  
 O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。)  
 C<sub>s</sub> : 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)

「大気汚染防止法施行規則」  
(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：令和7年2月17日) より作成

**第3.2-39表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく粒子状物質の規制基準**

作業	区分	総量規制基準
発電の作業※ (ガスタービン、 ディーゼルエンジン、 ガスエンジン)	年規制基準 (1年間に排出を許容される粒子状物質の量)	$Q = \sum Q_i + 0.094 \times Q_N$ $Q_i = \gamma \times P \times H$ <p>Q : 指定事業所が1年間に排出を許容される粒子状物質の量 (t/年)      Q<sub>i</sub> : 排出区分ごとの粒子状物質の量 (t/年)      γ : 排出区分ごとの係数 (対象事業では 0.7)      P : 排出区分ごとの使用熱量 (<math>10^{10}</math>kJ) 当たりの粒子状物質の量 (t) に係る係数 (対象事業では 0.030)      H : 1年間におけるすべての排煙発生施設の排出区分ごとの年間使用熱量 (<math>10^{10}</math>kJ/年)      Q<sub>N</sub> : 窒素酸化物の年規制基準 (t/年)</p>

注：※指定事業所に設置されているすべての排煙発生施設の年間使用熱量が  $0.63 \times 10^{10}$ kJ 以上の指定事業所

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和6年10月29日) より作成〕

## ② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等において発生する騒音の要請限度が定められている。

### a. 工場騒音の規制基準

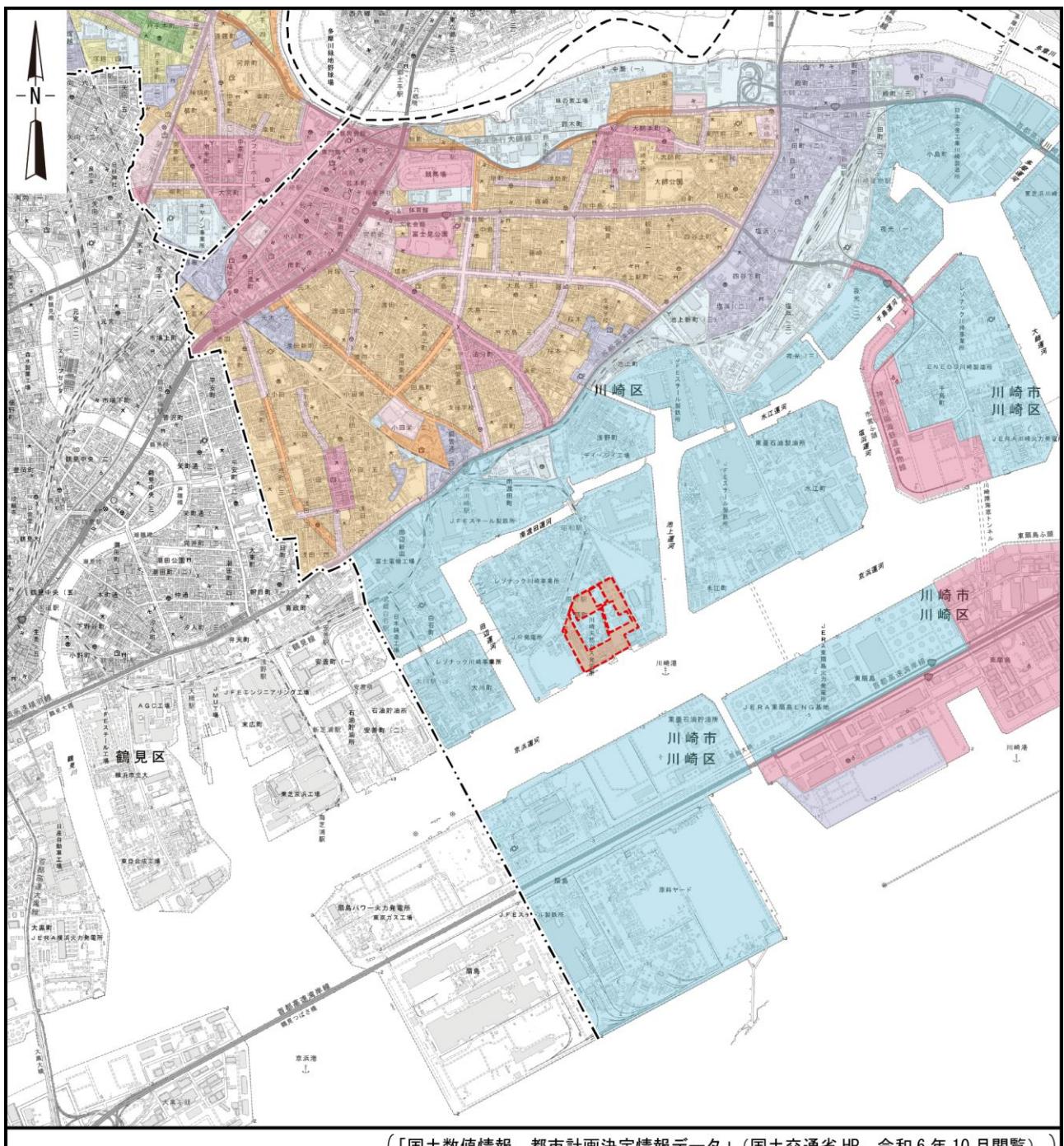
事業実施想定区域は工業専用地域のため「騒音規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する騒音の規制基準は第 3.2-40 表及び第 3.2-13 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-40 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る  
工場騒音の規制基準

用途地域	時間の区分		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第二種中高層住居専用地域			
田園住居地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
準工業地域			
工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成〕



凡例

■ 事業実施想定区域

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成

用途地域	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から翌日の 午前6時まで
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
工業専用地域	75デシベル以下	75デシベル以下	65デシベル以下

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-13 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場騒音の規制基準

### b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音の規制基準は、「騒音規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい騒音を発生する作業を伴う特定建設作業について第3.2-41表及び第3.2-42表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第3.2-14図のとおりである。

**第3.2-41表 特定建設作業に係る規制基準（騒音）**

建設作業の種類		基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業許容期間	休日作業の禁止		
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	特定建設作業の場所の敷地境界線において85デシベル	第1号区域 午後7時 から 翌日の 午前7時 まで	第1号区域 10時間 を超えない こと	連続6日 を超えない こと	日曜・休日 でないこと		
2	びょう打機を使用する作業							
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）		第2号区域 午後10時 から 翌日の 午前6時 まで	第2号区域 14時間 を超えない こと				
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）							
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）							
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業							
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業							
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業							

注：第1号区域及び第2号区域は、第3.2-42表に掲げる区域とする。

〔「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
 （昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

第 3.2-42 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制の区域の区分

区域	区域の区分
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
第 2 号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

〔「特定建設作業について」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
〔「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）より作成〕

### c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度は、「騒音規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として、第 3.2-43 表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の自動車騒音の要請限度の規制区域は、第 3.2-15 図の区域である。

第 3.2-43 表 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

- 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例
 

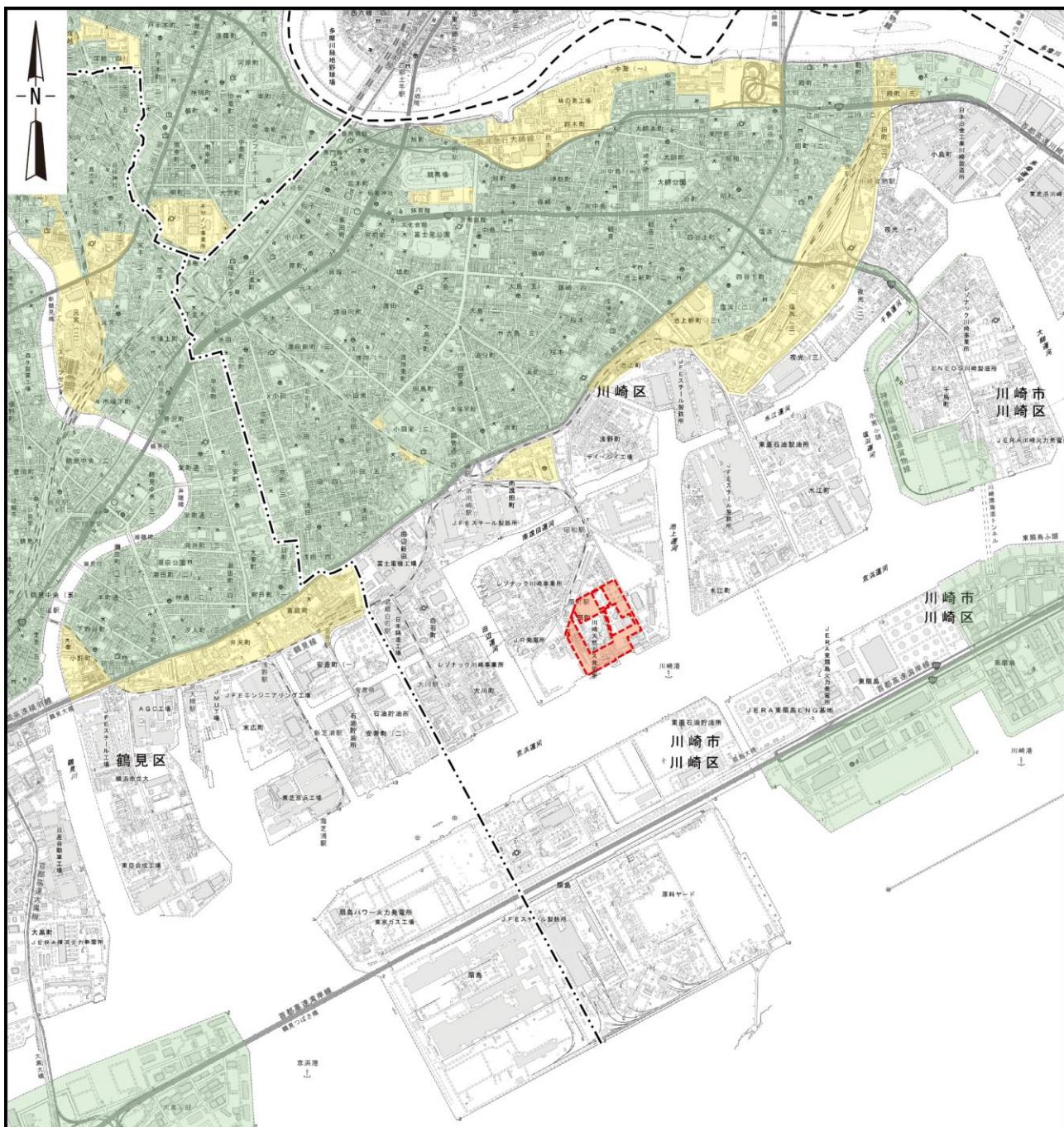
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。  
 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。
 
  - ①「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間）
  - ②「道路運送法」（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路
- a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。
  - a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
  - b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びその他の地域
  - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」  
 （平成 12 年横浜市告示第 78 号、最終改正：平成 13 年 1 月 5 日）  
 より作成



凡 例

■ 事業実施想定区域

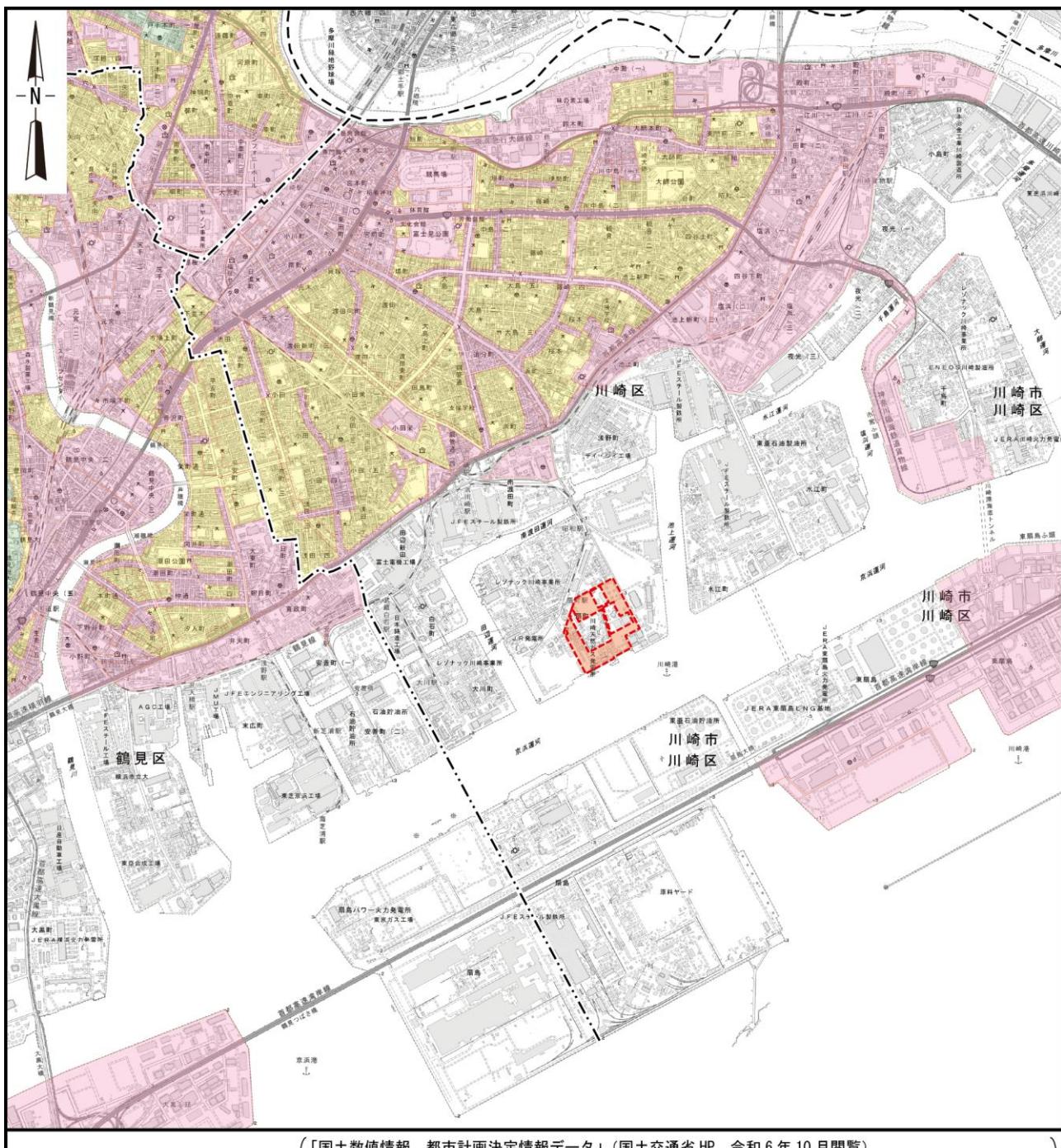
「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「特定建設作業について」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「特定建設作業の規制に関する基準」(横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧) より作成

#### 【区域の区分】

- 第1号区域 (第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域)
- 第2号区域 (工業地域のうち、前号の区域以外の区域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-14 図 特定建設作業に係る規制の区域区分（騒音・振動）



**凡 例**

**事業実施想定区域**

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 (平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)  
 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」  
 (平成 12 年横浜市告示第 78 号、最終改正：平成 13 年 1 月 5 日) より作成

**【区域の区分】**

- : a 区域 (第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域)
- : b 区域 (第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びその他の地域)
- : c 区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-15 図 自動車騒音の要請限度の区域の指定状況

### ③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域を指定して事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

#### a. 工場振動の規制基準

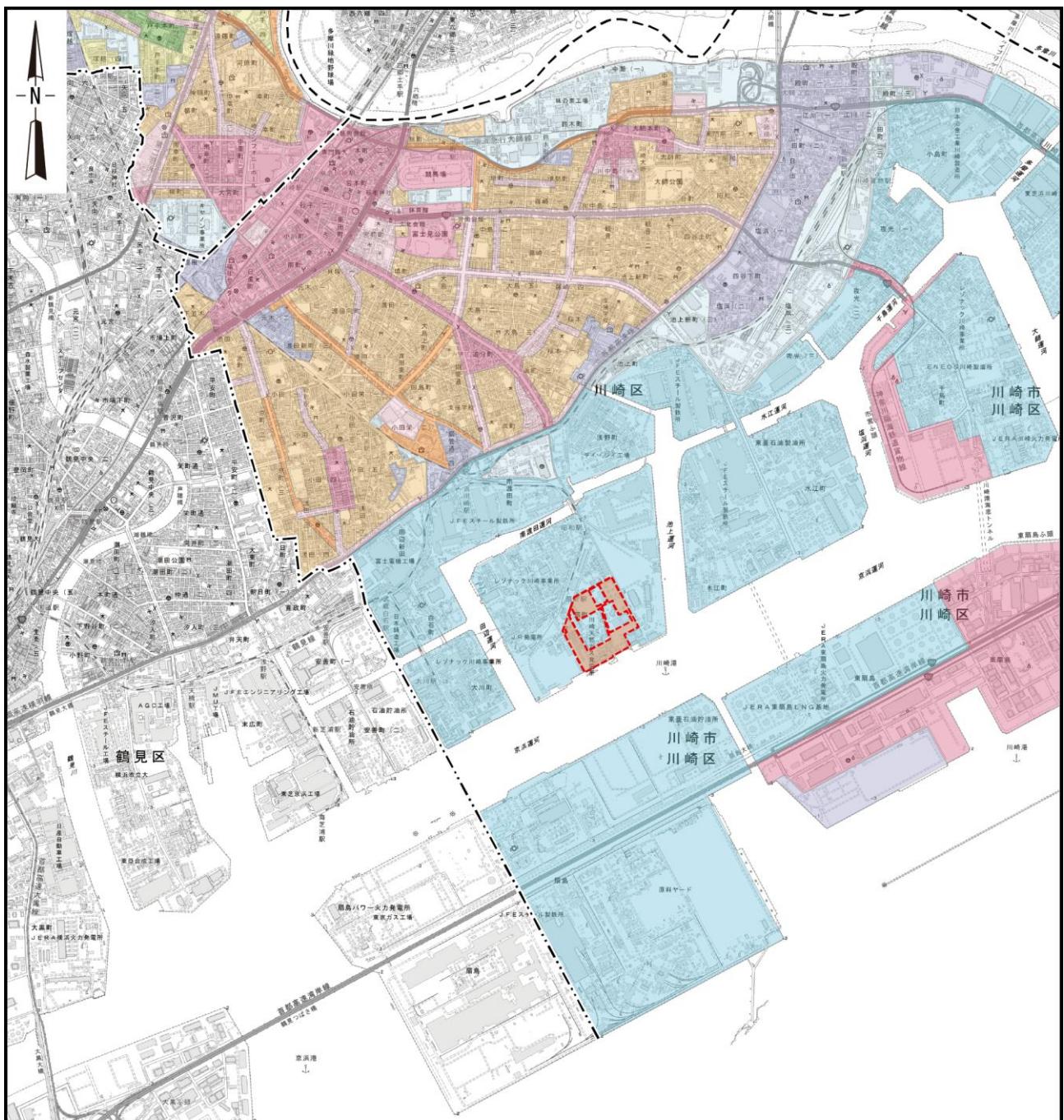
事業実施想定区域は工業専用地域のため「振動規制法」の適用範囲外となっているが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所において発生する振動の規制基準は第 3.2-44 表及び第 3.2-16 図のとおり定められており、工業専用地域の規制基準が適用される。

第 3.2-44 表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る  
工場振動の規制基準

用途地域	時間の区分	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第二種中高層住居専用地域		
田園住居地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
準工業地域		
工業地域	70 デシベル以下	60 デシベル以下
工業専用地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下

注：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

〔「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成〕



凡 例

**事業実施想定区域**

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成

用途地域	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65デシベル以下	55デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	60デシベル以下
工業専用地域	70デシベル以下	65デシベル以下

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-16 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る工場振動の規制基準

### b. 建設作業振動の規制基準

建設作業振動の規制基準は、「振動規制法」により、指定地域内における建設工事のうち、著しい振動を発生する作業を伴う特定建設作業について第3.2-45表及び第3.2-46表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、規制基準の適用範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の特定建設作業に係る規制状況は、第3.2-14図のとおりである。

**第3.2-45表 特定建設作業に係る規制基準（振動）**

建設作業の種類		基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業許容期間	休日作業の禁止
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地境界線において75デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	1号区域 1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	2号区域 1日14時間を超えないこと		
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）					
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）					

「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号、最終改正：令和3年12月24日）

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日）より作成

**第3.2-46表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制の区域の区分**

区域	区域の区分
第1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
第2号区域	工業地域のうち、前号の区域以外の区域

〔「特定建設作業について」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）〕

〔「特定建設作業の規制に関する基準」（横浜市HP、令和6年10月閲覧）〕より作成

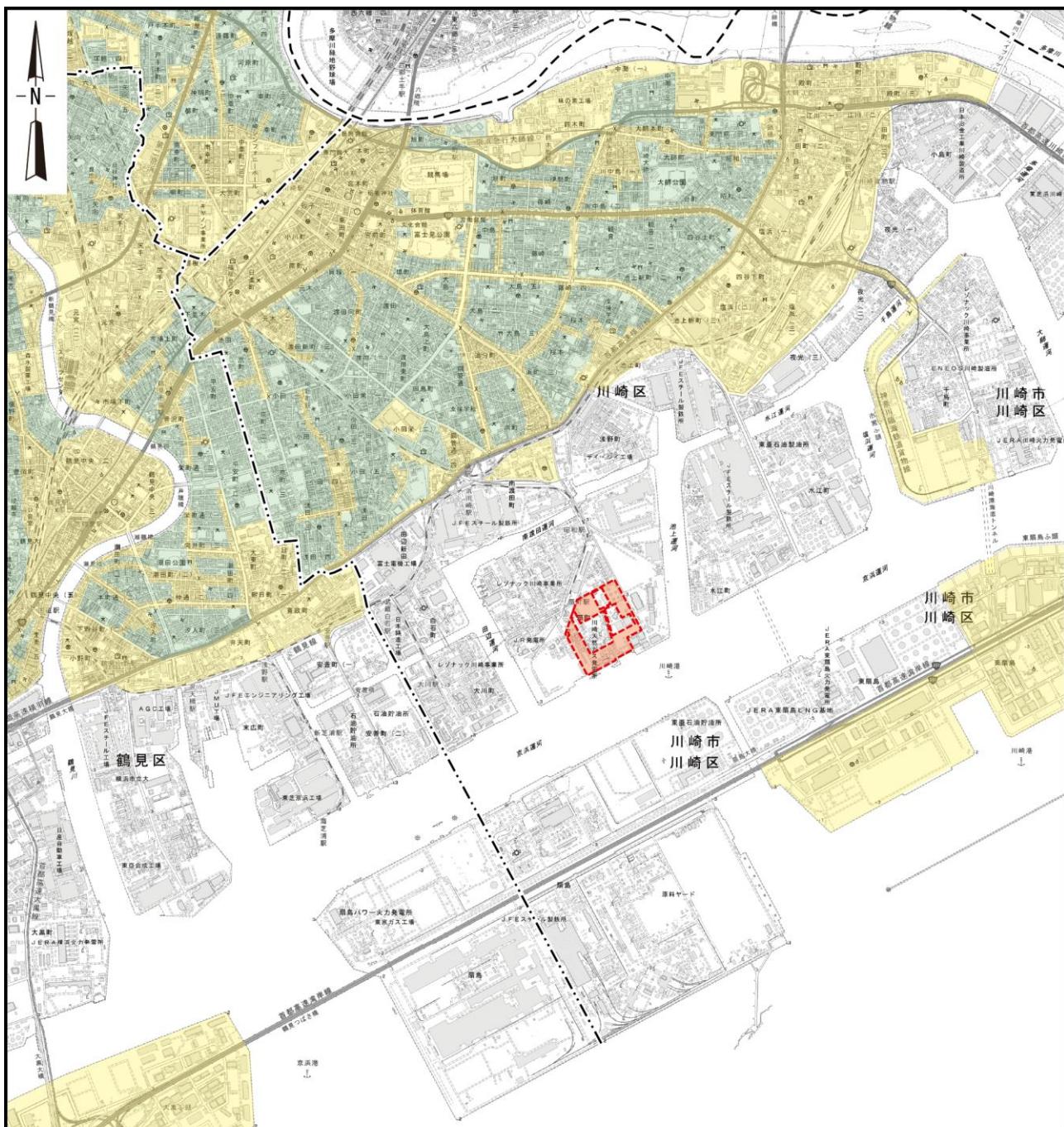
### c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動の要請限度は、「振動規制法」に基づき指定された規制地域内における限度として第 3.2-47 表のとおり定められており、事業実施想定区域は工業専用地域のため、要請限度の指定範囲外となっている。事業実施想定区域及びその周囲の道路交通振動の要請限度の規制区域は、第 3.2-17 図の区域である。

**第 3.2-47 表 道路交通振動の要請限度**

区域の区分	該当地域	時間の区分						
		昼 間		夜 間				
		時 間	振動レベル	時 間	振動レベル			
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域	午前 8 時から 午後 7 時まで	65 デシベル	午後 7 時から 翌朝午前 8 時 まで	60 デシベル			
	第 2 種低層住居専用地域							
	第 1 種中高層住居専用地域							
	第 2 種中高層住居専用地域							
	田園住居地域							
	第 1 種住居地域							
	第 2 種住居地域							
第 2 種区域	準住居地域		70 デシベル		65 デシベル			
	その他の地域							
	近隣商業地域							
	商業地域							

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）  
「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間」（昭和 61 年横浜市告示第 63 号）より作成〕



**凡 例**

■ 事業実施想定区域

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年總理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)  
 「自動車騒音に係る要請限度と道路交通振動に係る要請限度」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「道路交通振動の限度を定める規則に基づく区域及び時間」(昭和 61 年横浜市告示第 63 号)  
 より作成

**【区域の区分】**

- 第1種区域 (第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域)
- 第2種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-17 図 道路交通振動の要請限度の区域の指定状況

#### ④ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日）第3条及び第4条に基づき、都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用するものとなっている。

川崎市では、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「特定悪臭物質の濃度」を定め規制をしているが、平成17年4月1日から「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、「臭気指数」に規制方式を追加し施行された。

「特定悪臭物質の濃度」及び「臭気指数」の規制基準は第3.2-48表及び第3.2-49表に、事業実施想定区域及びその周囲の悪臭に係る規制状況は第3.2-18図のとおりである。

「特定悪臭物質の濃度」において、川崎市内の規制地域は市街化区域全域である。

「臭気指数」において、事業実施想定区域は工業専用地域のため地域2に該当することから、昼間（午前8時～午後11時）は臭気指数18の規制基準が、夜間（午後11時～午前8時）は臭気指数15の規制基準が適用される。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」において、事業所において行う悪臭を発生する作業の方法及び事業所の構造は、第3.2-50表に掲げる措置を講じることによるものとされている。

なお、気体排出口における規制基準、排出水における規制基準が、「悪臭防止法」により第3.2-51表のとおり定められている。

気体排出口における特定悪臭物質の流量に係る規制基準は、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和6年4月1日）第6条の2に規定する方法により算出して得られる臭気排出強度又は排出気体の臭気指数となる。

排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準は、第3.2-52表のとおり定められている。

※臭気指数規制とは

「臭気指数」とは、気体又は水の悪臭の程度に関する値であり、においが感じられなくなるまで気体又は水を薄めたときの希釈倍率から求めた値です。臭気指数の算出式は次のとおりです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{希釈倍率})$$

〔「条例施行規則の改正について（悪臭の規制基準）」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）より作成〕

第3.2-48表 川崎市における悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質）

特定悪臭物質の種類	敷地境界における濃度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
スチレン	0.4
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
キシレン	1

[「悪臭防止法の規制基準について」(川崎市HP、令和6年10月閲覧)より作成]

第3.2-49表 川崎市における悪臭に係る規制基準（臭気指数）

区域の区分		敷地境界 (午後11時～午前8時)	敷地境界 (午前8時～午後11時)
地域1	第1種低層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域	12	15
	第2種住居地域		
	準住居地域		
地域2	田園住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域	15	18
	工業地域		
	工業専用地域		
市街化調整区域			

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

(平成11年川崎市条例第50号、最終改正：令和6年10月29日)

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」

(平成12年川崎市規則第128号、最終改正：令和6年10月29日)

「臭気指数による規制基準について」(川崎市HP、令和6年10月閲覧)より作成

### 第3.2-50表 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の基準

No.	条例の基準
1.	悪臭を著しく発生する作業は、周辺に悪臭の影響を及ぼさないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭装置を設置すること。
2.	事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
3.	悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から影響がないと認められる場合は、この限りではない。
4.	悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5.	悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。
6.	1.から5.までに掲げるもののほか、臭気指数（気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、市長が別に定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。以下同じ。）が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10に定める臭気指数の許容限度に適合することとなるように必要な措置を講ずること。

[「悪臭の規制基準」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）より作成]

### 第3.2-51表 悪臭物質の排出口における規制基準

ア 悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）ごとに、「悪臭防止法施行規則」第3条に定める次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm 2の(1)の表\*において悪臭物質ごとに定められた基準値（単位 ppm）

イ 排出口の高さの補正是、次の算式により行うものとする。

$$He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{1 - 288} \right) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

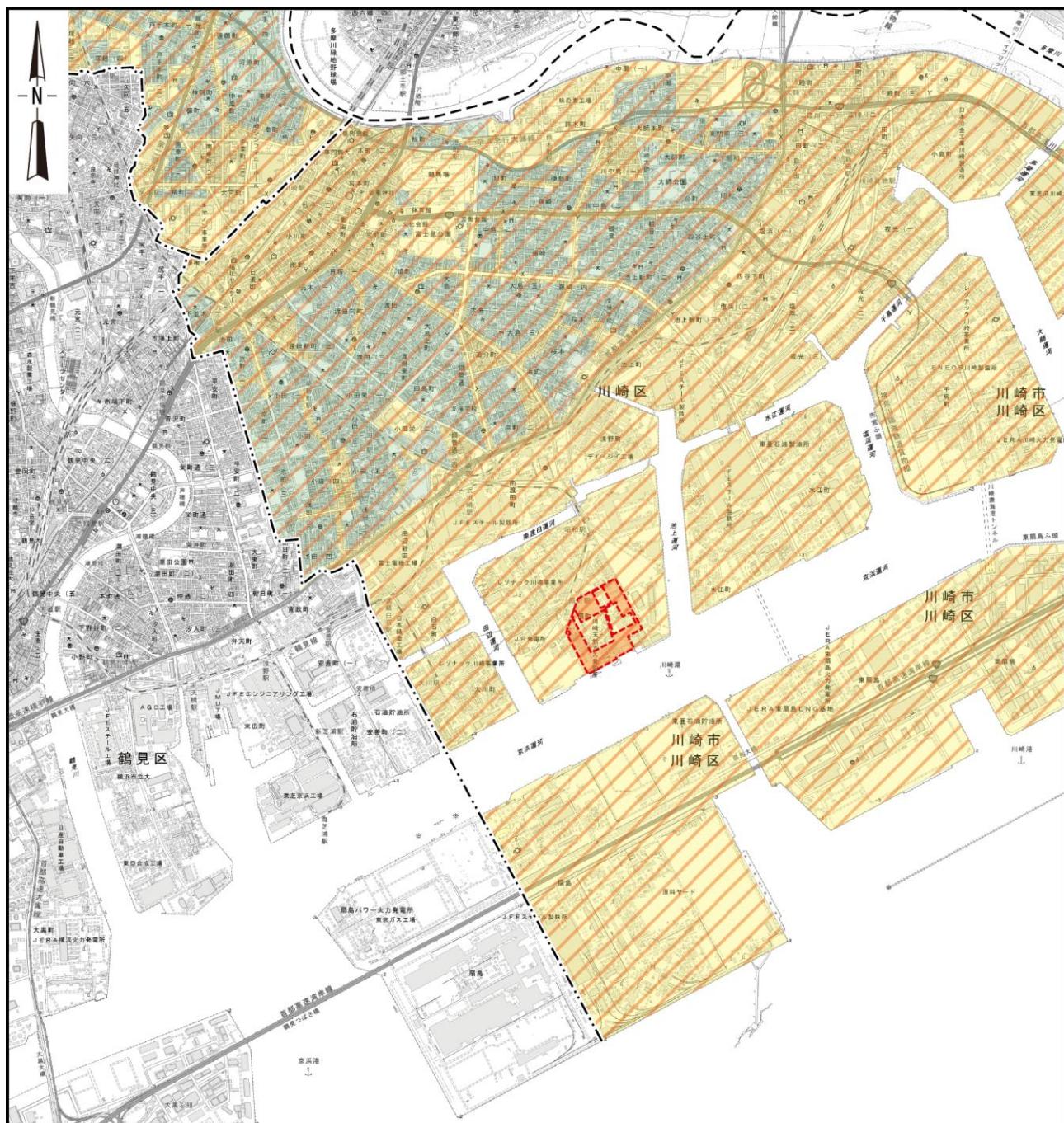
注：※「2の(1)の表」は、本書では第3.2-48表に相当。

[「悪臭防止法 排出口の規制基準」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）より作成]

第3.2-52表 悪臭物質の排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類	事業所から敷地外に排出される排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和6年4月1日）  
 「悪臭防止法 排出水の規制基準」（川崎市HP、令和6年10月閲覧）より作成〕



**凡 例**

■ 事業実施想定区域

**【区域の区分】**

「国土数値情報 都市計画決定情報データ」(国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」  
 (平成 11 年川崎市条例第 50 号、最終改正：令和 5 年 10 月 29 日)  
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
 (平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日)  
 「悪臭防止法の規制基準について」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧)  
 「臭気指数による規制基準について」(川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧) より作成

**臭気指数規制**

■ 地域1 (第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、  
 第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域)

■ 地域2 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域)

**特定悪臭物質規制**

■ : 市街化区域全域

0 0.5 1 1.5 2 km

第 3.2-18 図 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る悪臭の規制の区域区分

## ⑤ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質及び生活環境 15 項目）が第 3.2-53 表のとおり定められている。

また、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 46 年神奈川県条例第 52 号、最終改正：令和 6 年 7 月 19 日）に基づく上乗せ排水基準及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく市条例規制基準が、第 3.2-53 表のとおり定められている。

第3.2-53表(1) 水質汚濁に係る排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度		
	一律排水基準及び 上乗せ排水基準(◎印 欄は上乗せ排水基準)	市条例規制基準	
		新設の事業所	新設の事業所以外
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2mg/L◎	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L	230mg/L
	その他	10mg/L	10mg/L
ふつ素及びその化合物	海域	15mg/L	15mg/L
	その他	8mg/L	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	100mg/L	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
ダイオキシン類	—	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L

備考

- 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、特定施設(「水質汚濁防止法」第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)を設置する事業場(同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。)の排出水に適用される。
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

〔事業所から排出される排水に適用される排水基準等(令和6年4月1日現在)  
(川崎市HP、令和6年10月閲覧) より作成〕

第3.2-53表(2) 水質汚濁に係る排水基準（水の汚染状態を示す項目）

項目	許容限度			
	一律排水基準及び上乗せ排水基準 (◎印の欄は上乗せ排水基準)		市条例規制基準	
	新設	新設以外	新設	新設以外
水素イオン濃度	5.8~8.6◎	5.8~8.6◎	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L◎ (20mg/L)	60mg/L◎ (50mg/L)	25mg/L	60mg/L
浮遊物質量	70mg/L◎ (40mg/L)	90mg/L◎ (70mg/L)	70mg/L	90mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L◎	10mg/L◎	5mg/L	10mg/L
フェノール類	0.5mg/L◎	0.5mg/L◎	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L◎	3mg/L	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L◎	2mg/L	1mg/L	2mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	3mg/L◎	10mg/L	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1mg/L◎	1mg/L◎	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	—	—	1mg/L	1mg/L
大腸菌群数*	(3,000 個/cm <sup>3</sup> )		3,000 個/cm <sup>3</sup>	3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量 (T-N)	120mg/L (60mg/L)		—	—
燐含有量 (T-P)	16mg/L (8mg/L)		—	—
臭 気	—		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	—		排水を希釈しない状態で 12 度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で 1 対 1 に希釈した状態で 8 度以下とする。	
温 度	—		排水の水温は 38 度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を 10 度以上越えないものとする。	

備 考

- 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場から排出される排出水のみ適用される。ただし、当該排出水の量が 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場から排出される排出水には水素イオン濃度に係る排水基準が適用される。
- 一律排水基準及び上乗せ排水基準において、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排出水について適用する。
- ( ) 内の数値は日間平均値を示す。
- 市条例規制基準において、色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。
- 市条例規制基準において、温度に係る許容限度は、1 日当たりの平均的な排水の量が 300m<sup>3</sup> 未満の排水口については、適用しない。

注：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 条）の改正施行により、令和 7 年 4 月 1 日からは大腸菌群数は大腸菌数に改められ、許容限度は 800CFU (コロニー形成単位) /mL に改められる。

〔「事業所から排出される排水に適用される排水基準等（令和 6 年 4 月 1 日現在）」  
（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧） より作成〕

## ⑥ 底 質

底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号、最終改正：平成 29 年 6 月 12 日）により、水底土砂に係る判定基準が定められている。水底土砂に係る判定基準は、第 3.2-54 表のとおりである。

第 3.2-54 表 水底土砂に係る判定基準

物 質	基 準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につきひ素 0.1mg 以下
シアノ化合物	検液 1L につきシアノ 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につきポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1L につきふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につきトリクロロエチレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につきベリリウム 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につきクロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につきニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につきバナジウム 1.5mg 以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につきジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき四塩化炭素 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1,1-ジクロロエチレン 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 1,3-ジクロロプロパン 0.02mg 以下
テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）	検液 1L につきチウラム 0.06mg 以下
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）	検液 1L につきシマジン 0.03mg 以下
s-4-クロロベンジル-N,N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）	検液 1L につきチオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につきベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につきセレン 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 1,4-ジオキサン 0.5mg 以下
備 考	
1.	この表に掲げる基準は、昭和 48 年総理府令第 6 号第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
2.	「検出されないこと。」とは、昭和 48 年総理府令第 6 号第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする

金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号、最終改正：平成 29 年 6 月 12 日）

より作成

## ⑦ 土壤汚染

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく基準は、第 3.2-55 表のとおりである。

第 3.2-55 表(1) 土壤汚染に係る土壤溶出量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液 1L につきふつ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

[「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成]

第 3.2-55 表(2) 土壤汚染に係る土壤含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアノ化合物	土壤 1kg につき遊離シアノ 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につきふつ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ダイオキシン類	土壤 1g につきダイオキシン類 1,000pg-TEQ 以下であること。

注：ダイオキシン類については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」に基づく基準である。

〔「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）  
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」  
(平成 12 年川崎市規則第 128 号、最終改正：令和 6 年 10 月 29 日) より作成〕

## ⑧ 地盤沈下

事業実施想定区域は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域となっている。

また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」では、地下水の揚水は揚水施設の構造や揚水量により許可制又は届出制として規制されている。

[「地盤沈下と地下水（地下水揚水規制について）」（川崎市、令和 3 年）より作成]

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく指定地域は川崎市内にはない。

[「令和 4 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 6 年）より作成]

## ⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準が定められている。

## ⑩ 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号、最終改正：平成 14 年 12 月 13 日）により、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（平成 12 年政令第 138 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）が定める化学物質のうち、第一種指定化学物質の製造の事業を営む者・使用する者・取り扱う者及び付随的に生成又は排出することが見込まれる者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を都道府県知事経由により主務大臣に届け出なければならない。

## ⑪ 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条において、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業者自らの責任で適正に処理することが定められている。

## ⑫ 残 土

残土については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年神奈川県条例第 3 号、最終改正：令和 6 年 10 月 22 日）により、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的とし、土砂の搬出について必要な事項を定めている。一定規模以上の土砂の搬出を行う場合には、届出が必要となり、土砂の搬出に際して事業者は処理計画を作成し、知事へ提出する必要がある。

### ⑬ 温室効果ガス等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）では、事業者に対して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じるよう努めることが求められているほか、国及び地方公共団体の施策に協力することが義務付けられている。

また、事業活動での排出の抑制等の措置に関する計画及びその実施状況の公表に努めることが求められており、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものは、排出した温室効果ガス算定排出量に関する事項について事業を所管する大臣へ報告することを義務付けている。

なお、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」（平成 21 年川崎市条例第 52 号、最終改正：令和 5 年 3 月 30 日）に基づき、令和 7 年 4 月より、延べ床面積 2,000m<sup>3</sup> 以上の建築物を新築する建築主への太陽光発電設備等設置義務が課せられることになっている。

さらに、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（特定事業者）に対し、事業活動脱炭素化取組計画書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成と提出が義務付けられている。

#### ※対象事業者：

- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）
- ・連鎖化事業を行う者にあっては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500kL 以上の事業者
- ・事業者の事業活動に伴う自動車の前年度の末日における台数が 100 台以上の事業者
- ・本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量が 3,000t 以上の事業者

### ⑭ エネルギー

#### a. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日）では、平成 30 年 3 月の改正において、火力発電に関して新設発電設備の発電効率基準（新設基準）と、既設発電設備の稼働状況に関する基準（ベンチマーク制度）の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第 3.2-56 表、ベンチマーク制度の概要は第 3.2-19 図のとおりである。

可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率 A 指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率 B 指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準として A 指標は 1.00 以上、B 指標は 44.3% 以上とすることが求められている。

なお、原油換算で 1,500kL／年以上使用する特定事業者に対し、毎年度設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、報告することを義務付けている。

第 3.2-56 表 火力発電に係る新設基準の概要

発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

- 注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。  
2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が 20 万 kW 未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。  
(1)発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。  
(2)定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

〔「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」  
(平成 21 年経済産業省告示第 66 号、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日) より作成〕

### 【火力発電効率のベンチマークA指標】



### 【火力発電効率のベンチマークB指標】

火電効率のベンチマークB指標の算定方法

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値}}{\text{石炭火力発電効率の目標値 (41\%)}} \times \frac{\text{火力のうち石炭火力の発電量比率の実績値}}{\text{発電端、HHV}} \\
 &+ \frac{\text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値}}{\text{LNG火力発電効率の目標値 (48\%)}} \times \frac{\text{火力のうちLNG火力の発電量比率の実績値}}{\text{発電端、HHV}} \\
 &+ \frac{\text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値}}{\text{石油等火力発電効率の目標値 (39\%)}} \times \frac{\text{火力のうち石油等火力の発電量比率の実績値}}{\text{発電端、HHV}}
 \end{aligned}$$

**目標値：44.3%以上**

$$\left[ = 41\% \times \frac{26}{56} + 48\% \times \frac{27}{56} + 39\% \times \frac{3}{56} = 44.3\% \right]$$

※電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者は、「火力発電効率A指標」及び「火力発電効率B指標」の両方の目指すべき水準を満たすことが求められています。

〔「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の実績について（令和5年度定期報告分（令和4年度実績））」（資源エネルギー庁、令和6年）より作成〕

第3.2-19図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

b. エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日）に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」（平成 28 年経済産業省告示第 112 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日）により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和 12 年度（2030 年度）に 44% 以上にすることが求められている。

(3) その他環境保全計画等

① 川崎市

a. 川崎市環境基本計画

川崎市では、「川崎市環境基本条例」に基づき「川崎市環境基本計画（2021～2030）」（令和 3 年 2 月改定）を定め、環境施策の目標となるめざすべき環境像を「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」としている。この目標実現をめざし、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環の 4 分野に目標を設定し、めざすべき環境像の実現にむけ計画を推進していく。

また、川崎市では「川崎市環境基本条例」及び同条例に基づく「川崎市環境基本計画（2021～2030）」並びにその他の環境関連条例との整合を図るものとして、「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 48 号、最終改正：平成 24 年 12 月 14 日）において「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定）を定めており、環境影響評価に係る項目を示すとともに、それぞれの評価の目安として地域別環境保全水準を定めている。

事業実施想定区域が位置する川崎区は臨海部に区分されており、臨海部における地域別環境保全水準は、第 3.2-57 表のとおりである。

第3.2-57表(1) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
地球環境			温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。
大 気	大気質	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		有害大気汚染物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		光化学オキシダント生成原因物質	光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度を超えないこと。
	悪 臭	悪臭物質、臭気指数	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
	上記以外の大気環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。
水	水 質	環境基準設定物質	環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		規制物質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		要監視物質	人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	水 温		生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	底 質		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	地 盤		生活環境の保全に支障のないこと。
地 盤	地下水位		地盤沈下を生じさせないこと。
	地盤沈下		生活環境の保全に支障のないこと。
	変 状		生活環境の保全に支障のないこと。
土壤汚染	土壤汚染	環境基準設定物質	環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
		特定有害物質	人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
		上記以外の物質	生活環境の保全に支障のないこと。
騒音・振動・低周波音	騒 音	工場等に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る騒音	環境基準を超えないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
		航空機に係る騒音	生活環境の保全に支障のないこと。
	振 動	工場等に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。
		道路に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		建設工事に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。
		鉄道に係る振動	生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。
	低周波音		生活環境の保全に支障のないこと。

第3.2-57表(2) 地域別環境保全水準

環境影響評価項目			地域別環境保全水準
大項目	小項目	細項目	臨海部（川崎区の一部地区）
廃棄物等	一般廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	産業廃棄物		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
	建設発生土		資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。
水象	水量・流量 ・流出量	河川等	生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
	湧水		—
	潮流	海域	生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。
	上記以外の水環境要素		生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。
生物	植物	植物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、群落	適切な保全・回復を図ること。
	動物	動物相	適切な保全・回復を図ること。
		注目される種、生息地	適切な保全・回復を図ること。
緑	緑の質	植栽樹木の適合性、 植栽基盤（質、厚さ）	緑の適切な回復育成を図ること。
	緑の量	緑被、緑の構成	緑の適切な創出、回復育成を図ること。
	人と自然とのふれあい活動の場		自然とのふれあい活動に支障のないこと。
人と自然とのふれあい活動の場			
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産		価値ある歴史的文化財の保全を図ること。
景観	景観		周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。
	圧迫感		生活環境の保全に支障のないこと。（工業専用地域内は除く。）
構造物の影響	日照阻害		住環境に著しい影響を与えないこと。（工業専用地域内は除く。）
	テレビ受信障害		良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。
	風害		生活環境の保全に支障のないこと。
コミュニティ施設	コミュニティ施設		生活環境の保全に支障のないこと。
地域交通	交通安全		生活環境の保全に支障のないこと。
	交通混雑		生活環境の保全に支障のないこと。
	地域分断		生活環境の保全に支障のないこと。
地形・地質	土砂流出		生活環境の保全に支障のないこと。
	崩壊		—
	斜面安定		—
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等		人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。

[「地域環境管理計画」（川崎市、令和3年3月改定）より作成]

## b. 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

川崎市では、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の規定に基づき、市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等推進基本計画を定めることとしている。

令和2年11月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、脱炭素化の取組を進めてきたところであるが、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、令和4年3月31日に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。

計画改定のポイントは、以下のとおりである。

### 【Point1 2050年の将来ビジョンの明確化】

- ・エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、さまざまなアプローチで2050年のビジョンを具体化。
- ・川崎市が政令市最大のCO<sub>2</sub>排出地域であると同時に、首都圏全体の一般家庭の消費電力を上回る大規模エネルギー供給拠点としての特性や、産業・研究開発拠点としての特性などを踏まえ、2050年の川崎臨海部が首都圏の脱炭素化に貢献する姿（川崎カーボンニュートラルコンビナート構想）をイメージ化。

### 【Point2 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等の設定】

- ・再エネ：2030年度までに33万kW以上導入。
- ・民生系：2030年度までに45%以上削減（2013年度比）
- ・産業系：2030年度までに50%以上削減（2013年度比）

### 【Point3 施策の強化と5大プロジェクト】

- ・既存計画の施策を強化した全40施策を示すとともに、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として掲載。

プロジェクト1：地域エネルギー会社を中心とした新たなプラットフォーム設立による  
地域の再エネ普及促進PJ

プロジェクト2：川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

プロジェクト3：市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

プロジェクト4：交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ

プロジェクト5：市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

## ② 横浜市

### a. 横浜市環境管理計画

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成7年横浜市条例第17号、最終改正：平成18年12月25日）に基づき「横浜市環境管理計画」（平成30年11月改定）を定め、目指す将来の環境の姿として「脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」及び「水とみどり豊かな自然環境があり生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げている。

総合的な視点による基本政策として、「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の3つの視点により体系化し、総合的・横断的に取組を進めている。

環境側面からの基本施策として、「地球温暖化対策」、「生物多様性」、「水とみどり」、「都市農業」、「資源循環」、「生活環境」、「環境教育・学習」の7つの視点から施策を体系化している。

「横浜市環境影響評価条例」（平成22年横浜市条例第46号、最終改正：平成24年12月28日）に基づき、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として「横浜市環境配慮指針」（令和3年4月改定）を策定し、事業の種類別に配慮事項を定めている。

#### b. 横浜市地球温暖化対策実行計画

横浜市では、地球温暖化に関する国内外の動向や、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」（令和3年横浜市条例37号、最終改正：令和5年12月15日）の制定等を踏まえ、新たな2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、令和5年1月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定した。

本計画では、脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」である「Zero Carbon Yokohama～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」を市民・事業者・市等がすべての力を総動員し実現するために、2030年度（令和12年度）をターゲットとした脱炭素や気候変動への適応に関して、今後進めていく対策を幅広い分野で取りまとめるための7つの「基本方針」を定めるとともに、2050年までの脱炭素化の実現も見据えながら、基本方針に紐づく対策の中から特に2030年度（令和12年度）の温室効果ガス50%削減に向けて、市内経済の循環・持続可能な発展、市民・事業者の行動変容に資する取組を選び、再構築した5つの取組を、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」に設定している。

なお、この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成30年法律第50号、最終改正：令和5年5月12日）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」であり、「脱炭素社会の形成の推進に関する条例」第7条に基づく、「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」に位置付けている。

##### 【基本方針】

- 基本方針1 環境と経済の好循環の創出
- 基本方針2 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進
- 基本方針3 徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大
- 基本方針4 市民・事業者の行動変容の促進
- 基本方針5 世界共通の課題である脱炭素化への貢献
- 基本方針6 市役所の率先行動
- 基本方針7 気候変動の影響への適応

##### 【重点取組】

- 重点取組1 横浜臨海部脱炭素イノベーションの創出
- 重点取組2 脱炭素経営支援の充実

- 重点取組 3 脱炭素に対応したまちづくり
- 重点取組 4 脱炭素ライフスタイルの浸透
- 重点取組 5 市役所の率先行動

### ③ 神奈川県

#### a. 神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県では、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年神奈川県条例第 57 号、最終改正：令和 3 年 12 月 24 日）に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、その後、深刻化する気候変動や社会情勢の変化等を踏まえ、令和 5 年 2 月に、令和 12 年度（2030 年度）までの温室効果ガス排出量の削減目標を 46% から 50% に引き上げることを表明し、この目標の達成に向けて、令和 6 年 3 月に本計画を全面改定した。

本計画は、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」第 7 条に規定する「地球温暖化対策に関する基本的な計画」及び第 9 条に規定する「県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画」並びに「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（平成 25 年神奈川県条例第 96 号）第 7 条に規定する「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画」として、知事が定めるものである。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けられている。

#### 【基本方針】

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

- ・緩和策：2030 年度（令和 12 年度）の目標達成に向けては、エネルギー期限の CO<sub>2</sub> 排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。
- ・適応策：気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特性も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

#### 【目標】

長期目標：2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現。

中期目標：2030 年度（令和 12 年度）の県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50% 削減。

太陽光発電導入目標：2030 年度（令和 12 年度）までに 200 万 kW 以上導入。

## 2. 自然関係法令等

事業実施想定区域及びその周囲における自然関係法令等による地域指定の状況は、第 3.2-58 表及び第 3.2-20 図～第 3.2-26 図のとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、鳥獣保護区、特定獣具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

事業実施想定区域は、緑化推進重点地区、特定獣具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

第 3.2-58 表(1) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有:○、無:×)			関係法令等
		川崎市	事業実施 想定区域 の周囲	事業実施 想定区域	
自然公園	国立公園	×	×	×	自然公園法
	国定公園	×	×	×	
自然環境 保全地域	県立自然公園	×	×	×	神奈川県立自然公園条例
	原生自然環境保全地域	×	×	×	
自然環境 保全地域	自然環境保全地域	×	×	×	自然環境保全法
	沖合海底自然環境保全地域	×	×	×	
自然保護	自然環境保全地域	×	×	×	神奈川県自然環境保全条例
	自然再生事業	×	×	×	
自然遺産		×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産 の保護に関する条約
自然 保 護	近郊緑地保全区域	×	×	×	首都圏近郊緑地保全法
	近郊緑地特別保全地区	×	×	×	
綠 地	緑地保全地域	×	×	×	都市緑地法
	特別緑地保全地区	○	×	×	
動植物 保護	緑地協定	○	×	×	生産緑地法
	生産緑地地区	○	×	×	
動植物 保護	緑の保全地域	○	×	×	川崎市緑の保全及び緑化の推進 に関する条例
	緑化推進重点地区	○	○	○	
動植物 保護	生息地等保護区	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律
	鳥獣保護区	○	○	×	
動植物 保護	鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律
	特別保護指定区域	×	×	×	
動植物 保護	特定獣具使用禁止区域（銃器）	○	○	○	特に水鳥の生息地として国際 的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約)
	指定獣法禁止区域（鉛散弾）	×	×	×	
動植物 保護	獣区	×	×	×	水産資源保護法
	登録簿に掲げられる 湿地の区域	×	×	×	
動植物 保護	保護水面	×	×	×	水産資源保護法

「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「自然環境保全地域」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「近郊緑地の保全制度について」（国土交通省、令和 5 年）  
「令和 5 年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「特別緑地保全地区の指定状況（令和 5 年 4 月 12 日現在）」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「都市緑化データベース」（国土交通省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「横浜市ヒアリング」（みどり環境局環境活動事業課、令和 6 年 9 月）  
「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「緑の保全地域の指定状況」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
「令和 5 年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県、令和 5 年）  
「令和 5 年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都環境局、令和 5 年）  
「日本のラムサール条約湿地」（環境省、令和 4 年）

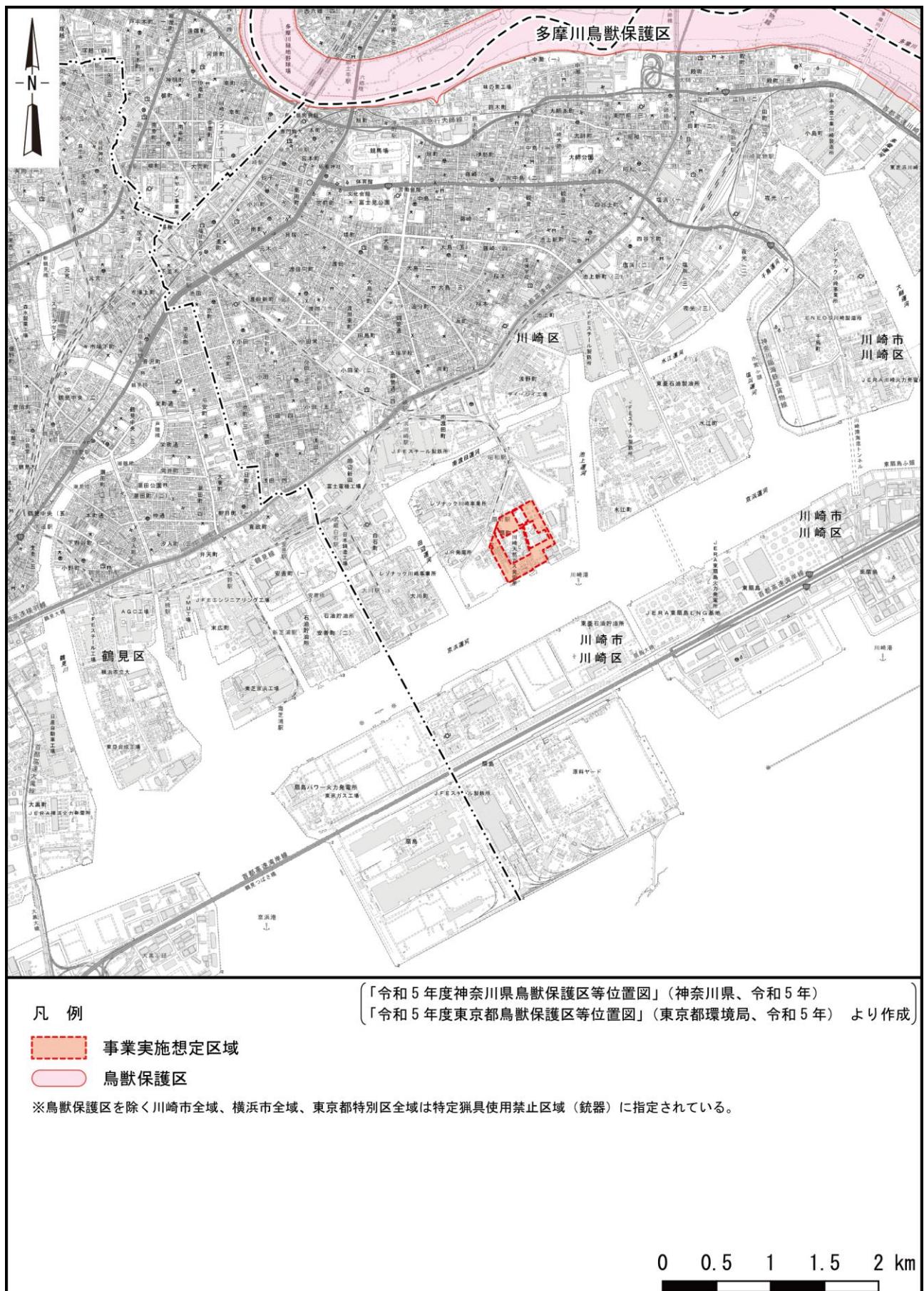
より作成

第3.2-58 表(2) 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定状況 (有:○、無:×)			関係法令等
		川崎市	事業実施 想定区域 の周囲	事業実施 想定区域	
文化財保護	文化遺産	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	国登録有形文化財	○	○	×	文化財保護法
	史跡・名勝	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	文化財保護条例（神奈川県）
		市指定	○	○	文化財保護条例（川崎市・横浜市）
	天然記念物	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	文化財保護条例（神奈川県）
		市指定	○	×	文化財保護条例（川崎市・横浜市）
	埋蔵文化財包蔵地	○	○	×	文化財保護法
	重要文化的景観	×	×	×	文化財保護法
景観保全	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	×	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区	○	×	×	都市計画法
	景観計画区域	○	○	○	景観法、川崎市都市景観条例、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例
	都市景観形成地区	○	○	×	川崎市都市景観条例
	景観計画特定地区	○	○	×	
国土防災	保安林	○	×	×	森林法
	海岸保全区域	○	○	×	海岸法
	砂防指定地	×	×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	×	×	×	地すべり等防止法
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律

- 「日本の世界遺産一覧」（文化庁 HP、令和6年10月閲覧）
- 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和6年10月閲覧）
- 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「ガイドマップかわさき」（川崎市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「横浜市行政地図情報提供システム」（横浜市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都教育委員会 HP、令和6年10月閲覧）
- 「文化的景観」（文化庁 HP、令和6年10月閲覧）
- 「令和5年都市計画現況調査」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）
- 「風致地区について」（川崎市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「風致地区の手引」（横浜市建築局、令和5年）
- 「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和6年10月閲覧）
- 「都市景観形成地区とは」（川崎市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「景観計画特定地区について」（川崎市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「神奈川県ヒアリング」（神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課、令和6年9月）
- 「東京湾沿岸海岸保全基本計画〔神奈川県区間〕」（神奈川県、平成28年）
- 「かながわの海岸」（神奈川県土整備局、平成31年）
- 「神奈川県の海岸保全基本計画について」（横浜市 HP、令和6年10月閲覧）
- 「国土数値情報 砂防指定地データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）
- 「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」（国土交通省 HP、令和6年10月閲覧）

より作成



第3.2-20図 自然関係法令等による地域指定等の状況（鳥獣保護区）



第3.2-21図 自然関係法令等による地域指定等の状況（指定文化財）



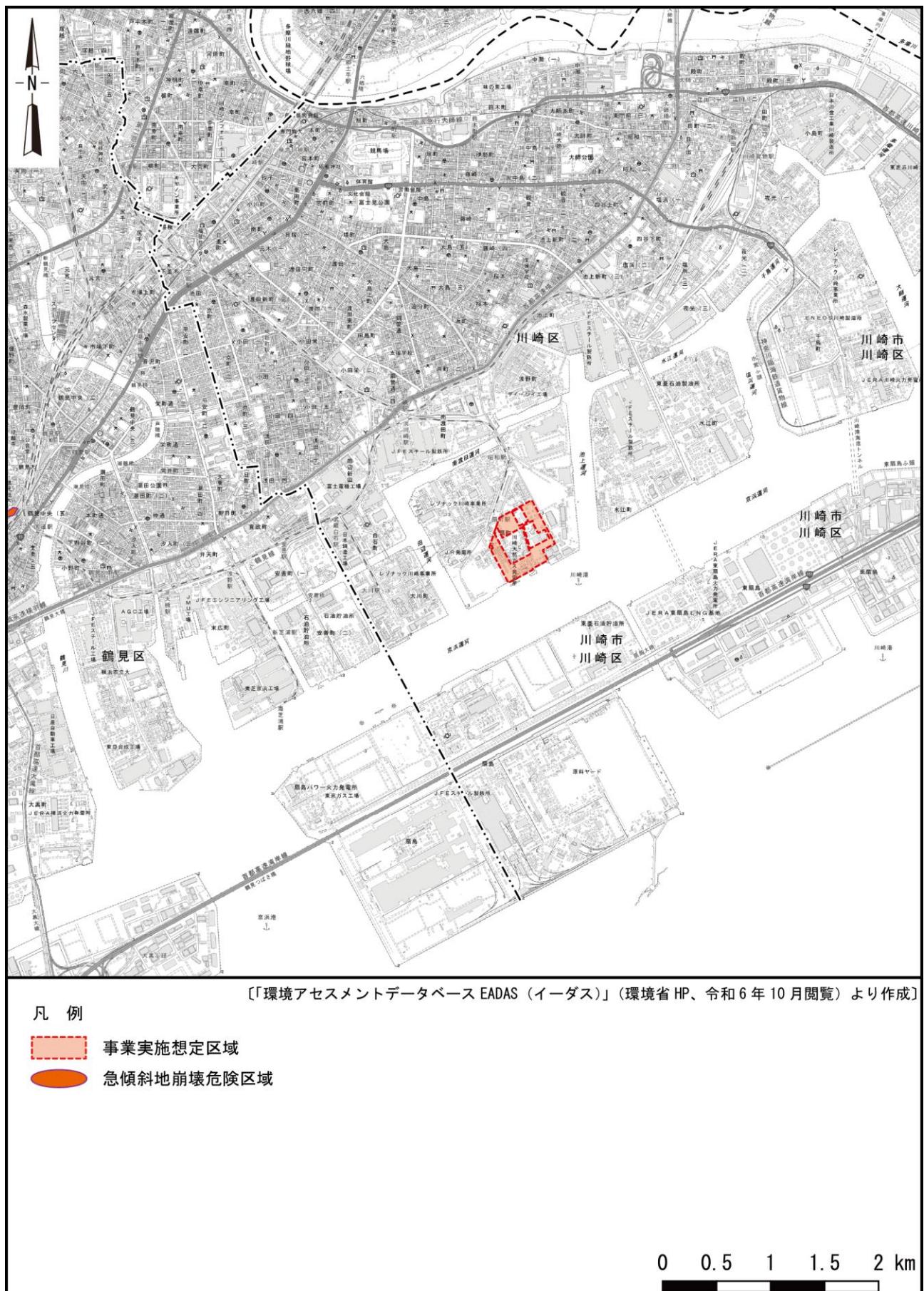
第 3.2-22 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（埋蔵文化財包蔵地）



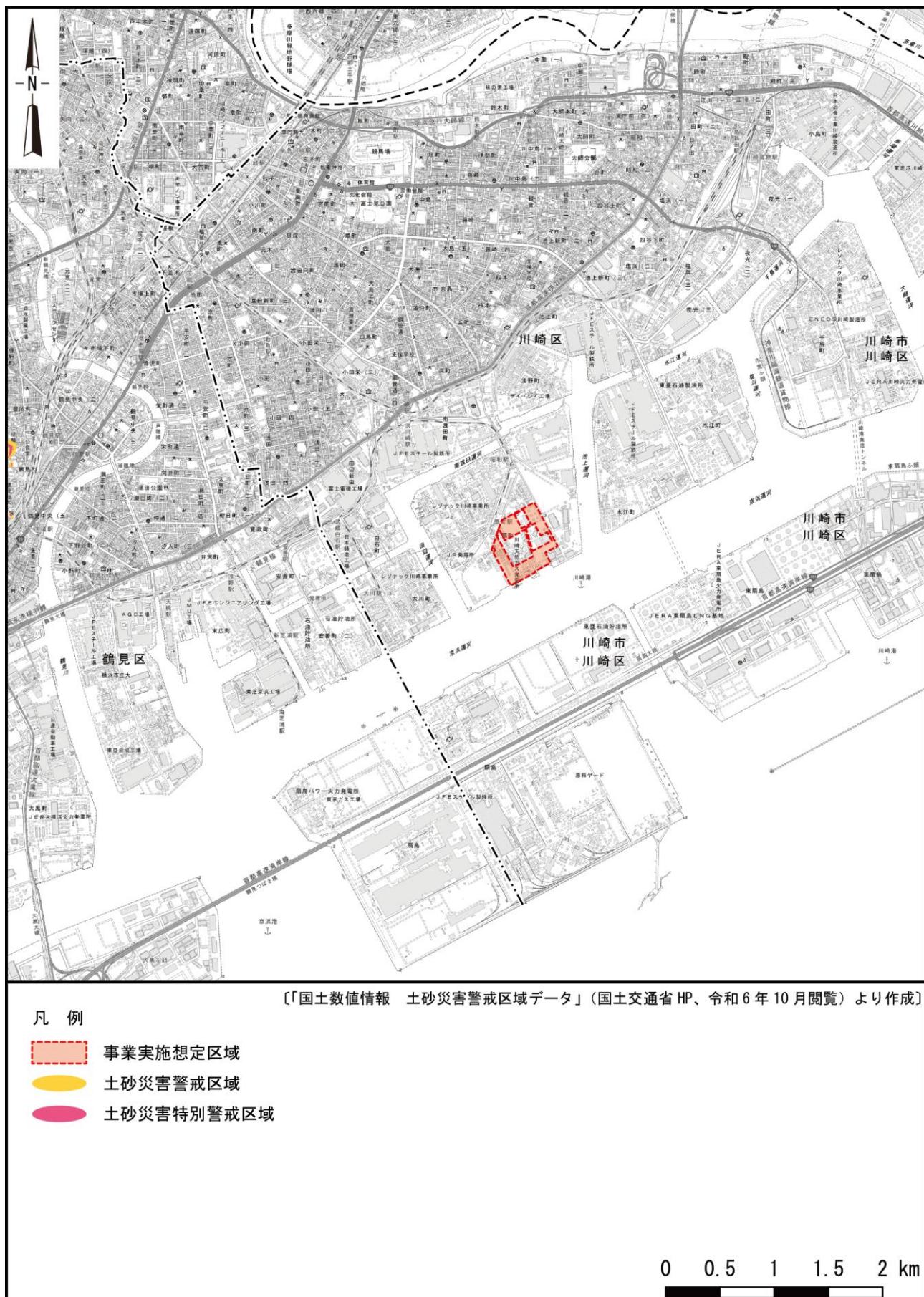
第 3.2-23 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（景観計画区域等）



第 3.2-24 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（海岸保全区域）



第 3.2-25 図 自然関係法令等による地域指定等の状況（急傾斜地崩壊危険区域）



第3.2-26図 自然関係法令等による地域指定等の状況（土砂災害警戒区域等）

## 第 4 章

第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する  
調査、予測及び評価の結果



## 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

### 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

#### 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という。）第4条に基づいて把握した本事業の配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえて影響要因と環境要素を検討するとともに、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容を整理した上で、同省令第5条の規定に基づき選定する。

本事業に係る配慮書事業特性及び配慮書地域特性は、次のとおりである。

## 1. 配慮書事業特性

- ・タービン、発電機等を設置する。
- ・事業実施想定区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、周辺の住居系地域までは約 1.4km の距離がある。
- ・発電設備等の規模については、利用できる敷地の面積及び電力系統連携可能規模等を考慮して、総出力約 75 万 kW とした。
- ・タービン、発電機等の主要機器は、敷地境界における騒音・振動対策面を考慮した配置とする。
- ・煙突の高さは 80m 及び 100m の 2 案を設定した。
- ・燃料の種類は天然ガス（LNG）とし、近隣の LNG 基地からパイプラインにより供給される。なお、脱炭素化に向けて将来的に水素の導入を検討する。
- ・燃料は天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないが、窒素酸化物（NOx）が発生する。NOx 排出抑制対策として、低 NOx 燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する。
- ・復水器の冷却は冷却塔による機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）を採用し、循環水には工業用水を使用する。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑える。
- ・プラント用水は川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道を利用する。
- ・発電設備からの排水は新設する排水処理設備、生活排水は合併処理浄化槽により、適切な処理を行った後に、既設排水口から海域に排出する。
- ・冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラ、送風機、ポンプ類及び圧縮機等については、防音・防振対策を適切に講じる。
- ・工事中及び運転開始後の主要な交通ルートは、主として県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線、一般国道 15 号及び県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線を使用する。
- ・発電設備のうち大型機器及び重量物は、海上輸送する計画である。
- ・工事中は一般工事用資材及び小型機器等の搬出入、工事関係者の通勤、廃棄物等の搬出を行う。
- ・運転開始後は通常時は通勤車両、定期点検時には定修関係者の通勤並びに資機材の運搬車両がある。
- ・主な工事としては、土木建築工事、機器据付工事及び試運転がある。
- ・海域における新たな工事は発生しない予定である。
- ・工事中の建設機械の稼働にあたっては、工事の平準化、排出ガス対策型機械、低騒音・低振動建設機械の採用に努める。
- ・排熱回収ボイラ内に設置する排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持、管理によって漏洩を防止する。
- ・工事中及び運転開始後において地盤沈下の原因となる地下水の取水は行わない。

- ・工事中の排水は、仮設排水処理設備等により適切に処理した後、既設排水口より排出する。
- ・工事中及び運転開始後において、土壤汚染の原因となる物質は使用しない。必要に応じて土壤汚染対策法に基づく対策を実施する計画である。
- ・発電所敷地内に必要な緑地等を整備し、維持管理を行う。
- ・景観の保全については、周辺環境との調和に配慮する。
- ・工事中に発生する建設廃棄物及び発電設備の運転に伴い発生する廃油・汚泥等は、発生量の抑制及び有効利用に努めるとともに、法に基づき適正に処理する計画である。
- ・基礎掘削工事等に伴い発生する土砂は盛土等に有効利用する計画である。
- ・最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量あたりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努める。

## 2. 配慮書地域特性

### (1) 大気環境

- ・大気質の状況として、20km 圏内における二酸化窒素の測定は、一般局 33 局、自排局 26 局で行われており、令和 4 年度の環境基準の適合状況は、測定が行われている全ての測定局で適合している。また、10km 圏内の一般局（9 局）の 5 年間（平成 30 ～令和 4 年度）における年平均値は横ばいで推移している。
- ・騒音の状況として、事業実施想定区域及びその周囲では、自動車騒音の測定が行われており、一般国道 132 号においては夜間に環境基準を超過しているが、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間及び夜間ともに環境基準に適合している。
- ・振動の状況として、事業実施想定区域及びその周囲では、道路交通振動の測定が行われており、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線では昼間、夜間ともに要請限度値内である。

### (2) 水環境

- ・水質の状況として、事業実施想定区域の周辺海域では、令和 4 年度において 10 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について、化学的酸素要求量の測定結果（75% 値）は 10 地点中 9 地点で、全窒素の測定結果は 10 地点中 3 地点で、全燐の測定結果は 10 地点中 4 地点で環境基準に適合している。平成 30 年～令和 4 年度における化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。
- ・事業実施想定区域の周囲の河川では、令和 4 年度において 3 地点で公共用水域の水質測定が行われている。生活環境の保全に関する項目について生物化学的酸素要求量の測定結果（75% 値）はすべての地点において環境基準に適合している。平成 30 年～令和 4 年度の経年変化は、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。
- ・川崎区内で行われた地下水の測定結果は、すべての地点において環境基準に適合している。

### (3) 土壤及び地盤の状況

- ・「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域は、事業実施想定区域が位置する川崎区には存在しない。事業実施想定区域は、平成 29 年に同法に基づく形質変更時要届出区域（指－65 号、68 号）に指定されている。
- ・事業実施想定区域が位置する扇町地区は、昭和 2 年に埋立が完了した埋立地である。昭和 6 年には、三菱石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。本製油所は平成 11 年 9 月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。
- ・川崎事業所では、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壤調査等の結果、平成 21 年 9 月 3 日に基準に適合しない特定有害物質（鉛と砒素）が確認され、応急対策実施済みと報告されている。

- ・川崎市が令和4年度に行った精密水準測量結果では、前年度との標高差の比較ができた有効水準点数206点のうち56点で沈下を示しており、56点すべての地点において前年度と比較して20mm未満の沈下である。

#### (4) 地形及び地質

- ・事業実施想定区域及びその周囲は、埋立地であり、地質は埋め立て土、土壤は埋立地（人工改変土）である。
- ・事業実施想定区域の周囲の海域は、10m以深の水深であり、底質は主に泥である。
- ・事業実施想定区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。

#### (5) 動物・植物・生態系

- ・陸域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、事業実施想定区域及びその周囲において確認された重要な種は、哺乳類2種、鳥類65種、爬虫類3種、両生類1種、昆虫類176種である。
- ・注目すべき生息地は、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。
- ・海域に生息する動物の状況として、重要な種の選定根拠により、事業実施想定区域の周辺海域において確認された重要な種は、魚等の遊泳動物14種、潮間帯及び底生生物11種である。
- ・注目すべき生息地としては、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。また、事業実施想定区域の周辺海域において、「多摩川河口干潟」が確認されている。
- ・現存植生としては、事業実施想定区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雜草群落等の植生がみられる。
- ・陸域に生育する植物の状況として、重要な種の選定根拠により、事業実施想定区域及びその周囲において、23種が確認されている。また、重要な群落として、特定植物群落の多摩川口の塩生植物群落等が指定され、2件の巨樹・巨木が確認されている。
- ・事業実施想定区域近傍（約1km程度）の範囲は全て工場地帯・市街地である。

#### (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・景観の状況として、自然景観資源としては、「下末吉台地」及び「本牧台地」がある。
- ・一般市民による利用頻度が高く、事業実施想定区域を眺望できる主要な展望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン及び横浜マリンタワー等がある。
- ・事業実施想定区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

#### (7) 社会的状況

- ・事業実施想定区域は主に供給処理施設用地及び重化学工業用地である。
- ・事業実施想定区域は、「都市計画法」に基づく工業専用地域に位置している。
- ・事業実施想定区域が位置する川崎港においては、漁業権の設定はされていない。

- ・事業実施想定区域の最寄の交通量調査地点である県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線での 24 時間交通量は、13,497 台である。
- ・事業実施想定区域の最寄りの学校等は、事業実施想定区域の北約 1.4km にあいせん保育園、病院は北北西約 2.2km に日本鋼管病院、福祉施設は北西約 1.4km に有料老人ホームぱんだがある。
- ・最も近い住居系の用途地域は、事業実施想定区域の北約 1.4km に第二種住居地域の指定がある。
- ・川崎市及び横浜市は「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域である。
- ・事業実施想定区域は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、工場騒音及び工場振動の規制基準が適用される。
- ・事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、一律排水基準及び上乗せ排水基準、市条例規制基準が定められている。
- ・事業実施想定区域の周囲には、緑化推進重点地区、鳥獣保護区、特定獣具（銃器）使用禁止区域、国登録有形文化財、史跡・名勝の市指定、埋蔵文化財包蔵地、景観計画区域、都市景観形成地区、景観計画特定地区、海岸保全区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。事業実施想定区域は、緑化推進重点地区、特定獣具（銃器）使用禁止区域及び景観計画区域に含まれている。

以上の配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえ、計画段階配慮事項を第 4.1-1 表のとおり選定した。

第4.1-1表 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用					
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働		資材等の搬出入	廃棄物の発生
環境要素の区分							排ガス	排水	温排水	機械等の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物							
			窒素酸化物				○			
			浮遊粒子状物質							
			粉じん等							
		騒音	騒音							
	水環境	水質	振動							
			水の汚れ							
			富栄養化							
			水の濁り							
		水温								
	その他	底質	有害物質							
		その他	流向及び流速							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	景観	地形及び地質							
			重要な地形及び地質							
	植物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)								
		海域に生息する動物								
		重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)								
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	海域に生育する植物								
		地域を特徴づける生態系								
	景観	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観				○				
		人と自然との 触れ合いの活動の場								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								
		産業廃棄物								
	温室効果ガス等	残土								
一般環境中の放射性物質			二酸化炭素							
放射線の量										

注：1. 「○」は、計画段階配慮事項として選定する項目を示す。

2. [■]は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）において「一般的な事業において重大な環境影響が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定することが想定される事項」を示す。
3. [■]は、「発電所アセス省令」に基づく環境影響評価方法書手続における参考項目を示す。
4. 本事業は新設の発電所であるため、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（環境省、平成25年）には該当しない

#### 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由は第 4.1-2 表、選定しない理由は第 4.1-3 表のとおりである。

選定する計画段階配慮事項は、「大気質（窒素酸化物）・施設の稼働（排ガス）」及び「景観・地形改変及び施設の存在」とし、構造について煙突高さの複数案（煙突高さ 80m 及び 100m）を設定し、影響の違いを把握する。

なお、工事の実施に関する項目については、現段階では工事計画の熟度が低いことに加え、工事中の影響は一時的であること、工事工程の調整等により工事用資材等の搬出入車両台数の平準化や工事関係車両台数の低減を図る等の適切な環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。

放射性物質に係る項目については、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないと判断することから選定しない。

第 4.1-2 表 計画段階配慮事項として選定する理由

項目		計画段階配慮事項として選定する理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気環境	大気質	窒素酸化物	施設の稼働 (排ガス)
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在

第4.1-3表(1) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項目		計画段階配慮事項として選定しない理由		
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガス (LNG) を使用することから排ガス中に硫黄酸化物は含まれないため、計画段階配慮事項として選定しない。
		窒素酸化物	資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないと定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		浮遊粒子状物質	施設の稼働 (排ガス)	発電用の燃料として天然ガス (LNG) を使用することから排ガス中にはばいじんは含まれないため、計画段階配慮事項として選定しない。
		粉じん等	資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないと定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
騒音・振動	騒音・振動	騒音・振動	施設の稼働 (機械等の稼働)	事業実施想定区域は工業専用地域であること、タービン、発電機器等の主要機器については、防音・防振対策を適切に講じることにより、重大な環境影響を生じさせないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
			資材等の搬出入	発電用燃料はパイプラインで供給されることから、資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないと定期点検時には一時的に輸送車両等が増加するが工程の調整等によりピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	排水処理設備及び合併処理浄化槽により適切に処理した後に排水する等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		富栄養化	施設の稼働 (排水)	排水処理設備及び合併処理浄化槽により適切に処理した後に排水する等の環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		水温	施設の稼働 (温排水)	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
その他	流向及び流速	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		施設の稼働 (温排水)	復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。	
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には自然環境保全上重要な地形・地質は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。

第4.1-3表(2) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項目		計画段階配慮事項として選定しない理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在 施設の稼働（温排水）	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在 施設の稼働（温排水）	海域における新たな取排水工事や埋立等の地形改変を行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 復水器は冷却塔による冷却を行い、温排水は排出しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域は工業専用地域に位置し、人為的に整備及び管理された土地であり、自然植生は存在せず、自然地形もないため、地域を特徴づけるような生態系はないと考えられること、既存資料調査より、周辺地域の生態系は人為的な環境のもとに成立した単一的で多様性が低いものであると判断されることから、計画段階配慮事項として選定しない。
人との活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域には人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
		資材等の搬出入	定期点検工程の調整等を行いピーク時の車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることにより、重大な環境影響を生じさせないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い産業廃棄物が発生するが、発生量の低減に努めるとともに、法に基づき適切に処理することにより、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。
温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働（排ガス）	燃料として天然ガス（LNG）を利用する、発電効率の高い最新のコンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに、所内の電力・エネルギー使用量を節約する等の取組みにより、二酸化炭素排出量をより一層低減することに努めることで、環境への影響を低減することが可能であることから、計画段階配慮事項として選定しない。

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

### 4.2.1 調査、予測及び評価の手法

調査、予測及び評価の手法は、第4.2-1表のとおりである。

第4.2-1表 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		影響要因の区分	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	窒素酸化物	施設の稼働 (排ガス)	文献その他の資料により、大気質の状況並びに気象の状況に関する情報を整理する。	数値シミュレーション解析により、寄与濃度(年平均値)を予測する。	寄与濃度(年平均値)の最大着地濃度及び一般局への寄与について、複数案の影響の違いを把握して評価する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	文献その他の資料により、眺望点及び景観資源の状況に関する情報を整理する。	事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係を把握し、直接改変の有無を確認する。 なお、眺望景観の変化については、主要な眺望点から発電設備(煙突)を見たときの垂直見込角を算出し、予測する。	地形改変については、眺望点及び景観資源の直接改変の有無を確認し、施設の存在については、主要な眺望点からの眺望景観の影響の程度について、複数案の影響の違いを把握して評価する。

### 4.2.2 調査、予測及び評価の選定の理由

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、「発電所アセス省令」第6条、第7条、第8条及び第9条に基づき、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ選定した。

## 4.3 調査、予測及び評価の結果

### 4.3.1 大気環境・大気質（窒素酸化物）

#### 1. 施設の稼働（排ガス）

##### (1) 調査

###### ① 調査方法

###### a. 気象の状況

気象の状況は、「大気環境情報」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）により風向、風速、日射量及び放射収支量の情報を収集し、当該情報の整理及び解析を行った。

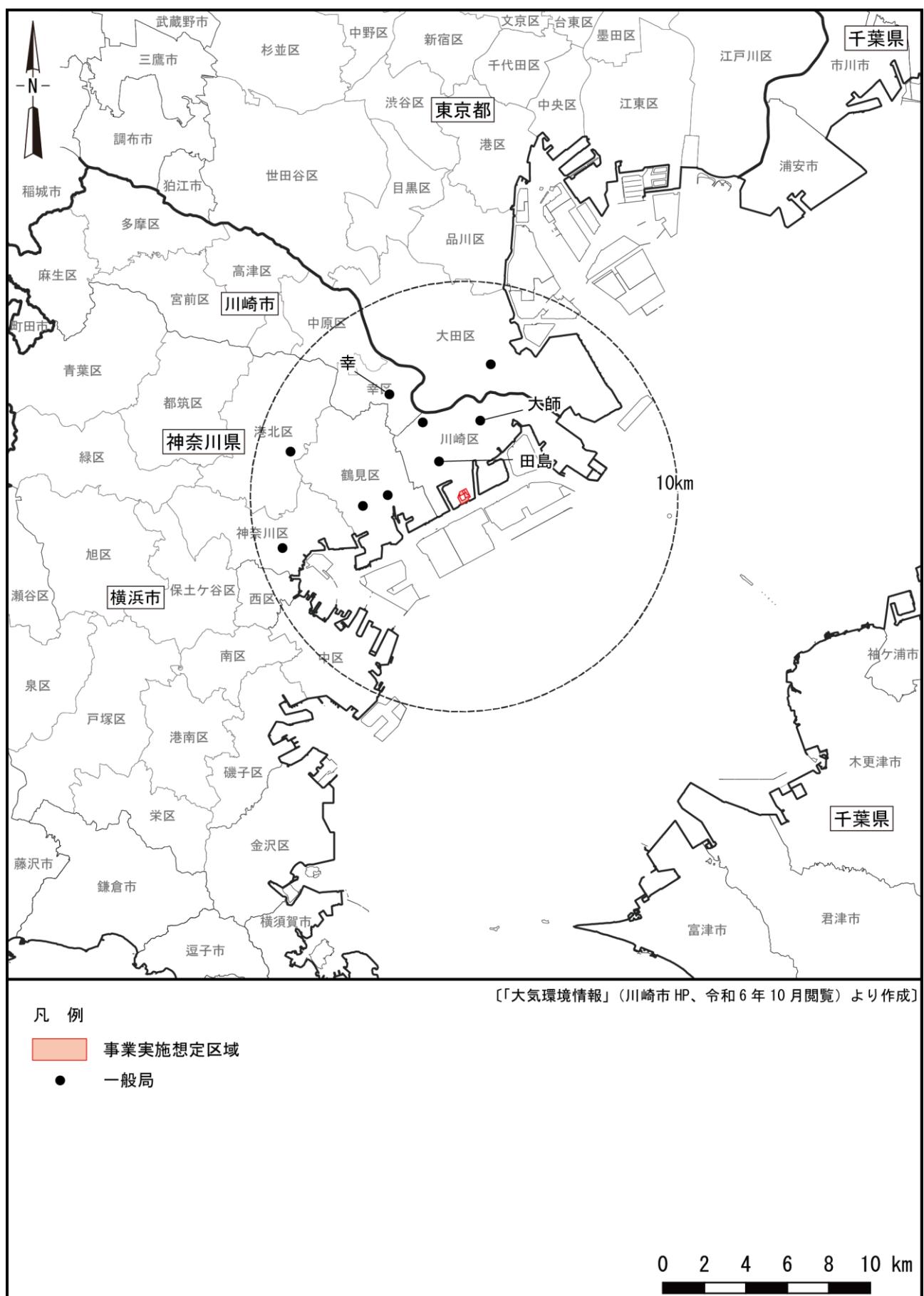
気象の調査地点は第 4.3-1 図のとおりであり、最寄りの一般局である大師測定局（風向及び風速）、田島測定局（日射量）及び幸測定局（放射収支量）とした。

対象とした一般局の位置は、第 4.3-1 図のとおりである。

###### b. 大気質の状況

大気質の状況は、「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和 6 年 10 月閲覧）により事業実施想定区域の周辺 10km 圏内にある一般局の情報を収集し整理した。

対象とした一般局の位置は、第 4.3-1 図のとおりである。



第 4.3-1 図 対象とした一般局の位置

## ② 調査結果

### a. 気象の状況

気象特性及び気象概要は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況 1. 気象の状況」のとおりである。

大師測定局（地上高 19.2m）における令和5年度の月別平均風速及び月別最多風向は、第4.3-1表(1)のとおりであり、年間平均風速は3.1m/s、年間最多風向は南南西となっている。

田島測定局及び幸測定局における令和5年度の日射量及び放射収支量は、第4.3-1表(2)のとおりである。

大師測定局の令和5年度の風配図は、第4.3-2図のとおりである。

**第4.3-1表(1) 大師測定局における風速及び風向（令和5年度）**

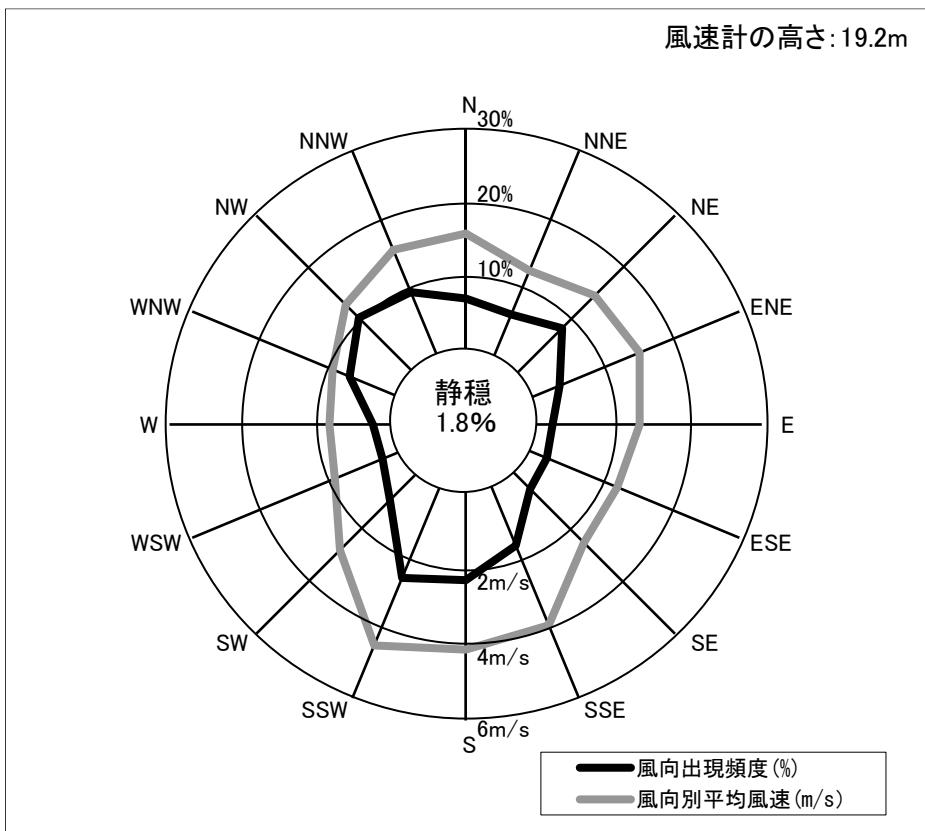
項目	年月	令和5年										令和6年			全年
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平均風速	(m/s)	3.8	3.4	2.8	3.5	3.6	3.2	2.5	2.7	2.3	2.7	3.3	3.4	3.1	
最多風向 出現率	(方位) (%)	SSW (26)	S (16)	S (18)	SSW (26)	S (23)	SSW (17)	NW (17)	NNW (13)	WNW (17)	NW (22)	NNW (16)	SSW (19)	SSW (12)	

注：事業実施想定区域付近において、風向・風速を測定している3測定局（大師測定局：風速計高さ19.2m、田島測定局：風速計高さ7.9m、川崎測定局：風速計高さ84.5m）のうち、大気安定度の設定に適当な大師測定局とした。

**第4.3-1表(2) 田島測定局及び幸測定局における日射量  
及び放射収支量（令和5年度）**

項目	年月	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
日射量	(MJ/m <sup>2</sup> ・日)	0.729	0.759	0.677	0.916	0.852	0.604	0.520	0.388	0.364	0.407	0.444	0.610	
放射 収支量	(MJ/m <sup>2</sup> ・日)	0.36	0.39	0.39	0.50	0.47	0.40	0.27	0.17	0.11	0.12	0.21	0.30	

注：日射量は、事業実施想定区域付近において測定している幸測定局と田島測定局のうち最寄りの田島測定局とし、放射収支量は幸測定局でのみ測定されていることから同測定局とした。



注：静穏率は、風速 0.4m/s 以下の出現率（%）を示す。

第 4.3-2 図 風配図（大師測定局）令和 5 年度

#### b. 大気質の状況

大気質の状況は、「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況」のとおりである。

約 10km 圏内における二酸化窒素の状況は、一般局 9 局で測定が行われており、令和 4 年度はすべての測定局で環境基準に適合している。

## (2) 予測

予測対象物質は、施設の稼働に伴って発電所から排出される窒素酸化物とし、窒素酸化物はすべて二酸化窒素に変換されるものとして取り扱った。

### ① 年平均値の予測

#### a. 予測方法

「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（公害研究対策センター、平成12年）（以下「NOxマニュアル」という。）に基づく方法により予測した。予測手順は、第4.3-3図のとおりである。

#### b. 予測式

予測式は、以下のとおりである。

#### ア. 有効煙突高さの計算式

有効煙突高さは次式より算出した。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

[記号]

$H_e$  : 有効煙突高さ (m)

$H_0$  : 煙突実高さ (m)

$\Delta H$  : 排ガス上昇高さ (m)

#### （ア）有風時（風速2.0m/s以上）

有風時の有効煙突高さには、CONCAWE式で求めた排ガス上昇高さを用いた。

#### （イ）無風時（風速0.4m/s以下）・有風時（風速0.5～1.9m/s）

無風時の有効煙突高さはBriggs式（風速0.0m/s）とCONCAWE式（風速2.0m/s）で求めた排ガス上昇高さから、有風時の有効煙突高さは風速0.4m/sの上昇高さ及び風速0.5～1.9m/sの代表風速の上昇高さから線形内挿して求めた。

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \left( \frac{d\theta}{dZ} \right)^{-3/8}$$

[記号]

$\Delta H$  : 排ガス上昇高さ (m)

$Q_H$  : 排出熱量 (J/s)

$$Q_H = \rho Q C_p \Delta T$$

$Q$  : 単位時間当たりの排出ガス量（湿り）(m<sup>3</sup>/s)

$\rho$  : 0°Cにおける排出ガス密度 (=1.293×10<sup>3</sup>g/m<sup>3</sup>)

$C_p$  : 定圧比熱 (=1.0056 J/(k·g))

$\Delta T$  : 排出ガス温度と気温（月平均気温）との温度差（°C）  
 $u$  : 煙突頭頂付近の風速（m/s）  
 $\frac{d\theta}{dz}$  : 温位傾度（°C/m）  
 （昼間は 0.003、夜間は 0.010 を用いた）

#### イ. 拡散計算式

年平均値の算出に用いた拡散計算式は、以下のとおりである。

（ア）有風時（風速0.5m/s以上）：ブルーム式の長期平均式

$$C(R) = \frac{2Q}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z u} \exp \left\{ -\frac{1}{2} \left( \frac{H_e}{\sigma_z} \right)^2 \right\} \cdot 10^6$$

（イ）無風時（風速0.4m/s以下）：簡易パフ式

$$C(R) = \frac{2Q}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \frac{1}{\eta^2} \cdot 10^6$$

$$\eta^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} H_e^2$$

#### [記号]

- $C(R)$  : 風下距離  $R$  における着地濃度（ppm）
- $H_e$  : 有効煙突高さ（m）
- $\sigma_z$  : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m）
- $u$  : 風速（m/s）
- $\alpha$  : 無風時の水平方向の拡散パラメータ（m/s）
- $\gamma$  : 無風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m/s）
- $Q$  : 汚染物質排出量（ $m^3_N/s$ ）

c. 予測条件

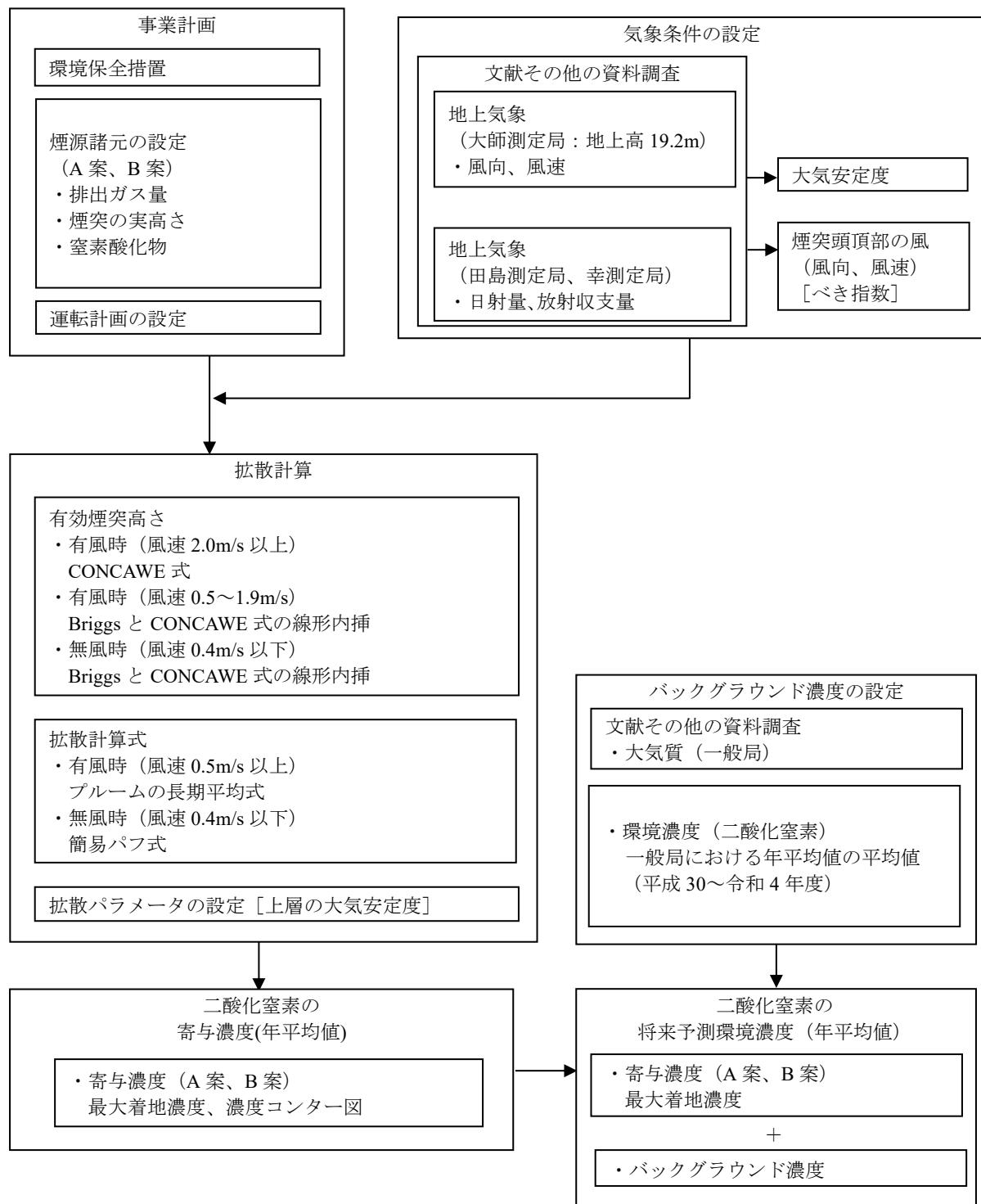
(a) 煙源の諸元

煙源の諸元は、第 4.3-2 表のとおりである。

第 4.3-2 表 煙源の諸元

項目	単位	A 案	B 案
煙突実高さ	m	100	80
排出ガス量（湿り）	$10^3 \text{m}^3/\text{h}$	3,000	3,000
排出ガス温度	°C	80	80
排出ガス速度	m/s	31.7	31.7
窒素酸化物	濃度	ppm	5 以下
	排出量	$\text{m}^3/\text{h}$	22.8

注：排出濃度は、乾きガスベースであり、O<sub>2</sub>濃度 16% の換算値である。



第 4.3-3 図 年平均値の予測手順

(b) 気象の条件

風速は、大師測定局における令和 5 年度の測定結果を「NOx マニュアル」に示されたべき乗則より、以下の式で補正した煙突頭頂部の推計風速を用いた。大気安定度別べき指数は、第 4.3-3 表の値を使用した。

風向は、大師測定局における令和 5 年度の地上風観測結果（1 時間値）を用いた。

$$U_z = U_s \cdot \left( \frac{Z}{Z_s} \right)^P$$

【記号】

$U_z$  : 高度Zにおける推計風速 (m/s)

$U_s$  : 地上風速 (m/s)

Z : 推計高度 (=煙突高さ)

$Z_s$  : 地上風観測高度 (=19.2m)

P : 大気安定度によるべき指数

第 4.3-3 表 大気安定度別べき指数

大気安定度	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D~E	F~G
P	0.10	0.10	0.15	0.15	0.20	0.20	0.25	0.30

[「NOx マニュアル」 (公害研究対策センター、平成 12 年) より作成]

地上の大気安定度は、令和 5 年度における大師測定局における風速、田島測定局の日射量及び幸測定局の放射収支量の観測結果から分類した大気安定度を用いた。地上の大気安定度分類は、第 4.3-4 表のとおりである。

第 4.3-4 表 地上の 大気安定度分類表

風速 (u) m/s	昼間 日射量 (T) kW/m <sup>2</sup>				放射収支量Q (kW/m <sup>2</sup> )		
	T ≥ 0.60	0.60 > T ≥ 0.30	0.30 > T ≥ 0.15	0.15 > T	Q ≥ -0.020	-0.020 > Q ≥ -0.040	-0.040 > Q
u < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ u < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ u < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ u < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ u	C	D	D	D	D	D	D

[「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」 (原子力安全委員会、昭和 57 年) より作成]

上層の大気安定度については、「川崎市における今後の窒素酸化物対策及び浮遊粒子状物質対策について 資料編」(川崎市公害対策審議会専門委員会、平成9年)に従い設定した。

#### (c) 拡散パラメータ

有風時の鉛直方向の拡散パラメータは第4.3-5表に示すパスカル・ギフォード線図の近似関数を用い、無風時の拡散パラメータは第4.3-6表に示すパスカル安定度に対応した拡散パラメータを用いた。

**第4.3-5表 有風時の鉛直方向拡散パラメータ  
(パスカル・ギフォード線図の近似関数)**

$$\sigma_z(X) = \gamma z \cdot X^{\alpha z}$$

大気安定度	$\alpha z$	$\gamma z$	風下距離X(m)
A	1.122	0.0800	0～300
	1.514	0.00855	300～500
	2.109	0.000212	500～
A-B	1.043	0.1009	0～300
	1.239	0.03298	300～500
	1.6015	0.003476	500～
B	0.964	0.1272	0～500
	1.094	0.0570	500～
B-C	0.941	0.11655	0～500
	1.006	0.0780	500～
C	0.918	0.1068	0～
C-D	0.872	0.10569	0～1,000
	0.775	0.2067	1,000～10,000
	0.7365	0.2943	10,000～
D	0.826	0.1046	0～1,000
	0.632	0.400	1,000～10,000
	0.555	0.811	10,000～
E	0.788	0.0928	0～1,000
	0.565	0.433	1,000～10,000
	0.415	1.732	10,000～
F	0.784	0.0621	0～1,000
	0.526	0.370	1,000～10,000
	0.323	2.41	10,000～
G	0.794	0.0373	0～1,000
	0.637	0.1105	1,000～2,000
	0.431	0.529	1,000～10,000
	0.222	3.62	10,000～

[「NOxマニュアル」(公害研究対策センター、平成12年)より作成]

第 4.3-6 表 無風時の拡散パラメータ

大気安定度	$\alpha$	$\gamma$
A	0.948	1.569
A - B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B - C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C - D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

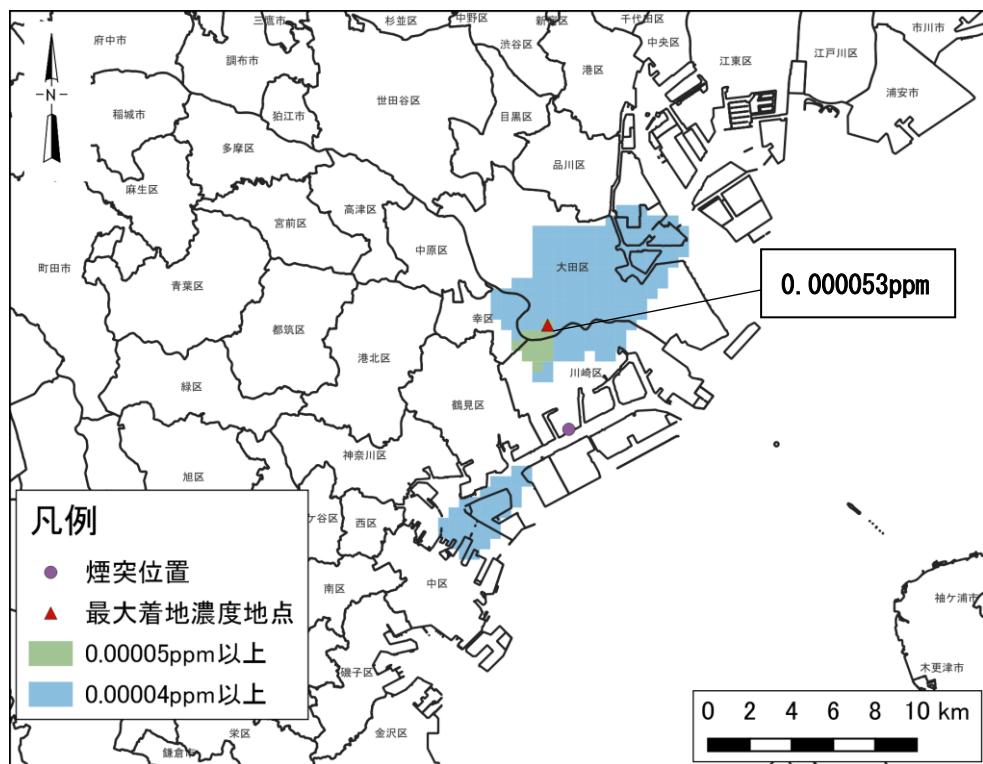
〔NOx マニュアル  
(公害研究対策センター、平成 12 年) より作成〕

#### d. 予測結果

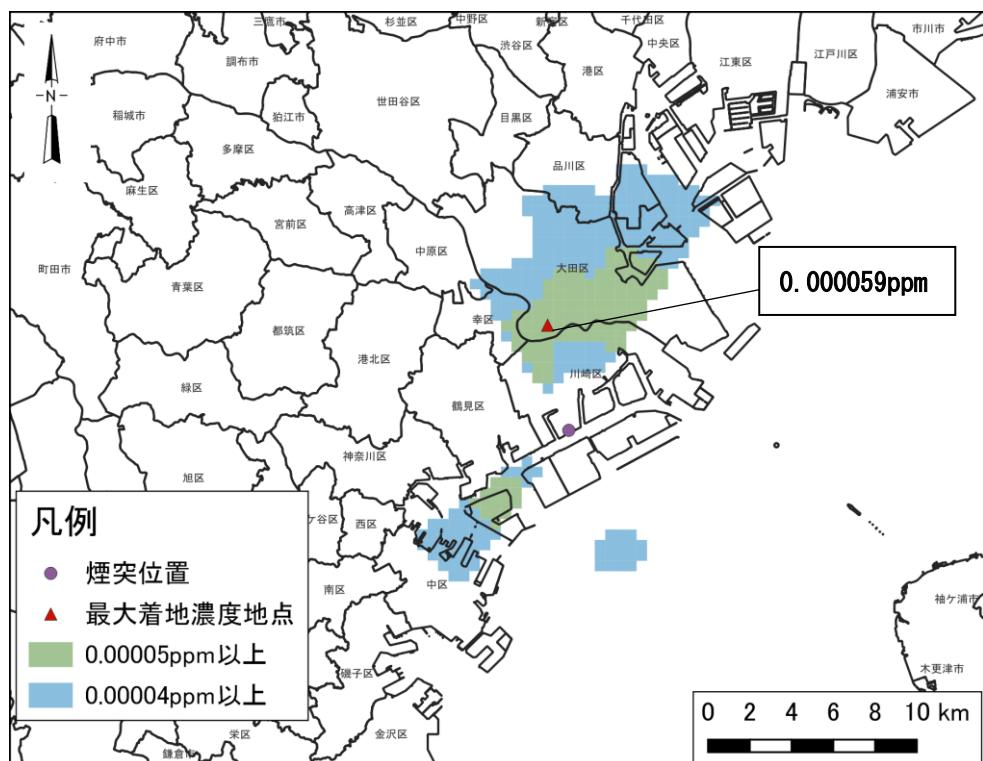
複数案における寄与濃度（年平均値）の最大着地濃度の予測結果は、第 4.3-7 表及び第 4.3-4 図のとおりである。

第 4.3-7 表 年平均値予測結果

予測ケース		寄与濃度 (年平均値) の 最大着地濃度	煙突と最大着地 濃度地点の距離	煙突からの最大着地 濃度地点の方位
A 案	煙突 100m	0.000053ppm	約 5.1km	北北西
B 案	煙突 80m	0.000059ppm	約 5.1km	北北西



第4.3-4図(1) 二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果  
(A案：煙突高さ 100m)



第4.3-4図(2) 二酸化窒素の地上寄与濃度の予測結果  
(B案：煙突高さ 80m)

### (3) 評価

評価は、本事業による最大着地濃度についてバックグラウンド濃度を踏まえた将来予測環境濃度と対比するとともに、最大着地濃度地点における将来予測環境濃度を、環境基準を年平均の値に換算した値（以下、「環境基準の年平均相当値」という。）と比較することにより行った。

比較結果は、第4.3-8表のとおりである。

二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は0.000053ppm及び0.000059ppmであり、バックグラウンド濃度を加えた将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33%及び0.37%と複数案のいずれも小さくなっている。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053ppm及び0.016059ppmであり、複数案のいずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

第4.3-8表 環境基準の年平均相当値との比較結果

項目 (単位)	予測ケース	最大着地濃度 (a)	バックグラウンド 濃度 (b)	将来予測 環境濃度 (c=a+b)	寄与率 (%) (a/c)	環境基準の 年平均相当値
二酸化 窒 素 (ppm)	A案 (煙突高さ 100m)	0.000053	0.016	0.016053	0.33	0.023
	B案 (煙突高さ 80m)	0.000059	0.016	0.016059	0.37	

注：1. バックグラウンド濃度は、発電所予定地から10km以内の平成30～令和4年度における一般局の年平均値の平均値とした。

2. 環境基準の年平均相当値は、発電所予定地から10km以内の一般局の平成30～令和4年度の測定値に基づいて作成した以下の式に環境基準値を代入して求めた。

$$y=0.2719x+0.0062 \quad y: \text{年平均値 (ppm)} \quad x: \text{日平均値の98\%値 (ppm)}$$

#### 4.3.2 景観

##### 1. 地形改変及び施設の存在

###### (1) 調査

###### ① 調査方法

文献その他の資料の整理により、事業実施想定区域の周囲における眺望点及び自然景観資源の状況を把握した。

###### ② 調査結果

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点の状況は第 4.3-9 表、自然景観資源の状況は第 4.3-10 表、主要な眺望点及び自然景観資源の位置は第 4.3-5 図のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点として、「横浜マリンタワー」、「川崎マリエン」等が挙げられる。

また、主要な自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

第 4.3-9 表(1) 主要な眺望点の状況

図中番号	名称	方向	距離	概要
1	京浜島つばさ公園	北北東	約 9.4km	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第 1 ターミナル展望デッキ	北東	約 7.9km	360 度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	北北西	約 4.2km	本庁舎 25 階にある展望ロビーからは、北（東京方面）を中心に、東（臨海部・羽田方面）、西（武蔵小杉方面）の景色を一望できる。スカイデッキからは東（臨海部・羽田方面）、南（横浜方面）、西（武蔵小杉方面）が一望できる。
4	ちどり公園	東北東	約 3.5km	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台（高さ 7m）や樹木に囲まれた芝生広場がある。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
5	東扇島東公園	東	約 4.5km	平成 20 年にオープンした人工海浜を有する公園。園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めることができる。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。
6	川崎マリエン	東	約 3.6km	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。 川崎市の景観資源（文化的施設）である。
7	大川町緑地	西	約 0.8km	運河に沿った緑溢れる公園。
8	東扇島西公園	南東	約 2.1km	約 4.5 万 m <sup>2</sup> の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のポートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。 川崎市の景観資源（港湾緑地）である。

第 4.3-9 表(2) 主要な眺望点の状況

図中番号	名称	方向	距離	概要
9	末広水際線プロムナード	西南西	約 3.7km	幅員 15m、延長 680m の緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	西南西	約 9.6km	69 階の展望フロアから、眼下に 360 度の大パノラマを一望できる。天気がいい日には、東京タワー やスカイツリー、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい 21 の夜景と、クルーズ船や観光船などが行きかう港ならではの夜景等がみられる。
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	南西	約 8.6km	長さ約 430m の屋上には送迎デッキを擁する広場が 24 時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
12	横浜マリンタワー	南西	約 8.9km	横浜開港 100 周年の記念事業として、昭和 36 年に建設された横浜のシンボル。当時は日本で最も高い灯台であった。高さ 106m、2 層の展望フロア、360 度の大パノラマを望むことができる。
13	横浜港シンボルタワー	南南西	約 7.1km	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
14	港の見える丘公園	南西	約 8.9km	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

注：1. 図中番号は、第 4.3-5 図に対応している。

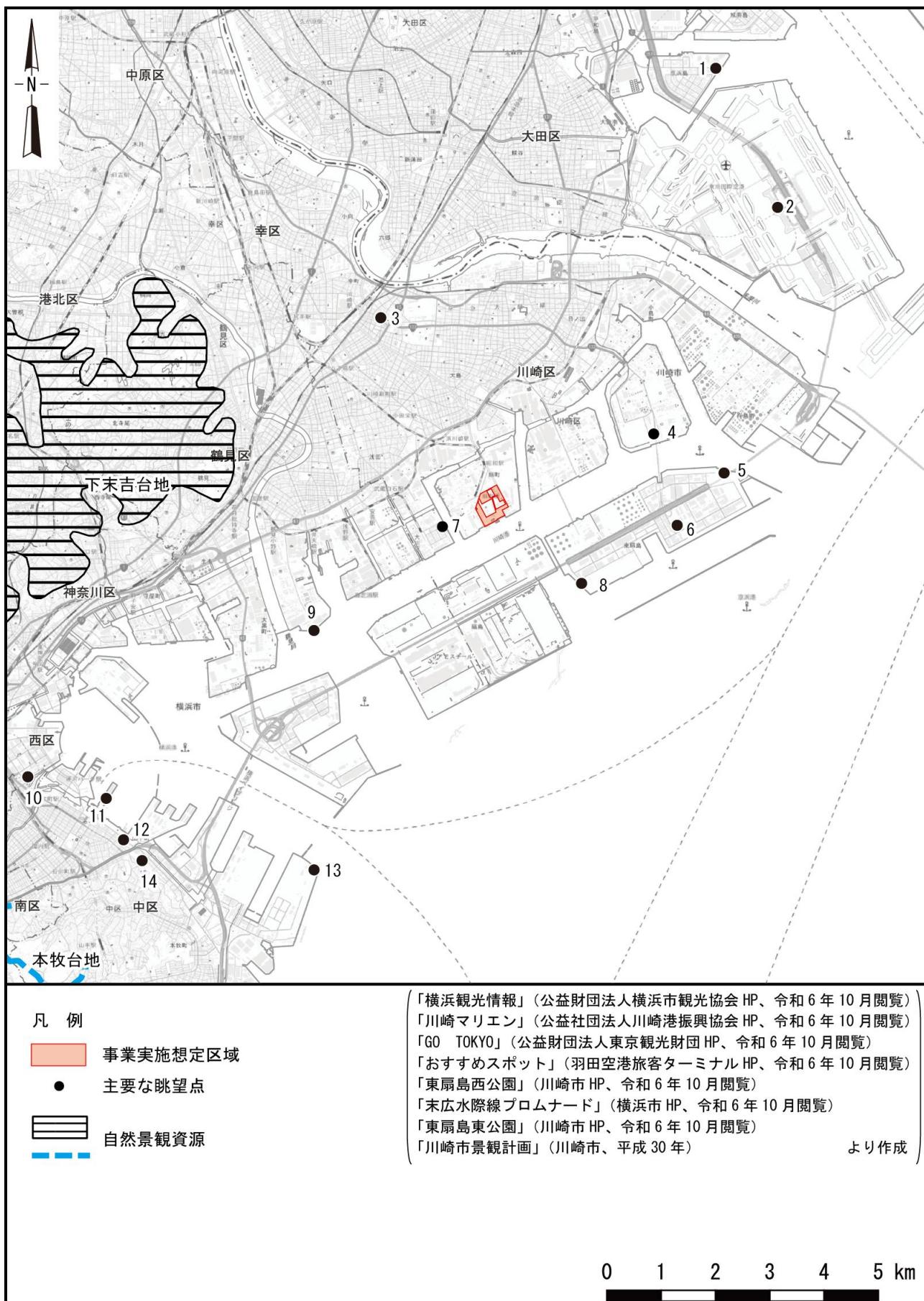
2. 方向は煙突計画位置から見た眺望点の方向（16 方位）を、距離は煙突計画位置から眺望点までの直線距離を示す。

〔「横浜観光情報」（公益財団法人横浜市観光協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「川崎マリエン」（公益社団法人川崎港振興協会 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「GO TOKYO」（公益財団法人東京観光財団 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「おすすめスポット」（羽田空港旅客ターミナル HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「東扇島西公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「末広水際線プロムナード」（横浜市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「東扇島東公園」（川崎市 HP、令和 6 年 10 月閲覧）  
 「川崎市景観計画」（川崎永、平成 30 年）  
 より作成〕

第 4.3-10 表 自然景観資源の状況

名称	区分	概要
下末吉台地	自然景観資源	海成段丘
本牧台地	自然景観資源	海食崖

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕



第4.3-5図 主要な眺望点及び自然景観資源の位置

## (2) 予測

### ① 予測方法

#### a. 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源の位置関係から、直接改変の有無を確認した。

#### b. 主要な眺望点に対する影響評価

複数案として設定した煙突高さ 2 案 (100m 及び 80m) による、眺望景観への影響の違いを把握するために、主要な眺望点から発電設備（煙突）を見た時の垂直見込角を算出した。

### ② 予測結果

#### a. 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点及び景観資源との位置関係は、第 4.3-5 図のとおりであり、事業実施想定区域と主要な眺望点及び景観資源は重なっていないことからこれらの直接改変はない。

#### b. 主要な眺望点に対する影響評価

主要な眺望点から煙突計画位置までの距離及び最大垂直見込角は、第 4.3-11 表のとおりである。

最大垂直見込角の範囲は A 案（煙突高さ：100m）では約 0.6～7.1 度、B 案（同：80m）では約 0.5～5.7 度である。

第 4.3-11 表 計画施設供用後の煙突位置周辺が視認可能な眺望点からの  
距離と最大垂直見込角

図中番号	眺望点名	煙突計画地点までの距離(km)	煙突の最大垂直見込角(度)	
			A 案 (100m)	B 案 (80m)
1	京浜島つばさ公園	約 9.4km	約 0.6	約 0.5
2	羽田空港第 1 ターミナル展望デッキ	約 7.9km	約 0.7	約 0.6
3	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	約 4.2km	約 1.4	約 1.1
4	ちどり公園	約 3.5km	約 1.6	約 1.3
5	東扇島東公園	約 4.5km	約 1.3	約 1.0
6	川崎マリエン	約 3.6km	約 1.6	約 1.3
7	大川町緑地	約 0.8km	約 7.1	約 5.7
8	東扇島西公園	約 2.1km	約 2.7	約 2.2
9	末広水際線プロムナード	約 3.7km	約 1.5	約 1.2
10	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	約 9.6km	約 0.6	約 0.5
11	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル	約 8.6km	約 0.7	約 0.5
12	横浜マリンタワー	約 8.9km	約 0.6	約 0.5
13	横浜港シンボルタワー	約 7.1km	約 0.8	約 0.6
14	港の見える丘公園	約 8.9km	約 0.6	約 0.5

注：1. 図中番号は、第 4.3-5 図に対応している。

2. 垂直見込角の算出にあたっては、眺望点と事業実施想定区域が水平であると仮定した。

## (参考) 送電鉄塔の見え方

垂直見込角	鉄塔の場合の見え方
0.5 度	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1 度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5~2 度	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3 度	比較的細部まで見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5~6 度	やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10~12 度	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20 度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

[「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）より作成]

### (3) 評価

#### ① 主要な眺望点及び景観資源に対する改変の評価

事業実施想定区域の周囲の眺望点及び景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変による重大な影響はないものと評価する。

#### ② 主要な眺望点に対する影響評価

複数案に対する眺望景観への影響比較は、第 4.3-12 表のとおりである。

このうち、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）において、「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい」とされる垂直見込角 1 度以上の地点数は、A 案、B 案とも 7 地点である。

また、「シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になります。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないことがある」とされる垂直見込角 1.5~2 度以上の地点は、A 案では 5 地点、B 案は 2 地点である。

なお、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない」とされる垂直見込角 5~6 度以上の地点は、事業実施想定区域の最寄りの大川町緑地である。

「眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。」とされる垂直見込角 10~12 度の地点は A 案、B 案とも 0 地点である。

眺望景観については、煙突高さが低いほど影響は小さい。

以上のことから、施設の存在による景観への重大な影響は回避・低減されているものと評価する。

今後の検討においては「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）や「臨海部色彩ガイドライン」（川崎市、平成 8 年）等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

第4.3-12表 複数案に対する眺望景観への影響比較

項目	A案 (100m)	B案 (80m)
眺望景観の変化（煙突の最大垂直見込角）	約7.1度	約5.7度
（垂直見込角1度以上の地点数）	7	7
（垂直見込角1.5～2度以上の地点数）	5	2
（垂直見込角3度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角5～6度以上の地点数）	1	1
（垂直見込角10～12度以上の地点数）	0	0

#### 4.4 総合的な評価

計画段階配慮事項に係る総合的な評価は以下のとおりである。

- ・大気質（施設の稼働：排ガス）

二酸化窒素の最大着地濃度（計画施設寄与濃度）は、複数案のいずれも将来予測環境濃度に対する寄与率は、0.33～0.37%と小さい。

また、二酸化窒素の将来予測環境濃度は、0.016053～0.016059ppmであり、いずれも環境基準の年平均相当値（0.023ppm）に適合している。

以上のことから、大気質に及ぼす影響は少なく、煙突高さによる大気質への影響の違いは小さいものと評価する。

- ・景観（地形改変及び施設の存在）

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点及び自然景観資源は、本計画において直接改変されないことから、地形改変及び施設の存在による重大な影響はないと考えられる。

煙突高さの複数案について評価を行った結果、「やや大きく見え、景観的にも大きい影響がある」とされる垂直見込角5～6度以上の地点数は、A案、B案とも1地点である。

また、「眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる」とされる垂直見込角10～12度以上については、A案、B案とも確認されなかった。

眺望景観については、A案、B案とも大きな違いはないと考えられるが、煙突高さが低いほど影響は小さい。

今後の検討においては、「川崎市景観計画」や「臨海部色彩ガイドライン」等に基づき、周囲の景観と調和するよう配慮し、さらなる眺望景観への影響の低減を図ることとする。

以上のことから、複数案を設定した煙突高さについて、重大な影響はないものと評価した。

方法書以降においては、事業特性や地域特性を踏まえ、環境影響評価項目を選定し、詳細な予測及び評価を行うことを検討する。

(空白ページ)

## 第 5 章

計画段階環境配慮書に関する業務を委託した  
事業者の名称、代表者の氏名及び  
主たる事務所の所在地



## 第5章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：株式会社東京久栄

代表者の氏名：代表取締役社長 高月 邦夫

主たる事務所の所在地：東京都千代田区岩本町二丁目4番2号 江戸新金網ビル4階